

北海道 釧路市

都道府県名	北海道	市区町村名	釧路市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1－1. 自治体の基本情報

人口	168,730（人）		世帯数	94,068（世帯）		
高齢化率	33.2（％）	生活保護受給率	4.92（％）	面積	1362.90（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		43.90(%)	公立小学校数	26(校)	公立中学校数	15(校)
地域包括支援センター		直営：2 か所，委託：5 か所（社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会 等）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会）				

1－2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

豊かな資源を背景に水産農林業や食品加工業、石炭鉱業、紙・パルプ業などを主力産業として発展してきた地域であるが、国際経済動向や競争激化により、これらの産業を取り巻く環境は総じて厳しくなっており、現在も地域経済は低迷を続けている。 また、雇用情勢においては、近年多少の回復はみられるものの、依然として厳しい状況が継続しているが、生活保護率については、平成24年度の55.1％をピークに僅かであるが減少してきている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉ニーズの多様化・複雑化に対応すべく、庁内各課の横断的連携をはじめ、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムを構築するとともに、高齢者や障がい者の雇用の場など、地域に必要とされる社会資源の創出を図る。 また、公的な福祉サービスだけでは対応出来ない生活課題を抱える高齢者・障がい者・子ども等に対し、地域が協働し助け合いながら暮らすことの出来る「地域共生社会」の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民が主体的に取り組む事業の創出。支援する側・される側の境目のない関係性の構築。中間的就労の場の創出。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	釧路市（委託先：一般社団法人　釧路社会的企業創造協議会）		
②事業名	住民とともに中間的就労の場を創出し、暮らしを支える事業		
③事業実施の必要性	釧路市は人口減少が急速に進む地域であるとともに働きづらさや生きづらさを抱える方が多い地域である。社会的孤立の問題と生活保護率　50%にみられる困窮問題が直面する地域課題である。特に平成 17 年の飛び地合併後、人口流出が激しい釧路市音別地区において「つながりあう場づくり」「顔の見える関係」づくりを通じて社会的孤立を防ぎ住民の自己肯定感の醸成が求められている。音別地域で地場の露栽培を通じ「中間的就労」の可能性を生みだすことが働く場が無く社会的孤立状態に陥った住民の自己肯定感醸成に通じる支援である。併せて高齢化率が高い同地域における介護予防の観点からもこれは有効である。音別地域での地域力を育む取組を釧路市内全域においても普遍化する。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
	(対象地域) 音別町	(対象地域の範囲) 町区	(人口) 1,786 人
	(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
	(支援する対象) 主に高齢者	(支援の内容) 中間的就労の場を介護予防の観点からも創出する。	
	(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
	(拠点の場所) 露の栽培を行う苗圃や製品加工を行う工場、ちょっとした困り事を支えあう関係を構築できるカフェ	(運営主体) 一般社団法人音別ふき露団	
	(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
	(研修の対象) 50 代以上の音別町民、行政、関係機関	(研修の内容) 中間的就労の理解・参加を促す研修	
	(エ) その他		
	中間的就労の場を創出することを重視		
	地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
	日本財団「わがまち基金」		
	事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
	介護予防事業や生活保護受給者自立支援プログラム、音別行政センターの取り組む露まつりや富貴紙づくりなど		
	事業の成果目標		
	露の栽培で最終的に 50 トンの収穫とそれに伴う雇用の創出		
	イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
	(対象地域) 釧路市	(対象地域の範囲) 市	(人口) 168,730 人
	(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
	(場所・機関等の名称) 釧路市生活相談支援センターくらしごと	(相談を受け止める人) 相談支援員	
	(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
	(周知方法) メディア発信やチラシの全戸配布		
	(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
	(把握の方法) 各関係機関からの紹介特に各包括支援センターの 2 層会議等の参加等連携を図る		
	(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
	(バックアップの内容) 現地の自立相談支援機関や包括支援センターにおける相談支援	(バックアップする人) 生活相談支援センターくらしごとの相談支援員、音別町地域包括支援センターの生活支援コーディネーター	
	事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
	包括的支援事業（地域包括支援センター）、生活保護制度など		
	事業の成果目標		
	年 2 ～ 3 名のケース検討		
	ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			
4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について	の通り		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	釧路市 (委託先：一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会)	
②事業名	包括的な相談支援システム構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	「最も弱い当事者は制度にアクセスしないか、できない」、また、「専門性を重視した支援体系それ自体が人の生活や暮らしを疎外している制度の狭間」問題が生活困窮者問題の根底にある。そのために其々の縦割りの制度を生活困窮者及び家族のためにつなぐとともに制度がもつ不十分さを踏まえ新たに資源と支援を生み出すことが必要である。まさに個別的で包括的支援の創造が問われている。そのため各機関間の事務連絡”や“会議ばかりの協議会乱立、〇〇への一方向的な協力”に終始しがちである現状を打開し生活困窮者自立支援改正法案の第8条や社会福祉法の106条の2に基づき地域に根ざした、『協働による包括的支援体制構築』を目指すものである。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	常勤1人、非常勤1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜常勤者の経歴＞ 2002年 株式会社カネボウ化粧品 エリアマネージャー 2006年 ビストロバー・ベルジュ・エーワン 店長 2008年 釧路市民活動センターわっと 職員 2009年 株式会社北海道二十一世紀総合研究所 釧路担当コーディネーター 2010年 地域起業創造センターまじくる 起業家・スキルアップコース担当者 2012年 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 事務局長	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	釧路市生活相談支援センターくらしごと	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
＜部会活動を通じた社会資源の開発・地域づくり＞ 釧路市内でも特に高齢化と子どもの貧困問題が問われる美原地区と人口減少が激しい音別地区に部会を設置。それぞれの地区にいて自主的に地域活動を行おうとする人材を一つの社会資源と捉え、美原地区においては地域食堂・子ども食堂の取り組み、音別地区においては農福連携の取り組みを中心に不足する資源を加えながら推進していく。また、地区は限定せず、働きたくても直ちに働くことが難しいが障がい者支援サービスを利用できない方を対象とした自立支援・就労支援にも取り組む。 こうした部会を推進しつつ釧路生活困窮者自立支援全体会や支援調整会議など、関係機関や住民とのつながりを重層的に展開する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月開催。参加者は市内の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、社会福祉協議会などを含む15名で構成。		(既存の会議の名称) 全体会による支援調整会議
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 各部会を実施する地域住民や団体所属のメンバーを対象に、年に4～10回実施。開催頻度は部会の活動実施の必要性による。		(既存の会議の名称) 美原部会、音別部会、就労支援部会、元町部会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
初回のみ発生する物品等のイニシャルコストは、助成金等の活用を検討。継続的に発生するランニングコストは、会費の徴収や販売収益から捻出、あるいは関係民間企業の社会貢献事業として寄付を集める。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
全体会・各部会、合わせて40以上の団体が所属しているため、全体の情報共有から必要な情報の提供、資源の創出を図っている。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
地域住民のニーズに基づき、住民が協働して暮らしを支える仕組みづくりを目指します。よって、部会を通じた地域住民による取り組みの創出と継続を地域共生社会の実現に向けた成果目標とします。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
3. 地域力強化推進事業について の通り		

北海道 京極町

都道府県名	北海道	市区町村名	京極町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	3,004（人）		世帯数	1,492（世帯）		
高齢化率	35.2（％）	生活保護受給率	13.8（‰）	面積	231.49（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		81.8(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		委託：1 か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		北海道委託：1 か所（NPO）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

北海道西部後志地方に属している。 地場産業は農業が中心であり、ジャガイモ、ニンジン、ビートなどが生産されている。 日本百名山である羊蹄山、ふきだし湧水は日本名水百選にも選ばれた名水であり、1日8万トンという自然の恵みを生み出している。 四季折々の美しい景観と豊かな自然が認められ、日本で最も美しい村連合にも加盟している。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・京極町、近隣町村の複合困難世帯のケースについて、随時支援チームの形成ができる。 ・町内・町外の多分野専門職が連携できる関係構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・町内外の専門職同士がケースワークを通してネットワーク構築し、ケースに応じて必要なチーム形成ができる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	京極町(京極町社会福祉協議会)	
②事業名	生活支援体制整備事業	
③事業実施の必要性	多様な日常生活上の支援体制の充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 3,004
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 支え合い本部(協議体)、社協	(支援の内容) 資源の創出、ボランティアとのマッチング	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 福祉センター、コミュニティセンター、共生型地域福祉拠点きょうここ	(運営主体) 社協、NPO	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ボランティア養成	(研修の内容) 座談会の開催、ボランティア養成講座の実施	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域支援事業(生活支援体制整備事業)、社協の共同募金、NPO 等との協力		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター) 社協の拠点コーディネーター		
事業の成果目標		
高齢者のみならず、多世代の方の困りごとの解決、支え合いの体制づくり		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 3,004
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 支え合い本部(協議体)、包括支援センター、社協	(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーター、協議体構成員等	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協(生活支援コーディネーター)、共生型地域福祉拠点(拠点コーディネーター)、地域包括支援センター		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 町内会、民協、地域ケア会議関係者との連携、共生型地域福祉拠点でのニーズ把握		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 支え合い本部会議、地域ケア会議	(バックアップする人) 地域包括支援センター、社協	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター) 社協の拠点コーディネーター		
事業の成果目標		
地域包括支援センター、相談支援包括化推進員において対応を行い、相談件数等を記録する		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
判断能力が低下した方、複合的課題を抱えた方への多機関とのネットワーク構築により、課題解決を図っていく		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	京極町(京極町社会福祉協議会)
②事業名	京極町生活サポートセンター運営事業
③事業実施の必要性、体制等	判断能力が不十分な住民や、生活困窮、複合的課題を抱える対象者に対し、従来の分野別の支援体制と連携し、相談支援機能、コーディネート機能、ネットワーク機能の充実を図る
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉協議会の権利擁護担当部署において、各種相談支援を担当している社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	京極町生活サポートセンター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
既存の分野別相談支援体制の中で、インテークやアセスメントで複合的課題を抱えた対象者について、各機関とのネットワークを構築することにより速やかな課題解決を進める	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 地域ケア会議や障害部局の自立支援協議会など、既存の分野における体制を活用する	（既存の会議の名称） 支援会議、地域ケア個別会議 自立支援協議会ケース部会
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 地域ケア会議や障害部局の自立支援協議会など、既存の分野における支援体制を活用し、課題に応じ各関係機関をコーディネートし連携構築を図っていく	（既存の会議の名称） 地域ケア推進会議 羊蹄山麓権利擁護運営協議会 法人後見勉強会 羊蹄山麓障がい相談担当者会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
成年後見人等の受任	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
市民後見人の養成・フォローアップ研修を実施し、日常生活自立支援事業も含めた人材育成を行っている。 8か町村で構成する羊蹄山麓権利擁護体制運営協議会を組織し、専門職、関係機関とのネットワーク形成を図る	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
京極町において、複合困難世帯のケースについて、随時チーム形成ができる複合課題を抱えるケース5件程度の相談支援と終結を目指す取り組みを行う	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

北海道 鷹栖町

都道府県名	北海道	市区町村名	鷹栖町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	6,822（人）		世帯数	3,065（世帯）		
高齢化率	33.9（％）	生活保護受給率	0.77（％）	面積	139.42（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		97.5(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

鷹栖町は北海道のほぼ中央、上川管内に位置しています。小高い山に囲まれた盆地であり豊かな大自然と広々とした田園風景、雄大な大雪山・十勝岳連峰を一望できる絶好のロケーション地です。 トマトジュース「オオカミの桃」で知られる鷹栖町は中心部から JR 旭川駅まで車で約 25 分という利便性の高さと、それでいて豊かな自然に囲まれた住みよい環境にあります。品質・収穫量とも道内屈指の稲作、付加価値の高いきゅうりの生産など、もともと良品質な農作物の供給地帯であり、さらに現在は積極的な企業誘致により、農・商・工一体となった地域複合産業の形成を目指しています。旭川鷹栖インター、旭川北インターの開通で札幌圏へのアクセスも容易になっています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	相談内容の多様化に伴い、特に生活困窮者及びひきこもりに対する支援のニーズが高まっている。 初回面談を通して本人のニーズ等とマッチする方を対象に、就労や生活改善に向けた準備の一環として、日常生活の自立・規則的生活の確立・社会との繋がりづくりのために中間的就労の場を提供し、様々な体験の中で、対象者が自信を付け、少しずつ不安を克服して一般就労に向かうことを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	就労支援と社会参加のきっかけづくりとして、コミュニティカフェ・農園の運営を行うことで、対象者への就労支援とともに、地域の居場所の一つとして、誰もが気軽に立ち寄り交流できる集いの場を創出する。また、町の基幹産業である農業に携わることで、人材不足の課題を抱える農業分野の将来の担い手の育成を図る。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	鷹栖町(鷹栖町社会福祉協議会)	
②事業名	働くきっかけ応援事業	
③事業実施の必要性	働いても長続きしない、就労できないなど、働くことに困り感を抱えている方が、社会参加につなげることや、その人らしく働くことができるように、きっかけとなる場所をつくり、就労支援などに結びつけることが必要。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 鷹栖町一円	(対象地域の範囲) 鷹栖町一円	(人口)
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 応援サポーター、ほっとファーム指導員	(支援の内容) ほっとカフェ、ファーム運営補助、	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) サ高住内にある地域交流スペース「あえーる」 ふれあいセンター 畑	(運営主体) 社会福祉法人 さつき会 鷹栖町	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 応援サポーター	(研修の内容) 対象者への支援を円滑にするための養成講座を実施	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地元企業(本田技研労働組合)より合計7点農機具の贈呈を受けた。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
町や地域福祉コーディネーターなどが相談業務などから対象者を把握するなど事業のバックアップを行っていくとともに、生活支援コーディネーターを中心として、民生委員やサロンなどの活動団体とも連携しながら事業を推進する。		
事業の成果目標		
応援サポーター登録 20 名 (各関係機関や住民への周知は幅広く行い、実際にサポーターとして登録にいたる人数は 20 名と仮に想定する)		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 鷹栖町一円	(対象地域の範囲) 鷹栖町一円	(人口)
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 町相談窓口(地域包括支援センター、生活福祉相談センター、子育て支援相談室等)、民生委員児童委員協議会、住民主体の活動団体等	(相談を受け止める人) 各相談員、社会福祉士、保健師	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報誌、ホームページ、フェイスブック等		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 直営の町相談機関の連携、定期的開催する民生委員児童委員協議会、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターなどの関与		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 事例に対するスーパーバイズ、相談機関同士による連携	(バックアップする人) 各相談員、社会福祉士、保健師	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、社会福祉協議会、町独自の相談機関である生活福祉相談センター		
事業の成果目標		
通常の生活福祉相談は年間 300 件ペース(消費生活相談含)で経過している。生活保護受給者や生活困窮者のうち、面談の中で就労ニーズがあれば本事業につながるような仕組みを作る。生活保護受給者はケースワーカーとの連携も必要なことから、情報の共有を検討する。		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
相談支援包括化推進員を含めた専門職の体制が整っていないことや事業所管の連携に時間を要するため、次年度の構築に向けて調整を図っていく。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	鷹栖町	
②事業名	ケース共有ケア会議 （働くきっかけ応援ケア会議事業：鷹栖町版丸ごとネットワーク）	
③事業実施の必要性、体制等		
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	町職員（社会福祉士）	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	鷹栖町生活福祉相談センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
直営の相談支援の中で現れたケースや、地域の相談機関等（民生委員児童委員、教育機関、地域サロン、住民等）から吸い上げられたケースの中でより継続した支援が必要なケースに対し、アウトリーチの方向性についての協議・共有を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の開催回数：1回／1～3か月 参加者：健康福祉課（地域包括支援センター含む）社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、地域住民等		（既存の会議の名称） 課内担当者会議 地域ケア会議、（自立支援）協議会
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の開催回数：1回／年 参加者：健康福祉課（地域包括支援センター含む）社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、地域住民等		（既存の会議の名称） 課内担当者会議 地域ケア会議、（自立支援）協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
特になし。 体制の充実（相談対応スキル向上、人員確保、他部署・多機関との連携によるケース対応の安定化）。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
個々のケースをもとに関係機関で情報共有をした上で、個別の課題を地域課題として地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターとの協働による相談体制の効率化を図る。		
オ その他		
特になし。		
⑧事業の成果目標		
相談援助において地域共生社会のコンセプトである権利擁護、社会参加・就労、住まい・居住支援、子ども支援、家族支援を一体的に実施する中で、就労ニーズからその後の伴走体制の支援のあり方を協議する。将来的には町内における「持続可能な相談体制」の構築を目指す。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
働いても長続きしない、就労できないなど、働くことに困り感を抱えている方が、社会参加につなげることや、その人らしく働くことができるように、きっかけとなる場所をつくり、就労支援などに結びつける。		

北海道 音威子府村

都道府県名	北海道	市区町村名	音威子府村
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	734(人)		世帯数	484(世帯)		
高齢化率	30.6(%)	生活保護受給率	0.1(%)	面積	275.63(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)※
地域包括支援センター		1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		主に社協で対応:1 か所				

※小中学校は併置校

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

北海道で1番人口が少ない村である。冬は極寒であり積雪量は常に全国上位。地場産業は乏しいが、「そば農家」と「酪農」が一次産業で、国鉄のまちであったため退職者の NPO による「みそ」「羊羹」製造販売事業がある。観光も乏しいが、冬期間全国大会が開催されるクロスカントリー競技場があり、村をあげての大会となり手伝う住民も多い。「北海道」命名の地でもある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	村では、29 年度秋事業開始を目標に「地域複合施設」を設置し、共生型施設になるよう目指している。「我が事・丸ごと事業」を活用し、施設空間の有意義活用と、住民の地域づくりの礎の構築にと考えて事業を遂行したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	現時点でもある程度、ボランティア的な住民意識は根付いていると思われるが、あくまでも個々の良識範囲内や良い意味での「おせっかい」行動によるものが大きい。 今後、人口減少や世帯等の異動状況により、「おせっかい」の地域性が薄れていくことが危惧される。 「我が事・丸ごと」の主旨を活用し、本格的なボランティア組織の確立を目指したい。 地域の困りごとを、組織や関係機関等での協議で解決や手段を住民が主体となって実践できるか形を作りたい。 前段に記載した良い風習が継続されるように、地域づくりをアシストできればと考える。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	音威子府村	
②事業名	音威子府村地域安心生活構築推進事業	
③事業実施の必要性	村は人口減少により、十分な生活・福祉サービス等がない状況、冬期は豪雪でもあるため、やむを得ず離村を選択する世帯が、多くなっている。小規模自治体にあった、地域包括ケアシステムの構築をするため、地域福祉拠点を開設、住民全体が相談しやすい環境に、自治体と住民が協同でサービス事業を展開し、自助公助を駆使した形を創設したい。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 音威子府村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 734人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) おといねっふ安心生活構築研究会	(支援の内容) 研究会活動(新規参加者及び企画の推進)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 音威子府村福祉交流拠点地域複合施設「ときわ」	(運営主体) 音威子府村	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)検討中	(研修の内容)	
(エ)その他		
H29 年度に環境整備を中心に実施したことをより地域住民に広報し、相談等のしやすい環境の構築。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
・社会資源を開発した後の活動経費への共同募金等の活用、NPO 等のマンパワーを実施財源と考えている。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター【担当者兼務】を含む)の活用を検討。		
事業の成果目標		
幅広く住民が参画できるような共生型拠点創設にむけた事業への結びつきを目指す。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 音威子府村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 770人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域包括支援センター、地域複合施設「ときわ」、地域子育て支援拠点、食生活改善協議会	(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーター、社会福祉士、保健師、栄養士、役場職員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報誌、老人クラブ、町内会役員会、民生委員協議会例会へ積極的周知活動		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 「ときわ」内にあるサロンスペースの有効活用し、色々な場面で相談事を包括的に把握すること。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 既存研究会や地域包括支援センター地域ケア会議	(バックアップする人) 包括職員や研究会メンバー村職員含む	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター【担当者兼務】を含む)の活用を検討。		
事業の成果目標		
社会資源の新規創設(1件以上)及び既存資源の改良。新規事業実施へ向けた取り組みを強化していく。		
ウ その他		
・地域力強化推進事業担当部署からの発信であるが、次年度において「敬老会」に代わる地域住民参加型のイベントを企画し、幅広い地域住民の参加で展開できる催しの実現。参加者及びスタッフ関係含め住民の 20%以上のかかわりを目標としたい。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
地域力強化事業で抽出した課題を、多機関(社会福祉協議会、町内会、NPO 法人などを)協働による支援体制整備に向けて並行して計画していきたい。		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	村 (NPO法人、食生活改善協議会、社会福祉協議会)	
②事業名	音威子府村地域安心生活構築推進事業	
③事業実施の必要性、体制等	「地域力」で研究考察した、一分野に限らない様々な課題を解決していくための。新しい社会資源を創設するための足掛かりとして事業を実施したい。700人ほどしかない人口のなかで、協力体制構築も困難であるが、「多機関の協働」を活用し、村の活性化へつなげたい。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域包括支援センター長・・・H12年設置の在宅介護支援センター時から、住民との接点、村の福祉行政全般を把握し、NPO法人や社会福祉協議会等との接点があり、かつ町内会の事務局も行っていることから、小さな村での調整を行えると想定している。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	音威子府村地域包括支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
地域ケア会議のみの枠組みでなく、広く多種にわたる課題可決に向け、試行的にからでも実践できるよう足掛かりとした取り組みを想定。 ①相談支援包括会議を定期開催し、「地域力」と連動した相談体制の構築を考えている。 ②福祉交流拠点を設置している場所でサロンの要素で実施していきたいと考えている。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 2ヵ月に一度の定期開催、その中での個別案件を検討・考察 村関係者、社協職員、NPO関係者、食生活改善協議会役員等	(既存の会議の名称) おといねっぐ安心生活構築研究会	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 小規模自治体なので、上記メンバー及び開催日程同様で考えているが、構築すべきネットワーク体制実施の為、社会福祉協議会中心に検討もしている。	(既存の会議の名称) おといねっぐ安心生活構築研究会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
今後検討。現時点では具体的な取り組みは実施できていない。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
福祉関係団体のみ視点ではなく、村にいる住民目線や、働いている人、生活している人にスタンスを置き、活性化できるまたは、「共助」で進められる、子育て支援、高齢者支援を創出したい。		
オ その他		
※現時点では、支出予定なしで事業を想定している。		
⑧事業の成果目標		
社会資源の新規創設(1件以上)及び既存資源の改良。 地域力強化で抽出・検討した課題を、「実施可能」な形へのアレンジをしたうえで、財源的・人的に負荷ができる限りかからないように支援していく。(マンパワー等社会資源も不足がちであるため、「この方法だったら・・・」と思える実践を推進・試行する)		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
地域力強化事業と連動した計画で行っていきたい。		

北海道 津別町

都道府県名	北海道	市区町村名	津別町			
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4, 6 2 1 (人)		世帯数	2, 3 2 1 (世帯)		
高齢化率	4 4. 8 (%)	生活保護受給率	1 2. 3 (%)	面積	7 1 6. 8 0 (k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	9 6 (%)		公立小学校数	1 (校)	公立中学校数	1 (校)
地域包括支援センター	直営 1 か所					
生活困窮者自立相談支援事業	なし					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

津別町は、オホーツク圏の内陸部に位置し、東西 37.2km、南北 34.1km、総面積約 716.80k m ² に及ぶ全道屈指の広汎な町域を有しています。地形は、河川流域の平地と山地によって形成され、総面積の約 86% (614.50 k m ²)を国・道有林などの森林が占めています。典型的な中山間地域で、農業・林業を基幹産業とし振興が図られてきました。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	昭和 37 年 3 月時点 16,842 人 2,893 世帯あった人口も、令和元年 9 月末では 4,621 人 2,321 世帯になり、少子高齢化が顕著で集落機能の低下が懸念される地域もある。若年層の転出が進む中、高齢者の独居世帯の対応は急務であり、住み慣れた地域で長く住み続けるには、地域住民の協力が欠かせない。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	8 0 5 0 問題等、今後の超高齢化社会を向かえ、経済的支援から生活全般に係わることについて、公的サービスは人員不足などから限界期に来ている。地域共生に向け、高齢者・児童福祉ともに社会構造の変化する中、多くの課題を抱え、病院・介護事業所等を含めた地域一体となった見守り支え合いを構築したい。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	津別町（一般社団法人 北海道総合研究調査会）
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	少子高齢化や核家族化、過疎化による人口減少から、地域における生活が困難になっており、地域共生社会を目指し、高齢者・障害者など全ての人々が地域で暮らしていけるよう包括的な支援体制を整備し地域福祉の推進を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士の資格を持つ職員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	保健福祉課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
保健福祉課を中心に地域包括センターや社会福祉協議会、町内福祉事業所と連動し情報共有、ケース検討しつつ地域の包括化に取り組む。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
8050問題における地域の要介護高齢者やひきこもり状態にある子どもの実態を把握し、月1回の会議のなか支援策を検討していく。	ひきこもり支援ケース検討会議
保健福祉課を中心に地域包括センター、社会福祉協議会、町内福祉事業所、町内病院から参加者を募る。年間6回（2ヶ月毎の定期開催）を予定。	相談支援包括化ネットワーク会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ふるさと納税の対象項目にある「福祉及び医療に関する事業」より自主財源の確保に努める。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
高齢者等ひきこもりの支援に係る対応については、働く場の創出として、町内企業や農業雇用（農福連携）についての対応を予定している。	
オ その他	
ひきこもり者の社会進出に向けた就労場所の構築として、地元企業との軽作業からの仕事の調整を図る。	
⑧事業の成果目標	
町内には、50人程のひきこもり者を想定しており、8050問題における対策として、支援的な要素から訪問し、課題解決に向けた関係を構築したい。（月1程度の訪問を実施したい。）	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域力強化推進事業については、2年前から2つの自治会において自治会役員と地域の担い手（協力者）により、聞き取り・相談・解決と地域の共生に取り組んでおり、30年度からは新たに2つの自治会を加え4つの自治会により活動を展開している。	

北海道 広尾町

都道府県名	北海道	市区町村名	広尾町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(R1.9.30 現在)

人口	6,688(人)		世帯数	3,329(世帯)		
高齢化率	38.1(%)	生活保護受給率	18.0(‰) (R1.8.31 現在)	面積	596(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		90.73(%) (R1.3.31 現在)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営:1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託:1 か所(広域委託、とかち生活あんしんセンター)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

広尾町は、北海道十勝地区管内で最も歴史が古く、昨年、開町150年の節目を迎えました。地域性としては、豊かな自然を生かした漁業と農林業を基幹産業に、重要港湾である十勝港は十勝の海上輸送の拠点港として発展してきました。 昭和59年にノルウェーのオスロ市から国外初のサンタランドの認定を受け、「愛と平和、感謝と奉仕」を基本理念としてサンタランドにふさわしいまちづくりに取り組んでいます。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	1. 町民主体の地域福祉コミュニティづくり 2. 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供 3. 町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<地域住民> ○福祉に関する様々な問題を他人事とせず、関心を高め近所の見守り活動等に活かします ○病気や障がい、介護の有無や年齢に関わらず、それぞれがもつ力を発揮します。又、その解決が困難な場合は、本人が周囲に相談したり、地域住民の気づきにより住民自体が相互に支え合う環境づくりに努めます。 <福祉団体> ○地域住民がいつまでも健康であり続けるために協力します。又、点在する福祉団体をネットワークで繋ぎ、顔の見える関係づくりと情報共有等により、個々のスキルアップに努めます。 <町・社協> ○地域住民と良好なつながりを築き、地域福祉への関心を高め、その活動に携わる地域住民が更に増えるよう取り組みます。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	広尾町社会福祉協議会	
②事業名	広尾町コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
③事業実施の必要性	地域内での課題把握やそれらを解決する仕組みづくりを整備する事が、継続的な地域づくりを行うために必要不可欠となっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 広尾町	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 6,688 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) SCを活用し、活動範囲を高齢者だけではなく、全ての町民を対象に拡大していく	(支援の内容) 地域における活動人口の増加に向けた住民参加型の協議体の場を設置して、資源開発等を行う	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)		(運営主体)
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民(まちづくり団体や新規企業者など福祉分野以外の方の参加を促す)	(研修の内容) 地域における活動人口の増加にむけ研修等を行い、当事者意識を持ってもらう	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)が、今後実施している第2層圏域の協議体の場も併せて活用する。		
事業の成果目標		
障害を持っても地域に居場所があるまち 人と地域に起こしたい変化 ＜人の変化＞ 通いの場を通して次第に地域のために活動したいという想いが現れ、高齢者施設や通いの場などで地域活動を行い新しい繋がりが生まれる。 ＜地域の変化＞ 障害を持っている方同士だけではなく、地域の人と一緒に通いの場を作ることができる。そこで生まれた繋がりによって、地域での障害を持っている方に対しての見守りの目が生まれる。		
事業の成果目標 ＜人の変化＞ 通いの場のような居場所で、同じ境遇にある人や悩みを抱えている人と交流する事で、「自分の話を聞いてもらえた」や「自分と同じ悩みを持っている人もいるんだ」と気づくことで、少しずつ仲間(通いの場への参加者)が増える。(10%増) ＜地域の変化＞ 現在町には障害を持っている方が気軽に行ける通いの場が1ヶ所ある。そのような場所が地域に 1つ増える。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 広尾町	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 6,688 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 広尾町社会福祉協議会		(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)町内会への個別説明、広報誌やホームページ、社協だよりの活用、各種会議での案内		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員や町内会役員等の地域関係者・機関と連携し、相談に来られない方の相談を包括的に受け止める		

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 多機関と連携し、適切な支援機関に繋ぐ	(バックアップする人) コミュニティソーシャルワーカー
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所等	
事業の成果目標	
困りごとを気軽に相談できるまち 人と地域に起こしたい変化 ＜人の変化＞ 通いの場に定期的に通う事ができ、その場所や通っている人たちの事を信頼する事ができ、気軽に自分の最近の生活状況や困りごとをお互いが話せるようになる。さらに、出張お困りごと相談でコミュニティソーシャルワーカーが繋がった人の輪を、他の輪や通いの場と結びつけることで、コミュニティソーシャルワーカー以外にも気軽に相談できる相手ができる。 ＜地域の変化＞ 通いの場のようなその日に遊びに行ける場所が、地域にさらに増える。(20%増) 事業の成果目標 ＜人の変化＞ 高齢になっても気軽に遊びに行ける通いの場がある事によって社会参加が促進される。(年間の合計参加者が10%増) さらに、コミュニティソーシャルワーカーがその場に出向き、また、通いの場に限らず仲の良い2、3人の集まりの場や個人宅に出張お困りごと相談を行い、社協や役場に行って相談することをためらう人や電話での相談に抵抗がある人たちの相談を拾い上げる。(10回) ＜地域の変化＞ 通いの場のようなその日に遊びに行ける場所が、町内にはサロンや百歳体操だけでも20ヶ所ある。そのような場所が地域に増える。(10%増)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	広尾町(広尾町社会福祉協議会)
②事業名	広尾町コミュニティソーシャルワーカー配置事業
③事業実施の必要性、体制等	町の地域特性として、過疎に加え生活保護受給者数やひとり親世帯数などが突出しており、又、主要都市からも距離が離れており、医療や介護・障害福祉サービスなどのフォーマルサービス、制度外のインフォーマルサービスどちらも充足されていない課題がある。更には、高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や制度の狭間にある人への支援などが地域社会の大きな課題となっている。(ゴミ屋敷、子どもの貧困、孤独死、虐待、引きこもり等)そうした地域内の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を整備する必要がある。 体制としては、広尾町社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(専任1名)及び訪問支援員(パート1名)を配置し、訪問や電話、関係機関からの情報提供などにより相談を受け付け終結に向けて支援する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	前役職: 広尾町社会福祉協議会居宅介護支援事業所管理者 保有資格: 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	広尾町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
ひとり暮らし高齢者・障がい者・困り感のある方等へのアウトリーチや直接相談を基本とし、ネットワークに参加する関係機関や町内関係団体に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には直接連絡が行われるような体制を構築する。 ケア会議・障害者自立支援協議会等でのネットワークの中で役割分担を整理し、個別ケース会議を開催するなどしながら住民等の参加も促し、本人の質の向上や自立に向けた支援を行い、終結を図る。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進担当者会議(月1回毎月第2木曜日及び随時開催、参加者:CSW(地域包括化推進員、地域包括支援センター、福祉係、関係機関)	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議(年1回、税務、国保、町内会、公住、水道、学校教育、保健福祉課各担当者)。多職種連携会議(年1回、町内の医療介護保険福祉関係者)。自立支援協議会全体会(年1回、障害福祉関係者)	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
制度の対象とならない新たな生活支援サービス等の創出にあたり、ボランティアの育成・支援や住民等への働きかけを行う。不用品の家電や生活用品の利活用。	
オ その他	
相談支援包括化推進員の資質向上を図るため、外部研修への参加や関係する会議への出席などの取組を図る。	
⑧事業の成果目標	
困りごとがあっても地域の中で支えていくことができるまち 困りごとがあっても地域の中で支えていくことができるまち(長期) <人の変化> 困りごとのあるなしに関わらず、何でも相談ごとができる人が身近に一人でも確保できるようになる。(孤立化しない) 地域内での相談に対し、CSW又は地域包括化推進員、民生委員、町内会長などの関係機関に繋ぐ意識がより高まる。各団体定例会、総会等への出席、3回 地域包括化推進模擬会議に住民もモニター参加し、個別ケース会議等を通じて困りごとがある世帯の生活実態を認識してもらい、我が事として捉えてもらえるようになる。(動機、意識づけ) 住民が地域の事に関心を持てるよう、年代ごとに地域内サークルを設け、世代間交流を活性化させる。 <地域の変化> 町内全域で、区域内の困りごとを受け付ける人を町内会協力のもと選任する。2区域 地域内で、ちょっとした困りごとに対応できる事をリスト化する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

北海道 妹背牛町

都道府県名	北海道	市区町村名	妹背牛町			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,949 (人)		世帯数	1,422 (世帯)		
高齢化率	46.3 (%)	生活保護受給率	1.25 (%)	面積	48.64 (k㎡)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		98.2(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1か所				
生活困窮者自立相談支援事業		なし				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

北海道の中央西部に位置し、総面積 48.64 km²と北海道では3番目に小さな山のないまちで、石狩川、雨竜川、大鳳川がもたらす肥沃な大地で良質な米が生産されています。春から夏にかけての「緑」、秋の「黄金色」など、季節を色で感じることができる美しい田園風景が広がります。冬はカーリングが盛んで専用屋内施設では、毎年、各種選手権大会などが行われています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	子どもから高齢者までが集える・活動の場として、住民主体で手づくりの「わかち愛もせうしひろば」が開設され、住民主体で地域食堂や介護予防運動などを実施し、また社会福祉協議会がサロン活動を展開されていく中で、少しずつ地域住民の動きが出てきており、同時に地域住民の相談の中から地域課題も見え隠れしてきている。 そうした中で、身近な地域住民のホットな声をキャッチできるしくみづくり、体制づくりを課題としており、活動している拠点に身近な相談窓口を開設し、相談支援員を配置する。同時に担い手育成としてアドバイザーをできるだけ多く養成し、身近な地域の相談支援員として活動していくことを期待している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	相談支援員を少しでも多く育成し、活動することにより、身近な相談支援が生活支援へとつながり、さらには地域づくりに繋がっていくことを期待している。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	妹背牛町(委託先)妹背牛町社会福祉協議会	
②事業名	妹背牛町地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	町の中心街の旧農協店舗跡地の「わかち愛もせうしひろば」を活動拠点として、NPO法人が住民主体の活動を幅広く展開しており、子どもから高齢者まで集え交流できるイベントを企画し活動され5年が経過した今では、住民が交流する施設として定着してきた。第2期妹背牛町地域福祉実践計画策定時に行ったアンケートでは、相談窓口の充実を求める回答が46%と最も高く、その体制強化が喫緊の課題であった。そんな中、町の中心部にある当ひろばの一部を住民の身近な相談等を受け付ける窓口及び相談支援者(まちかどアドバイザー)を設置し、活動する中で課題を把握し解決していけるような体制を整備していく。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)(H31.4.1 現在)
町全域	町全域	2,949人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
まちかどアドバイザー	住民が主体的に参加活動できるよう育成	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
わかち愛もせうしひろば(旧農協店舗跡地)	妹背牛町社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	認知症の基本的な理解をする学習会	
(エ)その他		
地域住民へニーズ調査(ひろば来場者へのインタビューを含む)を行い、課題の掘り起しを行う。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
実態を把握する中で、必要な資源の確保や事業展開に必要なものについては、共同募金配分金や社協会費の活用の検討を行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)との連携		
事業の成果目標		
研修会の参加者数:200人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
町全域	町全域	2,949人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
わかち愛もせうしひろば まちかどステーション	まちかどアドバイザー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	全町回覧及び各種事業の際にチラシを配布等により周知を行う	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	民生委員・児童委員をはじめとする地域の様々な関係者や団体等との意見交換を行い、地域生活課題を把握する機会を設けるとともに、把握した地域生活課題について必要に応じて、各関係機関と情報共有する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
専門職等と連携・共有し、課題解決に向けた取組みを行うことができる機能を構築する。	地域包括支援センター職員	

	事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
	ケースによっては、地域包括支援センター(地域ケア会議)にて課題解決に向けて検討を行う。
	事業の成果目標
	・相談件数:120件 ・解決数:100件 ・行政等へつないだ件数:20件
ウ その他	
相談内容により、ケースによっては民生委員へ情報共有を行い、H30年度に作成した各地区の「地域支え合いマップ」の修正・整備及び今後の活用の検討を行う。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
今年度に相談支援包括化推進員の配置(専門職の採用)することができなく、次年度に向けて(社会福祉士採用予定)、多機関の協働による包括的支援体制構築するために、既存の協議体等がある程度構築されているため、各関係者と整備に向け検討協議を行う。	

北海道 札幌市

都道府県名	北海道	市区町村名	札幌市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,966,735（人）		世帯数	954,146（世帯）		
高齢化率	26.7（％）	生活保護受給率	3.7（％）	面積	1,121.26（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		70.26(%)	公立小学校数	201(校)	公立中学校数	97(校)
地域包括支援センター		委託：27 か所（札幌市社会福祉協議会など）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（キャリアバンク株式会社）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

日本で5番目の人口を擁する札幌市は、ビルや住宅が建ち並ぶ「都市」としての機能と、郊外に広がる「自然」という2つの要素をあわせもった、北海道の政治、経済、文化の中心地である。「さっぽろ雪まつり」の他、近年「YOSAKOI ソーランまつり」や「札幌国際芸術祭」等、世界からも注目を集める観光都市となっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域福祉社会計画 2018(市町村地域福祉計画)の基本理念である「みんなで支えあい住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」の実現に向けて、全ての市民がそれぞれの役割をもって、地域づくりや生きがいがいづくりに参画し、助けあえるような住みよいまちづくりを目指していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	より多くの地域住民に、近隣で発生している問題やその解消を目指して行われている住民の支え合い等による地域活動に関心を持ち、さらには、各人が可能な範囲でこうした活動に参加してもらうことにより、誰もが安心して暮らすことができるぬくもりある地域づくりを行っていく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	札幌市 (札幌市社会福祉協議会)
②事業名	平成31年度福まちパワーアップ業務
③事業実施の必要性	札幌市では地域住民による支え合い活動を推進するため、市内89か所に「福祉のまち推進センター」を設置している。見守りや除雪等の支援を受ける世帯は増加傾向(平成29年度実績73,000世帯程度)にある一方で、活動者は高齢化・固定化(福祉のまち推進センターの活動者数は13,000人程度で推移)しており、新たな担い手の確保が課題とされている。

④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 札幌市全域	(対象地域の範囲) 概ねまちづくりセンター※ごと (※まちづくり活動の拠点として市職員が常駐、市内 87 か所に設置)	(人口) 1,966,735 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 福祉のまち推進センターの活動者	(支援の内容) 地域課題や活動手法の共有を目的としたワークショップの開催(13 地区)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 福祉のまち推進センター	(運営主体) 地区社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 小地域での見守り活動を幅広く市民に普及するための地域見守りサポーター養成講座等を行う。	
(エ)その他		
平成 31 年度から、地域福祉活動を行う者や生活課題を抱えた者からの相談に対して、各センターにおいて中心的役割を担う「福まち活動調整員」の養成を開始する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金会助成金、子育てサロン助成金、地区社会福祉協議会助成金等を活用する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各区の社会福祉協議会職員(係長職)は、福祉のまち推進センターにおける活動への支援を行うとともに、第1層生活支援コーディネーターとして高齢者が抱える生活支援ニーズの把握とそれに対応するサービスの提供体制の整備等に取り組む。		
事業の成果目標		
ワークショップの参加人数:各地区 50 人 地域見守りサポーター養成講座の修了人数:500 人以上		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 札幌市全域	(対象地域の範囲) 概ねまちづくりセンターごと	(人口) 1,966,735 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉のまち推進センター	(相談を受け止める人) 福祉のまち推進センター活動者	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域福祉活動に関する市民向けフォーラム、区社会福祉協議会や福祉のまち推進センターが発行する広報誌等により周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 単位町内会圏域では、福祉推進員や民生委員等の住民ボランティアが定期的に見守り活動を行い、課題を抱えた市民の早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 市区社会福祉協議会では、福祉のまち推進センターにおける相談機能を高めるため、福まち活動調整員の養成研修や活動手引書の作成等を行う。	(バックアップする人) 市区社会福祉協議会の職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域での重層的な見守り体制や緊急時の連携体制を構築するため、警察・消防・地域組織・民間事業者等が参画する協議体を市及び区ごとに設置している。また、相談室を開設している福祉のまち推進センターには、活動にかかる経費の助成を行う。		
事業の成果目標		
市圏域のネットワーク会議:年2回、 区圏域のネットワーク会議:各区年1回以上		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	札幌市
②事業名	多機関の共同による包括的支援体制整備事業 (※ 事業費の計上なし)
③事業実施の必要性、 体制等	複合的な課題や制度の狭間の課題に対応することができるよう、住民組織との連携による潜在的課題の把握、支援を拒否すること等により介入しがたい世帯への働きかけ、緊急性や支援の要否が明らかではない世帯への訪問調査など、地域や対象世帯に積極的にアウトリーチを行う体制整備を進める必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	平成 31 年度は相談支援包括化推進員の配置は行わない。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
市内 89 地区にある福祉のまち推進センターに把握された複合的な課題等が専門機関につながる仕組みづくりを進めるとともに、潜在的な課題の早期把握や複合的な課題等を抱えた市民の自立支援が円滑に行われるように区役所の機能強化等による体制整備を検討していく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 市内全域ではないが、住民組織団体の代表者、見守り協定を締結する企業の地域事務所などが参加する会議体等において、支援を要する世帯への見守りや日常生活支援活動等の支援調整を行っている。	(既存の会議の名称) 地区地域見守りネットワーク推進会議等
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政、介護や障がい分野の専門機関、見守り協定を締結する企業、集合住宅管理団体などが参加する会議を開催し、これら団体の結びつきを強めることとしている。	(既存の会議の名称) 市圏域及び区圏域の地域見守りネットワーク推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
札幌市及び札幌市社会福祉協議会でを行っているさまざまな寄付等の活用を検討。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
生活支援体制整備事業の第1層コーディネーターである各区社会福祉協議会職員(係長職)や、地域包括支援センター圏域ごとに配置される第2層コーディネーターが中心となり、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる場の拡大や、新たな生活支援サービスの立ち上げ支援に取り組む。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
課題を抱えながら潜在化する世帯や複合的な課題等を抱える世帯が地域で埋もれることがないように、福まち活動調整員の養成を進め全地区の配置を目指す。把握された課題については、地区担当保健師等の区役所職員、地域包括支援センター等の住民に身近な相談支援機関、福祉推進員や民生委員などの住民ボランティアが連携して、適切に見守りや生活支援を行う。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

青森県

都道府県名	青森県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1－1. 自治体の基本情報

人口	1,292,709（人）		世帯数	592,453（世帯）		
高齢化率	32.07（％）	生活保護受給率	2.34（％）	面積	9,645.64（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	（校）	公立中学校数	（校）
地域包括支援センター		直営：２８か所、委託４４か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：５か所、委託１１か所（県社協５、市社協５、ＮＰＯ１）				

1－2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

- ・平均寿命は男女とも全国最下位であるものの、全国との格差が縮小傾向にある。
- ・農業県が多い東北にあって、農業産出額が東北1位。
- ・国内外からの観光客の増加、特に訪日観光客の伸び率は全国1位。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	包括的支援体制の整備に取り組む県内市町村の増加
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築実施に向け、各市町村が主体的に取り組む ように意識を高めたい。

5. 都道府県事業について

①実施主体 (委託先)	青森県 (青森県社会福祉協議会)
②事業名	包括的支援体制構築支援事業
③事業実施の必要性、 体制等	平成30年4月に施行された改正社会福祉法で、「我が事・丸ごと」の取組を通じて、包括的な支援体制を作っていくことが市町村の努力義務とされたことを踏まえ、市町村の取組を推進する上で、特に都市部に比較し社会資源が乏しく、単独での取組が困難な複数の町村が協働で行うモデルを作り、その成果を県内全域に展開することが効果的であると考え、平成29・30年度に青森県が実施主体となり、東青地域の平内町、今別町、蓬田村及び外ヶ浜町の4町村をモデルとして事業を実施してきた。 モデル事業では、生活困窮者自立支援制度の枠組みを活用して設置した「東地域包括化相談支援センター」において、複合課題や制度の狭間など、福祉各分野の単独の支援では対応が難しい方への必要な支援のコーディネートを行ってきたほか、社会福祉協議会の「心配ごと相談」を活用した分野を問わない相談窓口の設置、住民座談会の開催等に取り組んできた。その結果、令和元年度以降は、モデル地域の4町村がそれぞれ町村事業として、単独又は共同で事業を継続することとしている。 今後は、このモデル事業の成果を県内全域に展開することとし、県モデル事業を委託してきた青森県社会福祉協議会のノウハウを活用して事業を実施する。
④事業内容	
(ア) 単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ) 市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) 包括的支援体制の整備に取り組む県内市町村(平成29・30年度に県モデル事業を実施した東青地域を除く)	
(取組内容)	
(1) 市町村包括的支援体制構築アドバイザー派遣 包括的支援体制の構築に取り組む市町村への技術的助言を行うアドバイザーを派遣する。	
①想定される課題	
・複数支援のコーディネートの実施、関係機関との連携、既存会議の活用等会議の開催方法 ・既存資源の活用を含む分野を問わない「丸ごと」相談窓口の設置方法、住民参加の働きかけ	
方	
②派遣頻度：6市町村×4回(現状把握、課題整理・解決助言、取組中間確認、まとめ)	
(2) 市町村包括的支援体制構築に向けた情報交換会の開催	
(1)の成果を共有し、課題や手法について情報を共有するため情報交換会を開催する。	
①開催回数：1回(青森市内)	
②参集範囲：市町村、社協その他関係機関	
⑤事業の成果目標	
包括的支援体制の整備に取り組む県内市町村の増加	

青森県 鯺ヶ沢町

都道府県名	青森県	市区町村名	鯺ヶ沢町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	9, 7 9 1 (人)		世帯数	4, 6 0 4 (世帯)		
高齢化率	4 2. 5 (%)	生活保護受給率	2. 7 9 (%)	面積	3 4 3. 0 8 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		未集計(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		青森県社協が実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

白神山地と北前船の文化という世界遺産と日本遺産がある。また、日本滝百選に選ばれるくろくまの滝など文化、自然が豊かであるとともに、夏には若者・家族連れが賑わう鯺ヶ沢町海水浴場、冬はスキー・スノーボードなどの観光遊楽地があるが、町の中心地に公共機関・スーパー等が集まっており、中心地から離れた地区に住む方は、移動手段がないと生活が立ち行かないという地理的問題もある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	法・制度の狭間に埋もれるニーズを解決していくために、縦割り支援を関係機関が並列して支援する体制の構築が必要であることから、社協が実施している地域見守り事業、生活支援体制整備事業、権利擁護センターあじがさわ(法人後見、保障機能事業、中核機関)フードバンクサービス等を活用した子供から高齢者までの支援体制を拡充する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	自治会に配置している社協協力員、民生委員児童委員、各種相談機関が地域に滞在している諸問題を事前にキャッチし、予防的・積極的な包括的支援事業を構築し、法・制度の狭間にある支援対象者の早期解決を地域住民が行う意識をする。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	鯉ヶ沢町	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える福祉ニーズが多様化・複合化している。このような中で、同じ地域で暮らす人々と顔を合わせた交流や近所付き合いを通して、身近な地域でのつながりを大切に、支え合い、助け合いができる地域づくりを進めていく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 9,791人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 会議、勉強会等の開催支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区公民館等	(運営主体) 鯉ヶ沢町	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 既存の講座や研修会	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
一般財源		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター		
事業の成果目標		
300人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 9,791人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) あんしん相談窓口あじがさわ	(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシ配布		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 個別支援会議		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談支援包括化ネットワークの構築	(バックアップする人) 相談支援機関他	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
多機関の協働による包括的支援体制構築事業との連携を検討		
事業の成果目標		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
作成済		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	鯉ヶ沢町(委託先:社会福祉法人鯉ヶ沢町社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築
③事業実施の必要性、体制等	高齢化率40%を超え、高齢者、障がい者の単身世帯が増加し権利擁護支援、ひきこもり若年者及び就労困窮者も年々増加傾向にあり、若年者の就労困窮に関しては同一世帯の子どもへの支援も急務とされるなか、地域や相談機関からの情報を迅速に処理することが求められます。法・制度の狭間に埋もれるニーズを解決していくために、縦割り支援を関係機関が並列して支援する体制の構築が必要であることから、社協が実施している地域見守り事業、生活体制整備事業、権利擁護センターあじがさわ(法人後見、保証機能事業、中核機関)、フードバンクサービス等を活用した子どもから高齢者までの支援体制を拡充する必要があります。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、相談支援専門員、事務員兼支援専門員補助
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	あんしん相談窓口あじがさわ
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
自治会に配置している社協協力員、民生委員児童委員、各種相談機関が地域に潜在している諸問題を事前にキャッチし予防的・積極的な包括的支援体制を構築します。また、相談支援包括化推進員は、アウトリーチによるニーズ把握と支援プラン作成と支援にあたっての関係機関のコーディネートを実施いたします。さらに、支え合い体制整備事業の生活支援コーディネーター、福祉活動専門員も協働で制度の縦割りではなく地域というフィールド上に、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等支援対象を拡げ、法・制度の狭間にある対象者への支援を強化します。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ニーズキャッチ時に速やかに開催いたします(適宜開催)、相談支援機関、行政担当課、民生委員、社協協力員、相談支援包括化推進員他	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域代表者、民生委員児童委員、相談支援機関、司法専門職、医療機関、行政(高齢・障がい・教育等)、権利擁護センター等の参加により定期的(3～4か月ごと)に会議を開催し、現状と課題の把握や取組事例を協議、検討します。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人の地域貢献活動、社協会費・共同募金の増収と空き缶、ペットボトル等の資源ごみを換金し財源に充てる。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
自治会(70地区)に配置している社協協力員の見守りや異変発見の機能強化と民生委員・児童委員との連携・社協協力員、民生委員・児童委員等が地域を巡回し困りごとや異変情報をキャッチするとともに社協会費、共同募金納入及び資源ごみの活用を周知する。	
オ その他	
権利擁護センターあじがさわ(社協実施)を拠点とした成年後見制度利用促進に関連する中核機関等を設置し連携。	
⑧事業の成果目標	
複合的な問題解決に対する関係機関相互の理解促進、支援体制構築のため、相談支援包括化推進会議を年4回開催する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
国庫補助金の申請は行わずに、今ある機能(社会福祉協議会の地域福祉推進活動など)を活用しながら地域力の強化推進を計画している。	

青森県 今別町

都道府県名	青森県	市区町村名	今別町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2, 5 9 6 (人)		世帯数	1, 4 1 9 (世帯)		
高齢化率	5 3 . 7 (%)	生活保護受給率	3 . 5 (%)	面積	1 2 5 . 2 7 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	1 (校)	公立中学校数	1 (校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（青森県社会福祉協議会）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

今別町は、津軽半島の北端に位置し、海と山に囲まれた自然環境に恵まれた町です。その恵まれた環境下で肥育された黒毛和牛「いまべつ牛」のブランド化を目指しています。また、平成28年3月には北海道新幹線の停車駅「奥津軽いまべつ駅」が開業し、新たな賑わいを見せている青函トンネル入り口の町です。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	福祉ニーズの多様化、課題の複合化、必要な支援の複雑化が進行する中で、複合化するニーズに単独の機関では十分に対応できないケースも出てきている中で、複合的な課題に対応する各市町村の包括的相談支援体制の構築が必要となっている。 本町（村）では、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に向けて、町（村）単独での体制整備は困難であることから、近隣3町村（今別町・蓬田村・外ヶ浜町）共同でモデル事業に取り組むこととし、当該地域で青森県社会福祉協議会が運営する生活困窮者自立相談窓口に機能を付加する形で「包括化相談支援センター」を設置し、包括的相談（「断らない相談」）支援を基本に複数の関係機関の必要な支援内容を調整するとともに、ボランティア等を活用して新たな社会資源の創出を図る。
④相談支援包括化推	3人

進員の配置予定人数			
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の有資格者で、相談支援の経験を一定期間有する者		
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	生活困窮者自立支援制度の自立相談窓口（東地域自立相談窓口）		
⑦事業内容			
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要			
包括化相談支援センターが3町村で対象者から相談を受け付けたり、関係する相談支援機関が構築している既存のネットワークにおいて、複合的な課題を抱える相談者等を把握した際に、確実に包括化相談支援センターにつないだ上で必要なコーディネートが行われるような連携体制を構築する。 相談者等が抱える複数の課題を訪問面接等により把握し、その解決に向けて、個別支援会議（ケースカンファレンス）を開催し、必要な支援内容のコーディネート、関係する相談支援機関の調整、支援のモニタリング及び必要な調整を行い、課題の解決を確実に見届ける。			
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法			
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 ○会議は生活困窮者自立支援制度の支援調整会議を活用して開催（月1回程度）。 ○参加者：町村担当課（福祉、保健、介護等）地域包括支援センター、社会福祉協議会、教育委員会、医療機関、福祉事務所 ○会議内容：コーディネートプランの検討、決定		（既存の会議の名称） 支援調整会議（生活困窮者自立支援制度）	
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 ○生活困窮者自立支援制度のネットワーク会議を活用して開催。（月1回程度） ○参加者：町村担当課、社会福祉協議会、教育委員会、福祉事務所、保健所、児童相談所、医療機関、家計相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、発達障害者支援センター等 ○会議内容：各相談支援機関の業務理解、具体的な連携方法等の意見交換等		（既存の会議の名称） ネットワーク会議（生活困窮者自立支援制度）	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要			
社会福祉法人や企業等の関係機関を訪問及び関係機関を集めた説明会を開催し、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人の地域貢献の取組や共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を行う。			
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要			
オ その他			
⑧事業の成果目標			
プラン作成件数 1月当たり5件			
⑨地域力強化推進事業実施計画			

青森県 蓬田村

都道府県名	青森県	市区町村名	蓬田村
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,786（人）		世帯数	1,155（世帯）		
高齢化率	39.30（％）	生活保護受給率	1.26（％）	面積	80.84（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		委託：１か所（社会福祉法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（県社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

蓬田村は、県庁所在地の青森市に隣接しており、国道 280 号バイパスも平成 14 年に開通している。陸奥湾に面した地域で、面積の約 80%が山林であり、海と山に囲まれた自然豊かな地域である。耕地面積比率は、15%となっており、第一次産業（農業・漁業）が盛んな地域である。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	福祉ニーズの多様化、課題の複合化、必要な支援の複雑化が進行する中で、複合化するニーズに単独の機関では十分に対応できないケースも出てきている中で、複合的な課題に対応する各市町村の包括的相談支援体制の構築が必要となっている。 本町(村)では、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に向けて、町(村)単独での体制整備は困難であることから、近隣 3 町村(今別町・蓬田村・外ヶ浜町)共同でモデル事業に取り組むこととし、当該地域で青森県社会福祉協議会が運営する生活困窮者自立相談窓口機能に機能を付加する形で「包括化相談支援センター」を設置し、包括的相談(「断らない相談」)支援を基本に複数の関係機関の必要な支援内容を調整するとともに、ボランティア等を活用して新たな社会資源の創出を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の有資格者で、相談支援の経験を一定期間有する者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	生活困窮者自立支援制度の自立相談窓口(東地域自立相談窓口)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
包括化相談支援センターが 3 町村で対象者から相談を受け付けたり、関係する相談支援機関が構築している既存のネットワークにおいて、複合的な課題を抱える相談者等を把握した際に、確実に包括化相談支援センターにつないだ上で必要なコーディネートが行われるような連携体制を構築する。 相談者等が抱える複数の課題を訪問面接等により把握し、その解決に向けて、個別支援会議(ケースカンファレンス)を開催し、必要な支援内容のコーディネート、関係する相談支援機関の調整、支援のモニタリング及び必要な調整を行い、課題の解決を確実に見届ける。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○会議は生活困窮者自立支援制度の支援調整会議を活用して開催(月 1 回程度)。 ○参加者: 町村担当課(福祉、保健、介護等)地域包括支援センター、社会福祉協議会、教育委員会、医療機関、福祉事務所 ○会議内容: コーディネートプランの検討、決定	(既存の会議の名称) 支援調整会議(生活困窮者自立支援制度)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○生活困窮者自立支援制度のネットワーク会議を活用して開催。(月 1 回程度) ○参加者: 町村担当課、社会福祉協議会、教育委員会、福祉事務所、保健所、児童相談所、医療機関、家計相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、発達障害者支援センター等 ○会議内容: 各相談支援機関の業務理解、具体的な連携方法等の意見交換等	(既存の会議の名称) ネットワーク会議(生活困窮者自立支援制度)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人や企業等の関係機関を訪問及び関係機関を集めた説明会を開催し、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人の地域貢献の取組や共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
プラン作成件数 1 月当たり5件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

青森県 外ヶ浜町

都道府県名	青森県	市区町村名	外ヶ浜町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	5, 9 1 4 (人)		世帯数	2, 8 4 4 (世帯)		
高齢化率	4 8 . 1 (%)	生活保護受給率	(%)	面積	2 2 2 . 9 2 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	4 (校)	公立中学校数	4 (校)
地域包括支援センター		直営：1ヶ所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1ヶ所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

当町は、青森県津軽半島の最北端・龍飛崎を含む、津軽半島北部に位置しています。東は陸奥湾に面し、西は中山山脈を隔てて北津軽郡の市町が隣接。南は蓬田村と隣接し、北は今別町をまたいで当町三厩地区があります。当町は飛び地となっており、津軽国定公園龍飛崎をはじめ、風光明媚な景観の観光資源や固有の伝統文化行事等を受け継ぎ、海と山と川に恵まれた町です。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるために地域生活課題を主体的に捉える意識を相乗的に高め、地域に「我が事」の意識を醸成することが必要なことと地域住民等が主体的に地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備するため
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備の取組 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備の取組

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	外ヶ浜町(社会福祉法人 外ヶ浜町社会福祉協議会)	
②事業名	地域協力化推進事業	
③事業実施の必要性	住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるために地域生活課題を主体的に捉える意識を相乗的に高め、地域に「我が事」の意識を醸成することが必要。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 外ヶ浜町蟹田地区	(対象地域の範囲) 蟹田地区(上町町内会)	(人口) 385
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 生活支援コーディネーター	(支援の内容) 地域課題等把握する為、活動拠点や丸ごと受け止める場と連携できる体制づくりを支援する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 公民館等の公的機関や空き民家・店舗等に設置する。	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 福祉座談会の開催	(研修の内容) 地域づくりの必要性及び今後の取組の方向性、先進自治体の取組を共有し、関係者の意識醸成を図る	
(エ)その他		
活動拠点に地域住民をはじめ関係者が集まって、地域の課題を把握・共有し解決策を検討し解決策を実践		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
町社会福祉協議会の公益的取組と協働する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター、社会福祉法人の地域公益取組		
事業の成果目標		
住民の地域課題解決の取組が今後も地域住民が主体となって継続されること。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 外ヶ浜町蟹田地区	(対象地域の範囲) 蟹田地区(上町町内会)	(人口) 385
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 公民館等の公的機関や空き民家・店舗等に設置する。	(相談を受け止める人)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシ等により周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員・児童委員等の地域の関係者等と連携し相談に来られない者や自ら支援を求められることができない者について地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制の整備		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 多機関協働事業の相談支援包括化推進員等によるバックアップ体制を構築する。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
町、町社会福祉協議会相談支援担当、		
事業の成果目標		
丸ごと受け止める場の設置等の取組が、今後も事業実施地区が町、町社会福祉協議会等の協力を得て地域住民が主体となって継続されること。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

岩手県 遠野市

都道府県名	岩手県	市区町村名	遠野市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	26,899（人）H31.4.1 現在		世帯数	10,749（世帯）		
高齢化率	39.0.（％）	生活保護受給率	9.17（％）	面積	825.97（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		不明（％）	公立小学校数	11（校）	公立中学校数	3（校）
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林業を基幹産業とし、米を中心に、野菜、ホップや葉たばこなどの工芸作物、家畜が複合経営されており、日本一の乗用馬生産地として知られています。また四季が織り成す豊かで美しい広大な自然は、日本の原風景として全国の多くの人々に親しまれ、『遠野物語』に代表される歴史と文化を活かした観光・交流人口の拡大に取り組んでいます。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	第2層にあたる地域活動は、今まで地区センター（公民館）を中心に行政職員が従事し、住民と協力して行ってきた。保健・福祉に関する地域課題が多くなってくる中で、地域づくりに福祉的視点が必要となっており、モデル事業により福祉専門職が地域づくりに参画できるようにする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	各地区には、地域づくりを推進する各団体が存在し、その代表者等の参画を得て、社会福祉協議会地区支部が設置されている。本事業の委託先である社会福祉協議会がモデル地区において専門職が福祉的な視点による地域づくり積極的に関わることで、地区支部が活性化した形で地域課題を掘り起こすとともに、潜在している地域の力を見える化して行く。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	遠野市(委託先:社会福祉法人 遠野市社会福祉協議会)	
②事業名	遠野市多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業	
③事業実施の必要性	地区センター(公民館)を拠点施設として実施されてきた地域まちづくりを、社会教育の視点に加え、地域・社会福祉の視点も加えて実施されるよう住民意識の醸成を図り、福祉的な地域課題に対応できる地域まちづくりの仕組みを構築する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 綾織町、土淵町、青笹町	(対象地域の範囲) 地区センター(旧町単位・小学校区)	(人口) 6,198人 (平成31年1月1日現在)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 社協地区支部を単位に地域から提案されるまちづくりの取り組みを支援。		(支援の内容) 社協独自財源による「とおの福祉トップランナーモデル事業」で取り組み費用を支援。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区センター(公民館) 3箇所【綾織地区センター、土淵地区センター、青笹地区センター】		(運営主体) 遠野市
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、福祉・介護事業者、行政職員		(研修の内容) 共生社会の実現を図るうえで、地域に必要とされる研修をテーマに選び実施予定。地域の事業者にも参加いただく。
(エ)その他		
社会福祉法人が地域共生社会の実現のために地域貢献をどのように実現させて行くかを研修または協議する場を設定。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会地区支部との連携により、地域福祉推進の観点から赤い羽根共同募金などの活動支援を通じて、自主財源確保の取り組みを進める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
平成29年度から在宅介護支援センター相談員が生活支援コーディネーターを担っており、モデル3地区のエリアコーディネートを兼務していることから、丸ごと相談員(相談支援包括化推進員)と連携を図るとともに、案件により地域包括支援センターとの連携を図る。		
事業の成果目標		
研修参加者数。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 綾織町、土淵町、青笹町	(対象地域の範囲) 地区センター(旧町単位・小学校区)	(人口) 6,198人 (平成31年1月1日現在)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区センター(公民館) 3箇所【綾織地区センター、土淵地区センター、青笹地区センター】		(相談を受け止める人) 丸ごと相談員(委託)
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域で開催される区長、民生児童委員などの定例会議に丸ごと相談員が参加し周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域で開催される区長、民生児童委員などの定例会議に丸ごと相談員が参加し、課題の把握を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 第2層で行われるモデル地区で受けた相談を第1層で開催される支援調整会議等を通じてバックアップする。		(バックアップする人) 遠野健康福祉の里(地域包括支援センター)関係職員

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
個別課題については、支援調整会議を自立生活支援相談窓口(生活困窮自立支援)と共同で毎月1回開催し、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等と連携して対象者の支援にあたる。	
事業の成果目標	
3年目ではモデル3地区(綾織町、土淵町、青笹町)において、引き続き相談窓口として相談対応を年間 450 件(1地区あり 150 件)行うとともに支援プランを年間で 20 件(1地区あたり約 7 件)作成することを目標とする。	
ウ その他	
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の取り組みを進める中で、モデル地区以外でも地域ニーズを捉えるためのアンケート調査などの活動が始まっていることから、必要に応じた支援を行う予定としている。また、関係機関の連携体制について協議する会議を開催する。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

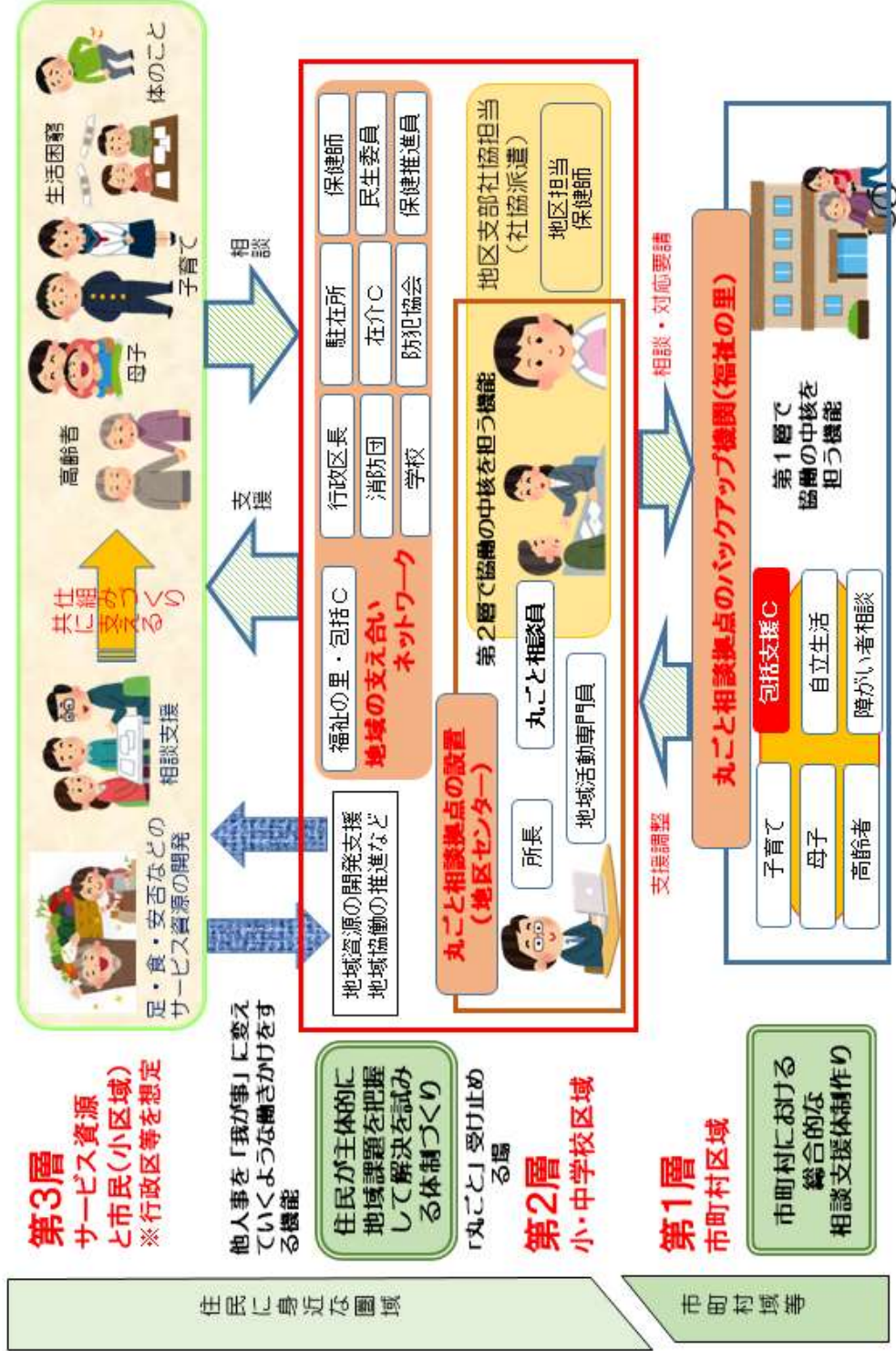
4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	遠野市(委託先: 社会福祉法人 遠野市社会福祉協議会)	
②事業名	遠野市多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	第3期遠野市地域福祉計画では「身近な相談窓口」が必要との提言を受け、施策の方向性としてコーディネート役を担う人材の各地区(9町)への配置を検討することとしている。当市では地域包括支援センターのブランチとして6箇所の在宅介護支援センター(以下「在介センター」という。)があり、平成 29 年度から在介センター相談員が生活支援コーディネーターも担うこととしたが、3箇所の在介センターが2地区を担当することになっているため、コーディネートを担う上での課題(業務過多のため十分な成果を期待できないなど)となっている。 丸ごと相談員(相談支援包括化推進員)(以下「相談員」という。)を配置することにより、地域包括ケアシステムの第2層となる各地区(9町)に福祉専門職1名の相談・支援体制が整う。これにより地区において、住民からの生活支援に関する相談に対応するとともに、地区住民をはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、社会福祉法人等の関係者・団体と連携しながら、地域で解決する体制づくりの構築、地域資源の開発支援、地域協働の推進の仕組みづくりがなされる。 第1層の「丸ごと相談拠点のバックアップ機関」として遠野健康福祉の里内にある各関係機関が連携して対応するが、総合調整を担うのは市直営の地域包括支援センターの役割とする体制を構築して行く。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①在宅介護支援センター相談員から異動。生活支援コーディネーター養成研修を終了している。 ②過去に高齢者相談業務の経験があり、ホームヘルパーから異動。 ③居宅介護支援事業所で介護支援専門員として働き、委託法人で新採用。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地区センター(公民館) 3箇所 【綾織地区センター、土淵地区センター、青笹地区センター】	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
相談員は、モデル事業において、在介センターと連携し高齢者実態把握調査による情報共有を図り、地区で開催される区長会、地区民生児童委員協議会、社会福祉協議会地区支部などの関係団体の会議に参加するなかで、地域の困りごとを把握する。なお、第2層の活動拠点となる地区センター(公民館)の職員や社会福祉協議会地区支部と連携を図り、対象者への支援を行うとともに、状況によって第1層の拠点である遠野健康福祉の里と連携を図りながら、総合的に支援を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援対象者に係る会議は、自立生活支援相談窓口(生活困窮自立支援)と共同で毎月1回開催し、地域包括支援センター、在介センター職員を中心にその都度、対象者の支援に関係する個人・団体を交えて開催する。		(既存の会議の名称) 支援調整会議

(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 第2層となる地区の関係者間の情報共有・連携の体制づくりを図るため、モデル地区単位における相談支援包括化推進会議(既に地域にある連絡会議を充てる)を開催する。 各モデル地区で2月に1回～半年に1回と開催回数が異なるが、駐在署、郵便局、学校、保育園などの地域関係者が参加する。	(既存の会議の名称) 官公署会議、地域教育協会会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉協議会地区支部との連携により、地域福祉推進の観点から赤い羽根共同募金などの活動支援を通じて、自主財源確保の取り組みを進める。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
介護保険制度により設置された生活支援コーディネーターと連携するとともに、地区センター、社会福祉協議会地区支部と協働することで、地域資源の創出を検討して行く。	
オ その他	
市行政の地区窓口である地区センターを相談員の活動拠点とすることで、組織づくりから始まるのではなく、地区住民との関係づくりから事業がスタートすることで、地区の主体性を活かしたコーディネートに繋がっていくと考えている。主体性の醸成を目的とした、地域福祉マップづくり研修を企画実施したいと考えている。	
⑧事業の成果目標	
3年目ではモデル3地区(綾織町、土淵町、青笹町)において、引き続き相談窓口として相談対応を年間 450 件(1地区あり 150 件)行うとともに支援プランを年間で20 件(1地区あたり約 7 件)作成することを目標とする。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

都道府県名	岩手県	市区町村名	遠野市
地域力強化事業 実施団体名	遠野市、社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	多機関協働事業 実施団体名	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業のイメージ



岩手県 矢巾町

都道府県名	岩手県	市区町村名	矢巾町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	27,426（人）		世帯数	10,675（世帯）		
高齢化率	25.6（％）	生活保護受給率	0.357（％）	面積	67.32（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		未集計	公立小学校数	4（校）	公立中学校数	2（校）
地域包括支援センター		委託：1 か所（社会福祉法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（県社協） 矢巾町を含む周辺 5 町を管轄				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

県庁所在地である盛岡市の南に位置している。交通アクセスが良好であることから、就労者・通学者の出入りが周辺市町村と比べ多い。また、県内の中では高齢化率、保護率ともに低い値を示している。 令和元年 9 月 岩手医科大学附属病院が盛岡市から移転・開業し、人口・交流人口が増加傾向にある。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	自身が抱える問題を住民だけでなく、相談業務に携わる職員が、抱え込まない環境をつくる。（相談を受ける側にとっても、働きやすい環境をつくる。） 一人の支援者をきっかけに、（その人にとって必要な）支援者が次々と関わっていきけるような体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・住民の地域活動への参加率を高め、住民主体の自主的な支えあい活動の活性化を図る。 ・（匿名性に留意しつつ）誰もが気軽に相談できる地域づくり。 ・各相談支援機関の問題解決能力を向上し、「相談すれば解決につながる」イメージを強化する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会（一部委託） 矢巾町	
②事業名	矢巾町地域力強化推進事業、エンジョイやはば支援ネットワーク事業	
③事業実施の必要性	岩手医科大学附属病院の移転に伴い町中心部は開発が進み、転入者や通勤・通学・通院者が増加傾向にある。一方で、農村地域の高齢化・人口減少の進行は続いている。それぞれの地域特性に応じたコミュニティの体制強化を支援する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内 41 自治会のうち実施希望団体	(対象地域の範囲) 自治会単位を基本とする	(人口) 150～1,700 人(自治会による)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会の役員、民生委員ほか		(支援の内容) 実施団体の事業内容に対する助言
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各自治会に設置されている自治公民館		(運営主体) 自治会を中心に想定しているが、実施団体の種別に制限はかけていない。
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 1 福祉行政に興味・関心のある住民 2 実施を希望する地域の住民		(研修の内容) 1 各種福祉制度(独自事業を含む)の紹介 2 学び、考え、地域を創るきっかけ作り
(エ)その他		
地域福祉に関る人材を養成するため、ボランティア養成講座を実施する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、やはば生活支援ネットワーク(町内の社会福祉法人等で設立)加盟法人の拠出金の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
町社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと連携し、制度の狭間に埋もれがちな生活課題の把握・解決を図る。		
事業の成果目標		
【目標】拠点設置数 10 箇所 → 【実績(10 月 15 日現在)】17 団体が取組開始 【目標】ボランティア養成事業参加者数 30 名 → 【現状】2 コース実施 参加者 計 25 名 【目標】住民向け地域福祉学習会の実施 5 回 100 名以上 →【現状】講演会 1 回実施済		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲)	(人口) 27,426 人(R1.10.1 現在)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 矢巾町社会福祉協議会、矢巾町		(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー、相談支援包括化推進員
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 町、町社協の広報誌を活用するほか、SNS 及び町が制作しているラジオ番組の活用を検討する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生児童委員協議会定例会等の機会に、意見交換を実施する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 専門機関への円滑な引継ぎ、訪問による詳細の把握や助言・事例提供		(バックアップする人) 事業担当職員、相談支援包括化推進員など
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターと連携し、できる限り漏れのない要支援者の把握を行う。多機関の協働による包括的支援体制構築事業と連動し、相談者への切れ目ない支援を行う。		
事業の成果目標		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
平成 28 年度(平成 28 年 10 月)から実施(次ページ記載のとおり)

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	矢巾町(直営)
②事業名	多機関の共同による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	当町は、岩手県全体の中では、高齢化率・保護率ともに低い数値を示しているが、平成 31 年 9 月に岩手医科大学附属病院が移転開業し、周辺地域には支援を必要とする方が増加することが見込まれている。 全国的に社会的孤立状態に陥る家庭の増加や、経済格差の拡大、貧困の連鎖などが問題となる中、ますます複雑化・多様化する住民課題に対応すべく、町担当部署だけでなく多岐に渡る関係機関と連携したネットワークの構築を図る必要がある。 なお、本事業は直営により実施し、地域福祉・生活困窮者担当課に相談支援包括化推進員を配置する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・社会福祉士、介護支援専門員（主たる業務歴：通所介護事業所相談員） ・主任介護支援専門員、看護師（主たる業務歴：居宅介護支援事業所）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	矢巾町 福祉・子ども課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
対象者把握方法：既に関わりを持っている関係機関からの情報提供、民生委員や行政区長を中心とした地域住民からの情報提供 ネットワーク構築方法：各福祉制度の核となる相談機関（包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立支援相談機関） 支援方法：対象者の抱える問題を見立て、その必要性・緊急性に応じた関係機関に繋ぐほか、自力での制度利用が困難な方に対しては伴走型の支援を実施する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載	（既存の会議の名称）
定例：月 1 回 参集者：地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター、ハローワーク、社会福祉協議会、福祉事務所（生活保護担当）、生活困窮者自立支援事業担当職員、その他事例に応じて参集	
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載	（既存の会議の名称）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金、やはば生活支援ネットワーク(町内の社会福祉法人等で設立)加盟法人の拠出金の活用	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
本事業とは別に実施する地域福祉ニーズ調査、子どもの生活実態調査から住民ニーズと既存の社会資源等を把握・整理し、マッチングを行う。	
オ その他	
町内事業者と連携し、就労活動に支援を必要とする方へ支援を行う。	
⑧事業の成果目標	
【目標】新規相談受理件数 60 件(複合的な課題を有するケースに限る) 終結率 70%以上 →【実績(10 月 15 日現在)】 新規受理件数 17 件(前年同時期比 ±0 件) 継続案件を含めた終結率 31.6%(12 件/38 件)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
平成 30 年度(平成 30 年 6 月)から実施(前ページ記載のとおり)	

岩手県 岩泉町

都道府県名	岩手県	市区町村名	岩泉町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	9,216（人）		世帯数	4,443（世帯）		
高齢化率	43.3（％）	生活保護受給率	20.50（％）	面積	992.36（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	8(校)	公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（広域で県が民間企業に委託）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

広大な土地に広がる自然を活かした産業が盛んである。全国的に有名となっている岩泉ヨーグルトをはじめ、短角牛や安家地大根、炭鉱ホルモンなど、町内で魚・肉・野菜が揃う食の豊かな町である。観光面では日本三大鍾乳洞の一つである龍泉洞を有している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本町は平成 28 年台風第 10 号豪雨災害により人口の 15%が被災するという甚大な被害を受けた。災害以前から障がいや病気を抱え、地域とのつながりに支えられていた人が、直接の被害は免れたものの、生活環境の変化で立ち行かなくなり孤立するなど、地域が災害以前から抱えていた課題が、災害をきっかけに表面化した。 被災者支援に加え、幅広い地域福祉課題にも応えていく仕組みづくりが早急に求められる中、障がい、介護、生活困窮者支援、法律関係等の専門職の連携によるワンストップの包括的相談窓口の設置と、そこに困難事案を見つけた役割となる地域の多様な主体を育成し、包括的相談支援体制とネットワーク構築を行い、困難課題の解決に取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	災害をきっかけに、県内外からの専門職のネットワークが構築され、高い課題解決力をもった相談支援体制を早期に図った。今後はそれと並行して、介護従事者や民生委員はもとより、福祉分野とは活動目的を異にする地域の NPO や一般社団法人、商店街、女性団体などの多様な主体に対してもワークショップや研修を通じて理解を促進し、この制度の担い手となっていただき、普段の活動でできることを社会資源として一つでも多く創出するための取り組みを展開していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	岩泉町(一般社団法人 岩泉よりそい・みらいネット)	
②事業名	岩泉町地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成 29 年度から実施している多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組により、複合的な課題を抱えた世帯に関する相談を受け止める機関は整備された。今後は、地域における主体的な取組により、支援を必要としている世帯を把握し、相談機関に繋ぐ体制づくりを進める必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 旧村単位	(人口) 約 3,000 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 町社協、民生委員、包括支援センター、介護事業所、医療機関、NPO等の法人、婦人会、商店街など	(支援の内容) 既存の住民の集いの場へ足を運び、実施者及び参加者のニーズを把握する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) うれいらサロン	(運営主体) うれいらサロン実行委員会(実行員の一人)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 町社協、民生委員、NPO 等の法人、婦人会、商店街など	(研修の内容) 福祉分野に関わらず町内の多様な組織と協働し、勉強会を実施する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や社会福祉法人等による地域貢献活動の財源の活用等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、相談支援事業(障害)等		
事業の成果目標		
地域の支え合いの仕組みづくり勉強会参加者数 120 人 10 人×6回×2地区		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 旧村単位	(人口) 約 500～4,000 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 岩泉町包括化相談支援センター	(相談を受け止める人) 社会福祉士等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 毎月1回、チラシを世帯配布し、周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員、地域ケア会議等の連携により、早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 町外の法律関係、生活困窮者支援、障害者支援、被災者支援団体との連携・協働により課題解決を目指す。	(バックアップする人) 社会福祉士等(相談支援包括化推進員)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、生活困窮者自立支援事業、相談支援事業(障害)、要保護児童対策地域協議会等		
事業の成果目標		
包括的相談窓口の開設件数 月4回開催、包括的相談窓口への相談件数 月平均10件 複合的課題を抱えるケースへの対応件数 20件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
別紙のとおり		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	岩泉町 (一般社団法人 岩泉よりそい・みらいネット)
②事業名	岩泉町多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	【事業実施の必要性】 本町は、平成 28 年台風第 10 号により人口の 15%が被災をするという甚大な被害を受けた。災害以前から病気や障害を抱え、地域のつながりに支えられていた人が、直接の被災は免れたものの、生活環境の変化で立ち行かなくなり孤立するなど、地域が災害以前から抱えていた課題が、災害をきっかけに表面化した。 被災者支援に加え、幅広い地域福祉課題にも応えていく仕組みづくりが早急に求められる中、障害、介護、生活困窮者支援、法律関係等の専門職の連携によるワンストップの包括的相談窓口の設置と、そこに困難事例を見つけ、つなぐ役割となる地域の多様な主体を育成し、多機関連携による包括的相談支援体制を構築し、困難課題の解決に向けた取組を進めようとするものである。 【体制等】 別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	岩泉町包括化相談支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
①相談援助の実績を有する複数の機関と協定を締結し、機関から専門職を推薦いただき、包括化アドバイザーとして委嘱 ②対応可能な包括化アドバイザーを2～4人を募り、週1回金曜日に包括的相談窓口を開設し、多様な課題を抱える住民への対応に当たる。 ③町の保健師、包括支援センター、相談支援事業所や被災者支援にあたる生活相談支援員にも協力を要請し、本事業の対象となる複合課題を抱えたケースについて情報提供してもらい、アウトリーチによる相談支援も展開する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ケース世帯にかかわる複数の支援者・機関を参集し「支援調整会議」を必要に応じて開催する。参加者が重複する場合は、既存の会議を活用し、連携を図る。	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立支援事業支援調整会議 被災者支援連携会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 困難ケースが生じた場合、適宜相談支援包括化推進員、包括化アドバイザーと町の関係部署による「実務者会議」を開催する。参加者が重複する場合は、既存の会議を活用し、連携を図る。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議 生活困窮者自立支援事業支援調整会議 被災者支援連携会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金や社会福祉法人等による地域貢献活動の財源の活用等	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
福祉分野の枠組みを超えた多様な組織・団体、個人に声掛けし、勉強会を開催。それぞれの参加者が思う町の「強み」や「資源」「気になっている世帯の例」などについて話し合い、ストレングスモデルに基づく町の仕組みづくりに取り組む。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
○障害・介護・生活困窮者支援・法律関係等の専門職によるネットワーク体制の構築 ○包括的相談窓口の開設件数 月4回開催、包括的相談窓口への相談件数 月平均10件 ○複合的課題を抱えるケースへの対応件数 20件 ○福祉分野を超えた多様な主体に対する「我が事」意識の醸成のための勉強会の開催回数 年4回	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
別紙のとおり	

地域力強化事業

地域住民等が相互に交流を
図ることができる拠点

— 例えは、こんな拠点が考えられます —



地域力
(拠点の整備)

多機関
(ネットワーク構築)

近所 自治会 ボラン
ティア

住民に身近な圏域

民生 委員 NPO ...

自らの課題
として捉え
解決を
試みる

様々な課題を抱える世帯
複合課題
の丸ごと
とりあえずの
の丸ごと
世帯の
の丸ごと

必要な支援
働きかけ
研修会
学習会

相談支援包括化推進会議

情報共有
早期把握

地域住民の相談を
包括的に受け止める場

情報共有
早期把握

地域ケア会議

— 例えは、こんな場が考えられます —

岩泉町役場（福祉部門+α）、地域包括支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会
相談支援事業所、就労継続支援B型事業所、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所 など

明らかにあったニーズに
寄り添いつつ、つなぐ

バックアップ

生活相談窓口で
直接受け止め

岩泉よりそい・みらいネット

サポート

岩泉よりそい・みらいネット連携団体

協働の中核を担う機能

岩泉町にない社会資源の分野
を町外の団体がサポート

岩泉型多機関協働の最大の特色！

協働のネットワーク

多機関の協働による
包括的支援体制構築事業

地域力
(ニーズ把握)

岩手県 盛岡市

都道府県名	岩手県	市区町村名	盛岡市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	293,361（人）		世帯数	132,115（世帯）		
高齢化率	26.7（％）	生活保護受給率	15.97（％）	面積	886.47（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		87.2(%)	公立小学校数	42(校)	公立中学校数	24(校)
地域包括支援センター		委託：11 か所（うち社協 2 か所）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託： 1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

地域性：盛岡藩の城下町としての歴史を有する中心市街地のほか、高度経済成長に開発された新興住宅地や郊外住宅地、盛岡駅西口に広がる都市型産業拠点、住宅、生活・文化・レクリエーション拠点、コンベンション拠点の機能を持つ盛南開発事業により整備された新興都市地域だけでなく、農村地域、中山間地域など個性ある地域コミュニティで構成されている。 地場産業：産業構造の特徴として、第3次産業が約9割を占め、その中でも卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の割合が高い 観光：原敬、米内光政などの政治家や、石川啄木、宮澤賢治、新渡戸稲造などを育てた緑や情緒があふれるまちなみや文化のほか、わんこそば、盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺などの麺を中心とした食文化も楽しむことができる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	第2期盛岡市地域福祉計画の重点的取組事項に掲げている全世代・全対象型の地域トータルケアシステム構築と協働による生活支援体制の整備を推進することを目指している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	盛岡市では、様々な社会福祉法人やNPO法人がそれぞれの分野の相談支援機関を受託し、専門的なサービス提供をしていることから、制度上や物理的な距離の制約を排除し、複合的な課題を抱える世帯に対する各機関の連携強化を図りたい。 また、住民の身近な圏域で、地域課題を早期に発見し、また適切な対応できる環境づくりや、これらの課題等を地域住民が主体的に捉え、解決を試みることができるような意識醸成等を行いたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	盛岡市(盛岡市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進モデル事業	
③事業実施の必要性	平成 28 年度から実施している多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業と一体的な取組として、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進める観点から、地域福祉コーディネーター、地域づくり推進員を設置し、地域課題を早期に発見し、また適切な対応できる環境づくりや、これらの課題等を地域住民が主体的に捉え、解決を試みることができるような意識醸成等を行う。また、地域生活課題を包括的に受け止める体制等の整備に向けた取組を実施することで、平成 27 年度を初年度とする第2期盛岡市地域福祉計画の重点的取組事項である協働による生活支援体制の整備を推進することを目指している。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) ①みたけ地区(住宅密集地) ②杜陵地区(中心市街地) ③築川地区(中山間地域)	(対象地域の範囲) 地区福祉推進会単位 (概ね中学校区)	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) ①ボランティア団体 ②地区福祉推進会 ③サロン主催者(民生児童委員)	(支援の内容) ①当事業をきっかけに結成されたボランティア団体が実施する学習支援の運営 ②地区住民の意見交換、交流の場としてのマンションサミットの運営支援 ③地区住民が年齢に関係なく集まれるサロン作り支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区児童老人福祉センター	(運営主体) ①ボランティア団体 ②地区福祉推進会 ③サロン主催者(民生児童委員)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ①ボランティア養成講座	(研修の内容) ①地区住民がボランティア活動をするうえで必要と思われる、福祉的な基礎知識を学ぶ研修会	
(エ)その他		
地域生活課題を地域で解決していくための財源等の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・地域福祉コーディネーターと第1層及び第2層生活支援コーディネーターとの連携。 ・民生児童委員連絡協議会、地区福祉推進会との連携。		
事業の成果目標		
①学習支援への子どもの参加 100 人、ボランティアの参加 30 人 ②マンションサミット参加者数 30 人 ③サロン参加者5組、ボランティア3人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) ④市内全域	(対象地域の範囲) ④市内全域	(人口) ④およそ 30 万人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ④困りごとまるごと相談会	(相談を受け止める人) ④相談支援包括化推進員	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 広報誌を活用した情報発信のほか、病院、図書館、地区活動センター等の多様な人が出入りする施設へのチラシの配布。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 民生委員、町内会・自治会、福祉施設等と随時に情報共有を行える体制を構築している。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域又は相談会で受けた相談のうち、複合課題を有するものについては、多機関事業のネットワークにより対応する	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員、地域福祉コーディネーター、行政職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センター、地域福祉コーディネーター、NPO 法人、社会福祉法人等	
事業の成果目標	
相談会及びモデル地区での相談件数 100 件、方針決定率 80%	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	盛岡市(社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業
③事業実施の必要性、体制等	高齢者、障がい者、子ども・子育て支援などの分野ごとに配置された盛岡市の相談支援機関は、市内の社会福祉法人や NPO 法人が受託し、専門的なサービス提供を行っている。一方で、様々な法人がそれぞれの相談支援機関を受託していることから、制度上や物理的な距離の制約を排除し、複合的な課題を抱える世帯に対する各機関の連携強化が求められており、平成 27 年度を初年度とする第2期盛岡市地域福祉計画では、全世代・全対象型の地域トータルケアシステム構築を重点的な取組事項としている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	20 人(専任1名、兼任 19 人)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	盛岡市社会福祉協議会など市からの委託事業を受けている基幹的な相談支援機関の職員(社会福祉法人、NPO 法人)など、地域における地域福祉の中核的な人材を充てている。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	・障がい(社会福祉法人千晶会盛岡広域圏障害者地域生活支援センター、社会福祉法人カナン園 ヒソプ工房) ・子ども(社会福祉法人愛育園地域子育て支援センター、認定特定非営利活動法人いわて子育てネット) ・生活困窮者(特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター、特定非営利活動法人くらしのサポーターズあすからのくらし相談室・盛岡、特定非営利活動法人フードバンク岩手) ・職能団体(一般社団法人岩手県社会福祉士会) ・共生の場・まちづくり(一般社団法人しあわせ計画舎フキデチョウ文庫、Rashiku 株式会社 きさいや、もりおかワカものプロジェクト) ・ひとり親家庭(特定非営利活動法人インクルいわて) ・若者・就労(特定非営利活動法人いわてパノラマ福祉館、特定非営利活動法人もりおかユースポート) ・医療(社会医療法人智徳会未来の風せいわ病院これからの暮らし支援部医療相談室) ・高齢(盛岡市社会福祉協議会みたけ・北厨川地域包括支援センター、盛岡市社会福祉協議会盛岡駅西口ヘルパーステーション) ・社会的孤立者(そらをみた会) ・更生保護(更生保護法人岩手保護院)

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・市内の基幹的な相談支援センター職員や、地域における福祉活動の中心的な人材を、相談支援包括化推進員として配置するとともに、盛岡市社会福祉協議会に配置する相談支援包括化推進員と地域福祉コーディネーターを中心に、包括的な相談支援体制の構築に向けたモデル事業に取り組むものである。 令和元年度「まるごとよりそいネットワークもりおか」を立ち上げ、住民からの相談のワンストップ化、相談支援機関が対応できない複合課題の支援を行っている。 ・盛岡市社会福祉協議会への委託により事業を実施するが、市内の相談支援機関が有機的に結びつくような体制を構築するため、盛岡市社会福祉協議会が相談支援機関を受託している職員又は団体等に対し、相談支援包括化推進員を委嘱し、支援対象等に対し、チームとして支援できる体制とする。 ・基幹的な相談支援機関のほか、ケアマネージャー、相談専門員のほか、心配ごと相談所や民生委員から情報収集を行う。なお、心配ごと相談所には心配ごと相談員を配置し、傾聴を主体とした相談しやすい市民レベルの相談体制を整備することで相談支援包括化推進員を補完しようとするものである。 ・福祉的な観点に留まらず、地域住民の視点に立ち、他分野との連携を意識しながら、広くまちづくりの観点から取り組むものとし、すでに包括的な支援の実践を試みている事業者等とも連携し、その先駆的な取り組みの効果なども調査研究しながら、効果的な事業実施に努めようとするものである。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 社協の地域福祉コーディネーターが中心となり、個別ケース会議の参加者調整を行っている。参加者は相談支援包括化推進員を中心に、必要と考えられる支援機関に参加をしてもらっている。H29:4回 H30:4回	(既存の会議の名称) —
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・全体会: 年4回 相談支援包括化推進及び弁護士等のオブザーバー ・分科会: 当市に不足する社会資源等について検討する回議を随時に開催。シェルター、居場所、中間就労、ひきこもり	(既存の会議の名称) —
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
中間就労の場の創出の一環として、「Book & Bookenergy in Morioka」事業を令和元年度開始。市民から本の寄附をいただき、その本をクリーニング等の作業ののちインターネット通販を用いて古本販売を行う。その収益は作業者の工賃の他、中間就労の場の創出のための運営費又は市内で活動する福祉団体への寄附金とする。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
中間就労については、ウのとおり。 シェルターについては、分科会において当市で設置すべきシェルターの提言を行った。既存制度や国庫補助を活用し、設置を検討する。 ひきこもりについては、今年度から分科会として活動しており年度末までに市が行うべき支援策について提言をまとめる予定。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

宮城県 石巻市

都道府県名	宮城県	市区町村名	石巻市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1－1. 自治体の基本情報

人口	143,701（人）		世帯数	61,348（世帯）		
高齢化率	32.44（％）	生活保護受給率	1.07（％）	面積	554.59（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	33(校)	公立中学校数	19(校)
地域包括支援センター		委託：１２か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：１か所				

1－2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

石巻市は、北上川の河口に位置し、金華山沖漁場を背景に漁業のまちとして栄えました。現在も、金華山沖は、世界三大漁場の一つに数えられ、かつお・いわし・さばなどの水産資源の宝庫となっています。石巻工業港開港後は、工業都市としても発展を遂げてきたほか、平成の合併後は、内陸の農村地域も市域に含まれています。 東日本大震災により地域のコミュニティが崩壊し、仮住まいへの移転、住まい再建に伴う移転が続き、地域コミュニティの再生や高齢者等の孤立防止、支え合い等が、今も課題となっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域共生社会の実現に向け、住民自らが地域生活課題に気づき、話し合う交流の場を設置し、解決を試みることができる地域づくりや、支援機関につなぐ体制を整備するとともに、複合的な課題など解決が困難なものについては、専門の相談機関が包括的に受け止める体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民一人ひとりが日常生活において、地域や近所での課題に気がつき、地域の支え合いや必要な機関に繋げるなどの意識醸成を図るとともに、高齢や障害になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように地域の福祉力向上を図っていく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	石巻市（社会福祉法人旭壽会、NPO法人ばんぷきんふれあい会等）	
②事業名	交流活動と地域課題解決のための実践を通じた地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	本市においては地域を巻き込んだ取組を行う際に特定の高齢者等へののみ負担がかかる傾向にある。子ども、子育て世代、社会的孤立や生活困窮者、障害者等への対応も見据えた地域共生社会の実現に向けては、地域の担い手になる人材の掘り起こしと育成、地域生活課題の気づきや地域資源に繋げる意識醸成が必要不可欠であることから、地域住民が「我が事」として取り組める働きかけを行っていく。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
（対象地域） ①指定地区【湊・山下・蛇田・牡鹿地区】（交流拠点） ②市内全域（地域互助活動促進助成制度）	（対象地域の範囲） 民生委員・児童委員協議会区（H31 年度 4 地区／全 1 6 地区）	（人口） 146,162 人 （指定地区：44,067 人）
（ア）地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
（支援する対象） 地域の担い手となる住民（自治会、町内会、住民自治組織、PTA、小地域活動団体等）		（支援の内容） 支え合う意識の醸成及び地域の課題解決の試み（交流活動や互助活動）へのサポート
（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
（拠点の場所） 交流スペース「オンザコーナー」（湊地区）、社会福祉法人施設、地域集会所等		（運営主体） 社会福祉法人、NPO法人等
（ウ）地域住民等に対する研修の実施		
（研修の対象） 自治会、町内会、住民自治組織、PTA、小地域活動団体等		（研修の内容） 1 講話や取組事例から地域の支え合いと意識醸成の取組について考える 2 見守り等の地域の担い手が「我が事」や「伴走」の基礎的知識を学ぶ
（エ）その他		
①交流の場に集う参加者が地域生活課題を住民主体で解決するための支援団体を委託し派遣する ②地域で互助活動を行う住民に対し、地域互助活動促進助成金を交付する予定（資料別添）		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域づくりに資する各分野の補助金や企業等からの寄付金等の活用はもとより、石巻市としては地域包括ケアシステムの推進を重点施策としており、当面は優先的に一般財源が配分される状況。今後の方向性としては、地域住民主体の生活支援体制の構築を促進していく中で、地域が「我が事」として地域生活課題の解決のために一定の負担をすることも検討していくべきものと想定。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
地域福祉コーディネーター及び民生委員・児童委員との連携		
事業の成果目標		
相互交流拠点参加者数、研修参加者数、参加者が我が事として活動した数（サロン活動、地域活動など）		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
（対象地域） 湊・山下・蛇田・牡鹿地区	（対象地域の範囲） 民生委員・児童委員協議会区（H31 年度 4 地区／全 1 6 地区）	（人口） 44,067 人
（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
（場所・機関等の名称） 湊地域包括支援センター、山下地域包括支援センター、蛇田地域包括支援センター、牡鹿地域包括支援センター		（相談を受け止める人） 社会福祉士、民生委員、地域福祉コーディネーター等

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 周知用チラシの作成・配布、市ホームページ掲載	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 交流拠点等における地域の相談会や交流活動等を通して把握し、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員等による連携	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域の試みによって発見された複合的課題を抱える世帯やそこから見える地域生活課題等について、地域の社会資源による解決に向けた支援、地域ケア会議等のほか、未解決事案については、多機関の協働による包括的支援体制により、各分野の専門機関が知恵を出し合い、新たな社会資源の創出や地域間調整等により解決を図っていく。	(バックアップする人) 市健康部包括ケア推進室、市福祉総務課、相談支援包括化推進員、その他関係機関
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）	
地域包括支援センターや地域福祉コーディネーター、NPO等との連携	
事業の成果目標	
交流活動時相談会開催回数、相談件数、解決件数	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	石巻市（委託先：公益財団法人共生地域創造財団）
②事業名	地域包括ケアの中核的拠点における包括的支援体制構築事業
② 事業実施の必要性、体制等	石巻市においては、東日本大震災からの生活再建支援等の際、生活困窮を背景とした自立困難世帯等、これまで埋もれていた困難ケースが掘り起こされ、一気に濃縮された福祉課題に直面した。その中には8050世帯、無業孤立の世帯等もある。複合的な課題を抱え相談窓口が何処か明確でないケース等については「たらい回し」等の指摘もあり、庁内外の関係機関の円滑な連携体制が課題となっている。今回、本事業に取り組むことにより、関係機関の協働による包括的な支援体制構築を実現しようとするもの。現在、全世代対象の地域包括ケアシステムの中核的機能を担う拠点となるよう、（仮称）ささえあいセンターの建設が始まっており、2019年度中の体制構築を図っていく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人（うち委託職員1人（補助対象分）、市職員1人（補助対象外分））
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	【資格】 社会福祉主事、障害福祉サービス管理責任者（就労）、相談支援専門員資格（2018年8月岩手県障がい者相談支援従事者初任者研修修了）、こどもグリーンサポートファシリテーター（Kids Hurt too 講習修了）、伴走型支援士1級（2019年更新）、養護学校教諭1級免許（宮城県教委） 1986年4月から26年間、岩手県陸前高田市にて、成人対象の障害福祉サービス事業に従事。この間、市のボランティア育成事業、乳幼児療育支援事業に関わり、岩手大学教育研究ネットワーク「いわて療育支援システム研究会」の事務局員として活動。東日本大震災を機に、岩手県社協の障害福祉復興支援事業に出向し、圏域センター長として障害者の被災実態調査に従事。2013年4月より公益財団法人共生地域創造財団に入職。被災者の生活再建支援に従事し、大船渡市で被災困窮者の生活再建に係る機関間協働の構築を進めた。大船渡事業統括を経て、2018年4月伴走型支援スーパーバイザーとして財団各事業における相談支援適正化ならびに多機関協働支援体制の推進に携わっている。

⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括ケアの中核的拠点としての福祉まると相談窓口 (石巻市包括ケアセンター (2020 年度から (仮称) ささえあいセンターへ))
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
「たらい回し」をしないための庁内の議論や実践に加え、市の包括ケアセンター、委託先である地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の相談員が寄り合い、「福祉まると相談窓口」を設置し、包括的支援体制を構築していく想定。そのため、各世代対象の相談支援機関等との協議を重ね、具体の相談支援体制や連携体制について合意形成を図り、本年中の体制構築を目指す。また、多機関協働のネットワーク構築に向けた関係機関との調整は、関係各機関、団体等に対し、相談支援包括化推進員を中心に参画要請を行っていく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 本年度は体制構築の協議を先行し、個別事例の検討は随時開催。参加者は、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、生活困窮者自立支援関係者、相談支援包括化推進員、市職員、施設職員等のほか、必要に応じて就労支援その他の自立支援関係者等を想定。主な議事は、個別課題の共有、対策の検討、支援実績の検証等	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ネットワーク構築に関する協議は、5 月頃から月 1 回程度開催。参加者は、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、生活困窮者自立支援関係者、相談支援包括化推進員、市職員等を予定。主な議事は、ネットワーク構築の意義と業務内容の共有・理解、連携方法や役割の確認等	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
石巻市としては、全世代全対象型の地域包括ケアシステム（石巻市では「次世代型地域包括ケアシステム」と言っている。）の推進を重点施策としており、優先的に一般財源が配分される状況。今後の方向性としては、地域住民主体の生活支援体制の構築を促進していく中で、地域が「我が事」として地域生活課題の解決のために一定の負担をすることも検討していくべきものと想定。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域力強化推進事業において、地域における互助活動促進のための助成金交付制度を創設することを検討しており、地域住民が主体となって地域の実情に合わせた互助活動を担うことを想定。当該助成金交付対象のメニューとして、見守り、声がけ支援、高齢者の足の確保、買物支援等の課題の解決に繋がる活動を盛り込むこととしている。	
オ その他	
地域包括ケアの中核的拠点においては、各分野の包括的な相談支援のほか、在宅医療・介護連携に関する相談支援、地域の交流活動、担い手育成のための研修等も取り組むこととしている。	
⑧事業の成果目標	
1 地域包括ケアの中核的機能を担う拠点として (仮称) ささえあいセンターにおける体制を整備 2 アウトリーチや地域ケア会議を通じて把握した複合課題等に対する相談支援件数 30 件 (前年度比約 50 % 増) (複合課題等相談支援割合 100 % = 複合課題等相談支援件数 / 地域ケア会議等未解決件数) 3 複合課題の 6 か月以内終結割合 70 % 以上 (その他継続支援が必要な場合は適切な社会資源に繋ぎ直し、交通整理等)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

宮城県 涌谷町

都道府県名	宮城県	市区町村名	涌谷町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1 6, 1 7 4 (人)		世帯数	5, 9 3 2 (世帯)		
高齢化率	3 5. 1 (%)	生活保護受給率	0. 7 (%)	面積	8 2.1 6 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営 1 箇所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託 1 箇所（宮城北部自立相談支援センター）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

宮城県北部の遠田郡に位置し、大崎地方に属する町。自然豊かで仙台平野や栗駒山を一望できる簗岳山が町の中心に鎮座している。地域は旧町村単位で3地区に分かれている。 地場産業としては小ねぎやほうれん草、水菜などで、小ねぎは関東以北で最大の産地。 日本初の産金地として東大寺大仏建立の際に金を献上しており、観光スポットとしては砂金取り体験ができる「天平ろまん館」がある。そのほか、奥州三観音の一つとして有名な簗岳観音が祭られる「簗峯寺」、日帰り温泉施設「わくや天平の湯」などがある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉ニーズの多様化かつ複雑化に伴い、単独の相談支援機関では対応が困難である複合的な課題を抱える方及びその世帯に対する多機関の協働による包括的な支援体制を構築することにより、相談者等の自立を促進する事を目的とする。 また、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができるよう、住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる事ができる地域づくりを推進していく事を目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地域住民が地域で困りごとを抱えている方に気づき、課題が複雑化する前に早期に相談支援機関に繋ぐことができる。 ・顔が見える相談支援ネットワークを構築する事により、複合的な課題を抱える相談者に対して早期に支援介入することができる。 ・住民が自らの地域における課題に気づき、地域による課題解決に向けた取り組みを進めることができる。また災害時だけでなく平常時においても住民同士による見守りが行われ、住民同士の支え合い意識の向上が図られる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	涌谷町(涌谷町社会福祉協議会)	
②事業名	涌谷町地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化、社会情勢の変化に伴い、住民が抱える課題が複雑かつ多様化する中で公助と地域の力を社会福祉協議会の持つ機能により連動させていくことで、誰もが安心して暮らすことのできる町づくりを進めていくことが必要であるため。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
涌谷町全域	涌谷町全域	16,174人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域住民全般	住民研修・説明会(ワークショップ・車座会)の開催	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
旧町村域3地区に1箇所を目標とする。	涌谷町社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民全般	地域活動者養成研修	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
町内企業等からの協賛等の呼びかけを行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター及び協議体)との連携を図る。		
事業の成果目標		
常設型集いの場 3地区に1箇所ずつ		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
涌谷町全域	涌谷町全域	16,174人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
常設型集いの場や商業施設の一角で関係機関・関係者の協力を得て「気軽に話せる」相談環境の整備を行う。	社会福祉協議会	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
関係機関(民生委員児童委員協議会等)の協力を得ながら、広報紙やチラシを活用し、自ら支援を求める事ができない方の潜在するニーズに応えられる周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
アウトリーチ型による行政区単位の地域支え合いマップづくりを地域の関係者との連携により作成することにより把握する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
困難事例の相談については、多機関の協働による包括的支援対戦構築事業により支援する。	相談支援包括化推進員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター及び相談支援包括化推進員と常に連携を図る。		
事業の成果目標		
・常設型集いの場の設置運営による居場所及び活動拠点の整備		
・全行政区(39行政区)で地域支え合いマップを整備		
ウ その他		
災害時避難行動支援者への支援体制(名簿の更新等)の構築へ向けても重要となる平時の地域づくり(生活支援体制)を各地区に寄り添い構築する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	宮城県涌谷町	
②事業名	涌谷町多機関協働包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	育児や介護、障害、生活困窮さらには医療など、その属する世帯全体の複合化・複雑化したケースが増加しており、そのニーズに的確に対応するため様々な相談機関等を総合的にコーディネートする必要がある。その為当町の地域包括ケアの拠点である医療福祉センター内の地域包括支援センターに相談支援体制包括化推進員を配置する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	涌谷町地域包括支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
相談支援包括化推進員が中心となり、地域の各種相談機関のコアメンバーからなる相談支援包括化推進会議を組織するとともに、すべての相談機関を協力機関とした相談支援包括化ネットワークを構築する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・開催頻度→随時 ・参加者→地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者基幹相談支援センター、民生委員児童委員、行政区長、介護支援事業所等		(既存の会議の名称) 地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・開催頻度→年2回 ・参加者→地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者基幹相談支援センター、民生委員児童委員、行政区長、介護支援事業所等		(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
町内企業等からの協賛等の呼びかけを行う。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター及び協議体と連携しながら、地域の社会資源を把握し普及を図る。		
オ その他		
今後相談支援包括化推進員の増員を踏まえて、他の職員を含め当事業にかかる研修会等へ積極的に参加する。		
⑧事業の成果目標		
・初年度は相談支援包括化推進会議の設置。 ・相談支援包括化ネットワークの構築…地域のすべての相談支援機関に事業の趣旨を理解してもらい協力機関とする。 ・複合的課題を抱えるケース・世帯への支援事例を整理し、各関係機関との役割分担や情報共有の方法等、協力体制に必要な要素を整理する。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

宮城県 仙台市

都道府県名	宮城県	市区町村名	仙台市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,090,263（人）		世帯数	520,556（世帯）		
高齢化率	23.80（％）	生活保護受給率	16.69（％）	面積	786.30（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		79.1（％）	公立小学校数	123（校）	公立中学校数	65（校）
地域包括支援センター		委託：52 か所（社協 4、その他 48）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（民間 1）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東北地方の経済・行政・文化の中心として発展し、城下町の長い歴史の中で育まれた都市文化と豊かな自然、多彩な文化芸術活動、四季折々のお祭りなど、さまざま魅力を持つ。 東北唯一の百万都市として、東北地方の交流人口の拡大と魅力の発信、及び震災の経験と教訓を踏まえ、「防災環境都市づくり」に取り組んでいる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体の支援ネットワークづくりを進めることで、少子高齢社会における地域のさまざまな福祉課題・複合課題の解決、さらに地域包括ケアシステムの下支えともなる地域の福祉力の向上を図っていくこと。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民一人ひとりが、地域の福祉課題に積極的・主体的に気づき、地域の社会資源を活用しながら、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟かつ多角的に対応できるようになること。地域のさまざまな主体が連携・協働し、それぞれの地域にある社会資源や担い手と有機的につながりながら、地域課題をともに考え、解決に向け行動していく支え合い・助け合いのまちづくりが実現すること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	仙台市(社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会への補助事業)		
②事業名	地域の「福祉力」向上に係るコミュニティソーシャルワーカー配置事業		
③事業実施の必要性	地域保健福祉活動の担い手の不足や高齢化、地域間の活動の温度差やリーダーの負担感等が課題となっているため、市社会福祉協議会各区支部事務所に地域づくりのコーディネーターとなる「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地域住民主体の支え合いの体制づくりを進めていく必要がある。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 仙台市内	(対象地域の範囲) 小中学校区	(人口) 1,060,545	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 地区社会福祉協議会		(支援の内容) 市内対象地域において、地域住民が主体となった支え合いによる福祉活動(見守り活動やサロン活動、日常生活支援活動等)の促進を図るため、活動を継続できる体制づくり等の支援を行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
(エ)その他			
上記対象地域(市内 104 地区社協)の中から、重点支援モデル地区(12 地区程度)を定め、地域と CSW が協働しながら、地域の実情に応じた目標を設定する。CSW は各地区の目標達成に向け、運営方法や研修等による人材育成、他機関との連携等必要な活動支援を行う。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
共同募金等を活用し、住民の身近な圏域における交流の場づくりや地域活動の担い手育成を図る。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
なし			
事業の成果目標			
重点支援モデル地区(12 地区程度)について、各地区の実情に応じた目標設定(担い手の充実、福祉ニーズに対応する体制づくり、連携体制づくり等)とそれに基づいた支援を行い、地域住民自身による評価結果について、平均 3.0 点以上(約 5 項目 5 段階評価 最高評価 5.0 点)を目指す。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 仙台市太白区	(対象地域の範囲) 行政区	(人口) 228,310	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 仙台市社会福祉協議会太白区事務所【多機関事業との連動】		(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員【多機関事業との連動】	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 関係機関等による会議での周知 等			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 民生委員や福祉委員等地域の活動者が把握した課題を受け止める。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 地域ケア会議等への参加を通じ、市・関係機関とのネットワークを構築する。		(バックアップする人) 行政、地域包括支援センター、社協等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
なし			
事業の成果目標			
見守りをしている活動者が抱える不安や課題、対応方法の整理などの相談支援。住民だけでは対応できない課題に対する相談対応や支援調整。			

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	仙台市 (社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会への補助事業)	
②事業名	多機関の協働による包括化支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	分野別の相談支援では対応困難なケースや複合的な課題を抱えた世帯の社会的孤立防止に向け、専門相談機関や住民等との協働による包括的な支援体制を構築する必要がある。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人 (1行政区においてモデル実施)	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	仙台市社会福祉協議会職員 (主任) 資格: 社会福祉士 施設の相談業務、地域福祉関係の事業を担当後、CSW として4年間復興公営住宅建設地域のコミュニティ形成や支援体制づくり、地域活動支援を行う。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	仙台市社会福祉協議会太白区事務所	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
・地域のサロンや研修会等、活動の担い手が集まる場に出向き、既存のサービスでの対応が困難なケースなど、潜在化している福祉ニーズを早期に把握する。 ・民生委員や地区社協福祉委員等、地域福祉活動の担い手が把握した複合的な課題を抱える世帯等について、支援方針の検討や活動者への助言、専門相談機関との調整等を行う。 ・子ども・高齢・障害等各分野の会議出席を通じた専門相談機関との関係構築を進め、地域定着等にあたって地域住民との協働が必要なケースなどについて、専門相談機関と住民等とのコーディネートを行う。 ・上記の取り組みを通じ、包括的な支援体制のあり方についての検討を進める。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ・相談支援包括化推進員が把握した課題を整理し、関係機関や民生委員、地域活動者等、事例によって必要な範囲を招集する。		(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ・高齢関係の専門機関等との連携 (月1回以上) ・障害関係の専門機関等との連携 (月1回以上) ・子供関係の団体等との連携 (年3回程度) ・生活困窮関係の専門機関との連携 (月1回程度) ・地域 (16 民児協・20 地区社協等) との連携 (月1回以上) 等		(既存の会議の名称) ・地域ケア会議 ・区障害者自立支援協議会 ・区子育てネットワーク 等
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
各専門相談機関や関係部署、地域の活動者等との協議の中で見えてくる地域課題から、必要な社会資源の検討・創出につなげていく。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
・相談実績 ・ネットワーク会議等への参加実績 ・関係機関との役割分担や、効果的な支援体制のあり方の検討		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

秋田県

都道府県名	秋田県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	968,580（人）		世帯数	389,371（世帯）		
高齢化率	31.8（％）	生活保護受給率	1.47（％）	面積	11,637.52（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		－（％）	公立小学校数	194(校)	公立中学校数	112(校)
地域包括支援センター		県全体（直営：14カ所、委託：51カ所（うち社協11カ所））				
生活困窮者自立相談支援事業		市（直営：4カ所、委託：9カ所（社協）） 町村部（直営：4カ所（県福祉事務所））				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

- ・秋田県は総面積が全国6番目の広さで、県土の約半分を山地が占めており、内陸部は冬期の積雪量が多い。人口の約3割が県庁所在地である秋田市に集中し、山間部を中心に過疎化が進行している。
- ・河川に沿った肥沃な耕地で、米をはじめ農作物の生産が盛んであるが、近年は高齢化や担い手の減少により、農業人口は減少傾向が続いているが、福祉と連携した「農福連携」の取組を進めている自治体もある。
- ・一方、豊かな自然や地元食材等を活用した観光施策に力を入れており、最近では秋田犬をテーマとした新たな取組も展開し始めている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・高齢化の進行等による要支援者や高齢者世帯・核家族世帯の増加等を背景とした、見守り活動などの地域における支え合いの機能の低下や地域福祉で重要な役割を担う民生委員・児童委員の高齢化など、地域福祉活動の人材の確保の課題がある。 ・今後、市町村が包括的支援体制を構築していくに当たり、県民の地域福祉活動への参加意識を高めながら、民生委員・児童委員の候補者等の新たに地域福祉活動に携わる人材や活動のリーダーとなる人材の養成を全県的に展開し、将来の人口減少に備えて、本県の地域福祉推進の底上げにより地域力の強化を図っていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地域において特定の住民による活動だけではなく、新たな人材の発掘・養成を継続して実施するよう環境や意識の醸成を図る。 ・また、住民が自らの地域の持続性を意識しながら、地域の課題や人とのつながりなどを主体的に考え、多様な関係者と連携した福祉分野を超えた活動の展開を目指す。

5. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	秋田県(社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会)
②事業名	秋田県「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業
③事業実施の必要性、体制等	○秋田県は全国で最も高齢化が進行しており、今後更なる要支援者の増加が見込まれる一方、高齢者世帯や核家族世帯の増加により、見守りなど地域における支え合いの機能が低下しつつある。また、地域福祉において重要な役割を担う民生委員・児童委員の高齢化が進行するなど、将来の担い手の減少を見据えた人材の確保が喫緊の課題となっている。 ○こうした中、今後市町村において構築を進める包括的支援体制の重要な要素である、地域住民や関係団体等が主体となった見守りや課題の把握などを行っていくためには、県民の地域福祉活動への参加意識を高めながら、民生委員・児童委員の候補者等、新たに地域福祉活動に携わる人材や活動のリーダーとなる人材の養成を全県的に展開し、将来の人口減少に備えて、本県の地域福祉推進の底上げにより地域力の強化を図る必要がある。 ○事業実施は、民生委員・児童委員等の福祉人材の育成に関して豊富なノウハウを有する秋田県社会福祉協議会へ委託し、県内各市町村や市町村社会福祉協議会、福祉関係団体へ連携協力を得ながら実施していく。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
①地域福祉活動スタート人材養成講座の開催	
(対象)	
県民、市町村職員、市町村(地区)社会福祉協議会、NPO法人、社会福祉法人、民生委員・児童委員、福祉関係団体、老人クラブ、教育機関等等	
(取組内容)	
地域住民が「我が事」として主体的に地域福祉活動を展開する意識の醸成を図るとともに、市町村の協力を得ながら、民生委員・児童委員を補佐し、地域で見守りや福祉活動に新たに参画する人材を養成する。	
(県内3カ所(県北・中央・県南)で開催)	
【講座内容】住民主体の活動に関する講義、活動事例に関するパネルディスカッション、意見交換等	
②地域福祉活動実践講座の開催	
(対象)	
行政職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員、コミュニティソーシャルワーク実践者、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員 等	
(取組内容)	
地域住民と連携しながら地域の課題やニーズ把握などを率先して行う、支え合いのネットワークの中心的役割を担う人材を養成する(県内2カ所(中央・県南)で開催)	
【講座内容】各専門職の役割や相談支援の方法、連携ネットワークの構築等についての講演及び演習等	
③市町村社会福祉協議会等に対する地域福祉活動参加の取組促進	
(取組内容)	
昨年度策定した「地域福祉活動への参加促進の手引き」を活用し、人材の発掘地域福祉活動への参加促進方策や事例紹介などを含む具体的手法を市町村社会福祉協議会や活動を実施する関係団体等への周知を図り、事業立案や実施に対する助言等を通じて効果的な地域福祉活動の早期展開を図る。	
⑤事業の成果目標	
○「我が事」の意識の浸透を図るとともに、住民やNPO法人など新たな活動主体の参画促進の契機とし、各市町村の包括的な支援体制の土台となる住民主体の課題把握・解決につなげる仕組みづくりを促進する。	
○地域住民等の参加促進に伴い、多様な主体と協働した地域福祉施策の計画的な推進のため、全市町村の地域福祉計画策定を促進する。(平成30年4月現在:策定済17市町村/25市町村)	
○民生委員・児童委員の候補者となり得る福祉協力員の配置等により、地域における主体的な活動を促進する。(平成30年度末現在:配置済18市町村/25市町村)	

秋田県 湯沢市

都道府県名	秋田県	市区町村名	湯沢市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	44,529 (人)	世帯数	17,818 (世帯)
高齢化率	38.46 (%)	生活保護受給率	12.9 (‰)
面積	790.91 (k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	- (%)	公立小学校数	11 (校)
		公立中学校数	6 (校)
地域包括支援センター	直営：1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

湯沢の名の通り、温泉が宝庫で市内には4カ所の温泉地があり、温泉で癒しながら豊かな自然、豊富な水を利用した地酒、あきたこまち、稲庭うどんを味わうことが出来ます。
また、去る10月10、11日に「第2回地域共生社会推進全国サミット in ゆざわ」が、約1,000人の皆様方に御参集いただき盛況に開催されました。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	○身近な地域で相談に気づき、身近な地域で相談を丸ごと受けとめ、関係者が連携して包括的に支援する体制を構築することを目的としております。 ○本事業に取り組む目的は、地域住民が「困っている」、「困っているようだ」が【つながる】体制の構築を第一義として取り組んでいます。 (目標：身近な地域で相談がつながるをまるごと受けとめる場 11カ所) (目標：身近な地域で相談がつながるエリア 11カ所) この目的を達成することにより、以下の効果を狙いとしております。 記 - 地域で住民の「困った」に気づき相談がつながる体制・丸ごと相談を受け止める場の創出、多機関・多分野の関係者が連携して包括的な支援を行うことにより、地域でだれもが安心して暮らせる環境を整えることを狙いとする。 ① 地域住民の「困った」に気づき、つながる体制が整っている社会(地域) ② 地域住民の「困った」が確実に受け止められる体制が整っている社会(地域) ③ 地域住民の「困った」が確実に解決できる体制が整っている社会(地域) ④ 地域住民の「困った」が確実に解決できるための社会資源が整っている社会(地域) 以上のことに取り組むことにより、地域住民が共に生きる共生社会が実現できるソーシャルキャピタル(「社会関係資本」「社会連携資本」)を実現していく。 2. 専門職員がチームとなって包括的に支援することにより、お互いのスキルの向上につながり、専門職員の人材育成を図ることを狙いとする。 3. 地域住民同志が、お互いの「困った」を解決出来るよう、地域で様々な受け皿を創出できるよう、住民の意識の変化を起こすことを狙いとする。
	○住民同士が互いの「困った」に気づき、相談がつながる体制を整える一方で、住民同士が「困った」を解決できる場(地域の受け皿)を創出できるよう、住民意識の変化を起こしていきたい。(例えば身近な地域ではサロン活動などの展開により、誰もが気軽に相談できる環境を整える一方、専門機関では住民の「困った」をバックアップできる包括支援体制を整備する。また住民同士が地域で「困った」を解決できる場(コミュニティーカフェ、地域食堂など気軽に集える場、当事者同士の話し合える場など)の創出を目指す。)

	○「困った」が「つながり」、受け止める体制及びそれを解決する体制に及んだときに、市役所の関係する部課が、無条件で参加してくれる変化。（市役所の共生社会化） ○相談支援包括化推進会議に民生委員の参加を必須にしたことで、解決のプロセスに係わるにより民生委員活動が更に活性化した。また、民生委員の地域サロンへの参加及び係わりにも積極性が表れる変化。 ○小地域に組織されている自治協議会が、共生社会の実現に向けた研修会等に参加する機運の高まりの変化。 ○地域には、様々な人材・組織がある一方で「地域の課題に気づき、相談をつなぐ体制」の理解がまだまだ不足していることから、小エリアで具体的に住民同士の共通理解が深まる変化。
--	--

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	(市全体の体制整備の中で実施)	
②事業名	(補助事業は活用していない)	
③事業実施の必要性	住民同士が互いの「困った」に気づき、解決できる体制づくりに必要。 (相談がつながる体制と地域の受け皿の創出)	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地区組織単位	(人口) 44,529
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 生活支援コーディネーター(社協CSW)		(支援の内容)
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティーカフェ、地域食堂など(地区公民館などで開催)		(運営主体) 住民
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員、児童委員、主任児童委員、福祉員、コミュニティ推進員		(研修の内容) 生活支援体制整備事業の中で地域づくりの研修会を実施
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金の活用 サロン活動での募金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(介護保険制度)		
事業の成果目標		
各地域でコミュニティーカフェや地域食堂など地域住民が気軽に集える場所の創出を目指す。 (目標:地域の拠点:11か所)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地区組織単位	(人口) 44,529
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) コミュニティーカフェなど		(相談を受け止める人) 地域住民(民生児童委員、福祉員など)
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域の広報にて地域住民に周知、全市民対象による福祉セミナーなどにより周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生児童委員などが地域福祉班に相談をつなげ、相談支援包括化推進会議を開催する体制を整えている。		

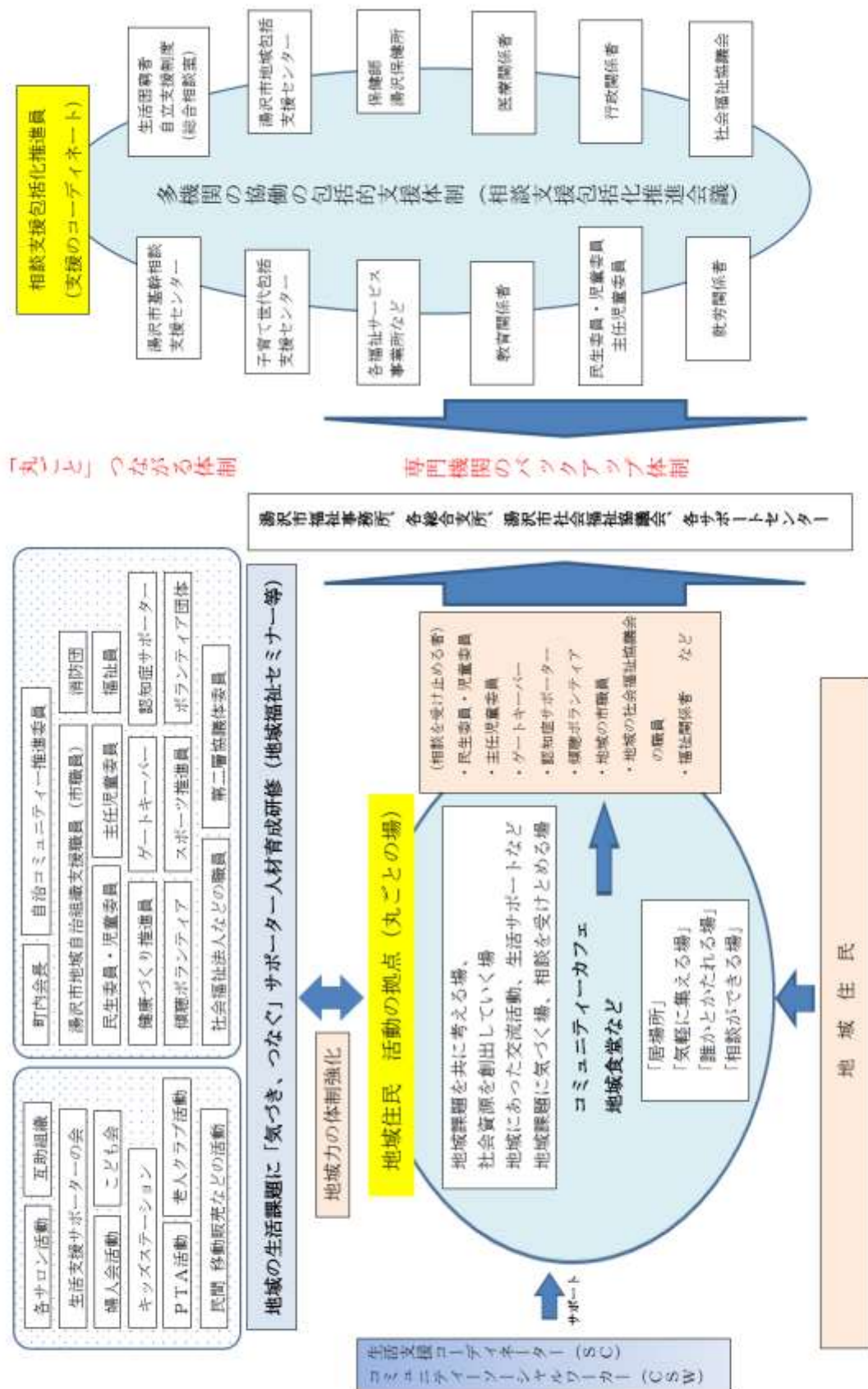
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 専門機関の包括的な支援	(バックアップする人) 多機関・多分野が連携した専門機関のネットワーク関係者
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活困窮者自立支援制度 生活支援体制整備事業(介護保険制度)	
事業の成果目標	
身近な地域で気づく体制整備、身近な地域で丸ごと受けとめる場(11カ所) 包括的支援ネットワーク体制(1協議体) 別添:資料1、資料2	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
平成28年7月実施済み	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

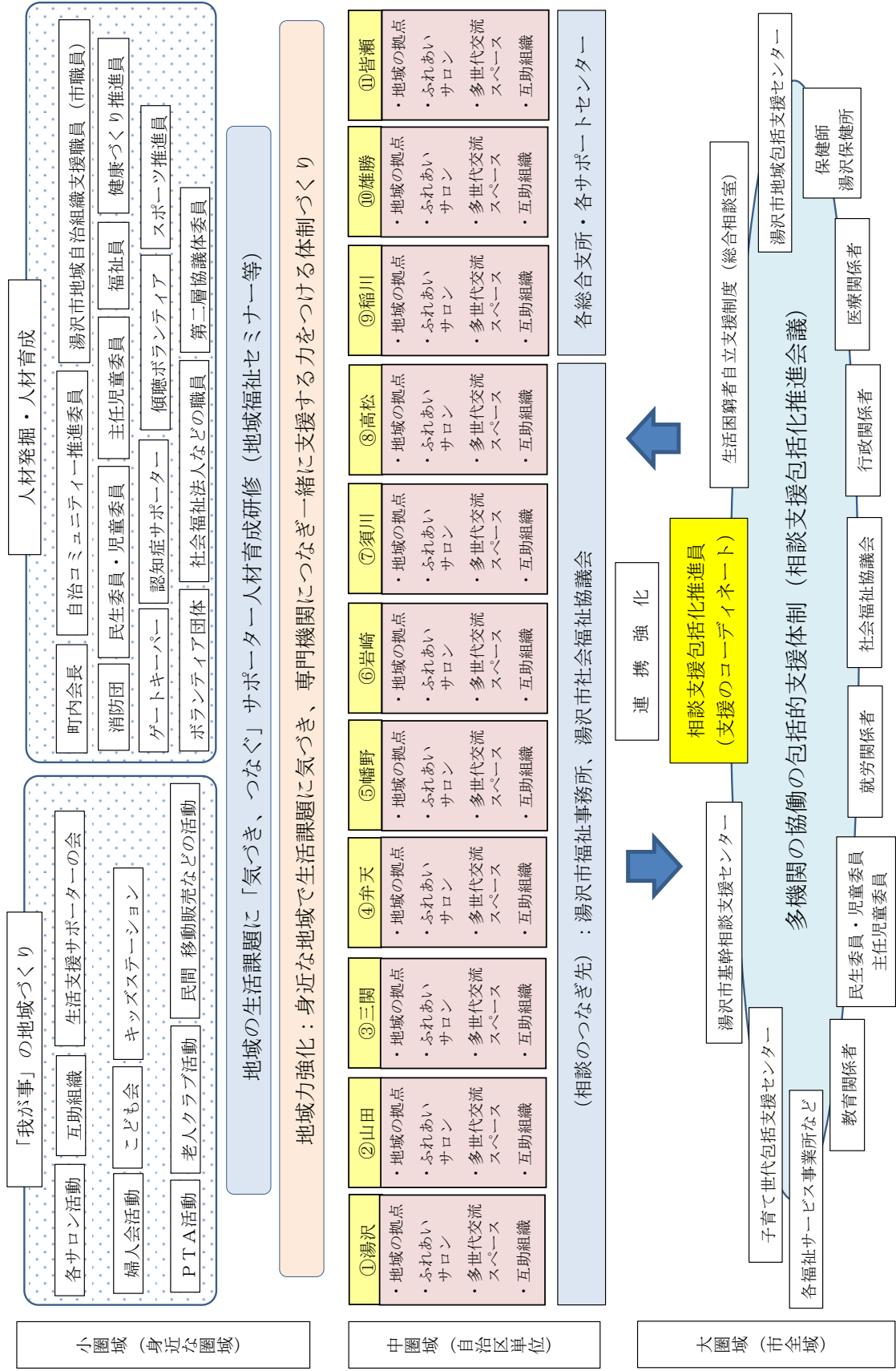
①実施主体(委託先)	湯沢市(委託先:社会福祉法人 雄勝なごみ会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	別添:資料1、資料2
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	介護支援専門員、人材育成部長、在宅介護支援センター相談支援員、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	障害者相談支援事業所:ばあとなあ 社会福祉法人雄勝なごみ会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
○複合的な相談、制度の狭間の相談など個々のケースについては、相談支援包括化推進員を中心に関係機関が連携し、チームで課題解決に向けて取り組んだ。 ○住民の「困った」が、住民同士で気づき、相談がつながる体制を住民がしっかりと把握できるよう、住民の理解を図った。(地域福祉セミナーなどの開催) ○既存制度の専門職は尊重しつつ、全く制度の背景を持たない相談支援包括化推進員を配置することで、制度専門職を包括的にスーパーバイズする仕組みが今まで欠けていたために、包括支援が進まなかったことを背景とした取り組み。今までできそうで、できなかったチーム調整と専門職のスキル向上及び生きた人材育成の場として取り組んだ。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の回数:定例会で実施(毎月第三水曜日、ケースに応じて随時) 参加者:ケースに応じて必要な関係者を相談支援包括化推進員が招集(介護、保健、医療、生活困窮、行政などの関係者、地区民生委員など)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の回数:定例会で実施(毎月第三水曜日) 参加者:ライフステージ・サポート体制推進委員(子育てから高齢まで専門的知識を持つ委員15名)	(既存の会議の名称) ライフステージ・サポート体制推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
自主財源の確保のための具体的取り組みは、現在行っていないが、社会福祉法人との協議の場を設け、地域課題について把握したうえで、公益的な取り組みを行えるような環境整備を図っていきたい。	

エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要 小エリア地域の様々な組織(自治組織や地区社協など)で、住民の「困った」に気づき、相談がつながる体制について共通理解を図り、サポートしながら新たなコミュニティーカフェや地域食堂などの創出(モデル地区 1 箇所)の取り組みを行った。
オ その他
⑧事業の成果目標 住民が互いに困ったに気づき、相談がつながる体制の構築。(地域の拠点:11 箇所) 多機関・多分野の専門機関が包括的に支援する体制。(1 協議体) 別添: 資料 1, 資料 2
⑨地域力強化推進事業実施計画 現在、補助金申請は行なわず今ある機能(地域包括支援ネットワーク協議会や生活支援体制整備事業、社会福祉協議会の地域福祉推進の活動など)を活用しながら地域力強化推進を計画している。

湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図 1



湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図 2



秋田県 井川町

都道府県名	秋田県	市区町村名	井川町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4,698（人）		世帯数	1,747（世帯）		
高齢化率	41.06%	生活保護受給率	6.6（％）		面積	47.95（k m ² ）
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		100(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		委託 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託 1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

当町は、秋田県のほぼ中央にあり、出羽丘陵に源を発し八郎潟残存湖に注ぐ井川に沿って拓けている。東西 14 km 南北 4 km と細長く、東部は波状形の段丘、西部は平坦で広範な水田地帯である。県都秋田市からは約 25 km の距離にあり、2000 年に開業した J R 井川さくら駅は町内外の利用が増加している。基幹産業は米を中心とした農業であるが、町特産品として認定されたものには「井川町応援の印」を押し応援している。200 種 2,000 本の桜の里「日本国花苑」には、四季折々に花が咲き、ちびっ子広場には大型遊具が設置され子どもたちの楽しい声が響いています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	少子高齢化の進行に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化になり、要支援者の発掘及び相談へのワンストップサービスが必要。
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らすことができるよう、住民自らの自助、住民同士の共助及びネットワーク作り、住民が主体となって地域作りができるよう手助けをして、地域力を強化する

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	秋田県川町 井川町社会福祉協議会	
②事業名	井川町生涯生活丸ごと支援システム構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	高齢化の急激な進行により、高齢者の独居及び高齢者世帯の増加が進んでいる。また、地域のつながりの希薄化が進み、問題を抱え込み苦しんでいる人が増加している。生きづらさを感じている人を発掘し、多機関共同による包括的支援を実施、誰もが安心・安全な地域づくりを目指すための体制作りが必要である。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士・社会福祉主事・介護福祉専門員・主任ケアマネ・介護福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	井川町社会福祉協議会（井川町みんなの相談支援センター）	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、役場町民課、民生児童委員協議会が共同で、主任包括化推進員を軸に相談体制を組む。 把握された課題や相談事案（個別事案を中心）に対して、関係機関による支援体制を図る。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 事案発生時、関係機関メンバーで開催。支援方法、問題解決への方法を話し合う。		（既存の会議の名称）
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 代表者会議は年1回、実務者会議は年2回、個別会議は事案発生時随時。		（既存の会議の名称）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
町機関産業による農業法人と協働し、就労支援に取り組む。社会福祉法人による地域貢献への取り組みと連携し、共同募金や法人による寄付金等を活用。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
町内会の協力により地域の課題を拾い上げ、住民自らが課題解決に向けての体制作りに取り組む。代表者会議などの支援機関などと顔の見える関係づくりを構築し、地域に不足している社会資源の創出への取り組みを図る。		
オ その他		
地域にあるサロン活動の支援等による地域の課題の早期発見及び生きがいづくりへの取り組み。		
⑧事業の成果目標		
認知症サポーター、メンタルヘルスサポーター、地域団体等を活用し、住民自らによる支えあい体制づくり。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
住民主体による地域福祉活動の積極的な支援を掲げ、元気な高齢者が持つ社会貢献意識を活用し、関係機関と連携して、ボランティア活動の促進、支援が必要な人を支える担い手として活動できる場を提供。様々な課題へ取り組めるよう行政の横の連携を構築。新たな社会資源の発掘への取り組みを強化。		

秋田県 大潟村

都道府県名	秋田県	市区町村名	大潟村
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	3,174（人）		世帯数	1,128（世帯）		
高齢化率	31.85（％）	生活保護受給率	0.063（％）	面積	170.05（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		100(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営： 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		県の直営： 1 か所（中央福祉事務所）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

・本村は、秋田県の沿岸中央部に位置し、かつて日本第二の八郎潟を干拓して昭和39年に誕生した大規模専業農業地帯です。住宅地は1カ所にまとまっており、コンパクトで効率の良い村です。 ・産業は大規模稲作農業を主体としながらも、小麦や大豆などの畑作物、野菜や花きなどの園芸作物との組み合わせによる複合経営にも力を入れています。 ・農業振興の一環で観光にも力を入れており、環境省選定「かおり風景100選」に選ばれた11キロにわたる「桜と菜の花ロード」は人気があります。また、2011年に「男鹿半島・大潟ジオパーク」として認定されており新たな観光資源となっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	大潟村の地域福祉計画では「一人ひとりの個性かがやく ふれあい豊かな やさしい 地域づくり」を基本理念に掲げています。そして、地域福祉活動計画では「村民の参画による豊かな地域福祉社会づくり」目標に掲げています。 具体的な目標としては、農業や社会活動への参加により、子どもから高齢者・障がい者等みんなが生き活きと元気な「日本一元気な長寿村」を目指しています。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	大潟村農福連携の推進 これまでも農業と福祉が連携した取り組みを実施してきました。高齢者福祉施設入所者の農業体験活動、高齢者団体が主体となって行う菜の花・桜並木を代表する景観づくりをはじめ、農業を中心に大潟村独自の多面的機能を活用した多くの実績があります。 今後、こうした実績を継続しつつ、大潟村の特色である農業を活用しながら、障がい者や生活困窮者等の就労支援、多世代の交流事業などの農福連携事業を推進します。 こうした事業に多くの地域住民を巻き込んでいながら、少しずつ住民の地域福祉に対する意識醸成を図りたいと考えています。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	秋田県大潟村(大潟村社会福祉協議会)	
②事業名	包括的相談支援体制整備事業	
③事業実施の必要性	高齢者や障がい者等が健康でいきいきと可能な限り地域の中で暮らせるような環境整備し、地域課題を解決するため、村の特徴である農業や豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用や関係機関・団体等と連携した支援体制が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 村内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 3,174 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会などのサロン活動	(支援の内容) サロン活動の立ち上げ支援による地域参加促進	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 農福連携ファーム	(運営主体) 農福連携ファーム実行委員会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 地域づくりフォーラムの開催	
(エ)その他		
サロン活動の支援により課題の早期発見に取り組み、就労や生きがいづくりの課題に対して、ファームという拠点の活動を通して課題解決を試みる。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
農協の協力を得ながら販路を確保し、ファームで栽培した野菜の販売収益で財源を確保する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターの総合事業と連携し、既存のサロン活動やミニサポート事業を活用して課題解決に取り組む。		
事業の成果目標		
ファームの環境整備や運営に携わる人を50名想定。サロン活動の新規立ち上げを目標5カ所。地域づくりフォーラムの研修参加者は目標50名。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 3,174 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ふれあい健康館でのサロン活動	(相談を受け止める人) 地域住民、包括化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 一人暮らしや夫婦世帯高齢者にチラシで周知。民生委員定例会やケース検討会で周知。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 昼食会や余興、体操や合唱など交流の中でのおしゃべりから早期把握。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 老人クラブの役員への参加と動員を要請する。	(バックアップする人) 老人クラブ役員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターの地域交流サロンとの連携。交流サロン「ちょこっと」ボランティアとの連携。		
事業の成果目標		
地域でのサロン活動の立ち上げと、ふれあい健康館でのサロン活動と両方取り組むことによって、一部の人だけによる地域づくりではなく、誰もが参加できる地域づくりの支援に取り組む。		
ウ その他		
③ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	大湊村(大湊村社会福祉協議会)
②事業名	包括的相談支援体制整備事業
③事業実施の必要性、体制等	若い村と言われてきた大湊村も高齢化の進行により、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の増加や地域のコミュニティの希薄化による社会的孤立、若者・高齢者のひきこもり、認知症による徘徊、孤独死などが発生している。こうした現状を打開するためには、医療・介護・福祉が単独で対応するのではなく、地域の基幹産業である農業の活用を含め、地域一体となった多機関の協働による、全年齢対象となる包括的支援体制の構築と、住民同士が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが必要である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保有資格等は社会福祉主事・社会福祉士を想定し、所持していなくても取得意欲のある者。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大湊村社会福祉協議会(大湊村なんでも相談支援センター)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
社会福祉協議会・地域包括支援センター・民生児童委員協議会を一体化し、情報の共有化を図る主任包括化推進員を配置して総合相談体制づくりに取り組む。 そして、生活支援コーディネーターと協働して地域包括ケア体制を拡充し、関係団体とのネットワーキングや連絡調整、自治会や住民の地域福祉活動との連携を図る。 また、あらゆる分野と協働し、アウトリーチ機能を高め、複合的な問題に対応するため、大湊村の特徴である農業との連携を推進し、包括的な支援体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 必要に応じて、相談支援包括化推進員・行政・社協・地域包括支援センター・民生児童委員・関係する社会福祉施設の職員が情報交換や地域住民の実態やニーズの把握を行い、地域に不足する社会資源の創出に取り組む。	(既存の会議の名称) 大湊村農福連携ネットワーク推進個別会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 大湊村農福連携ネットワーク推進代表者会議は、関係する社会福祉関係の代表者21名とアドバイザー2名で年1回以上開催している。実務者会議は委員12名と4名の包括化推進員で個別課題に即して支援プログラムの作成や実施状況管理を行っている。	(既存の会議の名称) 大湊村農福連携ネットワーク推進代表者会議・実務者会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
農業法人や企業、社会福祉施設と協働し、就労支援に取り組む。社会福祉法人による地域貢献の取り組みと連携を図り、共同募金や財団法人の寄付金を活用し、自主財源を確保する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
福祉マップ作りから各自治会の課題を拾い上げ、住民同士が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりに取り組み、地域力強化を推進する。 農業や企業、福祉施設や団体に働きかけ、新たな介護予防や生活支援を創出し、中間的就労や働きかけづくりに取り組む。	
オ その他	
約620名のボランティア活動者や約90名の認知症サポーター、ホームヘルパー2級取得者が約120名いる等地域を支える強力な社会資源を活用し、全国モデルとなる総合的包括的な支援体制を構築し、農福連携による日本一の健康長寿村を目指す。	
⑧事業の成果目標	
平成29年度は心配ごと相談員に対して46件の相談があった。また、「大湊村なんでも相談支援センター」へは平成31年2月までに49件の相談があり、その内29件が支援を終結した。 平成31年2月1日現在、見守っている一人暮らし高齢者は30名おり、高齢者夫婦世帯は17世帯ある。母子父子世帯は30世帯ある。 これらを潜在ニーズを持つ世帯と捉えると共に、各自治会へのアウトリーチを行い、複合的な課題を抱える世帯を相談に繋げて、課題解決に取り組む。 アウトリーチによる課題発見件数を増やし、31年度は年間30件の支援終結を目標に掲げ、支援の成果を検証し個別支援を地域支援へ繋げる具現化に取り組む。	

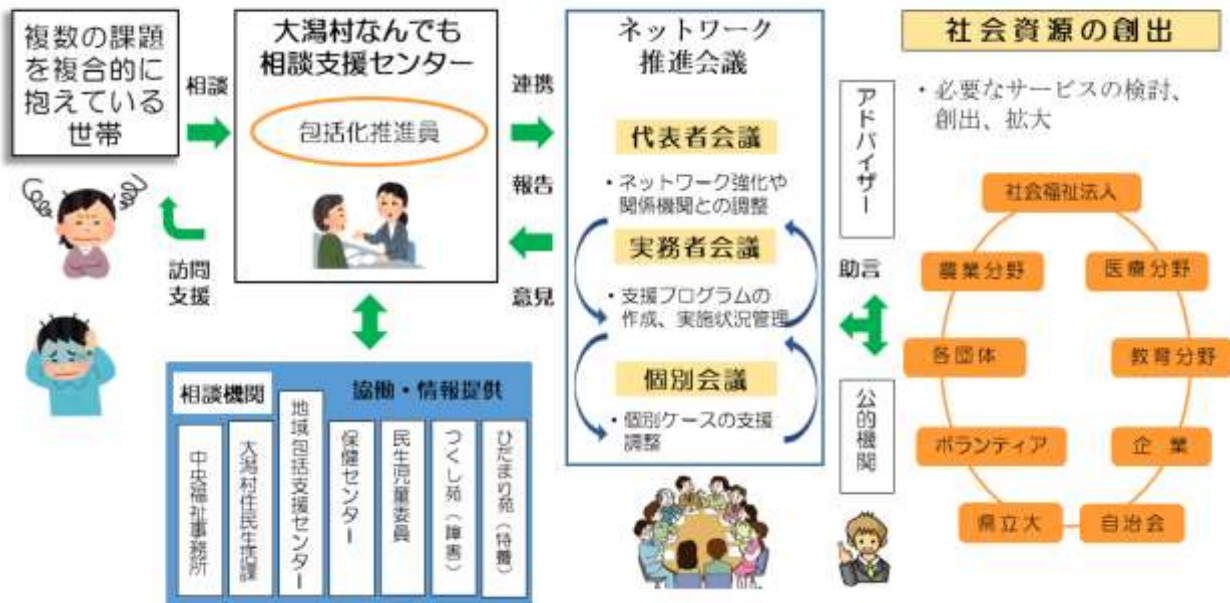
⑨地域力強化推進事業実施計画

住民に身近な圏域が村域と同じのため、地域力強化は本事業と一体的に取り組む。

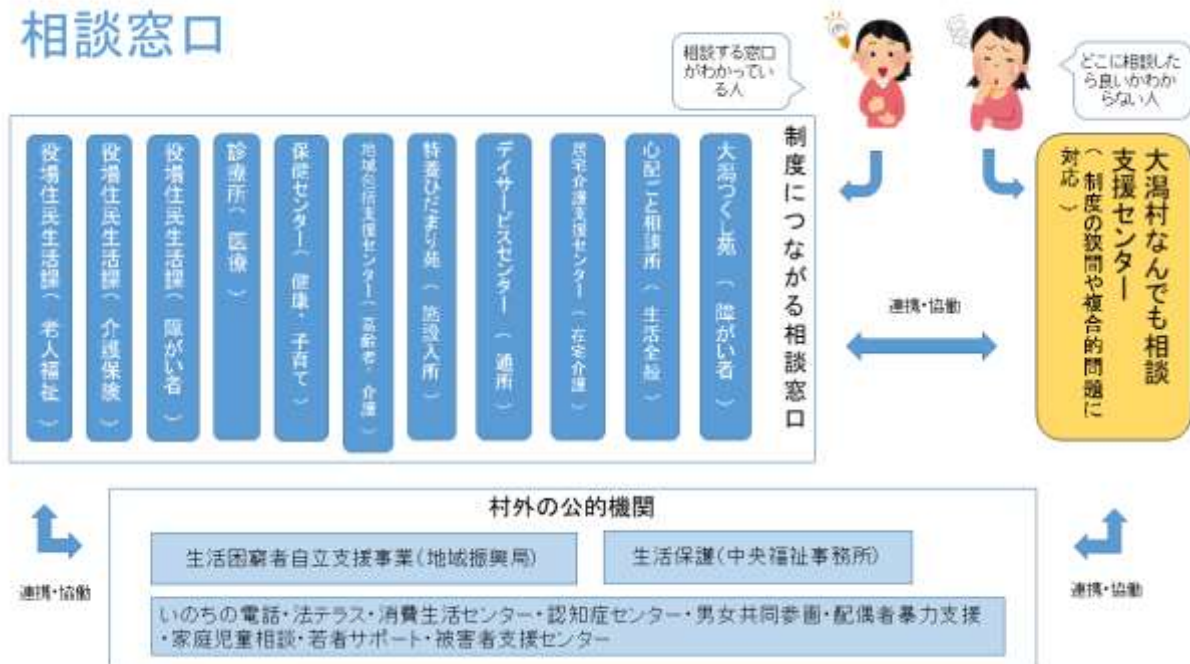
平成29年度は農福連携推進委員会を立ち上げ、基本構想を策定した。平成30年度より大潟村農福連携自立支援事業を農福連携ファーム実行委員会に委託し、農場を整備してかぼちゃ栽培に取り組んだ。

大潟村の特徴である農業と人材を活かし、生きがいと遊びをミックスした農業にチャレンジすることで、様々な課題を抱えた人々を巻き込みながら、住民を主体とした豊かな地域づくりを推進する。運営にあたっては社会福祉施設と連携し、地域課題のひとつである働く場の創出につなげる。

大潟村農福連携包括的支援システム図



相談窓口



福島県 須賀川市

都道府県名	福島県	市区町村名	須賀川市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	75,853（人）		世帯数	27,259（世帯）		
高齢化率	26.9（%）	生活保護受給率	0.86（%）	面積	279.43（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		77.2(%)	公立小学校数	16(校)	公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター		委託：4 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

・福島県のほぼ中央に位置し、東北自動車道の I C と東部には福島空港があり、高速交通条件に恵まれている。 ・8 月の下旬には釈迦堂川全国花火大会、11 月の第 2 土曜日には日本三大火祭りである「松明あかし」が行われる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域のすべての住民が、一人ひとりの暮らしや生きがいをともに創っていく地域共生社会を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民すべてが支援者となり、逆に支援者を受けることもあるような、地域の誰もが参加するボランティア、地域の課題を解決するための、地域住民によるボランティアの気風を作ります。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	須賀川市 (社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会)
②事業名	包括的相談支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	多様化・複雑化した課題を抱える市民が増加しており、現在は主に生活困窮者窓口がこれらの課題に対応している。今後は、その役割を相談支援包括化推進員が担い、次年度には子育て、障がい者、高齢者、生活困窮者等の相談窓口をワンストップ化し、新たな福祉の総合窓口を開設し、複雑化した課題を推進員がコーディネートし、各専門相談員とチームで課題に対応する組織を構築する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	推進員1：保有資格【社会福祉士・主任介護支援専門員】前職【地域包括支援センター管理者】 推進員2：保有資格【社会福祉士】前職【地域包括支援センター】
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会の相談窓口（地域包括支援センター、相談支援事業所と併設）
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
現在、第3次地域福祉計画を策定中であり、その中で包括的な相談支援体制を平成31年度から構築すること、2021年度から地域力強化推進事業を実施することとした。包括的な相談支援体制の構築については、平成31年度に相談支援包括化推進員を設置し、2020年には市庁舎内に福祉の総合相談窓口を開設、子育て世代包括支援センター、相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者支援相談窓口における相談がワンストップでできる体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例の検討会については、月1～2回定例的に開催する。急を要する事例についてはその都度開催。参加者は本人や家族、生活困窮・障がい者・子ども・高齢者の相談支援員、他機関、市担当者等を想定。	(既存の会議の名称) 支援調整会議、地域ケア会議、ケース検討会など
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回程度相談支援包括化推進会議を開催する予定、開催にあたっては地域包括ケアシステムで実施している地域支え合い推進会議を普遍化する予定。参加者は、地域住民、地区役員、民生委員、民間企業等	(既存の会議の名称) 地域支え合い推進会議（地域包括ケアシステム）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
自主財源確保のために、共同募金によるテーマ型募金等を検討する。また、地域の居場所開設にあたっては、食材費等の運営資金を地元企業に寄付してもらうことなどを検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域の社会資源マップを作成するとともに、地区の実態調査をする中で新たな社会資源を創出するための取り組みを進めていく予定である。地域にある介護施設等の送迎車を、地域の居場所までの移動に活用することなど。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
福祉の総合相談窓口での相談やアウトリーチによる相談について、相談支援包括化推進員が複雑化した課題を整理し、各専門機関に繋ぐとともに、個別課題についての相談支援包括化推進会議を開催し、専門機関とチームでの対応ができる連携体制を構築する。課題が整理され、制度によるサービス等の提供に繋がったときは、相談業務の終結をチームで確認する。終結に至らないケース数が成果目標となる。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
平成31年度に相談支援包括化推進員を配置、2020年度に福祉の総合相談窓口を開設、この間に地域力強化推進事業のモデル事業の実施地区を選定、その地区の実態調査を実施に地域の課題や不足する社会資源等を検討、2021年度に地域力強化推進事業をモデル地区で実施、実施にあたっては地区担当CSWを配置し、相談支援包括化推進員と連携をしながら、事業を実施する予定である。	

福島県 郡山市

都道府県名	福島県	市区町村名	郡山市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	3 3 2, 0 2 8 (人)		世帯数	1 4 2, 8 2 4 (世帯)		
高齢化率	2 5. 6 (%)	生活保護受給率	1. 0 2 (%)	面積	7 5 7. 2 0 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		6 3 (%)	公立小学校数	5 3 (校)	公立中学校数	2 8 (校)
地域包括支援センター		直営：1 か所，委託：1 7か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所（一部委託；社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

福島県の中央に位置し、東北地方で仙台、いわきに次いで第3位の人口規模を誇る、東北の拠点都市。首都圏から東北新幹線で約80分というアクセスの良さに加え、鉄道や東北・磐越両自動車道が縦横に交差するなど、交通の利便性が良いことから「陸の港」とも称され、「人」「モノ」「情報」が集まる中核市、そして経済県都として成長を続けている。今なお、東日本大震災や原子力災害が市民生活に影響を及ぼしている中、B-1 グランプリなど、復興イベントの開催や相次ぐ企業の進出など、復興に向けて着実な歩みを進めている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「ダブルケア」や「8050問題」など市民が抱える複合的な課題の解決を支援するため、市内3か所に「福祉まるごと相談窓口」を開設。多機関の協働による包括的な支援体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	他の相談支援機関等との顔の見える関係づくりを行い連携、協働を図りつつ、地域住民のボランティア等での参画を促し、単身世帯への見守りなど各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど地域に不足する社会資源の創設を図るための取組を検討していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	郡山市
②事業名	民生委員協力員事業
④ 業実施の必要性	高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等が進み、一人暮らし高齢者の増加や、世帯が抱える生活課題の多様化・複雑化による「制度の狭間」の問題等が多くなってきており、これらの課題を包括的に捉え、地域の中で解決を図れる仕組みづくりが必要となっている。これにあたり「民生委員活動の充実」が地域の互助・共助機能の強化、将来の持続可能性、包括性等において高い効果が期待されることから、民生委員活動をサポートする標記事業を実施する。

④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 方部民生委員協議会の区域(34 地区)	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
(エ)その他		
新たな地域福祉の担い手の育成等を目的に、民生委員と連携しその活動をサポートする民生委員協力員(以下「協力員」)を設置する。地域の自主性を醸成しかつ取組みを持続可能なものとするため協力員は無報酬(活動実費 6,000 円/年・保険加入)とし、民生委員が活動する地区ごとに募集、適任者の推薦により市が委嘱する。協力員の活動は地区の実情に応じてできる限り柔軟に行えるものとし、市は活動初期の研修や今後の活動事例、地域課題の解決事例の共有等を図り本事業の定着を図っていく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
上記(エ)の活動実費、保険料等事業経費について本年度を含め当面は市費対応を予定しているが、今後事業の推移を見ながら各地区の独自財源の確保策について検討していく。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業について、本市では、今後、各地区社会福祉協議会(38 地区)単位での第2層協議体設置を予定し、本年度は6名の生活支援コーディネーター配置のもと協議体設置を進めている。この協議体の区域が上記の方部民生委員協議会の区域と概ね重なるため、協議体の組織及び事業に民生委員及び協力員が参画することにより、一体的連携が図られていく見込み。		
事業の成果目標		
協力員の委嘱・配置について、委嘱時期は限定せず各地区の要望に応じ随時委嘱することとし、拡大を図っていく。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 方部民生委員協議会の区域(34 地区)	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 方部民生委員協議会	(相談を受け止める人) 民生委員及び協力員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市ウェブサイト、広報誌、チラシ等により広く市民、町内会、関係機関等に協力員事業について周知し、把握された生活課題の方部民生委員協議会での包括的受け止めにつなげる。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区社会福祉協議会、町内会、地域包括支援センター、障害者支援機関、ひきこもり者支援機関等、さらには上記アに記載の第2層協議体等への本事業の周知・連携により地域生活課題の早期かつ包括的な対応を図る。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業による「福祉まるごと相談窓口」の運営(市内3拠点)	(バックアップする人) 福祉まるごと相談員(左記事業による相談支援包括化推進員)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制構築事業(協議体)について上記アのとおり連携。包括的支援事業(地域包括支援センター)について上記イ-(ウ)、多機関の協働による包括的支援体制構築事業(相談支援包括化推進員)について上記イ-(エ)のとおり連携していく。		
事業の成果目標		
協力員の委嘱・配置状況の推移を踏まえながら今後相談件数等の数値目標化を検討する。なお、参考値として民生委員約 550 名による 2016 年度相談件数:16,960 件		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
福祉ニーズが多様化、複雑化してきている中で、高齢、障がい、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な相談にワンストップで対応するための包括的な相談窓口を市内3か所に設置し、関係機関とも連携して適切な支援を行うとともに、多機関が協働して支援する体制を構築する。(平成29年10月開始)	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	委託:2か所(公益財団法人、社会医療法人) 直営:1か所
②事業名	郡山市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	福祉ニーズが多様化、複雑化してきている中で、高齢、障がい、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な相談にワンストップで対応するための包括的な相談窓口を設置し、関係機関とも連携して適切な支援を行うとともに、多機関が協働して支援する体制を構築する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	委託先:2か所各2人 直営:3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	委託先(北東エリア):保健師1人(相談関連業務12年3か月)、主任介護支援専門員1人(相談関連業務15年) 委託先(南西エリア):看護師1人(相談関連業務17年6か月)、社会福祉士1人(相談関連業務15年6か月) 直営:一般事務
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	「福祉まるごと相談窓口」3か所 委託先:受託する地域包括支援センター内併設 直営:郡山市保健福祉部保健福祉総務課内
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
庁内の連携体制構築に向けた取組として、既存の「郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」を構成する庁内22課や出先機関に対し事業チラシを配付し事業PRを行ったほか、各相談支援機関の会議や研修会等で事業説明を行うなど、顔の見える関係づくりを行っている。また、相談支援包括化推進員の各々の専門的な知識の活用を図るため、定期的に打合わせを行い情報の共有を図りながら、より充実した支援が行えるよう努めている。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援対象者に必要と思われる相談支援機関等による個別ケース会議を月1回以上開催する。	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立支援制度支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 郡山市地域包括支援センター連絡協議会等外部の7関係機関からなる、情報共有や意見交換等に関する会議を年1回以上開催する。	(既存の会議の名称) 郡山市生活困窮者自立支援地域ネットワーク協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
当該事業の検証等を踏まえ、他の相談支援機関等との連携を図りながら、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用等の働きかけを検討していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
当該事業の検証等を踏まえ、他の相談支援機関などと顔の見える関係づくりを行い連携、協働を図りつつ、地域住民のボランティア等での参画を促し、単身世帯への見守りや買い物など、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を検討していく。	
オ その他	
資質向上のため講習会等へ参加するなど本事業の目的を達成するために必要な取組を行う。	
⑧事業の成果目標	
・新規相談件数 1拠点あたり月平均15件 ・支援の終結率 50% ・庁内の関係部署との連携に加え、庁外の関係機関等との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図る。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等が進み、一人暮らし高齢者の増加や、世帯が抱える生活課題の多様化・複雑化による「制度の狭間」の問題等が多くなってきており、これらの課題を包括的に捉え、地域の中で解決を図れる仕組みづくりが必要となっている。これにあたり「民生委員活動の充実」が地域の互助・共助機能の強化、将来の持続可能性、包括性等において高い効果が期待されることから民生委員活動をサポートする「民生委員協力員事業」を実施する。(平成30年6月開始)	

茨城県 土浦市

都道府県名	茨城県	市区町村名	土浦市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	139,389(人)		世帯数	59,616(世帯)		
高齢化率	27.96(%)	生活保護受給率	0.91(%)	面積	122.89(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		87.07(%)	公立小学校数	※16(校)	公立中学校数	※7(校)
地域包括支援センター		委託: 2か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託: 1か所				

※義務教育学校: 1校

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

土浦市は、東経 140 度 12 分、北緯 36 度 4 分に位置しています。日本第 2 の湖である「霞ヶ浦」の西岸にあり、市の西に筑波山麓が広がっています。東京から 60km、成田空港から 40km、つくば研究学園都市に隣接し、また、県都水戸から 45km の距離にあります。 レンコン栽培は全国トップの生産量であり、他花き栽培も盛んに行われている。大曲、長岡と三大花火大会として知られているが、秋に開催される大会については全国随一の規模となっている。例年 4 月には全国 3 番目の参加人数となる、かすみがうらマラソンが開催されている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市には、中学校区ごとに設置した社会福祉協議会支部、同じく中学校区ごとの市民委員会や全自治会に立ち上がっている自主防災組織等、活用できる資源は多くあります。これらを有機的に結びつけ、最大限の効果が発揮できるような仕組みづくりを目指します。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市の小地域福祉活動は、中学校区ごとの社会福祉協議会支部設立を契機に発展してきました。 今後は、小地域における活動がますます必要となるため、地域住民の一層の参加と協働を推進しながら、更に小地域福祉活動を拡充するために、より自主性の高い小学校区ごとの地区社会福祉協議会を設置し、地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報共有を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる地域にします。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	土浦市(土浦社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域において複雑多様化する生活課題に柔軟かつ効率的に社会資源を活用し、また、新たな資源開発を進めるためには、住民相互の助け合いが重要な要素となる。一人を支える相談支援体制から皆が住みやすい地域を創っていくための体制づくりが必要である。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)土浦市全域	(対象地域の範囲)小学校区	(人口) 139,389 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 現在集いの場を運営している運営者・これから運営しようとしているボランティア等の地域住民		(支援の内容) 一人を支援することでの地域づくりにつなげていく視点の共有、集いの場の運営支援等
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区公民館・ふれあいいきいきサロン・いきがい対応型デイサービス・いきいき健康体操教室等		(運営主体) 土浦市・各町内・ボランティア等
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民や市内在勤者		(研修の内容) 地域共生社会の構築に向けて、住民主体による課題解決意識の醸成・成功事例などの情報提供など
(エ)その他		
中学校区に配置している地域ケアコーディネーターを中心に地域への働きかけを進めていく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や善意銀行等の活用を検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域ケアコーディネーターは生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター(第二層)と連携し、両事業を推進する。		
事業の成果目標		
地域の集いの場の把握数(80 か所)・研修会等の開催(8 地区)・参加者数(延べ 300 人)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)土浦市全域	(対象地域の範囲)小学校区	(人口) 139,389 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 各中学校区の公民館に設置されている土浦市社協支部(地域ケアコーディネーター)が中心となり、生活上の課題のあるケースについてスクラムネット・ふれあい調整会議にて課題解決のために検討を行っている。今後は現在の中学校区での取り組みを活かして小学校区に第三層協議体を設置し、小学校区の支部社協を整備していくことで、地域住民の相談を小学校区で受け止められる体制を目指す。		(相談を受け止める人) 地域ケアコーディネーター／生活支援コーディネーター(第二層):社協職員 第三層協議体の生活支援コーディネーター
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社会福祉協議会のホームページや広報誌『社協だより』(全戸配布)に事業概要と地区公民館に地域ケアコーディネーターが常駐していることを掲載し、事業周知を行う。また、市民向けチラシを作成し、集いの場等へ周知を行う。		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域の集いの場へ地域ケアコーディネーターと包括化推進員等が訪問し啓発活動を行い、集いの場にアウトリーチ機能を持たせ、情報不足などの要因で相談窓口にアクセスできにくい方々へもつながっていくことを可能にする。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 行政・社協の各機関の連携を促進するとともに生活支援体制整備事業や相談支援包括化推進員が連携し体制整備を行う。	(バックアップする人) 地域ケアコーディネーター／第一層コーディネーター／相談支援包括化推進員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター(第一層)と地域包括支援センター・在宅介護支援センター・障害者相談支援事業所・生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口・子育て世代地域包括支援センター等と連携を図りながら進めていく	
事業の成果目標	
地域ケアコーディネーターへ寄せられた相談件数延べ(3000 件)・ケース検討会議開催数48回・検討ケース数80件・終結に至ったケース数10件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

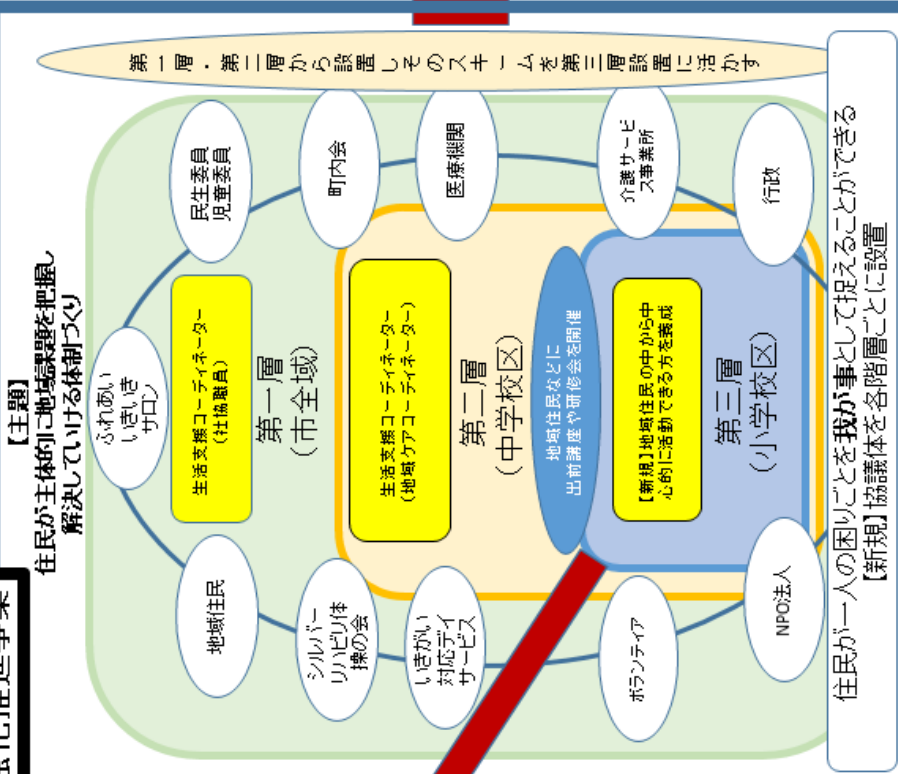
4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	土浦市(土浦市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	相談支援機関は多数設置され、それぞれに対応しているが各相談窓口同士の連携が必要な、複数領域にまたがる課題のあるケースや、より高度な専門性が必要となる虐待対応などにおいては窓口間の連携が必要となる。相談支援包括化推進員を配置することで、スムーズな連携を促進する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域ケアコーディネーター業務等を経験した社会福祉協議会職員。社会福祉主事。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	土浦市社会福祉協議会 ふれあい相談係
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
各地区公民館に配置されている地域ケアコーディネーター、地域包括支援センター、基幹障害相談支援事業所、自立相談支援事業、その他行政の相談窓口等を所属横断的に総括し、複合的な課題のある相談内容や虐待対応等の高度に専門的な相談内容について、複数の相談機関が効率的に相談支援を行うことや人的資源を有効に活用すること等を相談支援包括化推進員がコーディネートを行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 中学校区ごとに月一回開催(8地区×12月=96回) 市福祉事務所担当者・地域包括支援センター・在宅介護支援センター等各地区10名程度	(既存の会議の名称) スクラムネット
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 中学校区ごとに隔月一回開催(8地区×6月=48回) スクラムネットに加えて医師・看護師・薬剤師・主任ケアマネジャー・ボランティア・市民委員会・民生委員児童委員等各地区20名程度。	(既存の会議の名称) ふれあい調整会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
スクラムネット・ふれあい調整会議において個別ケースの課題解決のプロセスから地域課題の抽出を行い、社会福祉協議会の地域福祉活動や行政との連携を図ることで、新たな社会資源を作り出すことに取り組む。その際、生活支援体制整備事業の協議体・生活支援コーディネーター等とも連携し、地域福祉の推進と一体的に取り組む。	
オ その他	
・スクラムネット・ふれあい調整会議に参加する委員・職員に対して、個別の相談をもとにまちづくりを進める視点・包括的に相談を受け止める視点について研修会を開催する。 ・推進会議の進行や開催管理は地域ケアコーディネーターが行い、推進員は適宜に連携を図りながら会議に参画していく。	
⑧事業の成果目標	
推進員によるケースコーディネート件数、及び、各種会議体によるプラン作成とモニタリングにより、課題解決が図れた件数を成果指標とする。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

ふれあいネット
ワークを活用

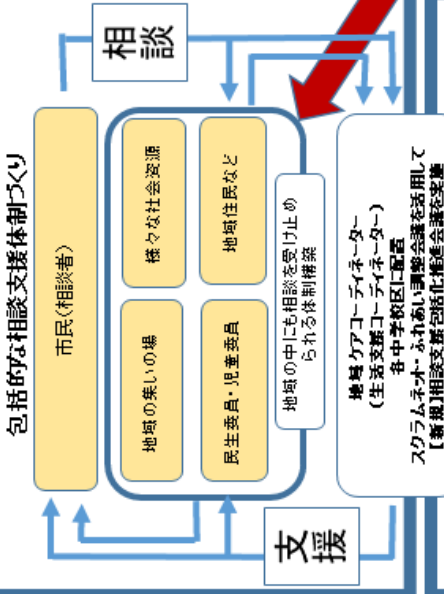
我が事・丸ごと 地域共生社会の構築に向けて

地域力強化推進事業

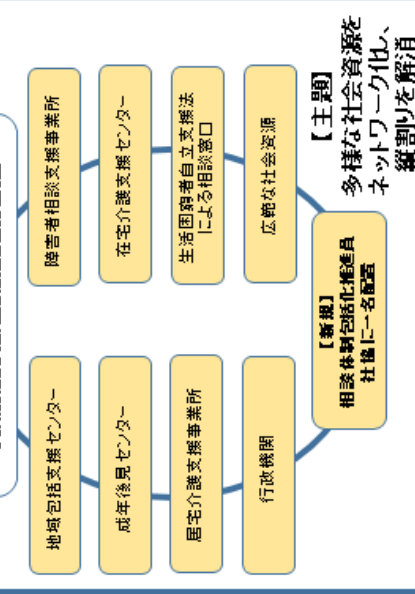


※生活支援コーディネーター：地域の生活課題を把握し解決に向けてコーディネート機能を果たす人

【主題】 包括的な相談支援体制づくり



対象者を限定せずあらゆる相談
を丸ごと受け止めることができる



複雑化・多様化する相談に対して多機関
が適切に連携できるようにコーディネート

包括的支援体制構築事業

【目指す地域像】

小学校区ごとに
支部社協を設立し地
域住民が主体的に課
題解決を担う
（H30年度以降順次）

第一層・第二層・
第三層が連携し、
①市全体として取り組
むべき課題
②困難な事例
③個別の課題
等に対応

新たな社会資源の開
発や福祉分野以外の
社会資源とのネット
ワーク構築をおして
地域づくりを促進

一人を支援し地域を創る

茨城県 ひたちなか市

都道府県名	茨城県	市区町村名	ひたちなか市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	155,060（人）		世帯数	63,862（世帯）		
高齢化率	25.6（％）	生活保護受給率	0.60（％）	面積	99.93（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		60（％）	公立小学校数	20（校）	公立中学校数	9（校）
地域包括支援センター		委託：4 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

工業を中心として発達した旧勝田市と、漁業で栄えてきた旧那珂湊市が平成 6 年に合併してできた市である。市内には、2 つの漁港があり、近海沿岸漁業の基地となっている。農業ではほしいもが特産品となっており、日本一の生産量を誇っている。商業面は、大規模小売店舗の充実などで商圈の地元吸収力が增大している。また、国営ひたち海浜公園や阿字ヶ浦海水浴場、水産業などの資源を存分に活かし、観光・レクリエーションの振興を図っている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域の福祉課題を地域自ら考え、解決方法を見つけていくために、地域福祉を推進する体制を整備し、地域にあった福祉事業を展開していくため。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	これまでのように行政から押し付けられるように事業を行うのではなく、地域の特性に合わせ地域に本当に必要な事業を行えるように、地域の福祉課題を見つけ出し、地域に合った事業を自ら開発し、行政と協力してまちづくりを行っていくようにしていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	市，コミュニティ組織	
②事業名	地域福祉推進体制整備事業	
③事業実施の必要性	本市においても少子高齢化は想像以上に早く進んでいることから，今後行政だけでは支援を必要とする方々を支えきれなくなり，地域の協力なくしては福祉施策が成り立たなくなる可能性がある。また，地域が自らが考えていくことで，より地域の実態にあった実効性の高い事業を展開していくことが必要である。そのため，地域の中学校区単位で組織されている「コミュニティ」で開催される「まちづくり市民会議」等において，地域の福祉施策を検討する体制づくりについて話し合っている。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
（対象地域） コミュニティ組織（市内 8 ヲ所）	（対象地域の範囲） 市内全域及び中学校区	（人口） 155,060 人
（ア）地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
（支援する対象） コミュニティ等地域活動団体	（支援の内容） 補助金の支出，協議体の立ち上げ・運営の支援	
（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
（拠点の場所） コミュニティセンター	（運営主体） コミュニティ組織	
（ウ）地域住民等に対する研修の実施		
（研修の対象） 人材育成事業の実施	（研修の内容） 地域福祉活動の主体となりえる人材の発掘・育成する事業を，市が社協と協働で実施する	
（エ）その他		
勝田二中学区において，平成 30 年 5 月に協議体が設立された。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社協や地域の社会福祉法人との連携，市からの補助金。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
社協や地域の社会福祉法人等との連携を第 1 層・第 2 層の地域福祉コーディネーターが支援する。		
事業の成果目標		
拠点における自主事業の実施（身近な生活支援事業，サロン立ち上げ推進事業）。		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
（対象地域） コミュニティ組織（市内 8 ヲ所）	（対象地域の範囲） 市内全域及び中学校区	（人口） 155,060 人
（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
（場所・機関等の名称） コミュニティセンター	（相談を受け止める人） 第 1 層・第 2 層の地域福祉コーディネーター	
（イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
（周知方法） 地域の広報紙，ホームページ，協議体内での周知。		
（ウ）地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
（把握の方法） 協議体による意見交換。		
（エ）地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
（バックアップの内容） 市社会福祉課配置の第 1 層地域福祉コーディネーターが各中学区の第 2 層地域福祉コーディネーターより相談を受ける。	（バックアップする人） 第 1 層地域福祉コーディネーター（市社会福祉課配置）	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
社協や地域の社会福祉法人等との連携を第 1 層・第 2 層の地域福祉コーディネーター支援する。		
事業の成果目標		
各地区における生活保護及び自立支援の相談件数をもとに目標を設定する（今回設置した勝田二中学区であれば，年間 5 0 件程度の相談件数）。		

ウ その他
各中学校区に配置する第2層地域福祉コーディネーターについては、配置済の勝田二中学区以外の地区においても、地域で協議体を立ち上げたのち、地域で十分議論し配置する。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
当事業で設置する協議体に、社会福祉協議会、社会福祉法人、包括支援センター等の支援機関を構成員として配置し、第2層地域福祉コーディネーターが中心となり、ケースに合わせ支援機関をつないでいく体制としている。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	コミュニティ
②事業名	地域福祉推進体制整備事業
③事業実施の必要性、体制等	地域において支援する施設、人材等は存在しているが、それぞれが個別に支援している状況である。地域での個別支援をより効率的かつ効果的に実施していくため、支援機関のネットワーク化が必要とされている。各中学校区に設置する地域力強化事業で設置する協議体のメンバーに包括支援センター、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政関連課等の支援者も構成員とし、地域での支援体制を強化することで、市民の身近な場所での相談を可能にする。なお、相談員は第2層地域福祉コーディネーターが兼任する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	9人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	民生委員の経験者など、地域での福祉活動の経験が豊かな方
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	コミュニティ（中学校区）
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域において支援体制の必要性について協議する場を設置し、地域力強化推進事業で立ち上げる協議体の設立の協議に合わせ事業内容の検討を行っていく。また、相談支援包括化推進員を第2層地域福祉コーディネーターが兼任し、市民からの相談を直接受けるほか、協議体の構成員である包括支援センターや社会福祉協議会、社会福祉法人等からも情報提供を受けるなど、適切な支援策に結びつける。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 第2層地域福祉コーディネーターが協議体構成員のうち関係機関に声をかけ、随時会議を開催、	（既存の会議の名称）
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 地域力強化事業で設置する協議体に相談支援包括化推進会議の機能を持たせる。年間4回程度実施予定。	（既存の会議の名称） 二中地区ふれあい会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉協議会や社会福祉法人、行政関係課が構成員となることにより、事業等に対する財政的支援を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
包括支援センター、社会福祉法人、社会福祉協議会との協働。	
オ その他	
各中学校区に配置する第2層地域福祉コーディネーターについては、配置済の勝田二中学区以外の地区においても、地域で協議体を立ち上げたのち、地域で十分議論し配置する。	
⑧事業の成果目標	
市内8地区（中学校区）への協議体の設置、第2層地域福祉コーディネーター（相談支援包括化推進員）の配置。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
各中学校区単位に協議体を設置し、第2層地域福祉コーディネーターを配置していく。協議体の設置にあたっては、中学校区単位に組織されているコミュニティ組織を中心として検討していく。	

茨城県 古河市

都道府県名	茨城県	市区町村名	古河市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	143,086（人）		世帯数	61,742（世帯）		
高齢化率	27.58（％）	生活保護受給率	1.48（％）	面積	123.58（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		73.85(%)	公立小学校数	23(校)	公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所，委託：2 か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

関東平野のほぼ中央、茨城県の西端に位置する本市は、全域にわたって概ね平坦な地形で、年間を通して気候も温暖です。また、JR 宇都宮線、国道 4 号、新 4 号国道など交通ネットワークも整備されており、生活の場・生産の場として恵まれた条件にあります。 市内は 3 地区に分けられ、城下町として風情ある街並みを残した歴史文化の古河地区、工業団地と農業とでバランスの取れた総和地区、農業が盛んで、近年は新しい工業団地も出来上がり発展を遂げている三和地区と、それぞれ特色ある街づくりを行っています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	近年、本市でも地域住民主体の「サロン」や「見守り活動」などがいくつか立ち上がっていますが、市内全域で見ると一部での地域福祉活動に留まっています。本事業に取り組むことで、一部で行われている地域福祉活動を市内全域に広げていくことを目的としています。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	市内 20 区域の行政自治会や、小規模の地域に働きかけ、サロン活動や見守り活動等の新たな地域福祉活動を促す。活動することで地域住民が、地域の困りごとを地域の中で支えあいながら解決していくという体制を作っていく。 住民主体の活動等では、相談窓口を開設し、地域住民の生活課題の相談を受け止める。また、社協や高齢者サポートセンター等では、地域での生活課題の相談や、直接窓口で受け止めた相談について、必要に応じて適切な支援機関に繋ぎ、課題解決に向け関与していく。 活動を通じて、ご近所同士がお互いさまの関係で助け合いながら、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生きがいを持って生活していける仕組みを構築し、それを市全体に広げていくことを目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	古河市(古河市社会福祉協議会)		
②事業名	古河市地域力推進事業		
③事業実施の必要性	合併以前の旧古河市では、社協を中心にして、自治会ごとに住民自身による見守り活動を進める「福祉委員会」の設立を促し、その活動を支援していた。また、エリアごとに地域ケアコーディネーターを置いて、対象者を中心とするケアチームを組織し支援する仕組みがあった。しかし、その後の介護保険によるケアマネジメント、旧総和町・旧三和町との合併、地域包括支援センターの設置、社協事業の再編などにより、社協の地域組織化の活動は手薄になり、住民自らの活動は担い手の高齢化とともに多くが休止し、地域力が市内全域で弱まっている。近年、「生活支援体制整備事業」や地域住民が主体の「サロン」もいくつか立ち上がるが、市内全域で見ると一部での地域福祉活動に留まっている。「地域共生社会」「我が事」「丸ごと」の実現のためには、この地域力強化事業が強く求められている。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域(古河地区・総和地区・三和地区)。その内、年間で市内5か所以上を支援強化地域として選定する。	(対象地域の範囲) ①自治会、行政区、町内会、班、民生委員の担当地区等の範囲 ②日常生活圏域(第2層)の範囲 (①と②両方)	(人口) ①は、1地域あたり200人～600人 ②は、約3万人～3.5万人程度	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 一人暮らし高齢者、障害者、生活困窮者、貧困児童、外国人、多問題世帯等、生活に困難性を抱えるすべての者		(支援の内容) 自治会、行政区、町内会の役員、民生委員・児童委員、ボラ研修終了者等に働きかけ、小地域での福祉活動の立ち上げを支援する(スタートアップ支援)。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 自治会館、地域交流センター、公民館、コミュニティーセンター、集落センター、地域の福祉施設、民家、その他を交流拠点とし、活動が可能となるようにアドバイス等をし、活動ができるように条件を整える支援をする(ホームベース支援)。		(運営主体) 古河市社会福祉協議会(＝事業委託先)、行政自治会(20地区)、自治会・行政区・地域住民・民生委員・ボランティア等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 行政区・自治会の役員及び構成員 一般市民		(研修の内容) ・他の地域組織がすでに実践している活動内容を紹介する研修を実施。 ・地域福祉活動を行うボランティアの養成研修を実施。	
(エ)その他			
市民への広報・周知活動として、既存の地域福祉活動の様子や「支援強化地域」の募集、『地域の福祉窓口』に関する情報を掲載したチラシ等を作成し、配布する。また、住民による地域福祉活動の様子を動画で紹介する「プロモーションビデオ」を作成する。市、社協、自治会、行政区等のイベント、研修時などで上映、配布したり、社協や市のホームページの動画サイト、SNS等でも紹介しPRする。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
社協から住民に対し、活用が可能な情報(活動助成、県社協のはんどちゃんネットワーク助成金、民間助成)等を提供するとともに、社協自身にでも、地域に資金を還元する独自の寄付の募集、クラウドファンディング、テーマ型の共同募金等、ファンドレイジングの工夫により、住民の活動を支援する財源を確保する(仕組みの導入は必須とする。形態、方法、額は問わない)			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備事業に基づいて配置されている「生活支援コーディネーター」の活動と、一体的、相互補完的に実施する。また、社協独自の事業である「ふれあいいきいきサロン事業」「在宅福祉サービス運営事業」「福祉人材育成事業」と綿密に連携・協働して地域組織を新たに開拓していく。			

事業の成果目標		
地域住民への説明会は最低 1 回を必須(可能であれば古河・総和・三和の地区で3回開催する)。地域福祉活動の支援については、対象地域の5か所以上の地域に働きかけ、1年間で3か所以上、新たな活動が開始されることを目標とする。また、ボランティア養成研修については、年間 2 回以上の開催を目標とし、計 30 名以上の受講修了者を輩出することを目標とする。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域(古河地区・総和地区・三和地区)	(対象地域の範囲) ①自治会、行政区、町内会、班、民生委員の担当地区等の範囲 ②日常生活圏域(第2層)の範囲 (①と②両方)	(人口) ①は、1 地域あたり 200 人～600 人 ②は、約 3 万人～3.5 万人程度
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) A 住民による「ふれあいサロン」や「見守り活動」の場。B社会福祉協議会の出先機関(高齢者サポートセンター)、生活支援センター。C市庁舎等	(相談を受け止める人) 地域活動の住民のリーダーやメンバー、民生委員、ボランティア、当事業の担当者、社協職員、社協の出先機関の職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場(上記の(ア))を『地域の福祉窓口』と称し、看板やのぼり旗などを掲げ、近隣住民に知らせる。また、上記ア(エ)その他で挙げた市民への広報・周知活動の方法により、所在地、担い手、役割等を公表する。市・社協の広報誌、HPの活用、イベント開催時にチラシなどにより地域住民等に広く周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 上記(ア)の場において把握、他に各種相談窓口まで出かけることができない者や、自ら支援を求めることができない者が把握された場合は、古河市社会福祉協議会の職員が中心となって、その対象者と関係する機関の専門職・相談員等と連携・協働して(必要に応じ帯同して)、自宅へ訪問するなど、アウトリーチの手法で積極的に介入し、早期に生活課題を把握するよう努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域住民からの相談は、右記の部署(バックアップする人)がサポートし、支援に繋げる。受け止めた相談は、必要に応じ、適切な支援機関や地域ケア会議、各種サービス調整会議等につなぎ、課題の解決に関与する。	(バックアップする人) 社協の地域力強化事業担当者、高齢者サポートセンター古河・三和、生活支援センター(総和地区)の職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立生活支援事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、ふれあいいいききサロン事業等と綿密に連携・協働して相談を包括的に受け止める体制を整備する。次年度以降は、多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施により「相談支援包括化推進員」を配置して、コーディネート力を強化する。		
事業の成果目標		
A. 住民による『地域の福祉窓口』は、各活動場所ごとにおおむね月2回程度以上、窓口を開いてもらえるように促す。また、地域力強化事業担当者は年間にすべての活動(現 54 か所)を巡回する。B. 「高齢者サポートセンター古河・三和」「生活支援センター」では、月2回以上、『地域の福祉窓口』を開き、C. 年間 3 回以上は市庁舎等で窓口を開設する。(全体で年間 100 件程度の相談を目安とする)。		
ウ その他		
医療・介護・福祉の関係機関、及び民生委員・児童委員等の地域の関係者の連携を促すために、古河市が発行する『連携カード』を積極的に活用する。		
① 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
地域力強化事業の「地域住民の相談を包括的に受け止める場」による支援・対応では十分に解決しない対象者支援・生活課題について、特定の分野の業務に偏重せず(分野フリーの)、多方面の分野と連携調整を行うコミュニティ・ソーシャルワーカー＝(「相談支援包括化推進員」)を配置し、対象者一人一人のニーズに応じた支援チームの編成や、多機関、多職種との連携のコーディネートを行い、必要に応じて既存の会議(地域ケア会議や生活困窮者自立支援事業の支援調整会議)の一部を活用した「相談支援包括化推進会議」を開催し、連携調整、社会資源創出について話あう。また、住民主体の生活支援・サロン・見守り活動などのインフォーマルな支援を有効に活用し、地域力強化事業、生活支援体制整備事業と一体的に本事業を実施する。		

「地域共生社会の実現」の実施に向けて……イメージ②「地域力強化事業」

H31年度

【既存】「生活支援体制整備事業」

両事業を一体的に相互補完的に実施する

社協へH28から委託実施
主に【200行政自治会＝第2層】へ働きかけ

「協議体」を設置・運営し、地域課題の洗い出し、解決手段を協議する場

○生活支援コーディネーター

地域の人的資源①
○民生委員・児童委員

行政機関への
つなぎ役

古河市役所
○福祉部門担当の職員
○各種の相談員

行政サービスの
提供

地域の専門的相談機関

- 地域包括支援センター
- 在宅介護支援センター
- 地域子育て支援センター
- 生活支援センター
- 障害者基幹相談支援センター
- 障害者地域相談支援センター
- 障害者地域活動支援センター
- 居宅介護支援事業所
- 相談支援事業所（障害者）

家族・近隣

緊急時の行政機関

- 児童相談所
- 障害者虐待防止センター
- 警察署
- 消防署

専門的な
相談援助

地域の中で
支援を必要
とする方々

社協サービス
の提供

古河市社会福祉協議会

- ◆ 組織の支援は、地域福祉課の担当
- ◆ 相談は「生活支援センター」と「高齢者サポートセンター」がバックアップ
- ◆ 共同基金、独自の寄付・ファンドの募集等により地域へ還元する資金を確保

活動の支援

その他の地域の主体

- ボランティア団体（個人）
- 社会福祉法人・福祉事業所
- 福祉関連団体
- 老人クラブ
- 企業・事業主
- 地区社協（将来的な展望として）

「地域力強化事業」

本事業により主にこの黄色部分をよくに強化第2層だけでなくより小地域の第3層に対しても活動の立ち上げ・実践を支援する。

地域の人的資源② = 地域の住民による地域福祉活動
○行政自治会、自治会・行政区、町内会、班などによる、見守り活動、サロン活動、日常生活支援活動、相談受け止め

地域住民による自主的で組織的な声かけや見守り

イ・地域住民の相談を住民が「縦割り」でなく「丸ごと」受け止める。

ア・組織化や活動の支援・専門的な助言・活動の継続を支援する。

ア.の内容について

- ▶ 自治会、行政区、町内会等に福祉活動の組織化を働きかけ、活動の立ち上げを支援。
【スタートアップ支援】
- ▶ 住民が、気軽に立ち寄り交流する場や、住民と専門職が話し合う場など、自主的な活動等の拠点を確保・整備。
【ホームベース支援】
- ▶ 他の地域組織がすでに実践している活動内容を住民に紹介する。ポテンシャルの作成。ボランティアの養成、活動をコーディネート・奨励する等により、地域住民等の地域福祉活動への参加を促進【ポテンシャル・プロモーション】

イ.の内容について

- ▶ (A)「ふれ合いサロン」や「見守り活動」の場で住民が定期的に職員も出向く、住民の相談を包括的に「丸ごと」受け止める。
- ▶ 相談を包括的に受け止める場合を「地域の福祉窓口」と称し、地域住民等に広く周知する。
- ▶ 窓口相談に来られない者や、自ら支援を求めることができない者に対しては、アウトリーチの手法で出向いていく。
- ▶ (B)「生活支援センター」「高齢者サポートセンター」古河・三和でも、住民からの相談を受け止め(A)をバックアップ(サポート)する。

茨城県 那珂市

都道府県名	茨城県	市区町村名	那珂市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	54, 772（人）		世帯数	22, 709（世帯）		
高齢化率	30.54（％）	生活保護受給率	0.56（％）	面積	97.82（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		69.54(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター		委託：３か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本市は、茨城県の中央よりやや北寄りに位置し、水戸市や日立市に隣接している。市の北側を流れる久慈川と西側を流れる那珂川の沿岸には、広大な水田地帯が広がり、両河川に挟まれた那珂台地の畑作地帯では、四季折々の農作物が生産されている。那珂西部工業団地では、電気電子部品・製品の製造が、向山工業専用地域では、金属製品・機械部品・化学製品などの製造が行われている。 また、白鳥が飛来する古徳沼や一の関ため池親水公園、日本さくら名所100選に選ばれた静峰ふるさと公園があり豊かな自然に恵まれている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉における複合的な課題を抱える市民に対して相談及び包括的支援を実施するため、他機関が協働して相談者の生活課題解決に向かうことにより、いわゆる「縦割り行政」を解消させ、迅速かつ適切な解決を図り、相談者の自立に資する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	個人や世帯の抱える複合的な課題への包括的支援や、福祉の総合的なサービス提供の支援が図れる体制を整備することで地域共生社会を実現するため、誰もが住み慣れたまちで安心して豊かに暮らすことができる。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	茨城県 那珂市(社会福祉法人那珂市社会福祉協議会)
②事業名	那珂市包括的支援体制整備事業
② 事業実施の必要性、体制等	これまで、高齢者・障がい者・児童保護者・生活困窮者など対象者別支援を強化し一定の効果を上げるとともに、市民や関係者への窓口定着が図られてきた。しかし、高齢者の介護とひきこもりなど、対象の異なる複合的な問題を抱えた家庭への支援に際し、連携や対応が十分でないケースが少なくなかった。市では、社会福祉協議会の自主事業として行っているコミュニティソーシャルワーク事業を支援し、課題解決を進め効果が見られていることから、これを事業化し社会福祉協議会へ委託することでさらなる効果が上げられると考えている。また、市社会福祉協議会には生活困窮者自立相談支援事業を委託しており、それらの業務と併せて実施することで、課題解決の効果が上げられると考えている。 そのために、平成28年度から市役所内部に検討委員会を設置し、事業開始に向けた検討を進めるとともに、多様な相談窓口との調整や話し合いを社会福祉協議会とともに進めている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人(正規職員2人)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	(1)病院勤務を経て H7 年那珂町社協入局、介護業務、介護保険ケアマネジメント、基幹型在宅介護支援センター、地域包括支援センター(行政出向)、見守りネットワーク担当、障がい者基幹相談支援センター、地域福祉グループ長を経て、現在ふくし相談センターCSW(資格:社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、介護支援専門員、CSW 実践者養成研修修了) (2)高齢者福祉事業団勤務を経て H12 年入局、管理、地域福祉、障がい者相談支援担当を経て、現在、ふくし相談センターCSW(資格:社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、相談支援専門員、介護支援専門員)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人那珂市社会福祉協議会 菅谷分室 ふくし相談センター(包括的支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業、障がい者虐待防止センター、障がい者差別解消推進事業、生活保護等就労支援事業、地域活動支援センター、保健福祉センター指定管理等の業務を所管)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・これまでの、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の専門相談窓口の機能はそのままに、社会福祉協議会が自主的に展開してきたコミュニティソーシャルワークを活かした体制構築を図る。すでに、各関係機関との連携体制を基礎に、より重層的に有機的な連携を図るため各機関の把握している複合課題ケースなどの共有などをすすめ、対象者だけでなく家庭全体への支援を展開する。特に課題自体が十分に整理されていないケースや、現制度では対応が困難なケースなどにたいし、本人のペースに合わせ寄り添った支援を展開する。 また、より多くの専門職が参加し支援のあり方や課題を検討し、新たな社会資源の開発や検討を通じたつながりづくりをすすめる。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・ケース検討・情報共有会議(ふくし相談センター内他) 月1回 ・事例検討(スーパービジョン)年3回 ・支援調整会議(内部調整:市役所各相談事業担当課・社協) 年3回(本年度4回) ・個別ケース会議(社会福祉課・社協・包括支援センター等)適宜開催	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・ひまわりカフェ(専門職カフェ)の開催。 多機関・多職種が交流できる機会をつくり、多職種連携による包括的支援体制の構築を目指す。 (基本隔月※令和元年度は8月から5回開催予定)	(既存の会議の名称)

ウ 自主財源の確保のための取組の概要
・目的明示型寄付金の検討・実施 ・フードドライブ(きずな BOX)の周知・活用
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
・コミュニティワーカー、第 1 層・第 2 層協議体と CSW との連携による社会資源の検討・開発 ・個別事例、ネットワーク構築の会議等における、検討・ニーズ化
オ その他
・既存の各制度総合相談窓口との複合課題ケース検討を通じて、役割の整理・連携の推進等を行う
⑧事業の成果目標
・よろず相談機能(心配ごと相談)を活かし、複合課題相談の受付(新規100件程度) ・開始当初、各機関の把握している情報の共有により課題を把握する ・既存の機能(地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援、家庭児童、ひきこもり相談、教育相談、民生委員・児童委員、見守り、避難行動要支援者支援)との有機的連携を強化し互いの機能を最大限に活かした包括的支援体制の構築を進める ・機関同士の連携にとどまらず、専門職同士のつながりづくりを促進し、顔の見える連携プラットフォームづくりを推進する。
⑨地域力強化推進事業実施計画
・日常生活圏域(3 圏域)ごとに、コミュニティワーカー(第 2 層生活支援コーディネーター)を配置するとともに、コミュニティ圏域(8 地区)に社協担当職員を配置する。地域組織と担当職員との連携により、地域座談会、各種団体へのヒアリングなどの地域支援を通じて地域課題を把握するとともに、相談支援包括化推進員(CSW)との有機的連携によって、個別支援からの地域課題化を行う。把握された課題を基に、社会資源の開発やそれに向けた計画の策定などを進め、地域力の強化を図る。

茨城県 東海村

都道府県名	茨城県	市区町村名	東海村
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	38,302（人）		世帯数	16,024（世帯）		
高齢化率	24.81（％）	生活保護受給率	0.68（％）	面積	38.00（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		51.27(%)	公立小学校数	6（校）	公立中学校数	2（校）
地域包括支援センター		直営 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		県で実施				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

日本を代表する原子力研究の先端技術が集まる科学都市である一方、梨やぶどうをはじめ、日本一の生産量を誇る「ほしいも」（乾燥いも）の産地としても全国的に知られている。 全国的に少子化の流れが進んでいるが、東海村においては充実した子育て施策を求めた隣市からの子育て層の移住や、原子力関係者の家族移住等により、子どもを含め、人口は昭和期から微増し続けていたが、近年は自然減に転じている。一方、昭和期後半に日立製作所関連企業に勤める就労層（当時、日本全国から就業により本村に移住してきた核家族層）をターゲットに作られた分譲団地を中心に人口の高齢化率は 50 パーセント（東海村全体だと高齢化率は約 25 パーセント）を超える地域がある。また、近年では新たに子育て世代の集まる新団地が作られるなど、地域によってやや偏りのある人口構造に起因する福祉課題が多様化している現状がある。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	従来から、生活課題を抱える個人に対する相談支援活動を展開していたが、昨今の社会環境や経済状況を背景として、個人に対する相談支援活動だけでは、根本的な生活課題の解決に結び付けることが困難となっている。 特に、生活困窮世帯に対する相談支援活動においては、家計相談による収支バランスの適正化支援や生活資金貸付等の支援だけではなく、その世帯に属する子息に対する学習支援や就労支援など、寄り添い型の支援や他団体との連携を強化しなければ、根本的な課題解決に繋げることが困難なケースが急増している。そのため、包括的なファミリーソーシャルワークを展開する基盤整備が急務となっている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	平成 19 年に発足した地区社協も 10 年以上が経過し、活動は安定しているが、会員の高齢化やふれあい協力員の疲弊など新たな課題も発生している。また、地区社協は、高齢者支援には非常に熱心で、ふれあい食事会の開催や見守り活動等を展開しているが、地域のニーズに対応していくためには、今後さらなる活動の広がりを期待したいところである。 一方で、地域には一見すると福祉課題とは関係ないと思われる“生活のしづらさ”を抱える住民（例：草木の生い茂り、動物多頭飼い等）が多数潜在化しており、そうした方々へのアウトリーチにつながる住民としての“気づき”や発見力を高めていきたいと考えている。 地区社協を中心として、様々な生活のしづらさを抱える住民へ手を差し伸べる地域の福祉力向上を本事業を通じて期待したい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	茨城県那珂郡東海村 (社会福祉法人 東海村社会福祉協議会)		
②事業名	地域支え合い体制整備事業		
③事業実施の必要性	平成 17 年からは、住民主体による地域福祉の推進をさらに推し進めていくため、小学校区を活動エリアとした地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の組織化に向けて、住民とともに話し合い考えながら準備を進め、平成 18 年度には 6 つの小学校区すべてで地区社協が立ち上がった。地区社協は、発足から 10 年以上が経過し、その間、ふれあい協力員（ボランティア）を中心にふれあい食事会や見守り活動の実施、子育て支援等地域の様々な課題に向き合いながら積極的に活動を展開してきた。 昨今は、全国的な流れの例にもれず、東海村においても少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさを背景に、孤独死や自殺、ひきこもりなど社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法による権利擁護の問題など、地域における生活課題はますます深刻化し広がりつつある。 東海村は、これらの顕在化した地域福祉の課題を受け止め、その課題解決に向けた取組みを図ることが必要であると考えてきた。そのため、従来から地域のさまざまな課題に対し、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、専門機関、NPO と共に地域福祉を推進してきたが、地区社協等における小地域福祉活動においては、高齢者問題や介護問題が支援の中心となっていた。そのため、一人暮らし高齢者等への支援に対する理解は広がってきたが、若者や稼働年齢層、障がい者世帯やひとり親世帯などで、社会的に孤立状態にある人々にまで十分に目が向けられていない現状がある。		
④事業内容			
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 東海村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 38,302 人	
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民		(支援の内容) ①出前講座 ②社協職員による地域担当制 ③研修の実施 ④座談会の開催	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 小学校区を単位として設置されているコミュニティセンターの機能強化		(運営主体) 行政	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民		(研修の内容) 地区社協ふれあい協力員には、高齢者だけではなくひきこもりや生活困窮の発見の視点をもてるよう寸劇を用いたワークショップを実施する。	
(エ) その他			
地域課題を地域で解決していくための財源等の確保			
赤い羽根共同募金の活用、地域まつり等でのバザー売上金等			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）			
生活支援体制整備事業 多機関の協働による包括的支援体制構築事業			
事業の成果目標			
①サロン立ち上げ支援によるサロン数増加（5 サロン増設目標）。 ②ふれあい協力員増員（30 人増）。			

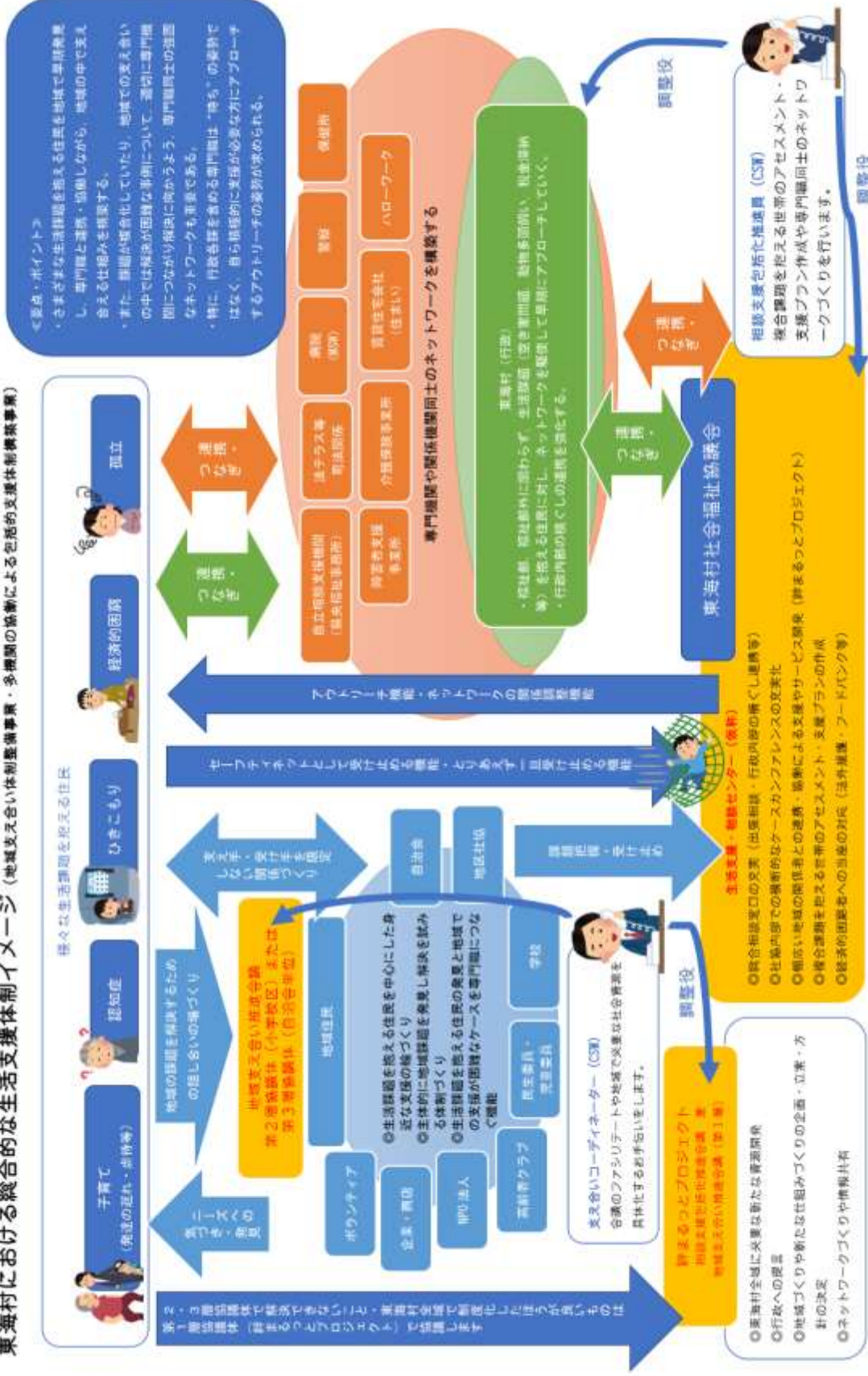
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 東海村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 38,302 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ふれあい協力員の見守り活動等 「ほっとけないシート(サロン・食事会等開催時を活用したニーズ収集)の活用	(相談を受け止める人) 地区社協ふれあい協力員等 村社協コミュニティワーカー	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 出前講座や研修等を通じ、草の根的に活動を周知していく。 広報紙や HP, Facebook 等の活用により、ほっとけないシートや出前講座の周知を図る。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) ①「ほっとけないシート」を活用し、既存サロン参加者から吸い上げたニーズやサロン参加者の近隣で気になる方の情報を吸い上げる。 ②ごみ屋敷や草屋敷等の早期発見の仕組みを構築し、「住まいるリセットプロジェクト」を活用した解決を目指す。 ③社会福祉協議会における毎日型総合相談窓口及び出張相談(暮らしサポート相談所)の機能強化 ④ふれあい食事会を活用したアウトリーチ型相談所の開設 ⑤年末ゴミ出しお助け隊の実施を通じたニーズ把握(東海村内のごみ処分業者と連携し、一人暮らし高齢者等宅を年末の粗大ごみを回収しながらニーズの収集を行う)。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 社会福祉協議会の職員が地域担当制を敷き、地域の個別課題を地域全体の課題として話し合う場のコーディネートを行う。	(バックアップする人) 社会福祉協議会職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
多機関の協働による包括的支援体制構築事業 生活支援体制整備事業(支え合い体制整備事業)		
事業の成果目標		
「ほっとけないシート」を活用し、住民から主体的に上げられる相談件数 10 件以上 住まいるリセットプロジェクト(住民が主体的にごみ屋敷や草屋敷を解決する事業)2 件以上		
ウ その他		
東海村内で展開されている支え合い活動をマップ化し、東海村社会福祉協議会ホームページで公開している。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成28年度から継続実施		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	茨城県那珂郡東海村 (社会福祉法人 東海村社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	従来から、生活課題を抱える個人に対する相談支援活動を展開していたが、昨今の社会環境や経済状況を背景として、個人に対する相談支援活動だけでは、根本的な生活課題の解決に結び付けることが困難となっている。 特に、生活困窮世帯に対する相談支援活動においては、家計相談による収支バランスの適正化支援や生活資金を貸し付ける支援策だけではなく、その世帯に属する子息に対する学習支援や就労支援など、寄り添い型の支援や他団体との連携を強化しなければ、根本的な課題解決に繋げることが困難なケースが急増している。そのため、包括的なファミリーソーシャルワークを展開する基盤整備が急務となっていた。 平成28年10月から本事業を受託し、制度の狭間にある生活課題に着目し、断らない相談窓口として順調に相談支援件数が増加しており、今後の体制づくりへ

	の検討も含め、継続的に実施していくことで多職種連携・強い住民力を発揮できる基盤を整えていくことが必要である。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人（正規職員1人，臨時職員1人）※ただし臨時職員は事務補助としてであり相談支援包括化推進員ではない。	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	平成17年東海村社会福祉協議会に入局し，7年間地域福祉推進係において地区社協等の立ち上げに従事し，コミュニティワーカーとして活動。その後，貸付業務，日常生活自立支援事業等の相談支援活動に従事。社会福祉士，保育士資格保有。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人東海村社会福祉協議会 生活支援ネットワーク係 （日常生活自立支援事業，成年後見制度相談支援・法人後見受任事業，生活福祉資金貸付事業，ひきこもり支援事業等を所管）	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター（本村においては，支え合いコーディネーターと称している。）と相談支援包括化推進員との連携により，制度の縦割りではなく地域というフィールド上に，高齢者や生活困窮者，子どもなど支援対象者を広げ対象者の把握を行う。 特に「制度の狭間」にある対象者への支援を強化するとともに，対象者を制度に当てはめるのではなく，対象者のニーズを起点に支援を調整・開発し，複合的なニーズに対する適切なアセスメントとサービス提供のためのコーディネート強化，ネットワークの重層化，社会資源マップの作成・検証，新たな社会資源の開発など，包括的支援体制の構築を図る。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 ケース検討会（東海村社会福祉協議会内部）月1回 事例検討会（スーパーバイザーを招いて実施）年3回 個別ケース会議（ケースに応じて適宜多機関参集）年10回程度予定		（既存の会議の名称） ・ケース検討会（内部） ・事例検討会 ・個別ケース会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 概ね隔月で開催。生活支援体制整備事業における第1層協議体も兼ねた会議体。メンバーは行政の各部署及び商工会関係，学生，子育て世代等多様。		（既存の会議の名称） 絆まるっとプロジェクト
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
生活困窮者支援を目的とした寄付窓口（とうかい明日への架け橋基金）の設置。 食糧支援のためのフードドライブ実施（各種イベントでの開設，社会福祉協議会での毎日型受領）。 商店（スーパー）と連携した定期的なフードバンク受入れ。 ライオンズクラブ・商工会・東海村役場・NPO 法人フードバンク茨城との5者協定締結によるフードバンク事業。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
コミュニティワーカーや住民と連携・協働のもと，住民ニーズを把握する新たな手法の開発。 相談支援包括化推進会議において，新たな社会資源の創出を図る。 平成30年度：ひとり親家庭等転居費用助成事業，就労・外出支援交通費助成金 令和元年度：ひきこもり者等バックアップ事業“ファーストステップ”		
オ その他		
平成30年度に作成した事例集をベースに，多機関連携の取組みを強化していく。 今年度は，民生委員の改選期にあたるため，改選期前に制度の狭間にある課題を抱える要支援者のアンケート調査を実施予定。 また，行政職員による生活課題への“気づき”を促進することを目的とした研修会を実施予定。		
⑧事業の成果目標		
複合的な生活課題を抱えている世帯への相談支援 新規100件（年間） 終結件数10件 介護保険事業や生活福祉資金貸付などのフォーマルサービスや食糧支援や地域住民による見守り活動などのインフォーマルサービスを有機的に繋ぎ，包括的な支援活動を展開する。 また，本事業を展開することにより，従来連携が比較的希薄であった福祉施設やNPO法人，企業，他関係団体との日常的な連携体制の構築・強化及び新たな社会資源の開発を展開する。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
介護保険における「生活支援体制整備事業」の対象者を高齢者だけでなく，子どもや生活困窮者等まで拡大し，全世代を対象とした「地域支え合い体制整備事業」として実施。		

東海地方における総合的な生活支援体制イニシアティブ



栃木県

都道府県名	栃木県	市区町村名				
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業	○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,952,926（人）		世帯数	787,780（世帯）		
高齢化率	27.9（％）	生活保護受給率	1.05（％）	面積	6,408（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		70.05(%)	公立小学校数	358(校)	公立中学校数	156(校)
地域包括支援センター		直営：１６か所，委託：８２か所（社会福祉法人、医療法人など）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：８か所，委託：９か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本県は、県内総生産に占める製造業の割合が高く、全国有数の「ものづくり県」であるとともに、日光や那須など様々な観光資源を有している。 また、高齢化率について、県全体では全国平均を下回る一方、郊外部、中山間地域などでは、全国平均を上回っているほか、人口構成の地域的な偏在が進行している。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「包括的な支援体制の構築」が市町村の努力義務とされる中、市町村においては「中核となる人材の不足」や「具体的な実施イメージを描くことが困難」といった課題を抱えている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	そのため、県として、①理念の浸透、②キーとなる人材の育成、③市町の後押しの3本柱で広域的に基盤整備を進め、市町の体制整備を支援する。

5. 都道府県事業について

①実施主体（委託先）	栃木県（一部 栃木県社会福祉協議会へ委託）
②事業名	地域共生社会構築支援事業
③事業実施の必要性、体制等	【実施の必要性】 ・平成 29 年度に、有識者や福祉分野の相談員等を構成員とする「栃木県総合的福祉人材育成推進会議」を立ち上げ、地域共生社会の実現に向けた、中核を担う人材育成のあり方や県としての取組の方向性についての検討を進めたところである。 ・同会議の意見等を踏まえ、県としては、①理念の浸透・意識改革、②キーとなる人材の育成、③市町等の後押しの 3 本柱で基盤整備を進めることとした。 ・そうした中、平成 30 年度には、社会福祉法人や行政のトップを対象とする「地域共生社会トップセミナー」や、包括的な相談支援体制の中核を担う「相談支援コーディネーター」の養成等を進めてきたところである。 ・その結果、県内 25 市町の内、6 市町が国モデル事業を活用し、包括的な支援体制の整備に着手したほか、県内のいくつかの社会福祉法人等において、地域における公益的な取組の充実が図られた。 ・こうした状況を踏まえ、引き続き、県内全体の機運醸成を図るため、本事業を実施することとしたものである。 【体制】 ・事業内容の検討に当たっては、社会福祉法人や部内関係課等と意識共有を進めてきたところであり、引き続き連携した取組とする。 ・また、県内 5 圏域に、市町職員及び地域の実践者を構成員とする「地域座談会」を立ち上げることで、市町等とも連携した取組とする。
④事業内容	
（ア）単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
（対象とする専門的な支援を必要とする者）	
（構築する支援体制）	
（支援体制構築に向けたプロセス）	
（イ）市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
（対象）	
①社会福祉法人、NPO 法人	
②高齢、障害、児童等福祉分野の相談員 等（市町行政から推薦のあった者）	
③市町行政及び社会福祉協議会職員、地域で福祉活動を実践する施設運営者等	
（取組内容）	
①社会福祉法人等による公益的取組促進事業	
社会福祉事業を実施する社会福祉法人及びNPO 法人を地域共生社会の担い手として育成するため、これらの法人による「地域貢献事業」の好事例を広く収集し、事例集を作成するとともに優良法人を選定し、実践フォーラムにおいて発信することで法人の取組のモチベーションアップを図る。	
②相談支援コーディネーターの養成	
「包括的な支援体制の構築」が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、複雑・複合的な課題を受け止め、適切な支援につなぐことのできる「相談支援コーディネーター」を養成する。	
なお、平成 30 年度に、市町の包括化推進員の意見等を踏まえ、グループワークや自主研究などの内容も取り入れた、6 日間延べ 30 時間の研修カリキュラムを策定したところであり、令和元年度も引き続き同カリキュラムを踏まえた研修を実施する。	
③地域座談会の開催	
市町職員及び福祉活動の実践者等で構成する「地域座談会」を開催し、地域ごとに異なる環境や資源、ニーズ等を把握するとともに、関係機関、団体及び地域間の情報共有を図る。	
⑤事業の成果目標	
①相談支援コーディネーターの養成 30 名（3 年間で 90 名＝日常生活圏域のおよそ半数）	
②優良的取組を行う法人を 5 つ選定（対象：約 510 法人）	
③市町における「地域共生社会」の実現に向けた各種取組の活発化（県内 5 圏域×3 回（延べ 15 回実施）	

栃木県 栃木市

都道府県名	栃木県	市区町村名	栃木市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	160,775（人）		世帯数	65,620（世帯）		
高齢化率	30.44（％）	生活保護受給率	0.904（％）	面積	331.50（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		73.46(%)	公立小学校数	30(校)	公立中学校数	14(校)
地域包括支援センター		直営：８か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本市は、栃木県の南部に位置し、東京から鉄道、高速道路でも約1時間の距離にあり、茨城県、群馬県、埼玉県との3県と接する地域であります。 市の西には三疊山、岩船山があり、中央には太平山を中心とする太平山県立自然公園が広がり、南にはラムサール条約登録地である渡良瀬遊水地など、県南のシンボリックな自然景観を有しています。 市の北東部から南東部にかけては、関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあり、本市の温暖な気候や豊富な降水量を活かした、米・二条大麦等の土地利用型農業や、冬季の日照時間の長さを活かした、いちご・トマトきゅうり・ニラ・ナス・ぶどう等の施設園芸型農業が展開されています。 また、市の発展に大きな役割を果たしてきた巴波川の舟運、県内初の重要伝統的建造物群保存地区である嘉右衛門町地区などの歴史的な街並み、2年に1度開催される絢爛豪華な人形山車が練り歩く「とちぎ秋まつり」など、多くの魅力ある観光資源を有しております。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化・核家族化の進行に伴い、家庭や地域でお互いに助け合い、支え合う機能が弱まり、様々な生活課題を抱える人が増えています。そのため、日常生活における「困りごと」や「心配ごと」に対し、行政、関係機関、地域に住んでいる方々などが協力して、課題解決を図る必要があります。 本事業においては、すべての相談支援機関がすべての相談を丸ごと受け止めるワンストップ窓口を実現するとともに、全世代全対象の相談支援体制を構築し、すべての課題を地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指し、「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」に取り組むこととします。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が主体的に地域の課題を把握し解決を試みる仕組みと、ワンストップの相談窓口、地域の活動との連携を深める仕組みを構築し、多様化、複雑化している福祉ニーズに対し、地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	栃木市(社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	栃木市では、すべての相談支援機関がすべての相談を丸ごと受け止めるワンストップ窓口を実現するとともに、全世代全対象の相談支援体制を構築し、すべての課題を地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指し、「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」に取り組んでいる。併せて、地域住民が主体的に地域の課題を把握し解決を試みる仕組みと、このワンストップの相談窓口と地域の活動との連携を深める仕組みを構築することにより、多様化、複雑化している福祉ニーズに対し地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 栃木市大宮地区、大平地区、岩舟地区	(対象地域の範囲) 地区社協設置区域	(人口) 約 64,000 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域福祉サポーター養成講座の対象者(地域で活動している地区社協・自治会長・民生委員・シニアクラブ・等)	(支援の内容) 地域福祉サポーター養成講座を実施し、地域づくりに必要な知識、技術を身につける。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域スーパーの交流スペース、サロン会場 地域公民館	(運営主体) 栃木市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会、ボランティア等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域福祉サポーター養成講座	(研修の内容) 基礎編と応用編を実施し、地域共生社会の仕組みを理解できる内容に加え、次世代の育成に関する内容を実施する。	
(エ)その他		
定期的にサロン会場を訪問し、顔の見える関係づくりを行い、地域のより身近な場所に相談窓口を設置していく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
1. 栃木市地域力強化推進事業業務委託料2. 栃木県地域福祉振興基金(栃の実基金)事業補助金3. 共同募金配分金 他		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター(栃木市生活支援コーディネーター設置事業)と、地域ニーズと資源の状況の見える化やニーズとサービスのマッチング等において連携を図る。		
事業の成果目標		
○地域福祉活動基盤整備(活動拠点づくり、社会資源の創出):養成したサポーターを中心に地域の活動拠点をつくる。 ・地域スーパーの交流スペース(参加者数)1か所×30人×12回 ・サロン(参加者数)1か所×15人×6回 ○ふれあい在宅福祉サービスの強化(有償ボランティア):協力会員を40名(10名増)にする。 ○地区懇談会開催地区の拡充 ○地域福祉サポーターの養成:1地区10人×3地区		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 栃木市大宮地区、大平地区、岩舟地区	(対象地域の範囲) 地区社協設置区域	(人口) 約 64,000 人

(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称) 社会福祉協議会職員、地域包括支援センター	(相談を受け止める人) 社協職員(CSW)、地域包括支援センター職員
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 社協広報紙、ホームページ、チラシ等	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域スーパーの交流スペースやサロン会場において、アウトリーチ型の相談を設ける。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 社会福祉協議会生活支援課及び地域包括支援センター	(バックアップする人) 社協職員(相談支援員) 地域包括支援センター職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域スーパーの交流スペースやサロン会場において講座や催し等を共催し、地域包括支援センター職員と連携を図る。(コミュニティカフェ) 生活支援体制整備事業にて社会資源の共有を図り、地域内の居場所づくりを進めていく。(はつらつセンター・いきいきサロン) 生活困窮者自立支援制度 成年後見制度 日常生活自立支援事業(あすてらす) 権利擁護・成年後見支援センター事業 法人後見事業	
事業の成果目標	
○コミュニティカフェ:相談件数 24件、解決数またはつないだ件数 12件 ○サロン会場:相談件数12件、解決数またはつないだ件数 6件	
ウ その他	
市の実施する多機関協働による包括的支援体制構築事業と連携し、地域包括ケア会議等に参画する。複合的な課題への対応を図れるよう地域の団体等地域資源を活用してこれらの機関が連携する仕組みづくりを行う。	
⑤ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	栃木県栃木市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	栃木市では、地域の高齢者等が地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めており、医療、介護、予防、住まい、生活支援と並んで見守り支え合い等の地域ぐるみの活動を進めているところである。 地域の中で支援が必要な方に対しては、地域包括支援センター(高齢者)、障がい児者相談支援センター(障がい児者)、くらしサポートセンター(生活困窮者)などの相談機関がそれぞれの対象者に対して相談を行い、自立した生活に向けて支援を行っている。 しかし、近年、福祉ニーズの多様化、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などにより複合的で複雑な課題を抱える世帯が増加しており、対象者別の縦割りの相談支援体制では、対応が困難な状況となっており、各相談支援機関の横断的な連携体制の構築が必要である。 そこで、今回の「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」に取り組むことにより、既存の相談支援機関を「栃木市福祉総合相談支援センター」と位置付け、すべての相談支援機関がすべての相談を丸ごと受け止めるワンストップ窓口を実現するとともに、全世代全対象の相談支援体制を構築し、すべての課題を地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指すものである。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人

⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士1人、介護支援相談員1人、看護師1人	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類:高齢者相談支援機関 名称:地域包括ケア推進課	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
1. 関係相談支援機関への包括的相談支援体制構築に向けた相談支援包括化推進員の業務や多機関連携によるチーム支援のための連携協力体制の構築。 2. 各相談支援機関に寄せられる複合的な課題に対する相談に対し、聞き取り及び同行訪問によりアセスメントに基づく支援機関のコーディネート及び世帯支援プランの作成。 3. 複合課題の相談に対して、包括化推進会議により、関係相談機関のコーディネート(支援チーム編成)及び支援方針(世帯支援プラン)の検討を行い関係機関における個別支援に繋げる。 4. 世帯支援プランに基づく個別支援の進捗を行うと共に、状況に応じて担当者会議(個別会議)を開催して支援内容の見直しを実施する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 【相談支援包括化推進会議】 1. 毎月第1木曜日開催(年12回) ※個別会議は随時開催 2. 参加相談機関 ①地域包括支援センター(高齢者) ②障がい児者相談支援センター(障がい児者) ③生活福祉課(生活保護) ④とちぎ市くらしサポートセンター(生活困窮者) ⑤地域子育て支援センター(こども) ⑥子育て支援課(こども) ⑦保育課(こども・保護者) ⑧こどもサポートセンター(こども) ⑨子育て包括支援センター(こども・保護者) ⑩健康増進課(成人・こども) ⑪学校教育課(こども・保護者) ⑫成年後見サポートセンター(高齢者・障がい児者)		(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・相談支援包括化推進会議を活用し相談機関のネットワークの構築を実施		(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
地域の課題解決のために活動する、ボランティア団体、NPOなどを支援するために、市民や企業等からの寄付金による「活動支援基金」を創設して活動支援の財源としていく。 活動支援基金への寄付金制度を創設し、市民や企業に対し、働きかけ寄付を募り活動財源の確保を行う。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域資源の開発にあたっては、地域包括個別ケア会議や地区社協懇談会などを活用して、地域に不足する資源の把握を行い、地域内の自治会やボランティア組織又は、高齢者・障がい者・子育て等の支援施設に対して新たな資源創設の働きかけを行っていく。 <地域包括個別ケア会議> 自治会、民生委員、ボランティア組織、NPO、介護・障がい者・子育て事業者 など		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
全ての相談に対する包括的な相談支援体制が確立されることによる市民満足度を成果指標とする。 【成果指標】 ①市民の相談支援窓口への満足度 ②民生委員・児童委員などの相談支援窓口に対する満足度 ③相談支援包括化推進員のネットワーク構築関係機関数 【活動指標】 ①複合的な課題を抱える相談件数 50世帯 ②対象者の複合課題の解決につながった 15世帯 ③解決までに至らないが、相談機関による個別の相談支援の検討が開始された件数 35世帯		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

栃木県 那須烏山市

都道府県名	栃木県	市区町村名	那須烏山市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2 6 , 4 4 2 (人)		世帯数	1 0 , 5 5 5 (世帯)		
高齢化率	35.3 (%)	生活保護受給率	6.50 (‰)	面積	174.35 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	5 (校)	公立中学校数	2 (校)
地域包括支援センター		委託：2 か所（社福、社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

本市は、那珂川県立自然公園をはじめ、八溝山系の緑深い森林、美しい田園風景、里山などの恵まれた自然環境が色濃く残っている地域です。 450余年歴史を誇る移動式野外劇「烏山の山あげ行事」は、全国32の祭礼行事とともに、「山・鉾・屋台行事」として、ユネスコ無形文化遺産に登録されています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化が進む中、高齢者・障がい者・生活困窮者など、対象者別の相談窓口はあるが、相談者だけでなく家庭全体が課題を抱えている場合があり、世帯に対して包括的な支援が必要となってきた。 これらの複合的な課題のある世帯に対して、関係機関とのネットワークを構築し、課題解決に取り組むことができる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民が主体的に地域内のニーズを把握し、解決に向けて取り組む活動とその支援体制を推進し、地域住民と関係機関の専門職が連携した「総合的な支え合い」を図ることを目指します。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	那須烏山市(社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成30年度から実施している多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組により、複合的な課題を抱えた世帯に対する相談を受け止める機関を設置しました。 今後は、地域に潜在するニーズを把握し、その解決に向けて、地域住民・福祉活動者・福祉事業者・行政等が連携した支援体制づくりを進める必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内	(対象地域の範囲) 自治会(小・中学校区)	(人口) 26,442人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会、民生委員児童委員、見守り隊、ふれあいの里等活動実践者を中心とした市民。		(支援の内容) 自治会内で、住民同士が主体的に見守りや声かけなどを行う取組みを通して、支え合いの地域づくりに向けたしくみを構築する。 一定圏域で情報交換会(支え合おうネットワーク)を実施。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 既存の市公民館と自治会公民館、ふれあいの里、社会福祉法人との連携による、拠点の利活用。		(運営主体) 行政、自治会
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 自治会、民生委員児童委員、見守り隊、ふれあいの里等の実践者。		(研修の内容) 情報交換会(支え合おうネットワーク)。 支え合おうネットワーク研修会。
(エ)その他		
地域住民が主体的に取り組む、小地域見守り活動や居場所活動への支援。(後押し、バックアップ)		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
県社協補助、行政補助、共同募金の利活用。目的募金の創設等。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(市・社会福祉協議会)、包括的支援事業(市・地域包括支援センター)、多機関の協働による包括的支援体制構築事業(市・障がい者相談支援センター)との連携。		
事業の成果目標		
全ての自治会で、小地域見守り活動へ取り組む。98自治会。 地域生活課題の集約と共有する場として、情報交換会を定期開催化する。5圏域。年1～2回。 社会福祉協議会における地区担当制の実施。 支え合おうネットワーク研修会の開催。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内	(対象地域の範囲) 自治会(小・中学校区)	(人口) 26,442人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 社会福祉協議会における地区担当制の整備。 小地域(自治会)での見守り・支え合い活動の支援。 一定圏域での情報交換会。(支え合おうネットワーク) 「複合的な課題」をまるごと受け止め、解決に向けた取組みを進める場(まるふくネット;仮称)をつくる。		(相談を受け止める人) 社協職員、情報交換会(支え合おうネットワーク)参加者。 行政、社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等。

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 自治会連合会会議、民生委員児童委員協議会、ふれあいの里連絡協議会、地域福祉計画推進協議会、地域包括支援センター運営協議会・地域ケア推進会議、自立支援協議会、子ども子育て会議、健康づくり推進協議会、ボランティアセンター運営委員会、介護事業者連絡協議会等。	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 情報交換会(支え合おうネットワーク)での、集約と共有。 関係者ネットワーク会議(まるふくネット; 仮称)での、早期対応。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 「複合的な課題」をまるごと受け止め、解決に向けた取組みを進める場(まるふくネット; 仮称)でのバックアップ。	(バックアップする人) 行政、社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等。
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業(市・社会福祉協議会)、包括的支援事業(市・地域包括支援センター)、多機関の協働による包括的支援体制構築事業(市・障がい者相談支援センター)との連携。	
事業の成果目標	
「複合的な課題」をまるごと受け止め、解決に向けた取組みを進める場(まるふくネット)の設置、開催。 定期2回+随時。社協内部年2回。	
ウ その他	
⑥ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	那須烏山市(社会福祉法人 大和久福祉会)
②事業名	障害者等相談支援委託事業
③事業実施の必要性、体制等	高齢者・障がい者・生活困窮者など、対象者別の相談窓口はあるが、相談者だけでなく家庭が課題を抱えている場合があり、世帯に対して包括的な支援が必要。 関係機関等を繋ぐ相談支援包括化推進員を配置し、対象世帯に対する包括的な支援を行う。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉主事(相談支援機関での実績を有する者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	那須烏山市障がい者相談支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
市民からの相談窓口の一本化。 障がい者相談支援センターに相談支援包括化推進員を配置し、障がい者以外の相談にも対応するとともに、関係機関とのネットワークの構築を図る。 地域力強化推進事業と連携を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回開催予定。 障害者施設、児童施設、病院等の関係者。	(既存の会議の名称) 自立支援協議会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年2回開催予定。 高齢者施設、障害者施設、児童施設、社協、包括支援センター等の関係者。	(既存の会議の名称) 自立支援協議会

ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
	市民や企業等より寄附を募り、地域福祉基金に積み立て活用を検討していく。 社会福祉法人の社会貢献活動との連携を図ることにより、財源の確保を検討していく。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	相談支援包括化推進会議の中で地域の課題を把握し、多機関とのコーディネートを図る。 相談員が地域ケア会議等に参加し、多機関と協働で社会資源創出に取り組む。
オ その他	
	特になし。
⑧事業の成果目標	
さまざまなPR活動を行い、市民や民生児童委員に相談窓口があることを認識してもらえよう取り組む。 複合的な課題を抱える相談件数 30件 相談者の複合課題の解決につながった件数 5件 解決までには至らないが、相談機関による個別支援の検討が開始された件数 25件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
相談支援コーディネーターを配置して、地域住民の複雑で複合的な課題を受け止め、適切な支援等につなげる役割を構築する。	

栃木県 市貝町

都道府県名	栃木県	市区町村名	市貝町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	11,764（人）		世帯数	4,446（世帯）		
高齢化率	28.4（％）	生活保護受給率	0.78（％）	面積	64.25（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		56.14(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所（県）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

【地域性】 市貝町は南北に長い地形で、町の中部エリアを中心とすると、町内全域が車で 20 分圏内で移動できる。北部エリアは酪農と農業を中心に、観光スポットや自然豊かな景観と多様な生物の生息する谷津田がある。中部エリアは商店街や官公庁などが集まり、道の駅を中心とした地場産業の振興や、観光者向けのグリーンツーリズムなどを行う情報発信の拠点となっている。南部エリアは大手企業の研究所と生産工場があり、また近年は新興住宅地として開発が進み、転入者が増加している。 小さな町ではあるが、近隣市町へのアクセスが良くなったことや地価が近隣市町より安価ということでマイホームを構える若い世代も多く、急激な人口減少は見られず 12,000 人程度で推移している状況である。 地域住民は、伝統や文化を重んじながらも保守的な気質であるため、新たな取り組みなどに積極的に取り組まない傾向は見られるも、一度軌道にのった活動については長く続けられることから、近年は観光者向けの地域づくり事業に農家の方々が協力するようになってきている。
【地場産業】 日本酒(惣誉酒造)、酪農(牛乳・乳製品)、農業(トマト)、花王株式会社(栃木工場)
【観光】 芝ざくら公園(本州最大級)、武者絵資料館、入野家住宅(国重要文化財)

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	小地域には、公的サービスで解決できない様々な課題があり、町内には福祉関係機関や各種の専門職が活動しているが、相互の連携が十分に確保されているとは言えない状況である。 そこで「他人事」になってしまいがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みを作るとともに、行政は地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスのつなぎを含めた総合相談支援センターを設立した。 また、小地域福祉活動の多種多様な強み、弱みに合せて地域住民自らが困りごとを見つけ出し、総合相談支援センターを介して他機関と連携し、社会資源などを活用して様々な問題を解決する仕組みを重層的かつ相互的（お互いさま）に構築する事が狙いである。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	1) 地域の中に潜在している相談機能が届かない世帯（人）の、小地域ごとの早期発見システムの構築と、住民相互による個々の支援体制の構築 2) 地域ごとに展開されている、地域活動の取り組みや交流活動の濃淡を活かした、住民の自発的活動の展開

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	市貝町社会福祉協議会		
②事業名	地域力強化事業		
③事業実施の必要性	市貝町では、平成26年度に地域福祉総合計画の策定を行い、その中で「みんなで支え合い 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい」を目標に掲げ、高齢や障害などで支援が必要になった時に、適切な支援がスムーズに実施できるシステムづくりとして平成29年に総合相談支援センターを設立した。 初期相談支援体制を構築はできたが、相談支援を実施する中で地域住民によるインフォーマルサービスの支援の構築が重要視され、自治会未加入者や生活困窮世帯などの支援が多くなっている町内の現状を考慮し、多種多様な地域の強みや弱みに合わせた地域づくりが求められる。		
④事業内容			
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 3 小学校区（小貝・市貝・赤羽）	(人口) 11,764 人	
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 3 小学校区別地域住民		(支援の内容) 地域福祉座談会の住民意見に基づいた小地域福祉計画の作成及び地域福祉計画の展開	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) モデル地区内自治会公民館、3 小学校区内公民館		(運営主体) 自治会役員、福祉協力員、シニアクラブ、当事者団体等	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 福祉協力員、若手住民、ボランティア活動者		(研修の内容) 連携ソーシャルワーカー養成講座（ゲートキーパー養成、傾聴理解、認知症サポーター養成講座、防災学習講座等）	
(エ) その他			
権利擁護に関する普及啓発、障害者理解の促進、防災に関する理解の普及啓発			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
県社会福祉協議会基金、共同募金、企業のCSR活動に資する財源、財団系補助の活用			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）			
CSW、相談支援包括化推進員（生活支援コーディネーター）、地域包括支援センター、障害児者相談支援センター、町内及び近隣社会福祉法人、町内及び近隣NPO法人			

事業の成果目標			
防災に関する学習（４地区）	８０名	社会福祉課題の啓発事業	５００名
連携ソーシャルワーカーの養成	２５名	ゲートキーパー養成	２０名
地域福祉支援に関する啓発事業	３５０名		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 町内全域		(対象地域の範囲) ３小学校区（小貝・市貝・赤羽）	(人口) 11,764人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 町内：市貝町社会福祉協議会、ふくし相談窓口 大字単位：福祉協力員、シニアクラブ		(相談を受け止める人) ＣＳＷ、福祉協力員、シニアクラブ役員	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 地域福祉活動が行われている単位活動へＣＳＷが訪問し、ワンストップの相談支援体制の啓発広報誌、ＳＮＳ、学校行事、地域行事等でのＰＲ活動			
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 大字単位地域福祉活動座談会、福祉協力員やシニアクラブ関係者との定期情報交換			
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 市貝町保健福祉センター内の包括的相談支援体制での対応、農業関係者との連携による就労先の確保		(バックアップする人) ＣＳＷ、相談支援包括化推進員、農業関係者、福祉協力員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）			
ＣＳＷ	…相談者の全ての支援及び地域資源の開拓及び調整及び障害者の計画相談に関すること		
相談支援包括化推進員	…相談者のアセスメント、関係機関との支援会議調整		
地域包括支援センター	…高齢者の権利擁護及び介護保険サービスに関すること		
スクールソーシャルワーカー	…児童及び保護者の支援に関すること		
障害児者相談支援センター	…障害者サービスの支援に関すること		
生活困窮者自立支援員	…生活困窮者支援に関すること		
事業の成果目標			
社会資源の開拓	５社（ＣＳＲ活動の活用、就労先の確保、支援先の確保）		
相談支援	新規相談５０件		
障害者計画相談	新規５名		
ウ その他			
地域福祉座談会（大字単位）	参加者延べ１２０名以上		
世代分野別の啓発事業	参加者延べ１０００名以上		
農業機関との連携就労の支援	就労の支援１０名以上		
⑦ 機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	市貝町社会福祉協議会
②事業名	多機関協働による包括的支援体制の構築事業
③事業実施の必要性、体制等	【必要性】 市貝町では平成26年度に地域福祉計画の策定を行い、その中で「みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい」を目標に掲げ、高齢や障害などの支援が必要になったときに適切な支援がスムーズに実施できるシステムづくりを構築することとした。また、平成28年10月には、社会福祉協議会が中心となって「学び合い、遊び合い、支え合う関係づくり」を理念とした地域福祉活動計画が策定され、様々な地域課題や困りごとを地域の住民と一緒に解決する調整担当として相談支援包括化推進員の配置が明記された。 【体制】 専門多職種の総合相談支援センターにおいて、アウトリーチを主体とした対象者横断的な相談支援体制(有資格者)の配置

④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士 (元障害者施設従事者(身体・知的・精神)) 社会福祉士・精神保健福祉士 (地域包括支援センター、精神障害者社会復帰施設及び作業所、高齢者デイサービス相談支援員)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市貝町総合相談支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
(1)福祉に関する初期相談とアセスメント及び相談機関の連絡調整を実施し、寄り添い支援をベースに、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを組み合わせた支援 ①アウトリーチを主体とし、相談者にあわせた相談支援の実施 ②多職種連携支援に向けたネットワーク調整会議の実施 ③徹底的な寄り添い支援 (2)地域共生型見守りネットワークの構築 ①福祉関係機関、商工会、地域住民組織等で要支援者を支え合う見守りネットワーク構築に向けた、企画調整会議、学習会、実地調査を踏まえ、見守りキット等のツール等、要支援者を支えるためのツールの再構築	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 【開催】随時 【参加者】 総合相談支援センター、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援員、障害児者相談支援センター、訪問看護、行政機関、民生児童委員、福祉協力員、地域活動団体関係者、支援に必要な機関	(既存の会議の名称) 多機関包括化支援調整検討会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 【開催】月1回 【参加者】 総合相談支援センター、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援員、障害児者相談支援センター、訪問看護、行政機関、民生児童委員、福祉協力員、地域活動団体関係者、支援に必要な機関	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
県社会福祉協議会基金、共同募金、企業財団系の助成金の確保、クラウドファンディング、企業のCSR活動	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
【地域共生型見守りネットワークの構築】 相談支援包括化推進員によるアウトリーチや、商工会との協働によって町内商店等との顔の見える関係が構築されつつある。地域包括支援センターが取り組んできた地域見守りネットワークが高齢者対象であったため、地域共生型として全住民対象の見守り、支え合う仕組みづくりの構築を行う。 構築に向けては、行政機関、社会福祉団体、地元商工会員企業、ボランティア活動者、自治会等様々な団体が関わり合う枠組みを構築し、支援に早期に介入し情報を共有できる仕組みの構築	
オ その他	
【ボランティアポイント制度及び独自支援事業の構築】 町ボランティアポイント制度を活用し、相談支援の有償ボランティア活動の推進、制度の狭間の課題に取り組むための独自事業の開発研究等、総合相談支援センターの機能強化に繋がる研修の開催	

⑧事業の成果目標

【課題把握】

モデル事業3カ年で実施した、高齢者実態調査のデータベースを基にした支え合い状況の地域ごとにマクロ化し、地域共生型見守りネットワークの支援対象者向けに相談支援包括化推進員がアウトリーチを行い必要な情報を再調査する。

平成28年度に高齢者実態調査を実施した約100名の該当者に対しての再調査も検討し、後期高齢者の中からリスクが高いと判断した住民に対しては訪問看護センター看護師も同行予定。商工会会員店舗90店舗への訪問調査を行い店舗及び支援範囲のリスト作成を行う。

総合相談支援センター機能として新規相談20件以上を目標とする。

【課題への支援】

相談ケースに応じて、フォーマルサービスを軸としながら、地域力強化事業と連携しインフォーマルサービスを活用し支援する。いずれにおいても支援が困難ケースについては、相談支援包括化推進員が主体となり関係者会議開催し課題の解決に向け、多職種が連携する地域支援体制を構築し、農福、商福連携も視野にいれたソーシャルアクションも検討する。

⑨地域力強化推進事業実施計画

栃木県 野木町

都道府県名	栃木県	市区町村名	野木町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	25,054（人）		世帯数	10,068（世帯）		
高齢化率	31.1（％）	生活保護受給率	1.7（％）	面積	30.26（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		72.92(%)	公立小学校数	5(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		委託：本センター1箇所　サブセンター1箇所（社会福祉協議会）				
生活困窮者自立相談支援事業		栃木県が実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

野木町は栃木県最南端にあり、北及び東側に小山市、西側に栃木市、南側に茨城県古河市と隣接する県境の町である。自然資源として壮大な渡良瀬遊水地や思川、のどかな田園風景がある。また、毎年町の花であるひまわりが会場に約30万本咲く「ひまわりフェスティバル」が開催されている。 歴史資源として、約1600万年前の創建といわれる野木神社や、国の重要文化財に指定されている野木町煉瓦窯などが点在している。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化と福祉ニーズの多様化により、公的福祉のみでは解決できない課題が多く表面化しており、各福祉関係機関や専門職の分野を越えた対応が求められるが、その連携は十分とは言えない状況である。 野木町では、そのような課題に対応するために、健康・福祉・子育て等の総合的な初期相談窓口である「野木町総合サポートセンター」をオープンし、今まで対応が困難であった分野を越える福祉ニーズに対する支援調整が可能となった。 さらに、地域住民の互いに支え合い助け合う「お互い様活動」の意識醸成を図り、地域住民と行政の協働による課題把握及び課題解決機能を構築することが狙いである。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・各地域に潜在的に存在する課題の早期発見システムの構築 ・地域住民同士による自発的な支え合いと助け合いの意識醸成 ・分野を越えた課題に対し多機関が協働で課題解決に取り組む体制の強化

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	野木町	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	野木町では、結婚・出産・育児・子育て・教育・医療・介護・障害・福祉等の相談支援の窓口を一本化しワンストップサービスを提供するとともに、健康づくり、多世代間の交流、生きがいづくりを図り、併せて事業所との連携を取り、効果的・効率的なサービスの提供を行う「野木町総合サポートセンター」の準備をしている(平成31年4月オープン)。そこで、地域住民が主体的に課題を把握し解決を試みる体制と「野木町総合サポートセンター」との連携を密にする体制を整備し、課題の早期把握と複合化する福祉ニーズに対し地域全体で支援ができる仕組みを構築する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 野木町	(対象地域の範囲) 野木町全域	(人口) 25,054
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域で活動している民生委員・児童委員 母子保健推進員、区長、自治会長、ボランティア団体、見守り協力員等		(支援の内容) 地域共生社会の理念や地域で活動するために必要な知識や技術を学ぶための講座の開催。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 野木町総合サポートセンター		(運営主体) 野木町
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域で活動している民生委員・児童委員、母子保健推進員、区長、自治会長、ボランティア団体、見守り協力員等		(研修の内容) 地域福祉活動に主体的に関わることができ、身近な地域で起きている課題について総合サポートセンターへの繋ぎ役を担い、その解決に向けて共に取り組み、自発的に助け合いの地域づくりをする人材の養成をする。
(エ)その他		
地域に不足している社会資源の明確化とそれを把握するための顔が見える関係づくり		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
野木町総合サポートセンター運営委員会にて、財源確保、新たな社会資源の創出について検討する。状況に応じ、運営委員会で社会福祉法人や企業からの意見を求める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターと地域課題や社会資源の情報共有を行い、共通認識を図る。 安全・安心見守りネットワーク事業と情報共有し連携を図る。		
事業の成果目標		
地域住民等の集いの場として総合サポートセンターの一室に「ひまわりカフェ」を設置。月10名。 地域福祉活動スタート講座:年2回、60名 子育てレベルアップ講座:年2回、60名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 野木町	(対象地域の範囲) 野木町全域	(人口) 25,054
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 野木町総合サポートセンター、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、社会福祉協議会		(相談を受け止める人) 各相談機関職員

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 町広報、ホームページ、各機関からのお知らせ	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 民生委員・児童委員、母子保健推進員、区長、自治会長等が把握した地域生活課題を総合サポートセンターへ繋げることができる体制を構築。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 野木町総合サポートセンターが行う「多機関協働による包括的支援体制構築事業」による支援体制との連携により、課題解決に向けた支援調整ができる体制の整備。	(バックアップする人) 野木町総合サポートセンター職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センター、相談支援事業所、生活困窮者自立支援相談員など相談を包括的に受け止める場同士の定期的な情報交換	
事業の成果目標	
地域の関係者等からの相談:月1件 バックアップ体制につなぐ件数:24件 継続して支援を行う件数:14件	丸ごと受け止める場からの相談:月1件 解決に導く件数:10件
ウ その他	
ボランティア団体等の既存の組織の活用。行政内の連携による丸ごと受け止める体制づくり。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
「野木町総合サポートセンター」で福祉等に関する総合的な初期相談の受付、インテークの実施、センター内会議の開催、関係機関への連絡・支援調整、プランの作成、相談支援包括化推進会議などを行い、各機関からの個別支援につなげる(相談は町民に限らず各関係機関、関係課からも受付ける)。 ・各機関からの支援状況を確認し、経過検証、状況により関係者による経過検証会議を開催する。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	野木町
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	野木町では、結婚・出産・育児・子育て・教育・医療・介護・障害・福祉等の相談支援の窓口を一本化しワンストップサービスを提供するとともに、健康づくり、多世代間の交流、生きがいづくりを図り、併せて事業所との連携を取り、効果的・効率的なサービスの提供を行うための「野木町総合サポートセンター」の準備をしている(平成31年4月オープン)。 「野木町総合サポートセンター」には、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、生活困窮者自立支援相談員(H31.4から)、地域子育て支援拠点(H31年度中に実施予定)が配置され、福祉の各分野の相談を受け止める場が整備される。そこで、本事業を実施することで、各分野の横断的な連携を強化し、複合的な課題の解決に向けた体制を整備する必要がある。 複合的課題の受け止め、解決に向けたコーディネートは「総合事務室」にて行う。職員体制は、センター長1名、保健師1名、保育士1名、社会福祉士1名、介護支援専門員1名、生活困窮者自立相談支援員1名、事務職1名。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師:大学病院救命救急センターで5年、保健衛生事業団で3年、行政成人保健担当1年半。野木町総合サポートセンター立ち上げ業務半年。 社会福祉士:児童養護施設で2年半、高齢者通所介護施設で2年半、野木町総合サポートセンターの立ち上げ業務2年。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類:健康・福祉・子育て等の総合的な初期相談窓口 名称:野木町総合サポートセンター

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
「野木町総合サポートセンター」で福祉等に関する総合的な初期相談の受付、インテークの実施、センター内会議の開催、関係機関への連絡・支援調整、プランの作成、相談支援包括化推進会議などを行い、各機関からの個別支援につなげる（相談は町民に限らず各関係機関、関係課からも受け付ける）。各機関からの支援状況を確認し、経過検証、状況により関係者による経過検証会議を開催する。 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会などへ参加し、相談支援包括化推進員の業務内容の説明、顔の見える関係づくりを行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 ・サポートセンター内検討会議開催（随時：サポートセンター職員） ・相談支援包括化ケース会議の開催（随時：多機関からのアセスメントが必要と判断された場合、サポートセンターで関係者を選定し開催する。参加者はケースにより異なる人材を想定している。）	（既存の会議の名称）
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 ・相談支援包括化推進総合会議（年6回開催） 包括的支援体制に必要なネットワークの構築、サポートセンターで扱った複合的課題の事例に関する評価などを行う。 参加者：区長、民生委員、母子保健推進員、医師会、町内社会福祉法人、地域包括支援センター、行政内関係課等	（既存の会議の名称）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
野木町総合サポートセンター運営委員会にて、財源確保、新たな社会資源の創出について検討する。 状況に応じ、運営委員会で社会福祉法人や企業からの意見を求める。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
生活支援コーディネーターと連携しながら、民生委員、母子保健推進員、ふれあいサロン参加者等が地域情報を把握できる機会を提供し、地域住民の参加で解決できることを検討する。地域に不足している社会資源の把握や既存の社会資源やネットワークを活用する。また包括化推進会議や既存の会議などを活用して不足している社会資源の把握に努める。	
オ その他	
野木町総合サポートセンターの役割の周知	
⑧事業の成果目標	
相談件数の積み上げ、プラン作成、包括化推進会議の開催を通じて、地域の関係者や専門職、行政が地域生活課題に対する共通認識を持ち、円滑な支援が提供できることを目標とする。 複合的課題の相談件数：年40件 支援の終結件数：10件 支援検討・継続件数30件。 センター内会議・相談支援包括化推進ケース会議（個別事例）：随時開催 相談支援包括化推進総合会議（ネットワーク構築会議）：年6回程度	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域福祉活動に主体的に関わることができ、身近な地域で起きている課題について総合サポートセンターへの繋ぎ役を担い、その解決に向けて共に取組み、自発的に助け合いの地域づくりをする人材の養成をする。	

栃木県 高根沢

都道府県名	栃木県	市区町村名	高根沢町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	29710（人）		世帯数	12361（世帯）		
高齢化率	24.1（％）	生活保護受給率	0.58（％）	面積	70.87（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		49.9(%)	公立小学校数	6（校）	公立中学校数	2（校）
地域包括支援センター		委託：2か所				
生活困窮者自立相談支援事業		県により実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

首都東京からおよそ 100km の距離にあり、栃木県のほぼ中央に位置し、県都宇都宮に隣接しています。また、町の西側を国道 4 号と J R 東北本線が縦断し、J R 烏山線に接続しています。東京駅まで新幹線で 60 分程度、車で 120 分程度で連絡します。 町の東西で特色があり、東部は農業が盛んな田園地帯、西部は、「J R 宝積寺駅」を中心に商店街や住宅地が広がっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	介護・障害・児童等各制度による相談体制が整備されているものの、複合的な課題の増加と長期的な支援が必要なケースへの対応が課題となる中、相談支援体制のあり方を見直す必要があります。 未整備であった地域福祉計画を策定する過程を経て、地域住民等による課題解決を推進する体制整備を目指しています。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	平成 30 年度に本事業で行った地域福祉計画策定のための住民アンケートにおいて、地域への参加の意欲があること、支えあい助け合う地域づくりの必要性を感じていることがわかりました。 住民の意欲や能力を生かし、地域資源の足りない部分を補う仕組みづくりをすることで、住み慣れた町で安心して暮らせる実感を得てほしいと考えています。 助け上手、助けられ上手になって、社会からの孤立を防ぐ地域づくりへの住民参加の機会を増やします。 専門相談機関と行政が協力することで、複合課題への対応がスムーズに行える体制を強化し、支え手の負担を軽くすることができれば、事業所における職員の定着に繋がるのではないかと期待しています。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	高根沢町、高根沢町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	当町においては、地域への住民参加の意識は高く、身近な課題を解決することを目的とするボランティアも育ち始めている。しかし、実際にはそれらをさらに生かす仕組みがないことから、社会福祉協議会においてボランティアセンターを開設し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区(2地区)	(人口) 29710
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 身近な地域課題の把握と、課題解決に向けた住民の参加のサポートを行い、地域ネットワークの構築を行う	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 福祉センター	(運営主体) 社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、ボランティア団体、相談支援事業者等	(研修の内容) 既存の制度への理解を深めること 先進自治体での取り組みについて事例を学ぶ	
(エ)その他		
地域生活課題の把握と解決を行うネットワークづくりを行いながら、地域福祉計画および地域福祉活動計画に住民の活動の場を反映させる。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター		
事業の成果目標		
ボランティアセンター設置 住民向けフォーラム参加者 150 名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区(2地区)	(人口) 29710
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 役場窓口	(相談を受け止める人) 役場職員、相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 相談員連絡会議、生活困窮者支援会議		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 社会福祉協議会、包括支援センター、相談支援事業所、町関係課	(バックアップする人) 職員、相談員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、子育て包括化推進事業、障害者地域生活相談支援事業、生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
月1回の定例会議を開く		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
役場内に「福祉相談支援システム」を導入する。行政内にあるケース記録をシステムで管理することで世帯の容態を把握し、年齢によって支援がとぎれることがないようにする。また、こうした支援体制に参加することで、共生社会への理解が深まることを期待する。 基幹相談支援センターの機能を有する形で、各事業所や行政と連携して総合的な相談支援が行える窓口設置について検討していく。 多職種・多機関の連携を深め、相談支援に携わる職員の資質向上に努める。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	高根沢町
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	制度のはざまにあって対応に苦慮する相談が増える中、行政と相談支援事業者が連携することで問題を解決し、対象者への伴走型支援を行う必要がある。また、児童、高齢者などの虐待等に関する対応も、関係機関が連携をとり息長く支援することが望まれる。 総合的な相談窓口について、当初は今あるものを生かした形で相談支援包括化推進員を置くことを想定していたものの、平成30年度に平成27年から複数市町で設置を検討してきた基幹相談支援センター設置の計画が白紙に戻ったため、その機能を有した相談窓口を設置する必要が生じた。 人的資源に限られる中で、行政が横断的に複合的な問題を抱える世帯の支援を行うために、役場内に「福祉相談支援システム」を導入する。 また、基幹相談支援センターが未整備であるため、その機能を有する総合的な相談窓口を設ける。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	役場職員(一般事務)勤務年数24年(担当歴3年)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	高根沢町役場 健康福祉課 社会福祉係
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
役場内に「福祉相談支援システム」を導入する。行政内にあるケース記録をシステムで管理することで世帯の容態を把握し、年齢によって支援がとぎれることがないようにする。また、こうした支援体制に参加することで、共生社会への理解が深まることを期待する。 基幹相談支援センターの機能を有する形で、各事業所や行政と連携して総合的な相談支援が行える窓口設置について検討していく。 多職種・多機関の連携を深め、相談支援に携わる職員の資質向上に努める。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議は必要に応じて開催する。 ケースに関わる事業者、行政担当課、包括支援センター、県福祉事務所、児童相談所など。	(既存の会議の名称) ケース会議 地域ケア会議 要保護児童対策地域協議会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 多職種・多機関によるネットワーク会議を作る。 月1回の定例会議を行う。 高齢・児童・障害各分野の事業者等が参加する。	(既存の会議の名称) 地域福祉活動計画策定作業部会 在宅福祉ネットワーク会議 福祉避難所会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
寄付金を募る、共同募金など。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
基幹相談支援センターの機能を有する形で、各事業所や行政と連携して総合的な相談支援が行える窓口設置について検討していく。	

オ その他
⑧事業の成果目標
「福祉相談支援システム」を導入する。導入後、職員が情報を有効に利用できるよう研修を行う。 福祉総合相談窓口の体制づくりを行う。 多職種・多機関によるネットワーク会議を作る。
⑨地域力強化推進事業実施計画
地域生活課題の把握と解決を行うネットワークづくりを行いながら、地域福祉計画および地域福祉活動計画に住 民の活動の場を反映させる。

栃木県 那珂川町

都道府県名	栃木県	市区町村名	那珂川町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1 6 , 1 0 4 (人)		世帯数	6 , 0 2 2 (世帯)		
高齢化率	3 7 . 7 8 (%)	生活保護受給率	0 . 9 5 (%)	面積	1 9 2 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		71(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		県の臨時職員が町に出向				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

都市部から離れた山間地であり、国土幹線の東北自動車道・常磐自動車道、県都宇都宮市から車で約1時間と離れている。公共交通機関は主要地域を結ぶ民営バスと町営バスが運行されているが、路線数、運行回数は少ない。町の基幹産業は農業であるが、後継者不足等もあり縮小傾向。町内に就労の場も少ないため、人口減少が著しく高齢化率が上昇している。美術館や温泉、小砂焼など観光資源には恵まれており、「温泉トラフグ」「八溝ししまる」「なかよしマンゴー」など特産品育成に力を入れている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	1つの世帯で、介護、子育て、障害福祉、生活困窮といった様々な問題を抱えている世帯が増えてきており、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、家庭内・地域内の支援力が低下していることから、対応困難なケースが増加している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	福祉的な課題を総合的に把握し、課題への対策に地域全体で取り組むことで、困ったときに「助けて」と言い合え、住民同士が助け合える地域をつくることにより、住んでいる人みんなが生きがいを持って安心して生活できるようにしていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	那珂川町	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化や核家族化により、一人暮らし世帯、ひきこもり、長期離職等による生活困窮などの複雑かつ複合的な問題を抱える世帯が増加している。地域コミュニティの希薄化により他人事になりがちな地域の課題を我が事として住民自らが取り組む仕組みづくりと問題を抱える世帯の課題を丸ごと受け止める相談支援体制の強化を図る。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 16,104人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 地域懇談会、研修会などの開催支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各地域の公民館等	(運営主体) 自治体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 町民	(研修の内容) 福祉サービスへの理解を深める 地域課題の把握と共有	
(エ)その他		
住民アンケートの実施による地域課題の把握。 既存の制度に該当しない方へのホームヘルプサービスの実施。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
福祉基金及び協働募金の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター		
事業の成果目標		
地域懇談会・研修会の実施 10回 地域のあり方を協議する会議 1回 既存の制度に該当しない方へのホームヘルプサービスの実施 40時間		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉相談事業実施事業所(3か所)	(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報、ホームページ、暮らしのガイドブック、事業チラシ		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域ケア会議		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域包括支援センター、健康福祉課	(バックアップする人) 地域包括支援センター及び健康福祉課職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業(地域包括支援センター)、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)		
事業の成果目標		
地域ケア会議の実施(月1回)		
ウ その他		
⑧ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	那珂川町 (NPO 法人ノンフェールくらねえ・那珂川町社会福祉協議会・社会福祉法人同愛会)	
②事業名	那珂川町福祉相談事業	
③事業実施の必要性、 体制等	少子高齢化や核家族化に伴い、福祉ニーズの多様化・複雑化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、複雑かつ複合的な問題を抱える世帯が増えている。そのような世帯に対し、身近な地域で相談できる窓口（福祉相談センター）を設置するとともに、地域包括支援センターと連携し、各相談支援機関の横断的な支援体制を構築し、包括的な支援体制を構築する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	5 人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	次のいずれかの資格を有するもの：社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護福祉士、栃木県任命資格を有する福祉相談業務等の経験が 10 年以上あるもの、その他町長が認める者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	相談支援機関の種類：社会福祉法人、NPO 法人 名称：東部福祉相談センター・中央福祉相談センター・西部福祉相談センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
複雑かつ複合的な問題を抱える世帯等に対して、身近な相談窓口として地域に福祉相談センターを設置する。福祉相談センターには相談支援包括化推進員を配置し、電話や来所・訪問により相談を受け付ける。相談支援包括化推進員は相談内容を把握し、包括支援センターと連絡調整後、各相談支援機関の横断的な支援体制を構築し、対象世帯に対する包括的な支援を実施する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 随時開催。町健康福祉課担当職員、地域包括支援センター、相談支援包括化推進員、その他関係支援機関	(既存の会議の名称) 受理会議	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月 1 回開催、町健康福祉課担当職員、地域包括支援センター、相談支援包括化推進員、その他関係支援機関	(既存の会議の名称) 地域ケア会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
福祉基金及び共同募金等の活用		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域住民の居場所づくりとして、地域住民によるボランティア等を活用したカフェ及びサロン等の創設		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
「那珂川町福祉相談事業実施要綱」及び「那珂川町福祉相談事業実施要領」に基づき支援を行い、支援計画による支援目標を約 50 件とする。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

群馬県

都道府県名	群馬県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,949,756（人）		世帯数	798,538（世帯）		
高齢化率	29.4（％）	生活保護受給率	0.77（％）	面積	6,362.28（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		不明(%)	公立小学校数	308(校)	公立中学校数	161(校)
地域包括支援センター		直営：28 か所，委託：83 か所（社協、社会福祉法人、医療法人ほか）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：7 箇所，委託：6 箇所（社協ほか）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

北関東に位置し 35 市町村（12 市 15 町 8 村）から構成されている。 県西部や県北部の県境には山々が連なり、県の南東部には関東平野が開ける内陸県。尾瀬湿原や谷川岳、利根川などの自然、草津や伊香保等に代表される温泉も豊富。産業は、野菜や果物、小麦、牛肉、豚肉、乳製品等の農業が盛んである一方、県東部に自動車メーカーの製造工場が所在するなど、工業も盛ん。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	世帯が抱える課題が複合化・複雑化し、既存の分野・対象者ごとの支援制度では対応が難しい事例が顕在化している。そのため、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会づくりを進める。県内市町村等で多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築できるよう、市町村等の取組を支援する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	市町村や社会福祉法人をはじめとした県民等の主体的な参画意識の醸成と、情報共有しやすい関係づくり。

5. 都道府県事業について

①実施主体（委託先）	群馬県
②事業名	包括的支援体制整備事業（地域共生社会推進講演会等の開催）
③事業実施の必要性、体制等	地域共生社会の実現について、現在は県内各市町村により取り組みの差が大きく、地域共生社会づくりの考え方や推進の方策で苦慮している市町村もあることから、講演会、先進事例の発表会により地域共生社会推進の理解を促し、県内市町村の取り組みを後押しする。
④事業内容	
（ア）単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
（対象とする専門的な支援を必要とする者）	
（構築する支援体制）	
（支援体制構築に向けたプロセス）	
（イ）市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
（対象） 市町村職員、社会福祉法人等	
（取組内容） （１）講演会 地域共生社会の実現に向けた取り組みについて （２）事例発表 県内で地域共生社会づくりに取り組む自治体・団体の取組事例（２～３事例） 地域で解決しづらい広域的な取組課題の検討を行う。 （対象者や地域が抱える抱える課題の整理、課題解決の検討）	
⑤事業の成果目標	
地域共生社会推進発表会の開催：年１回	

群馬県 玉村町

都道府県名	群馬県	市区町村名	玉村町			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	3 6 , 3 4 0 (人)		世帯数	1 5 , 4 2 4 (世帯)		
高齢化率	2 4 . 7 (%)	生活保護受給率	0 . 5 2 (%)	面積	2 5 . 8 1 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	5(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営 1 か所、委託 2 か所（町内高齢者系の社福と医療法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		1 か所（玉村町社協）県社協→支所社協で実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

・群馬県南部に位置し、東京から100km圏内。人口密度(1,408人/k m²)の高い「田園都市」。 ・周辺都市のベッドタウンとして人口増加(平成16年38,373人をピークに減少傾向) ・H27 国道354バイパスが開通、周辺都市への利便性が高まった(新規分譲200戸販売中) ・道の駅「玉村宿」、花火大会、たまたん(ゆるキャラ)、地域おこし協力隊1名

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・福祉的な社会問題に地域で対応できる「まちづくり」 ・共に支え合い、助け合い、多世代共生の生涯活躍のまちを目指す
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・住民相互にだれも孤立させない、取りこぼさない意識を持てるようにしたい

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	直営		
②事業名	玉村町包括的支援体制整備事業		
③事業実施の必要性	我が町の高齢化率の上昇、介護給付費の増加、ごみ屋敷や障害者の「親なきあと」の問題など、複雑化する社会問題に地域で対応していくため、地域と共に包括的支援体制を作っていく。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内 3 つの地域包括支援センターの範囲ごと	(人口) 36,796 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 意識がある方、「担い手」となりうる方		(支援の内容) 担い手研修、活動先の情報提供	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 「ふれあいの居場所」※主に町内の集会所		(運営主体) 各地元	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 高齢者及び担い手		(研修の内容) 認知症サポーター養成講座など	
(エ)その他			
・協議体や、「玉村地区地域包括ケアネットワーク会議」への参加(一般住民)。 ・地域課題の発見、対応策の検討を、住民と “ワークショップ” を通して行う。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
企業との協定(見守り等)や、後援による事業開催。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
今後検討 (SCと玉村町住民活動サポート「ばる」との情報交換など)			
事業の成果目標			
・担い手研修×4回(年)、参加 200 人 ・地域包括ケアフォーラム×1回、参加 200 人。 ・「お元気ですか訪問(民生委員)」への同行(お手伝い) 54 地区×1人×12 か月 のべ 648 人。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内 3 つの地域包括支援センターの範囲ごと	(人口) 36,796 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) ・地域包括支援センター(現時点の予定) ・基幹相談支援センター(障害者の親なきあと対応) ・親なきあと 24H 電話相談(とりあえず丸ごと相談)		(相談を受け止める人) 支援員・各所2名	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 町広報・町HPへの掲載、「町長ふれあい座談会」での紹介、民生委員の「お元気ですか訪問」に合わせた紹介等。			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 民生委員、区長とNPO法人等が連携し、気になる方がいた場合は、関係機関につなぐ仕組み及び関係を作る。			

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 専門的・包括的支援が必要な場合、関係機関を集めて支援を検討する。また親なき後 24h 電話相談及び一時保護対応により、夜間等でも安心して相談を受け止められる体制を整備する。	(バックアップする人) 個別に必要な関係機関。 コーディネートは、地域包括支援センターと健康福祉課。
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
今後検討 (地域包括支援センターと民間保育園(社会福祉法人)との連携など)	
事業の成果目標	
今後検討 (地域包括支援センターと民間保育園(社会福祉法人)との連携など)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
・平成31年度には、コミュニティソーシャルワーカーを設置予定。総合相談窓口は、役場(健康福祉課・子ども育成課)に設置予定。委託包括へは、今後の検討課題。 サテライト型相談窓口は、町内の介護事業所などに設置予定(協力依頼)。 ・平成30年度は、実施方法(設置数、人材、予算、運営方法等)について、関係各所と共に検討する。	

埼玉県

都道府県名	埼玉県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	7,336,524（人）		世帯数	3,155,607（世帯）		
高齢化率	25.9（％）	生活保護受給率	1.33（％）	面積	3,797（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	808(校)	公立中学校数	415(校)
地域包括支援センター		283か所				
生活困窮者自立相談支援事業		58か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

首都に隣接し人口の集中している地域や、郊外に市街地が点在している地域、人口の減少が既に始まっている地域、自然豊かな中山間地域があるため、本県は日本の縮図とも呼ばれる。 また、大消費地である首都圏の中に位置し、食品製造業なども数多く立地している。農作物ではねぎ、さといもなどは全国トップクラスの生産額を誇る。 観光は、今後大きな成長が見込まれ、経済の活力を創出することが期待される分野である。広域交通網が発達しているため、県内外とのアクセス利便性が高く、アニメ・文化・歴史・自然環境・産業など多彩な観光資源にも恵まれている。また、東京2020オリンピック・パラリンピックなど国際的なスポーツイベントの開催も控えている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	高齢者、障害者、児童、生活困窮者等において、分野ごとの相談支援体制では対応が困難な世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケースや制度の狭間にあるケースが増加している。 そこで、第5期埼玉県地域福祉支援計画（平成30年度～令和2年度）において、市町村が福祉分野の縦割りを超えた総合相談支援体制を構築することを目標に掲げた。 市町村の要請に基づき、総合相談支援体制に詳しいアドバイザーを派遣することで、全市町村に総合相談支援体制が構築されることを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	総合相談支援体制の構築をしようとする市町村に対しアドバイザーを派遣し、支援することで、県内市町村における総合相談支援体制の構築の推進を図る。 また、市町村職員を対象に、総合相談支援体制の情報交換の場を開催することに加え、地域包括支援センター等相談対応職員に対し、連携体制構築や相談への対応に関する研修を実施することで、複合課題への対応力を高める。

5. 都道府県事業について

①実施主体（委託先）	埼玉県
②事業名	市町村総合相談支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	第 5 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 30 年度～令和 2 年度）において、市町村における総合相談支援体制の構築の促進を掲げた。市町村においては、総合相談支援体制の在り方や、関係各課・相談機関等の連携・調整、人材確保・育成といった課題がある。 そのため、市町村の要請に基づき県が、アドバイザーを派遣するとともに、市町村間の情報共有、好事例の紹介を行い、体制整備を促進する。あわせて関係各課・相談機関の連携・調整の中心を担う相談担当者等の人材育成を行うことで、市町村の相談支援体制の強化を図る。
④事業内容	
（ア）単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
（対象とする専門的な支援を必要とする者）	
（構築する支援体制）	
（支援体制構築に向けたプロセス）	
（イ）市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
（対象）	
①総合相談支援体制を構築しようとする市町村	
②全市町村	
（取組内容）	
①市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業	
総合相談支援体制を構築しようとする市町村に対しアドバイザーを派遣し、市町村の実情に応じた技術的助言を行う。	
②市町村総合相談支援体制バックアップ事業	
・総合相談支援体制の構築に際し、市町村間で課題や手法について情報を共有するための情報交換会を実施し、未構築の市町村に対する啓発を図る。	
・複合的な相談や制度の狭間の課題に対し、課題を適切に把握し、円滑に関係機関と連携をとり、必要な支援に繋がれるようにする。	
・関係機関等との連携体制を構築できるようにし、より良い相談支援体制の整備を行う。	
⑤事業の成果目標	
①総合相談支援体制を構築できた市町村数	
令和 2 年度末 32 市町村（第 5 期埼玉県地域福祉支援計画目標値）	
②情報交換会の開催 2 回、相談支援包括化推進員相当の相談員の養成人数 40 人	

埼玉県 狭山市

都道府県名	埼玉県	市区町村名	狭山市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	151,259（人）		世帯数	68,949（世帯）		
高齢化率	30.8（％）	生活保護受給率	0.65（％）	面積	48.99（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		68.2(%)	公立小学校数	15(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター		委託：6 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

将来像：緑と健康で豊かな文化都市 市の花：つつじ 市の木：茶の木 市の鳥：おなが 特産物：狭山茶 狭山市七夕祭り・・・関東三大七夕祭りのひとつに数えられ、毎年盛大に開催されている 入間基地で毎年 11 月 3 日に開催される航空祭も有名。当航空祭の中で行われるブルーインパルス of 展示飛行を狭山市役所屋上で観覧する権利を、ふるさと納税返礼品として設定したことがメディアで多数取り上げられました。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域のつながりを強め、高齢化する地域活動の担い手の後継者を発掘し、見守り・支え合いの仕組みを持続可能な体制で整備する 住民の複雑・多様化したニーズ（生活課題）に的確に対応していくため、行政の縦割りを解消し、福祉分野の枠を越えて、《市民の暮らし》をキーにした包括的な支援体制を構築する
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域では、住民がお互いを気に掛け、「おたがいさま」の精神を持って自分のできることを地域に還元して協力し合える自然な関係を持てるようになること。 また、社会環境の変化、社会的孤立、支援の狭間となっているニーズなどを満たすためにも、行政内部、及び関係機関における支援体制の連携を強化し、地域を含めた包括的な支援体制で取り組み、これまでの自助・共助・公助に加え、地域住民が主体となった地域共生社会を目指す

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	狭山市 / 狭山市社会福祉協議会(委託先)	
②事業名	狭山市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化に伴い、生産年齢人口は減少する一方で高齢者の割合は増加。後期高齢者について見ると、全国や県と比較しても急速に割合が増える状況にある。世帯においても、「単身世帯」の割合が急増している。また、集合住宅をはじめ、宅地造成から半世紀を過ぎた分譲住宅地など《近隣とのつながりが希薄な地域》が徐々に広がっている。地域活動者は点在しているが、高齢化しており、新たな担い手の確保に苦慮している。このような状況の中、孤立死や虐待の件数も増加傾向にあり、行政だけでは十分な見守りや支援が行えておらず、課題を解決していくためには、地域の繋がりや見守り・支え合いの仕組みを構築していくことは不可欠である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 狭山市全域	(対象地域の範囲) 支部社協単位(現在10支部)	(人口) 約5,400～35,000人 ※地域差あり
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) NPO、ボランティア団体、社会福祉法人など		(支援の内容) 地域福祉活動団体のリーダーに対する研修参加費の助成、団体立ち上げに掛かる設備費用・運営費等の助成、社会福祉法人のネットワーク化及び勉強会
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等		(運営主体) 地域住民
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、民生委員、NPO団体等		(研修の内容) 地域福祉推進シンポジウム、傾聴ボランティア講座
(エ) その他		
地域福祉推進市民会議、地域デビュー講座		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
・社会福祉法人のネットワークの構築を行い、社会福祉法人と地域との繋がりを高めていく。 ・クラウドファンディングの活用を検討。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業の拠点づくりと連動して拠点の整備を行う。		
事業の成果目標		
・拠点の整備数：10地区		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 狭山市全域	(対象地域の範囲) 支部社協単位(現在10支部)	(人口) 約5,400～35,000人 ※地域差あり
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等		(相談を受け止める人) 民生委員等
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 自治会の回覧板、チラシ、掲示板、市や社協等のホームページなど		

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 民生委員・児童委員協議会や地域ケア会議（地域課題を検討する場）と連携し、地域の気になる人等に早期に気付ける体制を作る。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) ・住民が自ら対応するに当たり、不安に感じていること等について相談を受け、必要に応じて助言等行う。 ・住民だけでは解決が難しい地域生活課題に対し、包括的な支援体制に適切に繋ぐ。	(バックアップする人) コミュニティソーシャルワーカー（社会福祉協議会職員）
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）	
生活支援体制整備事業、包括的支援事業	
事業の成果目標	
相談件数：２００件 ※相談を受ける人はボランティア、福祉委員、民生委員など。日常の気になること～専門支援に繋ぐ必要があるケースまで幅広い内容の相談を受けている。 ※この数は、単に相談を受けたという意味だけでなく、自分たちの住む地域・人を気に掛ける住民が増えたという意味としても捉える。	
ウ その他	
福祉分野以外の危機管理部局（災害対応）等と連携した地域住民に対する啓発活動。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業を参照	

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	狭山市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業（狭山市版トータルサポート体制構築事業）
③事業実施の必要性、体制等	一つの機関（課・所）だけでは対応しきれないケースについて、これまで各課及び関係機関で連携・繋ぎは行っているものの、連絡または情報共有レベルになってしまっている。その結果、相談が繋がらず、途中で支援が途絶えてしまい、問題が更に深刻になってしまってから、再び対応しなくてはならない状況が生じてしまっている。また、個人のスキルに頼ってしまっている面があり、異動等によって対応が変わってしまう問題もある。住民の複雑・多様化したニーズ（生活課題）に的確に対応していくためには、縦割りを解消し、福祉分野の枠を越えて、《市民の暮らし》をキーにした包括的な支援体制の構築が不可欠である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	２人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・保険会社に勤務し、ファイナンシャルプランナーとして、ライフプランを設計。 ・社会福祉協議会や日本障害者リハビリテーション協会等で勤務し、障害当事者のみならず、支援団体等のニーズを把握し、必要な支援に繋げる調整を行う。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	狭山市福祉政策課 トータルサポート推進室
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・トータルサポート推進室を中心に、地域住民や民生委員などの地域の見守り役となる人達からの相談を受け付け、《市民の暮らし》をキーにして、その人（世帯）の地域生活課題の解決に繋がる包括的なチームを作り支援を行う。 ・地域で孤立している人（世帯）にも支援が繋がるよう、地域住民や地域活動者等と協働しながら、必要に応じてアウトリーチによる支援を行う。 ・トータルサポーター会議を開催し、全世代・全対象型地域包括支援に資するネットワークや体制づくりに向けた検討を行う。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 随時～定例開催（月 1 回～月 2 回） 自立相談支援機関（社協）、地域包括支援センター、障害者 相談支援事業所、行政等。 ※ケースに応じて関わっている機関・課題解決に向けて必要 な機関を招集する。	（既存の会議の名称） ・ 個別支援会議 ・ 自立支援型地域ケア会議 など
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 トータルサポーター会議 月 1 回（予定） ※地域課題の解決に向けた検討や、既存の相談支援における 体制の問題等について検討する。既存の自立支援協議会や要 保護児童対策地域協議会等との連携も図っていく	（既存の会議の名称）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
・ 寄付文化の醸成 ・ クラウドファンディングの活用 など	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
・ 各分野における相談体系を見える化した上で、穴が空いている部分（制度の狭間など共助・公助では 対応できるものがない等）をどのように埋めていくか等について、協議体や自立支援協議会等と連携・ 協働を図りながら、福祉分野の枠に留まらない地域にある既存のあらゆる社会資源とのマッチングや新 たな社会資源の開発について検討していく	
オ その他	
・ 人材育成のための研修の実施	
⑧事業の成果目標	
1）相談調整件数 250 件 ※単なる案内ではなく、複数機関の連携が求められるケースで、推進室が調整に入ったことにより、支援 が上手く繋がったものをカウントする。 2）関係機関同士の理解が深まり連携がしやすい環境になっている。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
3 地域力強化推進事業を参照	

埼玉県 草加市

都道府県名	埼玉県	市区町村名	草加市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	249,723（人）		世帯数	118,031（世帯）		
高齢化率	24.5（％）	生活保護受給率	1.55（％）	面積	27.42（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		51.41(%)	公立小学校数	21(校)	公立中学校数	11(校)
地域包括支援センター		委託：8か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

埼玉県の東南部に位置しており、東京都足立区に隣接しているため、都心へのアクセスがよい。 地場産業の「草加せんべい」は、平成 13 年度環境省による「全国かおり風景 100 選」に「草加せんべい 醤油かおり」の街として、認定を受けた。そのほかに、皮革、ゆかた染め。 観光地の松尾芭蕉の「おくのほそ道」の名勝地として、634 本の松の木を配した草加松原遊歩道、百代橋、矢立橋が、平成 26 年 3 月に国指定名勝となった。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	草加市地域福祉計画では、基本理念「自立・共存と支えあい」、具体的取組を示した基本方針では、「地域まるごと支え合い」の地域のまちづくりを目指しており、その中でも、地域における相談体制づくりを主とした、地域福祉を推進していくこととしています。そのため、地域の相談支援体制の中心を担うコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、社会福祉協議会の職員、生活支援コーディネーターがチームアプローチで、地域力を強化することとしています。 数値目標については、相談件数をはじめとした定量的活動指標を設け、個別ケースを中心とし、課題解決件数や関係機関に繋いだ件数を成果指標として立てていくこととします。
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	本事業と併せて、平成 28 年度に文教大学と共同開発した「福祉 SOS ゲーム」を活用し、福祉に興味がない市民等を今後の福祉の担い手の素地になるような働きかけを通じて、機運の醸成を図ります。 また、コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域の生活課題を地域の住民とともに解決する仕組みを構築するとともに、そこに参画する地域住民の機運の醸成を図ります。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会 (委託)		
②事業名	包括的支援体制構築事業		
③事業実施の必要性	地域で埋もれてしまっている生活課題の早期発見 (アウトリーチ) から重症化を防ぐ必要があります。		
④事業内容	ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
全地域	地区社協 (12 地区)	249,723	
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)	(支援の内容)		
地域住民	地区社協の事業への参加促進、懇談会参加		
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)	(運営主体)		
さかえーる	草加市社会福祉協議会		
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)	(研修の内容)		
ボランティア団体、地域住民	地域福祉活動の実践、ボランティア養成		
(エ) その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
共同募金等の配分金や社会福祉法人における公益的取組との連動			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)			
地域支援事業の生活支援体制整備事業			
事業の成果目標			
拠点の参加人数 400 人 (のべ) 懇談会開催回数 6 回 研修参加者 25 人			
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
全地域	地区社協 (12 地区)	249,723	
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)		
社会福祉法人 草加市社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー (CSW)		
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)	広報誌の発行、既存の会議体への積極的な参加		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)	このまち大好きミーティングへの参加、地区民児協定例会の参加、自立支援協議会の参加、地域ケア会議の参加		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)		
複合課題の世帯支援、制度の狭間 (及び担当がない案件) の相談支援	コミュニティソーシャルワーカー (CSW)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)			
生活困窮者自立支援事業、成年後見制度利用促進事業、地域支援事業			
事業の成果目標			
相談件数 500 件 (のべ) ケース会議参加件数 30 件 課題解決件数 20 件			
ウ その他			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			
地域の相談体制の構築に加え、行政内の部局横断的な相談体制の構築を目指します。 「断らない相談」「見逃さない相談」「複合的課題への対応」「制度の狭間への対応」を実現することを目指すに、地域の相談支援機関との多機関協働のネットワークを構築していきます。			

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	草加市（直営）
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	縦割りになっている行政の対応では、複合的課題、制度の狭間への対応が困難であることが見受けられ、個別毎で対応していたものを世帯まるごとの支援とすべく、部局横断的な体制を構築する必要があります。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	ケースワーカー
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	相談支援機関の種類 行政 職員が庁内ソーシャルワーカーとして対応
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
縦割りになっていて対応していた地域住民の生活課題をチームで解決するため、庁内の部局横断連携に係る相談支援体制を構築するとともに、コミュニティソーシャルワーカーから上がってくる福祉的課題を制度の活用を見据えた、早期的な解決を図ります。 また、庁内のソーシャルワーカーが中心となって、支援会議（仮称）を活用して、地域の専門機関など多機関と協働して課題をチームで解決していきます。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 開催件数 20件 参加者は個別ケースによって異なる	（既存の会議の名称） 支援会議（仮称） ※生活困窮者自立支援法第9条に基づく
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例検討と兼ねて実施	（既存の会議の名称） 同上
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人の公益的取組と連携した事業の活用	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
個別支援をする中で、地域住民の身近な地域で困りごとに対応することに併せ、地域とのつながり、支え合う地域づくりの推進の一環として、地域活動の充実から派生した取組へと転換できるようコミュニティソーシャルワーカーが中心となって、生活支援コーディネーターと連携して取り組みます。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
相談件数 30件 支援会議開催件数 20件 調整件数 20件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
多機関協働のネットワークの構築に加え、地域の相談体制の構築を目指します。 「断らない相談」「見逃さない相談」「複合的課題への対応」「制度の狭間への対応」を実現することを目標に、コミュニティソーシャルワーカーを中心に地域が主体となって、生活課題に取り組む体制づくりを推進していきます。	

埼玉県 鳩山町

都道府県名	埼玉県	市区町村名	鳩山町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	13,679（人）		世帯数	6,013（世帯）		
高齢化率	42.95（％）	生活保護受給率	0.47（％）	面積	25.73（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		85.7(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1か所				
生活困窮者自立相談支援事業		県がアスポートに委託委託：1ヶ所（社協）生活困窮者の1次的な相談窓口を設置。				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

鳩山町は、埼玉県のほぼ中央に位置しており、石坂の森などの自然豊かな里山が広がっている。一方で、坂戸市や東松山市から鉄道に乗り、1 時間強で都心に出ることができる。この立地を活かして大規模住宅団地鳩山ニューツンの開発が行われ、昭和 49 年から入居が始まった現在でも、人口の概ね半分程度がこの団地に居住している。高齢化率は県内で最も高くなっているが、健康寿命も高くなっているため、介護保険料も低くなっている。サークル活動等をする元気な高齢者が多い。車を運転しない方のために町内片道 100 円のデマンドタクシーも運行しており、高齢者のみならず、予約をすれば誰でも利用できるため、利用率は高くなっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民が傾聴活動等を行うボランティアとして活動できる場所を提供することにより、サロン運営のノウハウを学ぶこと。また、ボランティア研修として同じく地域共生社会の実現に取り組んでいる自治体等の視察や、認知症等の知識を深めることで、居住する地域での自助及び共助の機運を高めていく、地域福祉の担い手となるよう育成していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	育成したボランティアが居住する地域で自主的にサロンを立ち上げたり、そのサロン運営に協力するなど、歩いていける場所にサロンがある状態を増やしていくこと。また、ボランティア活動を通じて横のつながりを構築し、同じ地域福祉に関心を持つもの同士が互いに連携しあえる関係性をもつようにしていく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	鳩山町（社会福祉法人 鳩山町社会福祉協議会）	
②事業名	鳩山町支え合いまちづくり推進事業	
③事業実施の必要性	鳩山町は第 7 期鳩山町高齢者福祉総合計画の中で、平成 37 年度の高齢化率が 48.7%と町民の約 2 人に 1 人が高齢者となることが推計されている。支援を必要とする者が増えていくなか、人員が限られている行政サービスだけでは対処しきれないことが憂慮されており、自助及び共助の機運を高めていくことが必要となっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 13,679 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 福祉の拠点として設置した「ニュータウンふくしプラザ」に常駐する、事業の委託先の町社会福祉協議会のボランティアコーディネーター。 なお、コーディネーターは住民主体のサロン活動の補助や登録ボランティアの育成、相談業務等を行う。		(支援の内容) 本事業の実施にあたっては、町社会福祉協議会に住民ボランティアを主体とした常設型サロン等を行う福祉の拠点の運営を委託し、社会福祉協議会職員と住民ボランティアが常駐する体制とする。
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 本町の人口の 5 割以上を占め、地区の高齢化率が約 5 割と町内でも高齢化率が特に高い地域である鳩山ニュータウン地区に、地域住民が気軽に集まれる場の提供や、福祉的な活動を側面から支援する福祉の拠点として「ニュータウンふくしプラザ」を整備。 なお、設置にあたっては、立地条件の良いスーパー等の店舗に隣接した、町のコミュニティ複合施設「鳩山町コミュニティ・マルツシェ」内に設置。		(運営主体) 事業の運営は町とし、町社会福祉協議会に委託して行う。
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 「ニュータウンふくしプラザ」のサロンボランティア及び利用する一般町民		(研修の内容) 地域のボランティア育成のための研修会や講座、先進地への視察研修等を実施。また、高齢者が多くいるサロン利用者へ適切な対応ができるよう、認知症や失語症などの専門的な知識についての研修も実施。さらに、昨年度からの子育てひろばの開始に伴い保育ボランティアの養成講座も実施。
(エ) その他		
「ニュータウンふくしプラザ」を中心に町内で事業を実施。ニュータウンふくしプラザは、年末年始と祝日を除いて週 7 日、午前 10 時から午後 5 時まで開所する。「ニュータウンふくしプラザ」に、専任の担当者を配置して、地域福祉のコーディネーター役として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備として、次の 3 つの事業を地域住民と共に行う。 ①サロン事業…常設型のサロンをつくり、仲間づくり、居場所づくりを行う。専任の職員（1 名）、臨時職員（常時 1 名）及び住民ボランティアが主体となり、来所者の傾聴活動等を行う常設型サロンを運営する。利用者については、年齢等特に限定せず、子どもから高齢者まで、広く住民に開かれた集いの場とする。 ②ボランティア活動の支援事業…新たな福祉の担い手づくりとして、既存のボランティア団体等の支援や新たにボランティア活動をしたい方の支援を行う。 ボランティア育成のための各種事業や研修会を実施する。社会福祉協議会職員をオブザーバーとして、登録しているボランティアが月に数回集まる会議を実施し、日常のサロン活動から汲み上げた住民ニーズを元に、地域で必要とされている活動について話し合い、社会資源や人的資源を活用した解決を模索していく。 ③ 地域ネットワーク活動事業…現在、町で行っている「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」と連携して、地域の見守り活動の拠点とする。また、町社会福祉協議会で実施している福祉委員との連携も図る。		

地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
本町は鉄道駅のない町で、交通の便が悪いこともあり、通院や買い物等の際の町民の「足」確保に課題がある。このため、外出が難しい高齢者の買い物支援として「ふくしプラザ」でのイベント時に、町内の衣料品店等に商品を持ち込み出店してもらう事業を実施。事業の財源については、イベント時での寄附金の募集や拠点で設置している印刷機の有料貸し出しなどで自主財源の確保に努めている。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
町社会福祉協議会により雇用された専任職員を配置し、住民ボランティアの傾聴活動の範疇を超えた相談に対応していく。相談内容に応じて、各機関へ繋ぎ、複合的な問題を抱えているため包括的な見守り体制が必要であると判断した場合には、「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」活用し、個別ケース検討会議を開催して協議していく。また、地域の民生委員や生活支援コーディネーターと連携し、意見交換会による情報の共有や研修を行い、職員・ボランティアの資質や拠点の機能向上に努めていく。		
事業の成果目標		
サロン年間利用延べ人数 17,000 人 ボランティア会議開催回数 24 回 ボランティアの年間活動延人員 1,500 人 研修参加者数 100 名		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
（対象地域） 町内全域	（対象地域の範囲） 中学校区	（人口） 13,679 人
（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
（場所・機関等の名称） 地域住民が気軽に集まれる場の提供や、相談業務など福祉的な活動を側面から支援することを目的に福祉の拠点「ニュータウンふくしプラザ」を設置。	（相談を受け止める人） 事業の委託先である町社会福祉協議会により雇用されたボランティアコーディネーターが「ニュータウンふくしプラザ」に常駐する。	
（イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
（周知方法） 地域の様々な相談に対応する場である、福祉の拠点「ニュータウンふくしプラザ」の来所者については、対象を特に限定せず、広く住民に開かれたものとする。町及び町社会福祉協議会のホームページや広報紙による周知はもちろん、定期的に「ニュータウンふくしプラザ」のボランティアが発行する機関紙「ふくしプラザだより」の全戸配布を実施。また、ボランティアが主体となり企画から運営まで行う季節のイベントの実施や乳幼児向けのイベントを企画し、世代に関わらず広く町民に利用してもらえるような活動を行い、拠点の周知を広く図っていく。さらに、平成 31 年度に町の総合福祉センターで新規に開始した総合相談事業の窓口においても周知を行う。		
（ウ）地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
（把握の方法） 拠点でのサロン活動において住民ボランティアにより傾聴活動を実施。傾聴の範疇を超えた内容については、専任職員のボランティアコーディネーターにつなぎ対応していく。また、地域の実情を把握している民生委員や生活支援コーディネーターとも意見交換を行う研修等を行うなどの連携により課題の早期把握に努めることとする。		
（エ）地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
（バックアップの内容） 町社会福祉協議会により雇用された専任職員を配置し、相談に対応していく。相談内容に応じて、各機関へ繋いだり、複合的な問題を抱えているため包括的な見守り体制が必要であると判断した場合には、平成 31 年度新たに開始した総合相談事業支援事業や、町の設置する「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」の取り扱いケースとし、関係機関を集めた個別ケース検討会議を開催してケースの対応について協議していく。	（バックアップする人） 町や組織を超えて横断的に問題を解決する総合相談支援事業の窓口や、町の設置する地域見守り支援ネットワークの構成機関等。	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
町の地域福祉の担い役である民生委員との意見交換会等の研修会の実施や町の設置する地域見守り支援ネットワークの会議等への参加などにより、地域課題を共有し解決に向けて連携を図っていく。また、複合課題に対して分野を超えて包括的に対応する体制として平成 31 年度に新規に開始した総合相談支援事業とも連携を図り、町の相談支援体制の強化に寄与する。		

事業の成果目標	
ニュータウンふくしプラザでの相談件数	60 件
関係機関との連携等により問題解決に至った割合	80%
ウ その他	
ニュータウンふくしプラザに、専任の担当者を配置して、地域福祉のコーディネーター役として、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備として、次の2つの事業を行う。 ①相談支援事業・・・心配ごとなどの各種相談業務を行う。専門的な内容の場合は、町や専門機関につなげ、必要に応じて家庭への訪問相談も実施。町や各機関と連携して対応する。保健師による健康相談を定期的(2か月に1回程度)に実施する。 ②ケース支援調整会議事業・・・地域の見守り活動や各種相談事業で、特に支援が必要な方の場合(個別ケース)は、町や関係機関と連携して、個別ケース検討委員会を開催し、個別に見守り方法や支援方法などを検討する。	
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	鳩山町（社会福祉法人 鳩山町社会福祉協議会）
②事業名	鳩山町総合相談支援事業
③事業実施の必要性、体制等	鳩山町は高齢化率が40%を超え、県内1位であり数年後には50%を超えるものと推測される。なお、町の人口の約1/2を占める住宅団地である鳩山ニュータウン地区は既に50%を越えていて、支援を必要とする高齢者が増加している。このような超高齢化の本町では、福祉のニーズも複雑化・多様化し、高齢者であり障がい者でもあるなど、福祉のニーズも多様化・複雑化していて、どこに相談したらよいか解らないといった声も聞こえてくる。これらの課題について分野を超えて包括的に対応し、関係機関と連携して対処する体制を整備していくことが必要になっている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	事業の委託先である町社会福祉協議会で雇用された相談員 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉協議会勤務経験職員（必要に応じ隣接する保健センターに常駐する保健師、精神保健福祉士、助産師と連携を図る。）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	鳩山町総合福祉センター。役場や保健センターに隣接する鳩山町総合福祉センター内に「総合相談支援窓口」を設けることにより、高齢者や障がい者、子育て世代が訪れやすい場を提供する。また、役場等の各相談支援機関と距離的に近いこともあり、福祉や健康等に関する様々な悩みに対しても、保健師や精神保健福祉士等と連携が図りやすい環境にある。
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
町社会福祉協議会により雇用された専任職員が相談に対応していくが、相談に訪れた人だけでなく、各地区の民生委員・児童委員や関連部所からの連絡、協議についても世帯全体を捉えるなど包括的に受け止め、必要に応じ関係機関と連携して対応する。また、訪問や地域の行事、集会などの参加等アウトリーチを積極的に行い、地元住民の困りごとなどを把握するとともに課題解決に努める。さらに総合福祉センターを活用し、イベント等を開催して引きこもり高齢者を中心に人を集め、相談業務や介護予防につなげる。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 相談内容に応じて、各機関へ繋いだり、複合的な問題を抱えているため包括的な支援体制が必要であると判断した場合には、総合相談支援事業の開始に伴い設置した「鳩山町包括支援推進会議」を活用し、関係機関を集めた個別ケース検討会議を開催して協議していく。会議は必要に応じて随時開催。相談者の支援に関係する各相談支援機関の担当者をメンバーとして開催し、支援の基本的な方向性等を検討する。	（既存の会議の名称）

(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な支援や連携方法等を検討すること目的に「鳩山町包括支援推進会議」を概ね3ヶ月に1回程度開催する。メンバーは、要支援者の支援に関係する機関等の実務者で構成する。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
総合相談窓口を設ける総合福祉センターを活用し、相談業務だけでなく常設のサロンや各種講座のなどイベントを開催して、その参加費や寄付金等を財源の一部とする。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域資源の開発にあたっては、相談業務や地域ケア会議、民生委員・児童委員協議会などで、地域に不足する資源の把握に努め、ボランティア組織や各地区の自治会、老人クラブ、医療・介護事業所等に対して資源創出を働きかける。また、ボランティア養成講座を開催し新たな資源開発のためにも人材の育成を図る。財源は常設のサロンや各種事業の参加費や寄付金等。	
オ その他	
鳩山ニュータウン地区の福祉の拠点である「ニュータウンふくしプラザ」と連携し、情報の共有や意見交換、相談業務の包括を行う。	
⑧事業の成果目標	
総合相談窓口での相談件数 30件 関係機関等との連携によりつないだ(受けた)件数 20件 対象者の課題解決につながった件数 15件 課題解決に対応する関係機関等を構成とする個別ケース会議の開催 5回 解決には至らないが相談支援の検討がなされた件数 10件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

埼玉県 川島町

都道府県名	埼玉県	市区町村名	川島町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	20,054（人）		世帯数	8,094（世帯）		
高齢化率	33.86（％）	生活保護受給率	0.4（％）	面積	41.63（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		82.2(%)	公立小学校数	4（校）	公立中学校数	2（校）
地域包括支援センター		委託：１か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		未実施				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

町の四方が川に囲まれており、古くから稲作等の農業が盛んである。鉄道が無い等公共交通機関が乏しいこともあり、転出超過により人口は減少している。 圏央道のインターチェンジ開通を契機に、大型ショッピングモールや工業団地が形成され、町に賑わいが創出されている。 目立った観光資源は無いが、白鳥の飛来地になっており、冬季は遠方からも見学に訪れている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉総合相談窓口を整備することにより「どこに相談をしてよいか、こんなことを聞いてもよいのか」等の理由により、相談につながっていない方を無くしていくことが最大の目的。支援を必要とする人が相談窓口につながりやすい環境をつくり、早期支援や事態の悪化防止を行っていく。 また、様々な相談に応じることで、住民が必要としているサービスや地域資源を把握し、解決のための施策につなげていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	新たなサービスや地域資源の構築は行政の力だけでは困難であるため、地域の力をいかに活用していくかが重要である。 既に生活支援体制整備事業等に参加していただいているボランティアの方々が、地域住民の多様な活動の場を創出していくとともに、そのことが助けを必要としている方々への新たなサービスとなっていけば、複数の課題の解決につながっていくと考えられる。 住民同志で支えあいを行っていくという「共助」の精神や仕組みの構築につなげていきたい。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	川島町（委託先：社会福祉協議会）
②事業名	多機関の連携による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	複合的な生活課題を解決するため。福祉の総合的な相談窓口を設置し、住民、社会福祉協議会、相談機関、福祉関係機関等と連携し、包括的な支援体制の構築を目指す。相談支援包括化推進員を配置することにより、多機関との連携、ネットワーク化を図り、制度の狭間にある課題に対応する。また、住民との協働による地域の支え合いの仕組みづくりを推進し、地域力の向上を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	経歴：川島町地域包括支援センター 4年勤務 保有資格：社会福祉士、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	川島町社会福祉協議会 福祉総合相談窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
複合的な課題に対応できる支援体制として、地域にとって身近な存在である川島町社会福祉協議会に福祉総合相談窓口を備えた支援拠点を整備。相談支援包括化推進員を配置し、多種多様な相談に対応するとともに、各相談支援機関との円滑な調整役を担っていく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 川島町主催の地域ケア会議を相談支援包括化推進会議に位置づけていく。開催頻度は毎月1回程度で、参加者は地域包括支援センター、理学療法士等の専門職、介護従事者、生活支援コーディネーター、行政関係職員等が参加している。今後は民生委員・児童委員等も参加できる体制とし、障害者や子育て家庭を含む複合化したケースも取り上げて行きたい。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 福祉分野を中心とする多職種・多機関によるチーム支援のための体制づくりを進める。(生活支援体制整備推進協議体の会議、障がい事例検討会、虐待ネットワーク会議等)	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域に不足する社会資源の創出などを進めるため、地域貢献や共同募金の活用、既存ボランティア団体の取組について情報収集し、寄付金拠出の働きかけ等を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域ケア会議の中で、地域の課題を把握するとともに、生活支援体制整備推進協議体（第1層協議体）と地域課題を共有し、第1層協議体においても資源の創出に取り組んでいる。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
①川島町社会福祉協議会に福祉総合相談窓口を整備することで、支援を必要とする人が相談窓口につながりやすい環境をつくり、早期支援や事態の悪化防止につなげる。 ②生活支援体制整備事業等の地域住民参加型の多様な活動拠点を相談窓口と併せて整備することで、住民が地域で支えあいながら、行政と連携して問題解決を図っていくことで地域力を高める。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
令和元年度は多機関の協働による包括支援体制の構築に向けた体制の整備、福祉総合相談窓口の整備を行う。令和2年度以降は、支え合いのひとづくり、助け合いの地域づくり、安心して生活できる環境づくりなどの地域力強化を進めていく。	

千葉県 松戸市

都道府県名	千葉県	市区町村名	松戸市			
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	495,952（人）		世帯数	236,125（世帯）		
高齢化率	25.1（％）	生活保護受給率	1.83（％）	面積	61.38（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	約 70（％）		公立小学校数	45（校）	公立中学校数	20（校）
地域包括支援センター	直営 1 か所 委託 15 か所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 か所（社協）					

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

松戸市は都心から約 20 キロ圏内、電車で 30 分程度、千葉県の東葛地域（北西部）の一翼に位置している。西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区、埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ヶ谷市、東側から北側にかけて柏市、流山市と隣接している。6 本の鉄道および国道 6 号線などの交通網を擁し、首都圏の住宅都市として発展を続けている。特産品としてねぎや梨などが挙げられ、観光梨園も営まれている。歴史ある戸定邸（旧徳川昭武庭園）をはじめ、文化財を活かした事業に取り組んでいる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民に身近な圏域において、制度の狭間になる課題や一つの世帯に複合的に内在する課題に対する相談を横断的に受け止めることが出来るような体制を構築する。このことから、多分野の相談に対応するため、3 環境区の地域包括支援センターに相談員を配置し障害児者及びその家族からの相談に対応できる支援体制を構築し多分野支援をすることを目的とする。
---------------	--

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	ア松戸市 (イ松戸市医師会)	
②事業名	地域共生社会推進事業	
③事業実施の必要性、 体制等	住民に身近な圏域において、制度の狭間になる課題や一つの世帯に複合的に内在する課題に対する相談を横断的に受け止めることが出来るような体制を構築する。このことから、多分野の相談に対応するため、3環境区の包括に相談員を配置し障害児者及びその家族からの相談に対応できる支援体制を構築し多分野支援をするために本事業が有効と考える。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3.5 人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	下記⑥のア＝精神保健福祉士 下記⑥のイ＝介護連携に関わる在宅医療、訪問看護、在宅医療介護連携相談に従事1年以上かつ保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、医師、歯科医師、薬剤師、その他これに準ずる者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	ア地域包括支援センター（明第1、小金原、五香松飛台） イ在宅医療・介護連携支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
相談窓口を拠点として、住民が抱える課題に対し、対象者や課題等を限定せず、世帯支援の視点から包括的に受け止める取組を行う。相談窓口を住民に広く周知しや相談機関連絡会を設置し、在宅医療・介護連携支援センターや地域包括支援センターなどの地域にある地域の相談支援機関等連携を図る。 個別課題を早期把握し早期解決に結び付ける取組を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ・相談窓口定例会 1回／月 ・虐待個別事例検討会 1回／月		(既存の会議の名称) ・個別事例検討会
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 福祉相談機関連絡会 1回／3か月		(既存の会議の名称) ・福祉相談機関連絡会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図り、社会福祉法人等による地域貢献の取組連携や共同募金・テーマ型募金の新たな活用策を検討し地域での取組を推進できる基盤を整備する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域課題について、地縁団体、市民活動団体、各分野の専門職等からワーキングチームを組織し、解決をはかるとともに全体コーディネート行い、個別支援から地域課題を捉え、地域ケア推進会議にて解決を検討を行う。また、不足している資源や地域課題を地域ケア会議にて問題提起し不足している資源の開発や担い手の養成を行う企画検討、実施していく。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
個別課題から地域の課題を把握し、15 圏域の地域ケア推進会議において解決に向けた議論を行う。 新規相談件数に対してすべての課題を終結することを目標とする。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
平成 30 年度は地域力強化推進事業として日常生活圏域で「地域づくりフォーラム」を開催しました。「地域づくりフォーラム」開催のねらいは、地域住民が、自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識を醸成するとともに、地域の課題を持ち寄り、地域の資源を持ち寄り、個々人の持つ力を持ち寄り、「地域ケア会議」に結集していく仕組みづくりを進めるきっかけとなり地域が醸成されました。このことから平成 31 年度は各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体へ働きかけや関係者のネットワーク化し地域ケア推進会議につないでいく。また、年に1回地域住民への活動報告会を開催していく。		

千葉県 鴨川市

都道府県名	千葉県	市区町村名	鴨川市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	32, 897 (人)		世帯数	16, 145 (世帯)		
高齢化率	37.8 (%)	生活保護受給率	0.00831 (%)	面積	191.14 (k m ²)	
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率		58.0(%)	公立小学校数	7(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所、委託：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

房総半島の南東部、太平洋岸 (外房) に面しており、東京都心から 100km 圏内であり、東京湾アクアラインを利用するルートが最短で東京から約 85km である。平成 17 年 2 月 11 日に、旧鴨川市と天津小湊町が合併し、現在の鴨川市となっている。海岸沿いには鴨川シーワールドをはじめとした観光のほか、温暖な気候を利用した花き栽培が、また内陸の長狭地域では稲作が盛んである。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	鴨川市内は、山間部、漁村部、市街地という地域ごとの特性があり、それぞれの地区での課題が異なっている状況である。山間部や漁村部では旧住民が多く高齢化が著しいが地縁組織がまだまだ根付いている地域である。市街地は転出入が多いため自治会に入っていない世帯が多く、住民同士のつながりが希薄な地域である。ひとり親世帯や生活保護受給世帯も多いのが市街地地域の特色でもある。このように同じ市内であっても、住んでいる地域特性などによって、多様かつ複合的な課題を抱える者に対する包括的な支援体制づくりが必要であると考えられる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	生活支援・介護予防サポーター養成講座を実施することにより、地域福祉の担い手の育成及び、地域資源や地域課題についての住民への意識喚起を図り、さらなる資源の開発を行っていききたい。 また、住民と支援機関とのパイプ役である民生委員との地域課題に対する勉強会をとおして、複雑多様化し社会と孤立している方々へ対する生活課題を発見しつつ、つながる支援がより向上するよう努めたい。

3. 地域力強化推進事業について

①施主体(委託先)	鴨川市	
②事業名	鴨川地区生活支援・介護予防サポーター養成講座	
③事業実施の必要性	鴨川市内では、見守りや生活支援・サロン運営など担うボランティア養成として、生活支援・介護予防サポーター養成講座を実施しているが、市内4つの日常生活圏域(旧・中学校区)のうち、3 圏域(天津小湊・江見・長狭)では養成講座を実施し、ボランティアとして活動しているが、鴨川地区は未実施で、地域福祉の担い手となる活動者がいない。鴨川駅周辺である鴨川地区は市街地であり、高齢化率 32.3%で他の 3 圏域に比べると比較的若い圏域であるが、隣組に入っていない世帯が多く、地域住民同士の支えあいが希薄な地域でもあり、地域福祉の推進が必要な圏域である。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
鴨川地区	中学校圏域	18,121 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社会福祉協議会やボランティア・地域住民	サポーター養成講座の実施	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
鴨川地区内のサロン等	地域住民	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	鴨川市の概況(健康・福祉等)の現状と課題の共有、地域でできることを考える。地域に出向いての実習	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域内の地区社協の活動等による収入から補填(自販機の売上金、空き缶リサイクルなど)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険 地域支援事業(生活支援体制整備事業・地域ケア会議)		
事業の成果目標		
養成講座の参加者が 50 人以上、研修終了後に個人・団体でのボランティア登録につながる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	市全域	33,562 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地区社会福祉協議会・民生委員協議会・福祉総合相談センター	地区社会福祉協議会のボランティア・民生委員・専門職	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地区社会福祉協議会・民生委員は、老人クラブや高齢者サロンのほか、地域ケア会議で周知。養成講座の参加者が 50 人以上、研修終了後に個人・団体でのボランティア登録につながる。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域ケア会議での住民・専門職等での意見交換をととして生活課題の把握。 生活支援体制整備事業で取り組む関係団体との意見交換で把握。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地区社協については市社会福祉協議会 民生委員については、市福祉課・福祉総合相談センター	各種専門職	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険 地域支援事業(生活支援体制整備事業・地域ケア会議)		
事業の成果目標		
地域ケア会議の開催(年 2 回)		

ウ その他
⑤ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	千葉県鴨川市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	市内4つの日常生活圏域(旧・中学校区)のうち、生活支援・介護予防サポーター養成講座が実施されていない鴨川地区においては、地域の見守りや生活支援のネットワークが整備されていない。鴨川地区は高齢化率が 36.0%(H30.4.1 現在)であるが、認知症の独居高齢者の問題や、自治会加入率の低下、ひとり親世帯や生活保護世帯が多い地区でもあり、多様かつ複合的課題を抱える者に対する包括的な支援体制作りが必要である。 また、鴨川市をはじめ、安房3市1町は少子高齢化が著しく、社会資源が限られているため、広域的なネットワークの構築をする必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	鴨川市福祉総合相談センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
総合相談窓口が地域住民や民生委員・各種専門職とつながることで、相談を丸ごと受け止める体制を構築する。 ①鴨川地区生活支援・介護予防サポーター養成講座の開催により、住民自らが地域の課題に気づき主体的な活動ができるように支援する。 ②地域ケア会議を生活圏域ごとに開催し、住民と専門職のネットワークを構築する。 ③安房地区での権利擁護・医療・介護におけるネットワーク構築。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 合計 15 回 医師、保健師、看護師、歯科衛生士、主任介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、事業所職員、ハローワーク職員	(既存の会議の名称) 個別地域ケア会議 認知症初期集中支援チーム員会議 支援会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 合計 15 回 弁護士、司法書士、医師、看護師、栄養士、薬剤師、社協職員、行政職員、社会福祉士	(既存の会議の名称) 権利擁護プロジェクトチーム 鴨川医療連携会議 安房地区生活困窮者自立支援制度担当者会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
1. 農林業体験交流会、企業との協働により、地域食材、地域資源を活用し商品開発・販売に取組。 2. 社会福祉法人による地域貢献の取組。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
1. 包括的な相談支援機能を有する拠点づくり。 2. 地域の支えあい活動に取り組むボランティアの組織化と、新たな生活応援サポートの仕組みづくり。	
オ その他	
隣接市町(南房総市、鋸南町)との市域を超えた多機関・多職種協働による広域ネットワーク化。	
⑧事業の成果目標	
1. 生活支援・介護予防サポーター養成講座修了者→40人 サポーター主体的な活動へつながるよう、継続支援をする。 2. 相談支援包括化ネットワークの構築 鴨川市内・安房地域における多機関・専門多職種によるネットワーク化、地域住民のささえ合い体制の構築。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

千葉県 芝山町

都道府県名	千葉県	市区町村名	芝山町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	7,301（人）		世帯数	2,973（世帯）		
高齢化率	33.6（％）	生活保護受給率	0.718（％）	面積	43.24（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		不明（％）	公立小学校数	1（校）	公立中学校数	1（校）
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（NPO）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本町は、千葉県の北東部、山武郡の最北端に位置し、都心から 60km 圏にある。成田国際空港に隣接し、町域の約 7 割が騒音区域になっている。 町全域は、下総台地の一端にあり、南北に流れる高谷川、木戸川に沿った平坦地と丘陵地から構成され、平坦地は丘陵地に入り込む形で多くの谷津地を形成し、農業を主幹産業として高品質な農作物が盛んに生産されている。また、空港に隣接していることから製造・物流関連企業が稠密する工業団地 3 つを有し、類似団体と比較すると自主財源が多いという特徴がある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	行政機関、民間機関及び家族等が連携し、問題を抱えた個人・世帯を包括的に支援する社会の仕組みを構築する。具体的な方策は以下のとおり。 1. 庁内連携会議を月 1 回実施する仕組みを定着させ、各部門で受け付けた相談内容、課題共有の仕組みをつくる。 2. 庁内連携会議で関係部門を決め、個別支援会議を適宜開催する。その際、内容に応じて自庁だけでなく、他の機関にも声をかけ、点ではなく面で支える支援体制をつくる。 3. 関係機関との連携強化を目的にネットワーク構築会議(年 2 回程度)を実施し、相互で連絡先を確認できるようにする。 4. 地域活動講演会(年 1 回)を通して、多様な社会資源を創出し、多方面から相談者にアプローチできるようにする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	社会の一員として地域づくりに積極的に参加する意識を生じさせたい。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	千葉県芝山町（NPO 法人）
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	社会資源に乏しく、人手不足等のため十分な支援が行えていない。この現状を打破するため、民間団体から相談支援のスペシャリストを役場執務室内に派遣してもらい、職員との連携、民間社会資源等の連携体制を構築することで、官民共同による重層的な相談支援体制の構築を目指すもの。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1.4 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	相談支援包括化推進員（専任）は、以下の（ア）の条件を満たす者とする。相談支援包括化推進員（兼任）は、以下のいずれかの条件を満たす者とする。 （ア） 社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者 （イ） 福祉分野における業務経験を 5 年以上、かつ相談支援業務経験を 1 年以上有する者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	包括的相談支援機関 「芝山町くらしの相談室」
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
1. 各分野・各制度における相談体制の充実と整理 2. 各分野をつなぐ相談支援体制の構築 3. 複合的な課題を抱える者の積極的な把握 4. 相談者に対する面的支援と評価	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 ・「個別支援会議」（随時） ・「庁内連携会議」（月 1 回程度）	（既存の会議の名称） ・ ケース会議 ・ 庁内会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 ・「ネットワーク構築会議」（年 2 回程度） （1）関係機関・団体との事例検討会（年 1 回程度） （2）包括的相談支援やチーム連携の重要性を伝える研修会（年 1 回程度） （1）・（2）の参加者： 医療機関・高齢・障害・児童福祉・教育機関・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・商工会・県の関係機関等	（既存の会議の名称） 地域ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
・ 町や広域のイベント等で協賛金を募る。 ・ 官民協働の地域づくり活動について、官民間わず補助金・助成金制度を活用する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
1. 人材バンク事業 2. 地域総合コーディネート活動	
オ その他	
・ 本事業を、包括的支援体制を踏まえた地域福祉計画策定検討の一助とする。 ・ 個別の相談支援と地域づくりを同時に行いながら、地域の課題を解決する仕組みをつくる。	
⑧事業の成果目標	
1. 庁内連携会議を月 1 回実施する仕組みを定着させる。 2. 庁内連携会議で関係部門を決め、個別支援会議を適宜開催する。 3. 関係機関との連携強化を目的にネットワーク構築会議（年 2 回程度）を実施する。 4. 人材バンク事業の骨子を作成する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
1 年目(2019 年度)地域住民及び関係機関への事業の趣旨や実践事例を周知し、意識変化を促す。 2 年目(2020 年度)民児協、地区社会福祉協議会、NPO 等と協力し人材バンクの仕組み化を図る。地域福祉計画に向けた委員会を設け、部会毎に現状分析から目標を設定し、それぞれ行動に移すべき事柄を明確化する。 3 年目（2021 年度）地域福祉計画で掲げた目標を具現化するための行動がどの程度実施できたのか評価を実施し、次年度以降の行動案を作成する。	

千葉県 千葉市

都道府県名	千葉県	市区町村名	千葉市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	970,455（人）		世帯数	458,314（世帯）		
高齢化率	25.8（％）	生活保護受給率	21.3（％）	面積	271.77（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		66.0(%)	公立小学校数	111(校)	公立中学校数	55(校)
地域包括支援センター		委託：30 か所【出張所 2 か所を含む】（社会福祉法人 21、医療法人 9）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：3 か所（社協 1、その他 2）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

千葉市は、人口約97万人を有する政令指定都市であり、6つの行政区で構成される。 東京都心から東へ約40kmの位置にあり、首都圏(通勤圏)の一角を形成するものの、臨海部は千葉港を中心とした京葉工業地域が広がり、J R千葉駅周辺や幕張新都心には商業施設やオフィスビルが多く立地することから、市内在勤者も多く、昼夜人口比率が高いのも特徴といえる。 上記のような大規模工業地帯や商業地域、人口を支える大規模住宅団地が存する一方で、市東部の若葉区・緑区には豊かな自然が残り、畑作や酪農といった農業も盛んである。 総じて、千葉市は、行政区、更には地域ごとに、様々な特色(地域性)を持っているといえる。 なお、現時点(平成31年4月)では、市全体では人口増を維持しているが、一部の行政区では既に人口減少に転じており、又、市内全町丁の約2割で高齢化率が4割を超えるという現状もあり、少子超高齢化社会に向けた地域共生社会の実現が急務といえる。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域に入って活動するコミュニティソーシャルワーカー等が、個別支援や地域の支援を行うなかで、その地域の生活課題に地域の人が気付くきっかけを与え、地域の力で地域の生活課題を解決する力を養成する。 併せて、地域住民等では、解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることで、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業を行うことで、住民同士の地域のつながり、行政・市社協・その他相談支援機関同士の分野横断的なつながり、そして、地域と行政等の支援機関といった多角的なつながりを構築する。 地域の中と外、様々な方向から地域を支え合うことで、地域と地域住民の温もりを育み、地域と地域に携わる一人一人が、地域をよくするために、それぞれの立場で出来ることを考え実行に移せるような、地域の変化を起こしていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	千葉市(社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会)	
②事業名	千葉市地域力強化推進事業(千葉市社会福祉協議会人件費及び運営管理費補助金)	
③事業実施の必要性	千葉市においては、今後も高齢者人口及びひとり暮らし高齢者の数は増加するなかで、2020年をピークに人口は減少に転じると予想されている。地域の担い手も高齢化が進む一方で、これまで以上に生きづらさや生活上の困難を抱える方も増えている。そのなかで、実際に地域に入ってアウトリーチによる支援を行い、地域力の強化を目指すコミュニティソーシャルワーカーの活動を支援していくことが必要不可欠となっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 千葉市全域	(対象地域の範囲) 地区部会エリア(中学校区)	(人口) 967,832 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) コミュニティソーシャルワーカー	(支援の内容) 人件費補助金、研修への参加	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 公民館・自治会館等の既存の施設を使用しつつ、社会福祉施設の地域交流スペース・店舗の空きスペース等の新たな活動拠点を開拓していく。	(運営主体) 社協地区部会 等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ○地区部会活動従事者 ○ボランティア講座受講者	(研修の内容) ○地区部会活動従事者に対して、地域福祉活動を推進するために有益な知識やスキルを提供する。 ○ボランティアを必要とする人たちのニーズに応えられるよう、各種のボランティア講座を実施する。	
(エ)その他		
地域支え合い活動の事例を紹介するPR映像を活用し、地域の関係者に事業の周知・啓発を行う。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金について、地元プロスポーツチームと協働した広報活動及び、県共同募金会と連携した事業を拡充することで、募金協力者の拡大強化を図る。 社会福祉法人の地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動への相談・支援を行うなかで、新たな地域資源を開発する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備整備事業(生活支援コーディネーター)、生活困窮者自立支援事業担当者と月1回ケース検討会議等を開催し、定期的に連携を図っていく。		
事業の成果目標		
○地域住民が相互に交流出来る場の充実を目指す。 ⇒ ふれあいいきいきサロンの開催 66 地区部会 4,404 回 ○公民館サークル活動者等、地域福祉の新たな担い手を確保し、ボランティアニーズに対応する各種ボランティアを育成する ⇒ ボランティア入門講座 開催数 33 回 ⇒ ボランティア養成講座 開催数 12 回 ○ボランティア活動を必要とする人で行いたい人を結びつけて、市内のボランティア活動を活性化する ⇒ ボランティアコーディネート対応件数 550 回 ○地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決出来る環境を市内全域に広げる ⇒ 地域支え合い活動 新規 6 地区 ⇒ 地区部会活動従事者研修 年 4 回		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 千葉市全域	(対象地域の範囲) 行政区	(人口) 967,832 人

(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称) 各区社会福祉協議会事務所(総合相談)	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー 等
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) ホームページに情報を掲載するとともに、社協地区部会・民生委員等の地域の関係者に対して、直接説明を行うことにより、コミュニティソーシャルワーカーによる相談窓口の周知を行う。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 社協地区部会等が主催するサロンや地区民児協において、相談及びニーズ把握を行い、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握に努めていく。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) コミュニティソーシャルワーカー事例検討会	(バックアップする人) 大学教授等の専門家
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センターが、地域課題について話し合うために開催する地域ケア会議と連携して、支援を行っていく。	
事業の成果目標	
地域の関係者等から、各区のコミュニティソーシャルワーカーに要支援者の情報が集まる体制を整備し、新規相談件数の増加を目指す。	
ウ その他	
⑥ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	千葉市
②事業名	地域共生社会推進事業部 地域力向上班
③事業実施の必要性、体制等	千葉市においては、今後も高齢者人口及びひとり暮らし高齢者の数が増加するなかで、2020年をピークに人口は減少に転じると予想されている。社会情勢や生活習慣が大きく変化するなか、地域の人たちが抱える困りごとが多様化しており、複合的な課題を抱えたり、公的制度では対応困難な制度の狭間の課題を抱え、生きづらさを感じている人たちも増えている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	【協働の中核を担う機能】 千葉市社会福祉協議会が6区に配置しているCSW(各区1名、計6名)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
平成30年3月に策定した「支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)」の重点施策として、多機関の連携による包括的な支援体制の整備を掲げている。また、千葉市社会福祉協議会において策定した「つなぐ・つながる・ひろめる 千葉市社協行動プラン(第3次地域福祉活動実施計画)」においても、地域ケア会議の立ち上げ支援等、ネットワーク構築のための様々な取組を進めている。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月1回開催する全6区CSW及び生活困窮担当者、市地域福祉関係者が参加する会議において、個別事例の検討を行う	(既存の会議の名称) CSW会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○各区において、年1回(場合によっては、それ以上)の開催。 ○各区の生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、社協CSW、市関係部署等が参加する。	(既存の会議の名称) 区の支えあいづくりを考える会 (区協議体)

ウ 自主財源の確保のための取組の概要
千葉市社会福祉協議会において策定した「千葉市社会福祉協議会基盤強化方針(平成 29～32 年度)」において、自主財源確保のため、共同募金の強化、会費・寄付の増収に努めることなどとしている。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
○個別支援を通じて発見された地域の生活課題を、地域の関係者と共有し、地域の関係者と協働で支えあいの仕組みづくりを行う。 ○社会福祉法人の地域における公益的な取組の相談・支援、企業の社会貢献活動への相談・支援、子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体との関係づくりに努めることで、新たな社会資源を開発し、支え合いの仕組みづくりの一助とする。
オ その他
○市内の相談支援機関を対象に、多機関の連携による包括的な支援体制に関するアンケート調査を実施する。
⑧事業の成果目標
民生委員をはじめとする地域の関係者、生活困窮の窓口、市保健福祉センターの窓口からつながった課題について、地域・行政・社協の協働の得意分野を生かしたチームワークによる支援を行い、件数をカウントしていく。
⑨地域力強化推進事業実施計画

東京都

都道府県名	東京都	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	13,953,744（人）		世帯数	7,123,971（世帯）		
高齢化率	23.3（％）	生活保護受給率	2.05（％）	面積	2,193.96（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		—（％）	公立小学校数	1,271(校)	公立中学校数	610(校)
地域包括支援センター		直営・委託なし				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：4 か所、委託：1 か所（NPO 法人）（町村部のみ東京都実施）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

都心部から多摩地域、島しょ部まで、東京の地域の姿は場所によって大きく異なることに留意が必要であるが、地域生活課題の解決を図る体制を整備するに当たっては、次のような特性を踏まえる必要がある。

第一に、東京では、狭い面積に日本の総人口の 10 分の 1 の人々が生活し、働き、活動しており、支援を必要とする人の絶対数も多くなっている。今後、高齢化の進展に伴い要介護高齢者の更なる増加が見込まれるなど、地域で支援を必要とする人は更に増加していくと見込まれる。

第二に、東京では、都心部を中心に地価が高いことや、交通の利便性が高いことなどから、暮らしの場と、学ぶ、働き、遊ぶ場が離れ、個人の生活基盤が複数の地域にまたがる場合が多くなっている。また、全国に比較して借家に住む人の割合が高く、他の地域から転居してきた人や、学生の間だけ都内で暮らす人など、人の流動性が高いことから、地域への帰属意識や地縁に基づく人と人とのつながりは、地域差はあるものの、必ずしも強いとはいえない。町会・自治会への加入率の低下や役員の高齢化、商店街の減少、空き家・空き店舗の増加なども進んでいる。

一方で、大学、企業、社会福祉法人、NPO などの多様な主体が集まっており、あらゆる分野の技術や知識が蓄積されるとともに、近県から東京に通う人も含め、豊富な経験や専門的な知識を持った多様な人材が活動している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	東京では、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けており、住民が地域で生活していく中で抱える課題は複雑化・複合化している。これに対応するために、各地域において、行政内部での連携はもとより、地域住民や福祉関係団体など多様な主体同士がそれぞれ、又は行政との連携を進め、分野や世代を超えたきめ細かな相談支援体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	東京都内の区市町村による、地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉の推進を支援するため、先進的な取組事例の紹介や、都と区市町村との意見交換、区市町村間の情報共有を行う機会を設け、地域福祉計画の普及推進を図る。

5. 都道府県事業について

①実施主体（委託先）	東京都
②事業名	地域福祉計画の推進に向けた区市町村向けシンポジウム
③事業実施の必要性、体制等	平成 30 年度に実施した、区市町村に対する地域福祉計画策定状況等調査において、先進的な取組事例の紹介を希望する区市町村からの要望を踏まえ、学識経験者や先進的取組を実施している区市町村、好事例取組団体等を招き、夏から秋頃にかけて区市町村向けのシンポジウムを 1 回実施する。
④事業内容	
（ア）単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
（対象とする専門的な支援を必要とする者）	
（構築する支援体制）	
（支援体制構築に向けたプロセス）	
（イ）市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
（対象） 区市町村における包括的な支援体制を整備する部署（地域福祉計画所管部署等）	
（取組内容） 区市町村間における情報共有の場を設けるため、包括的な相談体制の構築等の先進的事例を実施している区市町村や好事例取組団体による取組に関する発表や学識経験者を交えたパネルディスカッション、参加者との意見交換等を行う。	
⑤事業の成果目標	
○ 地域福祉支援計画を策定している区市町村数を増やす（平成 30 年 4 月時点 53 区市町村策定済み）。 ○ 地域福祉計画に基づき社会福祉法第 106 条の 3 に規定する包括的支援体制を整備する区市町村数を増やす（平成 30 年 4 月時点 42 区市町村整備済み）。	

東京都 墨田区

都道府県名	東京都	市区町村名	墨田区
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報 (人口・世帯数、高齢化率R元 10.1 生活保護率R元9.30 町会加入率R元8.1)

人口	274,296（人）		世帯数	153,318（世帯）		
高齢化率	22.3（％）	生活保護受給率	28.66（％）	面積	13.77（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		65.19(%)	公立小学校数	25(校)	公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター		委託：８ か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：１ か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

東京都の北東部に位置し周囲の多くを川に囲まれたまちである。人口は昭和 35 年をピークに減少傾向が続いていたが、人口の都心回帰などを背景に増加に転じ、現在も増加傾向にある。 事業所の産業構造別の構成比は平成 26 年時点で第 2 次産業 26.6%、第 3 次産業 73.3%であり、東京都全体における構成比からみると第 2 次産業の割合が高く、ものづくりのまちの特徴が色濃くみられる。 観光については、近年、東京スカイツリー等の新しい文化観光拠点が整備され、さらに昨年はすみだ北斎美術館が開館した。今後東京オリンピック、パラリンピックの開催もあり、本区を訪れる外国人観光客の増加が見込まれることもあり、観光資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	すべての区民が地域から疎外・差別されることなく、地域の一員として差異や多様性を認め合いながら、共に生き、支えあう社会を作る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	活動拠点での相談業務やふれあいサロンなど、交流の場を通して住民の中に地域活動者を増やし、住民が地域の課題に気づき、社会福祉協議会や専門機関とともに課題解決に向けて考え。活動できるような地域になる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	墨田区社会福祉協議会	
②事業名	地域福祉プラットフォーム事業	
③事業実施の必要性	地域と関わりの少ない人の増加とともに、既存の福祉制度では対応しきれない相談が増えている。それらの課題を持つ人の多くが社会（地域）との関係性をうまく作れずに、近隣住民との間にトラブルを起こしたり孤立してしまったりといった悪循環を起こしている。また、地域とのかかわりが少ないことから、生活に困難を抱えていることに気づかれないケースも少なくない。 地域住民や専門機関が課題解決のために一緒に協議し、協働する体制が必要となっているが、専門機関に地域での福祉活動者（住民）の存在が知られていなかったり、その実力が認識されていないなど社会資源として活かされていないのが現状である。地域の課題について住民と専門機関が連携し協働する仕組みをつくる必要がある。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
（対象地域） 墨田区	（対象地域の範囲） 墨田区全域	（人口） 274,296 人
（ア）地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
（支援する対象） 墨田区社会福祉協議会	（支援の内容） コミュニティソーシャルワーカーを配置するための経費及び拠点整備に係る経費の財政的支援	
（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
（拠点の場所） 地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12	（運営主体） 墨田区社会福祉協議会	
（ウ）地域住民等に対する研修の実施		
（研修の対象） 地域活動者、ボランティア、民生・児童委員、町会役員等	（研修の内容） 支えあいマップづくり等とおし、地域で気になる人（課題のある人）を見つけ、課題の解決にむけて話し合い、活動する方法を身につける	
（エ）その他		
地域福祉プラットフォームを中心に、近隣の地域で地域住民が小地域福祉活動やふれあいサロン活動などの自主的な支えあい活動を始めるように、活動のノウハウを周知していくほか、専門機関に対し協力を呼びかける。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
課題解決を行う地域活動団体に対し、共同募金（歳末たすけあい募金）を原資とした助成事業を実施		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
地域包括支援センター、生活支援体制整備事業などの事業に加え、墨田区社会福祉協議会の小地域福祉活動推進事業、ふれあいサロン等と連携を取り実施。		
事業の成果目標		
拠点の参加者数（①キラキラ茶家 1,200 名、②ガランドール 1,500 名）、研修参加者数 150 名、ボランティア参加者数（①50 名②70 名）		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
（対象地域） 墨田区	（対象地域の範囲） 墨田区全域	（人口） 274,296 人
（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
（場所・機関等の名称） 地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12	（相談を受け止める人） 墨田区社会福祉協議会の CSW	
（イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
（周知方法） すみだ区報、すみだ社協だより、墨田社協HPのほか、近隣町会・自治会、近隣福祉施設、小学校、民生委員児童委員協議会等で周知		

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域の情報は民生委員や町会役員に入ってくることが多いため、配置した CSW が民生委員協議会や町会会議等に積極的に参加していくほか、地域福祉プラットフォームに参加している地域住民との対話を通じて地域生活課題の把握に努める。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談の内容が住民だけで解決できない場合に、課題に応じた専門機関につなぎ、連携協働できる仕組みをつくる。また、相談対応者(住民)自身の精神的な負担を減じられるよう、相談対応者向けの話し合いの場等を設置する。	(バックアップする人) 墨田区社会福祉協議会の CSW
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）	
地域包括支援センター、生活支援体制整備事業などの事業に加え、墨田区社会福祉協議会の小地域福祉活動推進事業、ふれあいサロン等と連携を取り実施。	
事業の成果目標	
地域の課題・個別の課題などの地域の相談窓口となり、地域住民と関係機関が連携・協力しながら地域の課題を解決していく場となることを目標とする。 地域福祉プラットフォームでの相談件数実績(平成31年4月～令和元年9月)：175 件	
ウ その他	
住民（地域活動者）が相談を受け止め、支援するにあたり、負担感が生じないように、また、専門職も住民活動に過度な支援を要求しないように、住民活動を専門職が理解する場を設定する必要がある。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
各拠点に配置される CSW が課題を整理し、複数の専門機関や住民活動を全体的にコーディネートする。CSW はケースに応じた関係者を集め、解決策を話し合う場を設ける（「地域福祉プラットフォーム」）。それぞれ専門チームを作って、それぞれができることを整理し課題解決のために活動する。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	墨田区社会福祉協議会
②事業名	地域福祉プラットフォーム事業
③事業実施の必要性、体制等	個別の専門機関は、それぞれの専門領域の課題については機能するが、複合的な課題に対しては対応しきれない場合がある。また、住民からも「どこに相談すればよいかわからない」、「どう支えていけばよいかわからない」という相談もある。 既存の福祉制度だけでは対応しきれない（直接対応する公的な制度がない）様々な課題や、複雑化・深刻化した個別課題を、本人・家族からの相談または地域住民からの情報提供（苦情）を受け、CSW が直接アセスメント（情報の収集・分析、課題の把握）し、複数の専門機関をコーディネートする。また逆に、専門機関から複雑化した課題解決の協力依頼があった際は、CSW がコーディネートすることによって、専門機関は自分の専門課題の解決に専念できる。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 拠点に 1 名配置
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士または精神保健福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域福祉プラットフォーム
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域福祉プラットフォームで受けた相談の課題について、相談支援包括化推進員およびコミュニティソーシャルワーカーが、その課題に応じた関係者や近隣活動者を集め、専門の課題解決グループを立ち上げ、それぞれができる支援を整理し、課題解決のために活動する。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 地域福祉プラットフォームおよび他機関から相談のあった課題について、相談支援包括化推進員が課題を整理し、必要に応じて、その都度、関係機関や民生委員・児童委員、地域活動者等を招集し、会議を行う。	（既存の会議の名称）
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 関係機関実施の会議（地域ケア会議・民生委員協議会等）に相談支援包括化推進員が積極的に出席し、地域課題の共有化に努める。	（既存の会議の名称）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
赤い羽根共同募金の配分等を積極的に活用していく	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域福祉プラットフォームには認知症傾向のある高齢者や不登校気味の児童など、さまざまな課題を抱えた人たちの参加が増えている。活動者と参加者がふれあい、専門職と話し合うなかで、住民自らが課題を専門職とともに解決していくという目的もできつつある。地域包括支援センターやスクールソーシャルワーカー、保健センター等といった専門機関と地域住民、学習支援ボランティアなどが協力して、その人ごとの課題解決に向けて話し合い、支援する取り組みを行っている。	
オ その他	
地域住民や専門機関が課題解決のために一緒に協議し、協働する体制が必要となっているが、専門機関に地域での福祉活動者（住民）の存在が知られていなかったり、その実力が認識されていないなど、社会資源として活かしきれていないのが現状である。地域の課題について住民と専門機関が連携し、協働する仕組みをつくる必要がある。	
⑧事業の成果目標	
地域の複合的な課題に対し、相談支援包括化推進員が課題を整理することで、専門職が専門職としての役割を十分に果たすだけでなく、それ以外の課題にも目を向けられるようになること。地域住民も専門職とは別の視点で（専門職に指示されて活動するのではなく）自ら考えて課題解決に向けた支援ができるようになる。 相談件数実績（平成31年4月～令和元年9月） 148 件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域住民や専門機関が課題解決のために一緒に協議し、協働する体制が必要となっているが、専門機関に地域での福祉活動者（住民）の存在が知られていなかったり、その実力が認識されていないなど、社会資源として活かしきれていないのが現状である。地域の課題について住民と専門機関が連携し、協働する仕組みをつくる必要がある。	

地域福祉プラットフォーム
(地区民協同圏)

直接相談

連携

情報共有

相談

連携

セネラル地域福祉コーディネーター
・、・、調整改善機能

高年齢者支援総合センター

子育て支援総合センター
・権利保護センター・ハートライン窓口
・ボランティアセンター・生涯福祉委員

NPO

児童センター

学校

その他

チーム CSW
1名
担当 CSW 7名

高齢者みまもり相談室

生活困窮者自立支援グループ

引きこもり解決グループ

ゴミ置場解決グループ

母子支援グループ

被災者支援グループ

学習支援グループ

すみだライフ

セーフティネット(仮称)

課題別プラットフォーム 福祉教育プラットフォーム

民生委員・児童委員、生活支援員
ハートライン協力員、ボランティア、その他地域活動者

身近な福祉課題について、居住する区民や機関が集まり、解決に向けて取り組むことにより、区民同士が学びあい、達成感を抱く手として成長していく場

地域の課題について、区民や健康の増進者、課題解決における専門家などが集まり、解決方法を話し合う

情報共有

相談

連携

地域住民（町会・自治会圏域）

課題を抱えている人

子ども

高齢者

地域と関わりのない人

障がい者

小規模福祉団体・ふれあいサロン

町会・自治会

換気扇ふれあいサロン

民生委員・児童委員

その他

東京都 世田谷区

都道府県名	東京都	市区町村名	世田谷区
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(令和元年 10 月 1 日現在)

人口	916, 592(人)		世帯数	486, 858(世帯)		
高齢化率	20.08(%)	生活保護受給率	11.1(‰)(R1/7 現在)	面積	58.05(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		53.50(%)	公立小学校数	62(校)	公立中学校数	31(校)
地域包括支援センター		委託: 28か所(社会福祉法人、医療法人)				
生活困窮者自立相談支援事業		委託: 1か所(世田谷区社会福祉協議会)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

東京23区中1番の人口、2番目の広さ。幹線道路や、都心に向かう鉄道が通っており、都心に近いことから宅地が約3分の2を占める住宅都市。東京23区の中では比較的自然的環境が存在。三軒茶屋、下北沢や二子玉川駅周辺が商業地域として賑わっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会の三者が連携し、区民の様々な相談に対応して、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援に結び付けるとともに、参加と協働による地域づくりに取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	三者が持つそれぞれのノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために地域の人材や社会資源の開発・協働に取り組み、身近な地域で支え合う住民活動の創出やネットワークづくりを図る。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	世田谷区(社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会)	
②事業名	地域資源開発事業	
③事業実施の必要性	家庭には高齢者や障害者、子育て、生活困窮等の課題が輻輳し顕在しており、法制度毎の支援では区民のニーズに的確に応えることができない状況にある。全世代型の地域包括ケアを推進するため、区のまちづくりセンターに社会福祉協議会と地域包括支援センターを一体化し、三者連携のもとに専門の相談支援機関とも連携して支援が必要な方の相談を包括的に受け止めて支援するとともに、生活課題を解決していくための居場所や生活支援サービスなど新たな地域資源を創出し、引き続き地域住民等の参加による支えあいの地域づくりを推進する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 区内全域(全 28 地区)	(対象地域の範囲) 日常生活圏域	(人口) 916,592
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 高齢者・障害者等のサロン活動運営者、子育てサロン運営者、子ども食堂運営者等		(支援の内容) 生活支援コーディネーターが居場所の立ち上げや運営を支援する。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域支えあい活動拠点(22 拠点)、区民センター、区民集会所等の既存施設の活用、民間施設の開拓・活用		(運営主体) 地域住民
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 小・中学生、高校生、団体、企業等		(研修の内容) 社会福祉協議会事業と連携して、学校やイベント等で福祉体験学習(車椅子体験、アイマスク体験、盲導犬利用者との交流等)を実施する。
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等を財源とする 28 地区社会福祉協議会の住民活動と連携し、一体化して実施する。ミニデイについては区が食材費相当分を補助する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの相談支援、子ども、生活困窮者、障害者等相談支援事業、社会福祉協議会各種事業		
事業の成果目標		
居場所や生活支援サービスを全地区で一以上実施する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 区内全域(全 28 地区)	(対象地域の範囲) 日常生活圏域	(人口) 916,592
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 区内 28 地区のまちづくりセンターに設置した身近な福祉の相談窓口		(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーターを活用
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 区の広報紙、ホームページ、チラシ、受託者のホームページ、チラシなど		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域包括支援センターや区のまちづくりセンター、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会の地域福祉推進員など身近な地域の活動者と連携して支援が必要な家庭や地域課題を把握する。また、アウトリーチにより地域の関係団体等との関係づくりを進め地域課題を把握する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 専門的な支援が必要な場合は、専門の相談支援機関につなぐ。また、輻輳した課題を抱えるケースは地域包括支援センターの地域ケア会議を活用し、多機関連携のもと支援内容を検討するなどバックアップする。	(バックアップする人) 専門の相談機関、地域包括支援センター、まちづくりセンター、区の相談機関、社会福祉協議会スーパーバイザー
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの相談支援、子ども、生活困窮者、障害者等相談支援事業、社会福祉協議会各種事業	
事業の成果目標	
相談件数 2,000 件(基本的に全ての相談を専門の相談機関や社会福祉協議会における包括的支援等につなげることを目指す。)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	世田谷区 (地域包括支援センターの委託先である社会福祉法人等 12 法人)
②事業名	地域包括ケアの地区展開
③事業実施の必要性、体制等	・ 高齢者、障害者、生活困窮者など対象者別の相談窓口があるが、相談者だけでなく家族が課題を抱えている場合があり、世帯に対する包括的な支援が必要になっている。 ・ 行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が一体となって、身近な地区で福祉相談を行うことで、支援が必要な区民を早期に発見し、早期支援に結びつけることができる。 ・ 複合した課題に対し、課題を整理したうえで、行政や関係機関との連携体制のもと包括的な支援を行っていく必要がある。 ・ 公的制度の狭間の課題を抱えた区民を支援するため、新たな生活支援サービスや社会資源を三者連携により、効率的・効果的に進めることができる。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	28人(各地域包括支援センターの既存業務に追加して、相談対象者の拡大に対応する業務量に相当する人員)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域包括支援センターの職員(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等で、総合的、専門的な相談、他機関との連携等に対応できる者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・ 高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮等に係る相談対応、これらの複合的な相談対応の実施 ・ 関係機関と連携した包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施 ・ 地域包括支援センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会の3者の連携による相談窓口の充実、連携会議による連携・調整 ・ 地域の人材や社会資源の開発、ネットワークづくり	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 - 参加者: 地域包括支援センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会、医療機関、介護事業者、民生委員、行政等 - 議事内容: 複合的相談事例等の個別課題解決、社会資源開発等に向けたネットワーク構築 - 開催数: 1箇所につき月1回程度	(既存の会議の名称) 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を活用する。
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 上記と同様	(既存の会議の名称) 同上
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会資源を開発した後の活動経費への共同募金の活用等	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
- あんしんすこやかセンターによる相談者のニーズ把握 - まちづくりセンター、社会福祉協議会の三者連携会議や地区アセスメントによる地区の社会資源の把握と情報共有 - 三者連携による社会資源の開発 (あんしんすこやかセンター: 地域ケア会議における事業者、関係機関等との連携) (社会福祉協議会: 地域人材の発掘(人材バンクへの登録)や活動の場の確保) (出張所・まちづくりセンター: 地域の活動団体との連携、協働) * 社会福祉法人の地域貢献活動や空家活用等も検討	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
- 複合的な課題等を抱える者に対する相談件数: 1000件 - 支援の終結件数 : 100件 - 支援の成果 - 複合的な課題や潜在しているニーズを整理し、支援に結びつける。 - 公的制度の狭間にある方に対し、人材発掘や社会資源の開発を行い支援につなげる。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

東京都 杉並区

都道府県名	東京都	市区町村名	杉並区
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	573,834（人）		世帯数	325,653（世帯）		
高齢化率	20.83（％）	生活保護受給率	13.3（％）	面積	34.06（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		46.6(%)	公立小学校数	41（校）	公立中学校数	23（校）
地域包括支援センター		委託 20 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託 1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

杉並区は、23 区の西端に位置し、一般に「城西地区」と呼ばれる区域に属している。総面積は 34.06 km² と 23 区内 8 番目の広さを持ち、区内を甲州街道、中央自動車道の国道 2 路線と青梅街道や五日市街道などの都道 15 路線が通っている。産業については、都市人口の増加に伴う市街地の拡大により農地面積は次第に減少し、今日では産業やサービス業などの第三次産業従事者が非常に高い割合を占めている。観光については、毎年 8 月に行われる「東京高円寺阿波おどり」は 2 日間で約 1 万人が踊り、約 100 万人もの観客が訪れる。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	8050 やダブルケアなど複合的な課題を抱える人、世帯の増加や既存の制度の対象とならない身近な生活課題など、公的なサービスの充実等だけでは解決できない課題等に対応するため、地域での互助・共助の仕組みづくりに取り組む必要がある。 また、経済的な困り事や家族の引きこもりなど、生活に課題を抱えた人が増えている。地域の人や関係者が適切な相談先につなげられる仕組みが求められている。 上記課題に取り組むため、分野を超えた包括的な相談支援体制を構築する。また、身近な地域で相談を受けとめ、地域の人や団体とともに解決に向けて支援する仕組みを推進する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の課題を住民が我が事として受けとめることができ、地域における住民主体の支え合いの仕組みが進む。 地域だけでなく、専門性の高い課題については行政や関係機関が密に連携を取りながら、包括的な相談支援が行える状態となる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	杉並区(杉並区社会福祉協議会)	
②事業名	地域支え合いの仕組みづくり事業	
③事業実施の必要性	地域には制度の狭間や複合的な課題を抱えた個人や世帯が存在し、行政や専門機関だけでは支援が届かない現状がある。身近な地域で相談を受けとめ、地域と共に支援に取り組む地域福祉コーディネーターを地域に配置し、地域の支え合いの仕組みづくりに取り組む必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 西荻地区	(対象地域の範囲) 小学校区程度の範囲	(人口) 16,065 人

(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 地域住民のための活動を行う団体等への立上げ支援及び運営支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域のサロンや居場所等	(運営主体) 地域住民	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 町会・自治会や民生児童委員等地域関係者	(研修の内容) 地域共生社会の考え方や区の取組状況の周知	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
運営に係る財源の安定的な確保にあたっては、社会福祉法人や企業の地域貢献の取組や寄付金拠出の働きかけを行う。 また、区が取組んでいる基金等についても今後自主財源として活用できるか検討を行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会の行う事業、高齢者総合相談・支援事業、生活困窮者自立支援事業、生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
地域福祉コーディネーターを配置した地区で、個別課題や地域課題の把握及び解決への取組を行う。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 西荻地区	(対象地域の範囲) 小学校区程度の範囲	(人口) 16,065 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域のサロンや居場所等	(相談を受け止める人) 地域福祉コーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 町会・自治会や民生児童委員の会議へ出席し、地域関係者へ場の周知を行っている。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 町会・自治会や民生児童委員から地域の情報を伺う。また地域のサロンや居場所に地域福祉コーディネーターが関わることで、地域生活課題を発見し、支援に繋げる。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域福祉コーディネーターが中心となり、地域関係者と地域課題を協議する場をつくっていく。	(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター、保健師、地域包括支援センター職員等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会の行う事業、高齢者総合相談・支援事業、生活困窮者自立支援事業、生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
地域の中で課題を共有し、地域も含めた支援について、話し合い実施できる。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成 30 年度より実施済。		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	杉並区
②事業名	包括的相談支援の推進
③事業実施の必要性、体制等	事業開始前は、それぞれの分野の相談機関が相談を受け、個々に支援計画を作り支援を行ってきたが、事例によっては相談機関同士の連携が不十分で、効果的な支援ができなかった事例も発生している。また、杉並区の状況としては、高齢者人口の増加、障害者の高齢化、世帯の課題の複雑化・複合化、支え手となる人材の不足などの多数の課題を抱えていることから、縦割りの支援から横串の支援へ展開する必要がある。概要図別紙あり。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、事務(福祉事務所ケースワーカー経験者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	在宅医療・生活支援センター 包括的支援担当係
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
障害者分野、高齢者分野、保健分野、子ども家庭分野の相談機関が受けた相談のうち、複合的な生活課題を抱えた案件については、その情報を在宅医療・生活支援センターに集約する。在宅医療・生活支援センターでは、支援会議を通じて関係機関からの意見を聞き、必要に応じて精神科医・弁護士などの専門的な助言を得ながら複数の分野にわたる支援の内容を一つの支援計画としてまとめる。 各相談機関等は、支援計画に基づき、相談者及びその世帯への支援を実施する。在宅医療・生活支援センターは、支援計画に基づくサービスの提供状況や効果、支援対象者(世帯)の改善状況の進行管理を行い計画の妥当性を確認する。また、相談機関は必要に応じて在宅医療・生活支援センターから支援対象者への同行訪問等支援に際するサポートを受けることができる。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 実施予定回数 140回 参加者 支援者にかかわる相談機関、相談支援包括化推進員、精神科医、弁護士	(既存の会議の名称) 高度困難事例対応支援会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 実施予定回数 4回 参加者 支援者にかかわる相談機関、相談支援包括化推進員 事例分析をとおして、各機関の役割の確認やネットワークの強化を図る。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
運営に係る財源の安定的な確保にあたっては、社会福祉法人や企業の地域貢献の取組や寄付金拠出の働きかけを行う。 また、区が取組んでいる基金等についても今後自主財源として活用できるか検討を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域の社会資源の確保、創出のため、住民への研修や講演会を実施する。併せてボランティアの育成、支援を実施する。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
相談件数 200件 支援の成果 支援対象者が支援計画に沿った関係機関や住民組織による支援、見守りを受けることができる。事例を通して、包括的相談支援やネットワークの強化に繋がる。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
平成30年度に地域力強化推進事業の具体的な取組を計画する地域ささえあい連携推進担当が設置され、令和元年度から社会福祉協議会と共に地域で身近な相談を受け、地域とともに解決に繋げる地域福祉コーディネーターの配置を実施。(モデル地区のみ)	

さまざまな問題が重なり、困っている世帯を、 関係する機関がチームとなって丸ごとサポートします！



～ 縦割りの支援から、横串の支援へ～

親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯が増加しています。こうした世帯を、杉並区在宅医療・生活支援センターによる調整のもと、高齢者や障害者、子どもなど様々な相談機関が、丸ごとサポートしていきます。

例 高齢の親の介護と育児のダブルケアのケース



Aさん

認知症の母親と病気がちな父親の介護に3人の子育てが重なり、仕事を辞めてしまい、生活が苦しい。夫は単身赴任中で頼れない。子どもの一人はとても手がかかる子で、「両親と子どもの面倒がみられない。両方にイライラしてしまう。」と友人に涙ながらに話す。相談に行くよう勧めるが「人には頼りたくない」という言葉を聞いて、友人が心配になり、Aさんを連れてケア24に相談した。

在宅医療・生活支援センターが関係機関をコーディネート

ケア24では、話を聞く中で、両親の介護や子育てだけでなく、経済的にも課題があり、ケア24単独での支援では解決困難であると判断し、在宅医療・生活支援センターに相談した。

在宅医療・生活支援センターは、高齢者在宅支援課、保健センター、子ども家庭支援センター等の関係機関に連絡し、世帯丸ごとの支援計画を作成した。

その後、ケア24の職員がAさんに支援内容を提案し、了解を得た。

子ども家庭支援センター

ケア24 (地域包括支援センター)



関係機関は世帯に対し、以下の支援を一体的に実施。

母親・父親	⇒	介護サービス
Aさん	⇒	家計相談支援、就労支援、生活支援、育児相談
子ども	⇒	子育てのサポート 児童発達支援

世帯全体が一体的な支援を受けられるようになったことで、生活課題が改善され、Aさんの負担が軽減した。

生活の困りごとや、ご近所に心配な方がいましたら、
お気軽に身近な相談機関(裏面)や、お近くの民生児童委員にご相談ください。

東京都 江戸川区

都道府県名	東京都	市区町村名	江戸川区
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	697,801（人）		世帯数	343,074（世帯）		
高齢化率	21.08（％）	生活保護受給率	28.85（％）	面積	49.09（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		55.6(%)	公立小学校数	70(校)	公立中学校数	33(校)
地域包括支援センター		委託：19 か所（社会福祉法人、一般社団法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：3 か所（企業事業団）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

江戸川区は、東京都の東端に位置し、江戸川・荒川の二大河川と東京湾に囲まれ、縦横に中小河川が走っています。また、公園面積は23区で一番広く「水と緑豊かな都市」です。
総面積49.09 k m ² 、南北13 km、東西8 kmと南北に長い地形で、北部は昔ながらの町並みで高齢化率が高く、南部は集合住宅が林立する若い町並みと、それぞれの地域性に特徴があります。人口・世帯数ともに23区では4番目に大きな規模の自治体です。
近郊農業では小松菜の栽培が盛んで、江戸風鈴や江戸扇子等の伝統工芸品も数多く生産しています。金魚の養殖が盛んで、例年開催する「日本観賞魚フェア」には全国から多くのファンが訪れます。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本区では住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことを可能とするため、地域共生社会の実現に向けて本事業に取り組んでいる。これまでも、環境をよくする運動等地域力を生かしたまちづくりを進めてきた。今後、生活上の課題を抱える方々への支援の視点で取り組みを進めていく中で、地域住民と専門機関のネットワークを構築し、地域で起きた課題は地域で解決していく仕組みの構築を目指している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民と関係機関と区が一体となって課題を解決することにより、希薄になりつつある地域住民同士の関係を深めていくことを目指す。 また、地域住民自らが課題を捉え関係機関や区と協働して解決し、結果を評価したうえで更なる課題を見いだせるPDCAサイクルが生まれることを期待する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	江戸川区社会福祉協議会		
②事業名	なごみの家運営事業(江戸川区補助事業)		
③事業実施の必要性	高齢になっても本人や家族が望む住み慣れた地域での生活を継続する仕組みが必要。地域での生活を支援する必要がある「支えられる人」は高齢に限らず、障害者、子供、生活困窮者等多様化しており、地域の様々な関係者がネットワークを作る拠点が必要と考えている。拠点では、地域の力で地域生活課題を解決していく仕組みの構築や「支える人」の育成も実施していく。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 区内15の生活圏域のうち9圏域	(対象地域の範囲) 町会の集合体である連合町会の範囲	(人口) 9生活圏域の合計 414,272人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 活動を希望する全ての方		(支援の内容) 活動の周知、なごみの家の場所貸し	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) なごみの家(令和元年度は区内9か所に整備済)		(運営主体) 江戸川区社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 町会関係者、地域ボランティア等		(研修の内容) 見守り支援活動会議、居場所支援会議	
(エ)その他			
各なごみの家では、区作成の「地域見守り名簿」掲載者を全戸訪問し、聞き取り調査を実施。地域生活課題を抽出し、その結果をもとに、地域支援会議を実施し、必要な支援を実施していく。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
企業や個人からの寄付金等の拠出について働きかけを行う。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
介護保険制度の生活支援体制整備事業(CSWが第2層の生活支援コーディネーター、地域支援会議を第2層の協議体としての位置づけをしている。)			
事業の成果目標			
平成30年度実績(4月-3月・8か所) 来所者 70,007人、相談件数 4,906件、地域支援会議 14回開催 462人出席、登録ボランティア 300人をベースに令和元年度の目標数としていく。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 区内15の生活圏域のうち9圏域	(対象地域の範囲) 町会の集合体である連合町会の範囲	(人口) 9生活圏域の合計 414,272人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) なごみの家(令和元年度は区内9か所に整備済)		(相談を受け止める人) なごみの家CSW及び管理スタッフ	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 区広報紙、ホームページ、社協広報紙、ホームページ、小地域での町会回覧			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 地域支援会議メンバー及び地域住民からの情報提供			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) なごみの家(令和元年度は区内9か所に整備済)		(バックアップする人) なごみの家CSW	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
介護保険制度の生活支援体制整備事業(CSWが第2層の生活支援コーディネーター、地域支援会議を第2層の協議体としての位置づけをしている。)	
事業の成果目標	
平成30年度実績(4月・3月・8か所) 相談件数 4,906 件、なごみの家で解決できるものは解決済み。他機関へつないだ件数 102 件をベースに元年度の目標数としていく。	
ウ その他	
なごみの家は、子どもから高齢者まで障害の有無にかかわらず、すべての方を対象とし、支えられる側であってもできることを活かして、支える側に回ってもらう取り組みを進める。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
令和元年度も引き続き多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施していく。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	江戸川区社会福祉協議会 なごみの家9か所(社協直営3か所、社協から委託6か所)	
②事業名	なごみの家運営事業(江戸川区補助事業)	
③事業実施の必要性、体制等	高齢になっても本人や家族が望む住み慣れた地域での生活を継続する仕組みが必要。地域での生活を支援する必要がある「支えられる人」は高齢に限らず障害者・子ども・生活困窮者等多様化しており、地域のさまざまな関係者がネットワークをつくる拠点が必要と考えている。拠点となる「なごみの家」では、多機関と連携し、地域課題を解決していく仕組みを構築していく。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	9人(各なごみの家1名)	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	江戸川区社会福祉協議会固有職員3名、業務委託社会福祉法人等職員6名	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	「なごみの家〇〇」 ※〇〇は、なごみの家を設置する圏域名	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
区作成の地域見守り名簿をもとになごみの家職員が個別訪問を行い、複合的な問題を抱える住民を把握し、関係機関についでいく。また、地域支援会議において地域の関係団体とのネットワークを構築し連携体制を強化していく。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 複合した問題を抱える支援対象者に対し、なごみの家を中心となり個別のケース会議を開催する。参加者は個別の問題により、なごみの家が招集する。	(既存の会議の名称) 地域ケース会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 各なごみの家にて年間3回～4回開催。 町会・自治会、民生・児童委員、医療・介護関係者、警察・消防、ボランティア、NPO等。	(既存の会議の名称) 地域支援会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
企業または個人からの寄付金等の拠出について働きかけをおこなう。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域支援会議の中で、地域課題を把握するとともに、必要な支援活動を検討し、ボランティアを積極的に活用・育成した活動を創出していく。		
オ その他		
ボランティアの協力のもと、なごみの家では「誰でも食堂」を開催する他、小学校から高校生を対象として学習支援も実施。		
⑧事業の成果目標		
地域見守り名簿での個別訪問のほか、地域支援会議の中で、地域課題について議論をおこなう。会議を重ね、参加者の中で地域課題について共通理解を得たうえで、どのような支援を行っていくのか議論を行い、支援を実施していく。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
令和元年度も引き続き地域力強化推進事業を実施していきます。		

東京都 中野区

都道府県名	東京都	市区町村名	中野区
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	334,721（人）		世帯数	207,617（世帯）		
高齢化率	20.5（％）	生活保護受給率	23（％）	面積	15.59（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		約 50(%)	公立小学校数	22(校)	公立中学校数	11(校)
地域包括支援センター		委託 8ヶ所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託 4事業				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

中野区は 23 区の西部にあり、大繁華街がある渋谷区・新宿区・豊島区などに隣接し鉄道やバスの利便性が高い地域である。昭和 30 年代以降、高度経済成長にともなう人口の急増と急激な宅地化は自然緑地や農地を減少させ、過密な市街地を形成していった。 戦前から住宅地として発展したため、企業数は多くなく、商業、宿泊業、飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業が半数以上を占めている。また、企業のほとんどは、中小企業であり、とくに従業者数 4 人以下の小規模事業所が 6 割以上を占めている。 アニメなどサブカルの発信地である「中野ブロードウェイ」やコンサートなど様々なイベントが行われる「中野サンプラザ」、個性的なお店が軒を連ねる商店街があり多くの人が来街している。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	○区内 15カ所の区民活動センターの運営を担う運営委員会が中心となって、町会・自治会を始め、各種の団体や地域住民によるネットワークを築き、話し合いや活動を通じて地域課題の解決に取り組み、安心・安全で暮らしやすい地域共生社会が実現している。 ○区の職員によるアウトリーチチームを区内 15カ所の区民活動センターごとに設置し、必要な支援を受けていない人を早期に発見し、必要な支援につなげたり、関係機関との連携・協働による包括的な支援を提供していく。また、地域課題や地域資源の把握、各種の地域活動の支援や創設、区の施策立案などにも取り組み、地域共生社会の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○従来の町会・自治会と新しい住民団体(NPO等)とのコラボレーションが生まれ、若い世代や多様な住民が地域に関心を持って、地域作りに参加すること。 ○制度の狭間で、支援を受けることができない人がいない地域社会の実現 ○多くの住民が、助け合い、支え合いの気持ちを持って、できる範囲で、多種多様な地域活動に取り組んでいる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	中野区	
②事業名	地域活動支援業務	
③事業実施の必要性	○区内に15カ所ある区民活動センターの運営を、地縁団体を中心とした「運営委員会」に委託することにより、住民主導の地域ネットワーク構築や主体的な地域づくりの取り組みにつなげることができる。 ○必要な支援を自ら求めない住民を早期に発見し、適切な支援を提供する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 区内15カ所の区民活動センター圏内	(対象地域の範囲) 中野区15分割した生活圈	(人口) 1カ所 9,100～39,000 人 15カ所合計 334,721 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 区民活動センター運営委員会 (地縁組織を中心とした地域住民組織)	(支援の内容) 区は地域活動を推進する人材を養成する「地域活動コーディネーター養成講座」を主催。運営委員会は当講座修了者を事務局員として雇用することで、地域活動の知識ある人材を採用できる。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 区民活動センター(区内15カ所に設置)	(運営主体) 区民活動センター運営委員会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) NPO などの公益活動を行っている人、これから活動を行おうとする人。 区民活動センター運営委員会委員及び事務局員 地域で活動を行っている人	(研修の内容) 区民団体の自主的な活動の支援として、広報などの具体的な団体運営に関する知識のほか、団体の目標を継続・発展させるスキルや、地域の課題や解決の糸口を探し活動につなげる手法を学ぶ講座を実施。	
(エ)その他		
地域生活課題を地域で解決していくための財源等の確保		
中野区の地域活動支援業務委託契約料		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各圏内の団体や施設等と連携。一例として、中野区社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護事業所連絡会、小中学校、保護司会、青少年地区委員会、民生児童委員、商店街等と連携し、乳幼児から高齢者まで多様な対象者に向けた事業を実施。		
事業の成果目標		
○区民活動センター施設利用件数の増加 ○各種地域事業の充実(内容・参加者・活動者数) ○地域活動への関心や参加者の増加		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 区内全域 4圏域(日常生活圏域)と15圏域(日常区民活動圏域)	(対象地域の範囲) 日常生活圏域(4) 日常区民活動圏域(15)	(人口) 1カ所 9,200～39,000 人 15カ所合計 328,683
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ○日常生活圏域ごとに、すこやか福祉センター設置 ○町会・自治会の地区の連合区域(15)を、日常区民活動圏域とし、区民活動センター設置 ※すこやか福祉センターは、圏域内の区民活動センターを複数所管している。	(相談を受け止める人) すこやか福祉センター職員(区民活動センター職員含む) アウトリーチチームは、5名1組(保健師、福祉職、事務職)	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 区報、地域ニュース、運営委員会や町会・自治会等地域団体との連携、区民活動センター来所者への周知	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域関係者や地域住民による情報提供、運営委員会事業参加者等地域住民との接点、高齢者宅訪問	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) すこやか福祉センターごと、組織として対応している。 困難事例などは、部内会議で検討、検証する。	(バックアップする人) すこやか福祉センター 管理職
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
各圏内の団体や施設等と連携。中野区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所 介護事業所連絡会、保護司会、青少年地区委員会、民生児童委員等	
事業の成果目標	
相談件数、必要な支援を提供できた件数	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
○アウトリーチチームの取り組みについて、年1～2回、報告会を実施しているため、今後は、幅広く関係機関を 招き、活動周知、連携強化を図る。	

東京都 豊島区

都道府県名	東京都	市区町村名	豊島区
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	289,817（人）		世帯数	180,326（世帯）		
高齢化率	19.8（％）	生活保護受給率	2.3（％）	面積	13.01（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	22(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター		委託 8 カ所（5 事業者）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託 1 カ所【社協（相談）、ヒューマンリソシア株式会社（就労）】				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

豊島区は、東京 23 区の西北部に位置し、池袋駅を中心とする副都心を擁し、サンシャインシティや豊島区役所などの超高層ビル群が建ち並ぶ。また、立教大学、学習院大学など 8 大学を含む教育機関、高級住宅街である目白、「おばあちゃんの原宿」として知られる巣鴨、多くの著名人が眠る雑司ヶ谷霊園や慈眼寺、染井霊園などが存在する。 平成 31 年「東アジア文化都市」の国内候補都市に決定し、平成 32 年春には旧区役所跡地周辺のエリアを「H a r e z a（ハレザ）池袋」と称し超高層ビルが建設され、8 つの劇場を含む国際的な「文化にぎわい拠点」が開業予定となっている。 また、池袋駅西口では三菱地所による池袋駅西口地区再開発事業が計画されており、超高層ビル 3 棟が駅前に建設される予定となっている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域社会の取り巻く環境の変化等により、区民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化する中、これまでの対象者別の縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースについて、相談者本人やその世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、これらに対応した包括的な支援が受けられるよう、庁内を中心に庁外も含め連携を推進するため。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「地域が地域を支える」地域力を向上させ、より住みやすい街づくりを目指す。具体的には、生活課題に直面した際には地域の関係者が対応し、最終的に役所も含めた包括的な支援を実施できる体制を作ることで、アウトリーチを超えたスピード感のある対応を地域自らが率先して対応することが、住みやすく地域力のある街であることを理想像とし取り組む。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	豊島区
②事業名	豊島区福祉包括化推進事業
③事業実施の必要性、体制等	本区は単身高齢者の比率が特別区で最も高く、地域のつながりの希薄化、8050 問題など単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題や複合的な課題が深まっている。共助の基盤づくり(CSW)をより効果的に進めていくために、他機関協働による包括的な支援体制の必要性がでてきた。ついては、国庫補助を活用し包括的な体制作りを強固なものとすることが急務である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	20人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	CSW、社会福祉士、虐待対応経験職員、精神保健福祉士、元ケースワーカー、高齢者総合相談センター職員、保健師 等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	豊島区民社会福祉協議会(CSW)、高齢者対策支援室、くらし・しごと相談支援センター、高齢者総合相談センター、アシスとしま、東部子ども家庭支援センター、池袋保健所、長崎健康相談所、介護保険課窓口、障害福祉課窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域保健計画にて包括化推進員の配置による包括的な相談支援体制の構築を目指しており、関係機関に包括化推進員を配置することで、各窓口で対応できない横断的な支援体制を構築すること、また制度の狭間に陥った方に対し連携体制を強化することで諸問題に対し地域と連動した効果的な支援体制を構築することを目的とする。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回定例会と緊急案件発生による随時開催を効果的に実施する。参加者は豊島区民社会福祉協議会、福祉総務課、高齢者対策室、高齢者福祉課、介護保険課、池袋保健所、子ども若者課、子育て支援課等を検討している。	(既存の会議の名称) 福祉包括化推進会議(支援会議)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 上記包括化推進員に加えてハローワーク、弁護士、生活福祉課、自立支援センター、教育委員会、NPO、地域ボランティア等の参加を検討している。	(既存の会議の名称) 福祉包括化推進協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
包括化推進員を配置することで、他職種間での連携・協働を図りつつ、社旗福祉法人による地域貢献の取組みや共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組みを検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
多職種間での連携・協働を図りつつ、制度の狭間に陥った方に対しどのような社会資源が不足しているかを随時風刺包括化推進協議会で検討し、NPOや地域住民等の参画による新たな社会資源を生み出すことをすすめる。	
オ その他	
本事業をすすめるうえで重要なことは、行政・社会福祉法人・NPO・弁護士・医療機関・教育委員会・民生委員・児童委員等が連携して支援する体制作りをすすめることであり、包括化推進員の配置と定期的な会議体を開催し、責任の所在と支援プランの共有を深めることは諸問題を解決するうえで必要不可欠である。	
⑧事業の成果目標	
相談者の主訴に対する解決度を定量的に図る。アンケートによる満足度、自己満足度を調査し、その結果から随時支援プランの変更を本会議体で実施し出口支援の強化を図る。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
本区では、共助の基盤作り(CSW)事業を実施しているが、その事業をより効果的に進めていくために、他機関協働による包括的な相談支援体制の必要性が出てきた。	

多様化・複雑化する福祉ニーズへの包括的支援体制の構築



東京都 調布市

都道府県名	東京都	市区町村名	調布市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	236,880(人)		世帯数	120,246(世帯)		
高齢化率	21.43(%)	生活保護受給率	13.0(%)	面積	21.58(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		40.0(%)	公立小学校数	20(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター		委託のみ 10か所(公財, 民間)				
生活困窮者自立相談支援事業		直営1か所, 委託2か所(社協, 民間)				

(遅延組織加入率, 生活保護受給率は平成31年3月31日時点, その他は令和元年10月1日時点での数値です。)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

調布市は、都心に近接した地域でありながら、豊かな自然環境に恵まれています。一方、市街化の進展により、市域内の約54%を宅地が、次いで約17%を道路等が占めており、宅地と道路で市の面積の7割を占めています。また、市の人口は、自然増、社会増が続いており、20年間で3万人以上増加しています。将来人口推計では、今後も増加が続き、平成40年には、24万人越えをピークに、減少に転じると見込んでいます。現状の人口は、夜間人口に比べ、昼間人口が少なくなっています。老年人口は、一貫して増加しており、50年後には2倍近くになる見込みです。 ラグビーワールドカップ2019や2020東京オリンピックパラリンピックの開催地にもなっており、多様な主体と連携・協働した取組を推進し、大会を契機とした調布のまちの更なる発展・魅力の向上と多摩地域全体の振興につなげていくこととしています。 産業振興においては、中心市街地である調布駅周辺が大きく変貌し、駅前広場や鉄道敷地の整備が段階的に進展する中で、3館の商業施設が29年秋にオープンしました。 映画のまち調布では、日活調布撮影所、角川大映スタジオと、2か所の大型撮影所があるほか、高津装飾美術株式会社、東映ラボ・テック株式会社、東京現像所など数多くの映画・映像関連企業が集まっています。 市内には70か所を超える文化遺産があるほか、名勝深大寺には、29年に国宝に指定された白鳳仏や季節ごとに美しい花が楽しめる神代植物公園、文豪武者小路実篤記念館があります。 また、市の南側には、多摩川が流れ、季節風物詩として毎年花火大会が開催されています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布におけるトータルケアを一層充実していきます。福祉のみならず、多機関の協働による包括的支援体制を構築するため、相談支援包括化推進会議を設置した取組を推進しています。この推進会議は、各相談支援機関の業務内容の相互理解や具体的な連携方法、福祉ニーズの把握、地域に不足している社会資源の創出などについて意見交換を行っていきます。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	平成30年度からの地域福祉計画において、重点施策に「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を掲げ、地域で生活する人の課題の複合化・多様化が進む中、身近な地域において住民自身が地域の課題を自分事として捉え、自分たちで解決したいという主体的な気持ちで課題解決に取り組むことが重要と考えています。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	調布市(社会福祉法人調布市社会福祉協議会)		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	調布市では、今般、新たに策定した調布市地域福祉計画(平成30年度～35年度)において、3つの重点施策のひとつとして、「地域におけるトータルケアの推進」を位置付けており、地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布版トータルケアを充実することを明記している。これとともに、重点施策に「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を新たに加えている。また、地域福祉コーディネーターについては、市の最上位計画である「調布市基本計画」の事業として位置付け、市が主体的に施策の展開を図っている。そのため、「地域共生社会」の実現に向けた取組である「調布におけるトータルケアシステム」の体制整備等を推進するに当たって、地域の関係機関と連携しながら解決につなげる役割を担い、自治会や地区協議会といった地縁組織等の活動への参加や地域住民との懇談会の実施を通して、地域における支え合いの仕組みづくりや新たな交流の場を創設するなど、住民が地域課題を主体的に解決するための土壌づくりをしてきた地域福祉コーディネーターを中心として本事業を実施する必要がある。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 調布市全域	(対象地域の範囲) 小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域	(人口) 約 236, 000 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 地区協議会、自治会、ひだまりサロン、関係機関等		(支援の内容) 地域住民主体のイベント等の取組を支援することで、地域づくりが一部の者に任されるのではなく、一人ひとりが主体となって活動していくという意識醸成を図る。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 地域福祉センター、社会福祉施設等		(運営主体) 地域住民、ボランティア団体等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 地区協議会、自治会、地域住民等		(研修の内容) 個人が特定されないよう配慮しながら他地域での事例を地区協議会、自治会、地域住民等に提供するなど、地域の中で起こりうる生活課題について住民が理解し、我が事として課題の発見や解決を図る可能性を考えるため、地域生活課題の理解促進を図る取組(講座、勉強会等)を実施する。	
(エ)その他			
調布市では、平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の同時改定に合わせ、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を小学校区を基礎とした新たな福祉圏域(8圏域)に再編・整理した。これにより、地域共生社会の実現のため、地域において顔の見える関係の構築等に取り組む。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会において、社会資源や拠点の創出に社会福祉充実残額の投下について働きかける。また、地域福祉計画に「寄附文化の醸成」を市の役割のひとつとして位置付けたことから、取組等を行う。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
市に配置されている7人(令和元年度中に8人に増員予定)の地域福祉コーディネーターが中心となって本事業を実施し、地域生活課題等を把握し、解決するために生活支援コーディネーター、調布ライフサポート(生活困窮者自立相談支援事業)等と連携を図っていく。			

事業の成果目標		
○既存の住民活動に働きかけ、地域生活課題の共有等を行う取組を全圏域で実施する。 →自治会、地区協議会、ボランティア団体等に働きかけるとともに、テーマに応じた話し合いの場づくりにも取り組み、具体的な活動の創出を図っている。 ○丸ごとの相談の場づくり及び専門機関のネットワーク構築を図る。 →2つの圏域をモデル圏域として、専門機関のネットワーク構築に向けた準備を進めている。 ○調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会に地域福祉コーディネーターが参加し、当事業への協力を各社会福祉法人に要請する。 →総会及び幹事会に参加し、協力を要請した。複数の法人から地域公益活動について相談を受け、実現に向けた話し合いが行われる等、一定の成果が挙げられている。 ※各取組の具体的な成果目標・数値目標については、別紙1「調布市における平成31年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の詳細」に記載のとおり		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 調布市全域	(対象地域の範囲) 小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域	(人口) 約 236, 000 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域福祉センター等		(相談を受け止める人) 地域福祉コーディネーター等
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社会福祉協議会が実施している小地域交流事業等を活用して、地区協議会・自治会・地域住民等に周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域包括支援センター等の関係機関と定期的に意見交換を行うとともに、地域組織やボランティア団体等との意見を交わす場を通じて、地域生活課題の把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 福祉圏域内の多様な関係機関のネットワークを構築し、住民主体の総合相談の場とも連携を密にすることで、地域生活課題を丸ごと受け止め、その解決に向けた圏域ごとの地域づくりを進める。また、地域で受け止めきれない複合的な課題については、相談支援包括化推進会議につなげていく。		(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
市に配置されている7人(令和元年度中に8人に増員予定)の地域福祉コーディネーターが中心となって本事業を実施し、相談を包括的に受け止める体制を整備するために地域包括支援センター、調布ライフサポート(生活困窮者自立相談支援事業)と連携を図っていく。		
事業の成果目標		
○平成31年度中に調布市で位置づけている福祉圏域(8圏域)を単位として働きかけを行い、複数の圏域において住民同士が意見を交わす場を立ち上げる。 →2つの圏域で、テーマに応じた話し合いの場づくりに取り組んでいる。 ※各取組の具体的な成果目標・数値目標については、別紙1「調布市における平成31年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の詳細」に記載のとおり		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
「2 多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の実施計画のとおり、実施する。		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	調布市及び社会福祉法人調布市社会福祉協議会
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	調布市では、今般、新たに策定した調布市地域福祉計画(平成30年度～35年度)において、3つの重点施策のひとつとして、「地域におけるトータルケアの推進」を位置付けており、地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布版トータルケアを充実することや多機関の協働による包括的支援体制を構築するため、相談支援包括化推進会議の設置を明記しており、本事業を実施する必要がある。 また、「地域共生社会」の実現に向けた取組である「調布におけるトータルケアシステム」の体制整備等を推進するため、地域の生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行っている地域福祉コーディネーターを中心として本事業を実施する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	8人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士(コミュニティソーシャルワーク、個別相談支援経験者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人調布市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーターが兼務)を8人配置する。 また、各福祉圏域で活動する相談支援包括化推進員が複合的な生活課題を抱える相談者に対し、豊富な既存資源を活用し、多分野で連携できる会議体等のネットワークを構築し、課題解決に向けたケース検討を行いながら支援を行う。相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーターが兼務)は、地域にアウトリーチし、地域生活課題を発見し、受け止めるとともに、多機関連携により課題の解決に取り組む。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 別紙2(平成31年度 相談支援包括化推進会議 実施(案))参照	(既存の会議の名称) (平成31年度 相談支援包括化推進会議 実施(案))参照
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 別紙2(平成31年度 相談支援包括化推進会議 実施(案))参照	(既存の会議の名称) (平成31年度 相談支援包括化推進会議 実施(案))参照
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会において、社会資源や拠点の創出に社会福祉充実残額の投下について働きかける。また、地域福祉計画に「寄附文化の醸成」を市の役割のひとつとして位置付けたことから、取組等を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
相談支援包括化推進会議や調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会等を活用し、また、市が社会福祉協議会に事業委託をしている地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)等と連携して、制度の狭間で困っている方の生活支援サービスなどの創出を図るために検討を行う。	
オ その他	
調布市では、平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の同時改定に合わせ、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を小学校区を基礎とした新たな福祉圏域(8圏域)に再編・整理した。これにより、地域共生社会の実現のため、専門機関同士の連携を緊密化し、多機関協働による包括的支援体制の構築を図る。	
⑧事業の成果目標	
①平成30年度に2回、相談支援包括化推進会議を行う。推進会議の出席者については、随時拡大を図っていく。また、相談支援包括化推進会議のネットワークを基盤に、各機関が抱える個別の課題について共有しながら、各機関の役割について共有、整理する。また、調布市における社会資源をエコマップ化や、プラン作成に用いるインタビュー・アセスメントシート等の様式等を検討する場を設ける。 ② 相談及び活動件数の成果目標 ケース件数:合計100件 延べ行動件数:合計15,000件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
「1 地域力強化推進事業」の実施計画のとおり、実施する。	

東京都 日野市

都道府県名	東京都	市区町村名	日野市			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業			都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	185,393（人）		世帯数	88,402（世帯）		
高齢化率	24.7（％）	生活保護受給率	1.34（％）	面積	27.55（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	45.06(%)	公立小学校数	17(校)	公立中学校数	8(校)	
地域包括支援センター		委託：9 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所、委託：1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

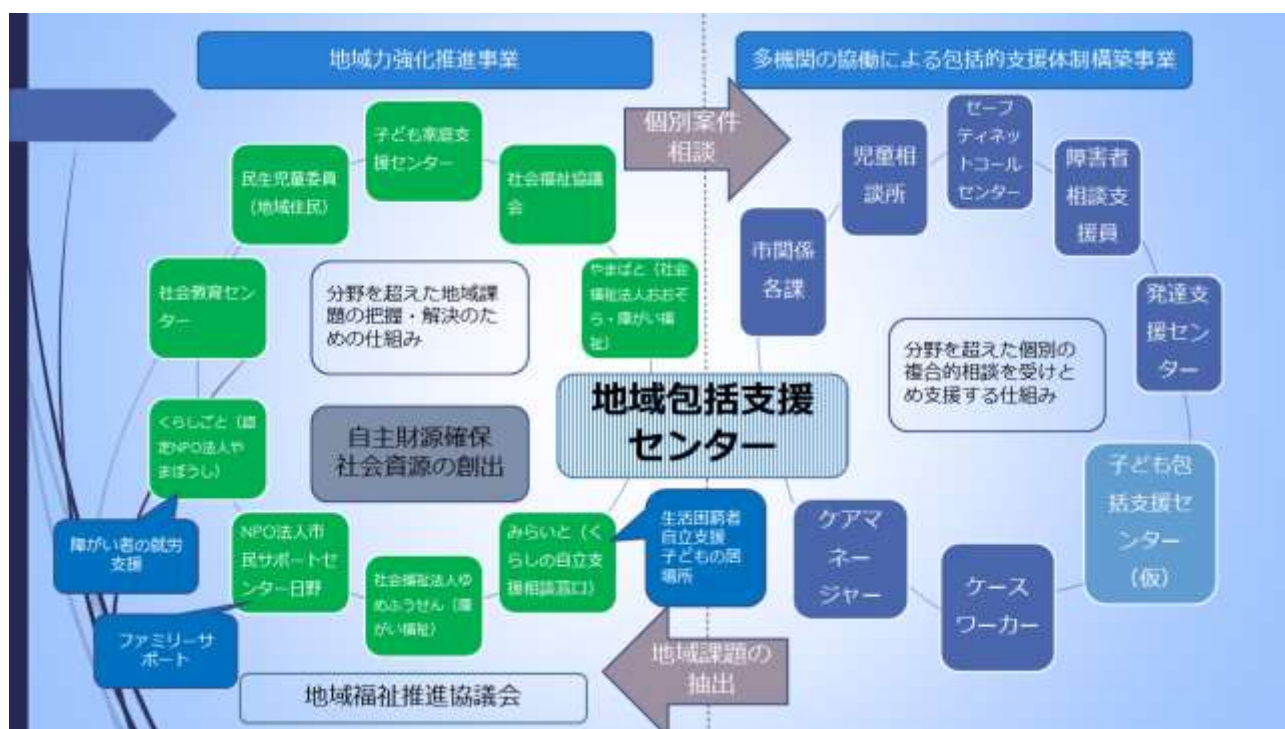
日野市(日野町)はもともと都市近郊の農村地帯であったが、昭和初期に工場の誘致を行い、町の発展をもたらした。その後、都内への通勤利便性の高さから住宅地としての需要が高まり、ベッドタウン化が進行した。現在は、工場の撤退・縮小が相次ぎ、また、急増期に流入した人口の高齢化が進行している状況である。地理的には、多摩川・浅川に挟まれた平地部とそれを取り巻く丘陵部からなっており、昭和40年代以降の人口急増期に開発された丘陵部においては、高齢化が進みつつあるため、公共交通機関の利便性の悪さなどが顕在化してきている。一方、駅周辺においては、新たに再開発がすすめられ、子育て世代を中心に人口流入が進み、人口は微増している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	市役所等行政関係機関の窓口に来なくても、身近な地域で気軽に様々な相談ができ、必要な支援につながる地域をつくっていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域包括支援センターを地域の核とした相談体制の構築。福祉関係者や地域住民等で構成される協議会で、地域の生活課題を把握し、解決する仕組みづくりを行う地域をつくる。世代を問わず、障害の有無を問わない、様々な人が共生する社会づくり。協議会を市内4日常生活圏域に設置し、活動を継続的に行い、一定数の相談を受け付けることを数値目標として設置する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	東京都日野市 (社会福祉法人 創隣会)	
②事業名	地域力強化推進事業 (愛称:わがまる)	
③事業実施の必要性	事業の対象地域である豊田圏域では、高齢化が進む一方、大型マンションの建設や宅地開発により、子育て世代を中心とした転入者が増加している。人口の更なる増加が予想される当該圏域において、地域の福祉関係者と地域住民が互いに支えあい、地域の福祉生活課題を地域で解決できる体制の構築が必要と考え、地域住民及び地域の社会福祉法人・地域の福祉活動を行う NPO 法人・社会福祉協議会の職員を構成員とする地域支援ネットワークの立ち上げを図り活動している。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) とよだ圏域	(対象地域の範囲) 介護保険の日常生活圏域	(人口) 45,868 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域力強化推進事業 (わがまる) 支援ネットワーク委員会	(支援の内容) ネットワーク会議に参加してアドバイス 広報等による活動周知の支援	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 社会福祉法人創隣会 (地域包括支援センターあいりん) の一室	(運営主体) 社会福祉法人創隣会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 認知症ケアの現状について施設関係者を交えた座談会	
(エ) その他		
多世代交流や地域振興を目的とした住民交流の各種イベントの共催		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市や地域の NPO、社会福祉法人との協働、クラウドファンディングの実施を検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)		
市で配置している社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携をする。		
事業の成果目標		
月に 1 回以上の委員会の開催及び月 1 回以上の相談活動		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) とよだ圏域	(対象地域の範囲) 介護保険の日常生活圏域	(人口) 45,868 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域力強化推進事業(わがまる)支援ネットワーク委員会	(相談を受け止める人) 地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO 法人職員	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 世代間交流等を目的とした映画会開催などに併せて相談活動を行う。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域における活動の中から課題を把握し、定期的に関われるネットワーク委員会において集約する。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 市の福祉初期総合相談窓口(セーフティネットコールセンター)との連携	(バックアップする人) 豊田圏域内にあるセーフティネットコールセンターサテライト職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)		
担当地域の地域包括支援センター(「あいりん」・「すてつぷ」)、市の生活困窮者自立相談機関のサテライト(「みらいと」)		
事業の成果目標		
月 1 回以上の活動の周知と合わせて、相談会・座談会・研修会等を実施して 1 件以上の相談を受ける。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
2019 年度(平成 31 年度)に開催予定の第 4 期日野市地域福祉計画策定委員会の中で、多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画について協議を行う。		



活動の成果 (2018.7-2019.7)

- 7つのイベントを実施
- 合計247名の参加
- 相談受付8件
- 地域にある福祉関係団体同士以外に他の団体がどのような事業を行っている団体か知らなかったが、協議会を通して「顔の見える関係」ができ、連携して問題解決に取り組む体制の構築につながった。

今後の事業の位置づけ

- 【案1】「ちょこっと困りごとサービス」を包括的支援相談窓口(地域包括)でも実施する。
- 【案2】生活支援コーディネーターの第2層協議体の事業の拡張として年齢問わず相談を受ける。
- 【案3】「くらしの自立支援相談窓口 (みらいと)」のブランチとして相談受付を行う。

東京都 国立市

都道府県名	東京都	市区町村名	国立市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	76,269（人）		世帯数	38,193（世帯）		
高齢化率	23.2（％）	生活保護受給率	14.8（％）	面積	8.15（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		29.2(%)	公立小学校数	8(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		直営：1か所（ブランチ3か所）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

・面積は、全国の市の中で 4 番目に小さいコンパクトな市。高低差をあまり感じさせない美しく住みやすい市街地と貴重な自然とが調和している。 ・国立市では、古くからの伝統に根付いた文化の上に、大正期の「大学町」の開発によってアカデミズムの雰囲気が導入された。今日では様々な魅力を持った人々が集い、商店街には個性的な店舗が軒を連ね、多くのギャラリーによる多様性のあるネットワークが形成されるなど、まち全体に文化の気風があふれている。 ・文教地区指定の動きに見られるように、国立市民は自分たちの住むまちを自ら作り上げてきた。市民はそのことを誇りとし、先人たちの想いを受け継いでいる。この市民意識の高さは、国立市の財産であり、他の地域でも見られない大きな特徴となっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉に関する地域の課題は、その地域の特性によって多様に変化し、行政による画一的な支援では解決が難しくなっており、課題への向き合い方によっては、困難が深まったり、孤立や社会的排除を生んでしまうことがある。 このような課題を解決するためには、地域の課題を気軽に相談できて速やかに発見できる体制の整備を、行政をはじめ、住民、事業者、専門家など、様々な関係者がそれぞれの特徴をいかりながら協力することが必要。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「行政」と「住民」という関係性はもとより、地域における「支え手」と「受け手」の関係性をも越えて、お互いに理解し、共感し合い、支え合い、関わり合いながら、「だれもがあたりまえに暮らせるまち」を実現させるため、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを尊重し、だれも排除されない地域をすべての人と共に作っていくことを目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	国立市(国立市社会福祉協議会)	
②事業名	ぐるっと地域応援活動(CSW)事業における拡大・充実事業 (CSWによる主体的活動を行う住民の育成)	
③事業実施の必要性	これまでのCSWの活動で把握された様々な地域課題について、CSWが支援を行うことが多く、個別支援の対応が主要な業務になっている。CSWが個別支援とあわせて行うべき地域支援を行うためにも、地域住民が主体的に課題解決を行えるよう、地域住民の育成を行う必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 76,269人(R元.10.1 現在)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 主体的に地域課題に関わる住民(福祉委員)の育成と活動の支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 国立市民	(研修の内容) 福祉委員養成講座	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市からの補助金だけでなく、寄付金の活用など社会福祉協議会の自主財源の活用に向けて協議していく。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
民生・児童委員、生活支援コーディネーターとの連携		
事業の成果目標		
初回の養成講座の定員は25名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 76,269人(R元.10.1 現在)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 社会福祉協議会	(相談を受け止める人) CSW	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協だより、ホームページ、CSW通信 等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 福祉委員、民生・児童委員との連携		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 福祉総合相談ふくふく窓口、地域包括支援センターとの連携	(バックアップする人) CSW	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関や地域包括支援センターとの連携		
事業の成果目標		
平成31年度に初めて福祉委員を養成するため、相談件数等を数値化することは難しい。 CSWが地域住民の相談を包括的に受け止めることで、福祉委員が増えていくことが期待される。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	国立市(国立市社会福祉協議会)
②事業名	ぐるっと地域応援活動(CSW 事業)における拡大事業
③事業実施の必要性、体制等	近年、近隣の人間関係の希薄化が進み、近所同士の見守りや助け合いといった機能が失われている中、市民の抱える生活課題は多様化している。従来の制度や法の枠組みの中では十分に対応できない「制度の狭間」に柔軟に対応するためにも、様々な相談支援機関等と連携し、既存のサービスがない場合は新しい資源を開発する等、包括的支援体制の構築を図る必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士。生活上の課題を抱える方に対する「個別支援」と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民同士の支え合いの推進などの「地域支援」を統合的に展開・実践している。 なお、今年度は 1 名が人事交流中の市職員であり、行政との連携もよりスムーズになっている。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関が実施している支援調整会議や、行政の福祉に関する部署が参加し支援の狭間に落ちるのを防止することを目的とした進行管理会議、地域包括支援センター主催の地域見守りネットワーク会議等の既存の会議体に参加することで包括的支援体制を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回	(既存の会議の名称) 支援調整会議 進行管理会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 各 年 2 回～4 回 程度	(既存の会議の名称) 地域見守りネットワーク会議 要保護児童対策協議会 子ども・若者支援連携会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
市からの補助金だけではなく、寄付金の活用など社会福祉協議会の自主財源の活用に向けて協議していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
ひきこもり支援団体と共同で相談会を開催したことを通して、立ち上げたひきこもり家族会を開催する中で、ひきこもり支援に関する社会資源が圧倒的に少ないという課題があげられる。今後は居場所や就労体験できる場を地域で開拓していくことを検討。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
福祉委員や生活支援コーディネーター等、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを目指すことにより、地域だけでは解決できない課題も増えることが見込まれる。多様な相談支援機関等と連携し、専門的な相談支援ネットワークと地域協働のネットワークの架け橋を CSW が担っていく。また、複合的な課題に対して、多様な相談支援機関等と連携し、不足する社会資源については地域住民の参画を促し新たに創出する等し、包括的な支援体制を築く。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

東京都 狛江市

都道府県名	東京都	市区町村名	狛江市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（※集計可能な平成30年4月1日の数字です）

人口	82,048（人）		世帯数	41,769（世帯）		
高齢化率	24.1（％）	生活保護受給率	1.385（％）	面積	6.39（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		42.7(%)	公立小学校数	6（校）	公立中学校数	4（校）
地域包括支援センター		委託：３か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

多摩川の中流に位置する狛江市は、全国で2番目に面積が小さな市です。市の南側は、ほぼ多摩川に面しており、北側には野川が流れています。都心から電車で20分程の場所にありながら、緑も多く、「水と緑のまち」というのが市のキャッチフレーズになっています。また、交通の便がいいところから、ベッドタウンとしての機能を果たしています。歴史も古く市内のいたるところから、化石や古墳跡などの史跡がみつかります。企業等の数が少なく、ほぼ全域が住宅街です。市のコンパクトさを活かして、顔の見える関係づくりを目指し、市民参加のイベントを多く開催しています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化社会を迎え、福祉的な課題はますます複雑化してきており、既存の制度や行政のみでは対応することが難しくなっている。また、様々な課題を抱える世帯に早期に気づくことができるのは、民生委員・児童委員、町会・自治会等を含めた地域住民である。そのため、地域での課題は地域で解決していくことのできる仕組みづくりを目指し、体制を整備していく必要がある。以上の事から、本事業を地域福祉計画の重点事業に位置づけており、地域共生社会の推進を図るため事業を実施している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	コミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、住民の間で潜在化していた「制度の隙間の課題」が顕在化し、地域生活課題が明らかになってくること、また、バラバラに存在していた社会資源がつながり、有機的な連携を生み出してくれることを期待している。 加えて、地域の福祉課題を地域住民が学ぶ場として「福祉カレッジ」を開催することにより、地域の福祉問題に関心を持つ市民が増えていき、その受講生が地域の関係者等を主体とした「まちづくり委員会」に加わり、地域の課題を自分自身のこととして捉え、解決に向けてみんなで考え、取り組んでいくことのできるようなまちを目指している。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	粕江市(社会福祉法人 粕江市社会福祉協議会)		
②事業名	地域共生社会推進事業		
③事業実施の必要性	平成 29 年度に策定した地域福祉計画において、「地域において支援が必要であるにも関わらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちへの対応が十分ではない」、「地域資源の発掘が不十分で、その整理がなされていない」及び「地域資源と支援を必要とする人とのマッチングを行う体制の整備がなされていない」などの現状と課題が浮き彫りとなった。そこで、福祉の担い手となる人材の確保、コミュニティソーシャルワーク機能の構築、支援等を目的として、当事業の実施を地域福祉計画に位置付けた。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) あいとぴあエリア	(対象地域の範囲) 日常生活圏域	(人口)※平成 30 年4月1日 24,164	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 粕江市社会福祉協議会		(支援の内容) コミュニティソーシャルワーカーの配置	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 市内在住・在勤の方		(研修の内容) 地域の福祉課題を地域住民が学ぶ場として「福祉カレッジ」を開催する。	
(エ)その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
市民等が主体的に地域生活課題を解決するための新たな財源確保の手法について調査・研究するとともに、クラウドファンディングの実施について検討する。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
地域包括支援センター、社会福祉協議会、市、子ども家庭支援センター等			
事業の成果目標			
福祉カレッジの開催回数 13 回(定員 15 名)			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) あいとぴあエリア	(対象地域の範囲) 日常生活圏域	(人口)※平成 30 年4月1日 24,164	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 粕江市社会福祉協議会		(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 市報、社会福祉協議会HPに掲載し、周知を図る他、対象地域の市内掲示板に掲示する等の周知を行う。			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 地域の関係者等を主体とした「まちづくり委員会」の設立を支援し、各団体から地域生活課題を抽出するとともに、コミュニティソーシャルワーカーの活動において把握した地域生活課題の共有を行う。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 専門的な支援が必要な場合には専門的な相談機関につなぐ。		(バックアップする人) 地域包括支援センター職員、生活困窮者自立支援相談員、子ども家庭支援センター職員等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
地域包括支援センター、社会福祉協議会、市、子ども家庭支援センター等			
事業の成果目標			
地域との連携のもと、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て中の家庭等で支援を必要とする人に必要な支援が提供されるよう、地域の団体、NPO等に周知を行う。			

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
地域包括支援センターなどの多機関が連携し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等から複合的な課題を受け止める包括的相談支援体制の整備に向けて、関係機関と連携した支援を行うための総合調整を担う「相談支援包括化推進員」を市役所に1名、社会福祉協議会に1名配置している。さらに将来的に社会福祉協議会に2名増員予定。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	狛江市及び狛江市社会福祉協議会
②事業名	地域共生社会推進事業
③事業実施の必要性、体制等	狛江市では、それぞれの対象者別の相談機関は設置されているが、包括的な相談支援体制が十分に整っていないため、制度の狭間で問題を抱える方が、重度化してから相談に繋がるケースが多くなってきている。そうしたことから、包括的相談支援体制の整備に向けた支援や、複合的な課題を抱える家族や家庭に対して、関係機関と連携した支援を行うための総合調整を担う「相談支援包括化推進員」を配置する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4名(現在2名)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	市福祉相談課職員及び社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	狛江市福祉相談課及び狛江市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
社会福祉協議会に配置したコミュニティ・ソーシャルワーカーが、個別の相談支援を行う中で発見した地域課題や、複合的な問題を抱える相談者について、市の包括化推進員と連携し、様々な機関にアプローチして解決に向け支援を行う。また、庁内関係各課、地域包括支援センター及び社会福祉協議会で構成する地域包括ケアシステム推進会議を活用して、地域課題を共有し、解決に向けた協議を行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 参加者: 地域包括支援センター、市、関係機関、地域の関係者、その他必要に応じて	(既存の会議の名称) 地域ケア会議等(対象者や事案による)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の回数: 年3回程度 参加者: 市関係部署課長、地域包括支援センター、社会福祉協議会(その他必要に応じて)	(既存の会議の名称) 地域共生社会推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
課題解決のためのボランティアの活用など、地域の社会資源の活用を目指し、市内社会資源を把握し、繋がりを持つ。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域力強化推進事業においてコミュニティソーシャルワーカーが把握した地域生活課題について、解決に向けた自主組織の立上げを支援する。来年度は、生きづらさを抱え、自宅に引きこもっている当事者の家族に向けたイベントの開催、家族会の立ち上げ支援等を行う予定。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
本事業初年度なので、まずは関係機関等への包括化推進員の役割の周知を図る。 その上で、各相談機関から複合的な問題を抱える相談者についての繋ぎや情報提供を受けること、また、専門的な対応が必要な相談者については、適切な機関につないでいけること等がスムーズに行えるよう、関係機関等との関係の構築を進めていく。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

東京都 八王子市

都道府県名	東京都	市区町村名	八王子市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	561,407（人）		世帯数	267,602（世帯）		
高齢化率	26.6（％）	生活保護受給率	1.67（％）	面積	186.38（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	58.22(%)	公立小学校数	70（校）	公立中学校数	38（校）	
地域包括支援センター		委託：19 か所(社会福祉法人等)				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所、委託：2 か所(社協→住宅資金、就労支援→(株)パソナ)				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

平成 27 年 4 月に、東京都初の中核市となる。中央自動車道や圏央道が連絡する結節点として、また鉄道面では中央、京王、横浜各線等の地理的な優位性を持つ。21 の大学を抱えた学園都市としての面がある一方で、地域差はあるものの高齢化率も 25%を超えている。また、多摩ニュータウンにおける高齢化の問題も抱えている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くようにするためには、行政の取組に加え、“市民力・地域力”の活用が欠かせない。 地域住民が主体的に課題を解決し、それを地域が支えていくような”地域づくり”が必要である。そのためにも地域の福祉活動を支える人材の確保・育成を行っていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域のつながりの弱まりなどが課題として顕在化している中で、国レベルで進めている「我が事・丸ごと」の考え方のとおり、地域共生社会の実現が求められている。そのためにも、地域住民一人ひとり自らが当事者意識を持つこと、またそのような地域において福祉関係のネットワークが構築され緊密に連携し合う関係を構築する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	八王子市										
②事業名	地域福祉活動支援・人材育成										
③事業実施の必要性	支援を要する全ての人々を支援するためには市民力・地域力の活用が欠かせない。住民一人ひとりの当事者意識、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められる。										
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 市全体</td> <td>(対象地域の範囲) 将来的には、日常生活圏域(21)</td> <td>(人口) 561,407</td> </tr> </table> (ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 小地域福祉活動団体</td> <td>(支援の内容) 小地域福祉活動団体への活動支援</td> </tr> </table> (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) 地域福祉推進拠点の整備</td> <td>(運営主体) 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会</td> </tr> </table> (ウ)地域住民等に対する研修の実施 <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) 地域住民等</td> <td>(研修の内容) 拠点が実施する、住民を対象とする学習会等</td> </tr> </table> (エ)その他 地域の支えあいの意識づくりや地域活動のきっかけづくりを社協、地域福祉推進拠点が中核となり行う。 地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 市民からの指定寄附金を積立て、本市の社会福祉事業に活用する八王子市社会福祉基金の活用を検討。本市における寄附文化のさらなる深化と、市民の御厚意の有効活用を図る。 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 社会福祉協議会がコーディネート役となり、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に生活支援コーディネーターや民生・児童委員と連携し、地域福祉の推進を図る。対象者別の相談・支援機関の連携強化で、包括的な相談・支援体制を確立する。 事業の成果目標 小地域福祉活動団体数 2022 年度までに 37 団体		(対象地域) 市全体	(対象地域の範囲) 将来的には、日常生活圏域(21)	(人口) 561,407	(支援する対象) 小地域福祉活動団体	(支援の内容) 小地域福祉活動団体への活動支援	(拠点の場所) 地域福祉推進拠点の整備	(運営主体) 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	(研修の対象) 地域住民等	(研修の内容) 拠点が実施する、住民を対象とする学習会等
(対象地域) 市全体	(対象地域の範囲) 将来的には、日常生活圏域(21)	(人口) 561,407									
(支援する対象) 小地域福祉活動団体	(支援の内容) 小地域福祉活動団体への活動支援										
(拠点の場所) 地域福祉推進拠点の整備	(運営主体) 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会										
(研修の対象) 地域住民等	(研修の内容) 拠点が実施する、住民を対象とする学習会等										
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 市全域</td> <td>(対象地域の範囲) 将来的には、日常生活圏域(21)</td> <td>(人口) 561,407</td> </tr> </table> (ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称) 地域福祉推進拠点の整備</td> <td>(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)</td> </tr> </table> (イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (周知方法) 広報紙、SNS を活用した普及・啓発、町会・自治会への説明等 (ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (把握の方法) CSWによるアウトリーチ、生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員との連携等 (エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会の審議等</td> <td>(バックアップする人) 行政機関、相談・支援機関等</td> </tr> </table> 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 社会福祉協議会がコーディネート役となり、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に生活支援コーディネーターや民生・児童委員と連携し、地域福祉の推進を図る。対象者別の相談・支援機関の連携強化で、包括的な相談・支援体制を確立する。 事業の成果目標 地域福祉推進拠点の整備数 現状 7 か所 本年度中に 9 か所		(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 将来的には、日常生活圏域(21)	(人口) 561,407	(場所・機関等の名称) 地域福祉推進拠点の整備	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	(バックアップの内容) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会の審議等	(バックアップする人) 行政機関、相談・支援機関等		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 将来的には、日常生活圏域(21)	(人口) 561,407									
(場所・機関等の名称) 地域福祉推進拠点の整備	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)										
(バックアップの内容) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会の審議等	(バックアップする人) 行政機関、相談・支援機関等										
ウ その他											
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画											

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	八王子市及び社会福祉協議会
②事業名	地域福祉を推進するしくみの充実
③事業実施の必要性、体制等	高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが必要である。また、様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で”分かりにくい制度”と受けとめられている場合がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・社会福祉協議会職員(ボランティア活動推進、相談・支援業務従事者) ・社会福祉協議会職員(ボランティア活動推進、相談・支援業務従事者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	・社会福祉法人八王子市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化にむけ、その中核となる地域福祉推進拠点の整備を推進する。地域福祉推進拠点は市と社会福祉協議会による協働の事業であり、“車の両輪”として事業を展開する。 また、地域におけるキーパーソンである民生委員・児童委員の活動支援を充実させるため、検討会を設置する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ”包括的な地域福祉ネットワーク会議”を設置・運営する。会議の開催前に、地域福祉推進拠点の CSW が受け止めた相談事例について、事前の検討を行う。	(既存の会議の名称) 包括的な地域福祉ネットワーク会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 包括的な地域福祉ネットワーク会議を設置・運営する(構成:関係所管、社協、各種相談・支援機関等)。年2回程度を予定。	(既存の会議の名称) 包括的な地域福祉ネットワーク会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
市民からの指定寄附金を積立て、本市の社会福祉事業に活用する八王子市社会福祉基金の活用を検討。本市における寄附文化のさらなる深化と、市民の御厚意の有効活用を図る。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
八王子市社会福祉協議会が社会福祉法人のネットワーク会議を定例的に開催し連携して地域福祉の向上を目指す。	
オ その他	
平成 30 年 3 月に策定した第 3 期地域福祉計画に基づき、福祉関連所管だけでなく、保健・医療、教育、防災、産業等各分野とも連携し、事業を推進する。	
⑧事業の成果目標	
現状 7 か所 本年度中に 9 か所	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

神奈川県 藤沢市

都道府県名	神奈川県	市区町村名	藤沢市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等 間近

1-1. 自治体の基本情報

人口	434,313（人）		世帯数	190,679（世帯）		
高齢化率	24.3（％）	生活保護受給率	12.5（％）	面積	69.56（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		73.3(%)	公立小学校数	35(校)	公立中学校数	19(校)
地域包括支援センター		※下記例を参考に、本記入を削除のうえ記入してください。				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：2 か所、委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

南部の湘南海岸を中心とした観光産業、北部の自動車関連企業の進出に伴う工業地帯、更には市内に4大学が立地するという学園都市としての性格を持ち、多様な機能を有する湘南の経済、文化の中心として発展した。 また本市では現在、高齢者に限定することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指し、行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくりを共通基盤とした「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域の住民が主体となり、気軽に立ち寄れる居場所「地域の縁側」の設置を進め、その活動の中から発見される困りごと、相談ごとが確実に専門的な支援につながるために、市民センターやコミュニティソーシャルワーカーを含めた地域の様々な相談支援機関の連携を推進することで、個別支援を通じた地域づくりを展開する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○地域住民の「気づき」を埋め戻すことなく相談につなぐ意識が高まること。 ○相談支援を行う機関は、それぞれの分野以外の困りごとに対しても、一旦は話を聞き受け止めるという意識を醸成する。 ○市民センターにおいては、相談事はしっかり受け止める、という意識を全体で共有できること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	藤沢市(一部委託)社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会		
②事業名	藤沢市地域力強化推進事業、藤沢市地域の縁側事業		
③事業実施の必要性	市内 13 地区の特性を生かした地域づくりを進める中、小学校区程度の圏域を目安に多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所を「地域の縁側」と位置づけて、運営を行う団体への活動支援を行い、設置を進めている。この「地域の縁側」を展開する際に、地域の活動団体が主体となって取り組む活動の中で発見される困りごと、相談ごとが確実に専門的な支援につなげる必要性が求められる。これらの相談ごと、更には身近な地域の課題に対しては、市社会福祉協議会に委託して配置するコミュニティソーシャルワーカーが幅広く受け止め必要な支援につなぐ体制を拡大している。		
① 業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 行政区(13 地区)、小学校区	(人口) 434,313	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 地区ボランティアセンター、市民団体、自治会、社会福祉法人、NPO 団体、地区社会福祉協議会 等		(支援の内容) 活動に対する補助金の交付、運営に対する支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 地域の縁側事業(基本型)		(運営主体) 地区ボランティアセンター、市民団体、自治会、社会福祉法人、NPO 団体、地区社会福祉協議会等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 地域の縁側事業実施団体		(研修の内容) 相談対応、運営団体同士の意見交換と交流、相談対応の資質向上を目的とした研修の実施	
(エ)その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
社会福祉法人による地域貢献の取り組みや共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取り組みについて検討を行う。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活困窮者自立支援事業(任意事業含む)、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業、障害者相談支援事業、日常生活支援事業等			
事業の成果目標			
地域の縁側事業 3 か所新設予定。 研修実施回数:1 回／年 平均利用者数:14 人／日			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 行政区(13 地区)、小学校区	(人口) 434,313	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会		(相談を受け止める人) 地域の縁側を運営する団体	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 市広報、パンフレット等を活用し、市民周知。また個別支援の中で居場所として活用を促す。			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 縁側事業所にて気軽に相談できる状況を整えることや事業運営者による気付きを促すことによって、地域における住民の生活上の課題を発見しやすい環境を整える。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 活動の中で把握した生活課題や困りごとを専門的な支援につなげていく働き。		(バックアップする人) コーディネーター コミュニティソーシャルワーカー	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活困窮者自立支援事業(任意事業含む)、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業、障害者相談支援事業、日常生活支援事業等			

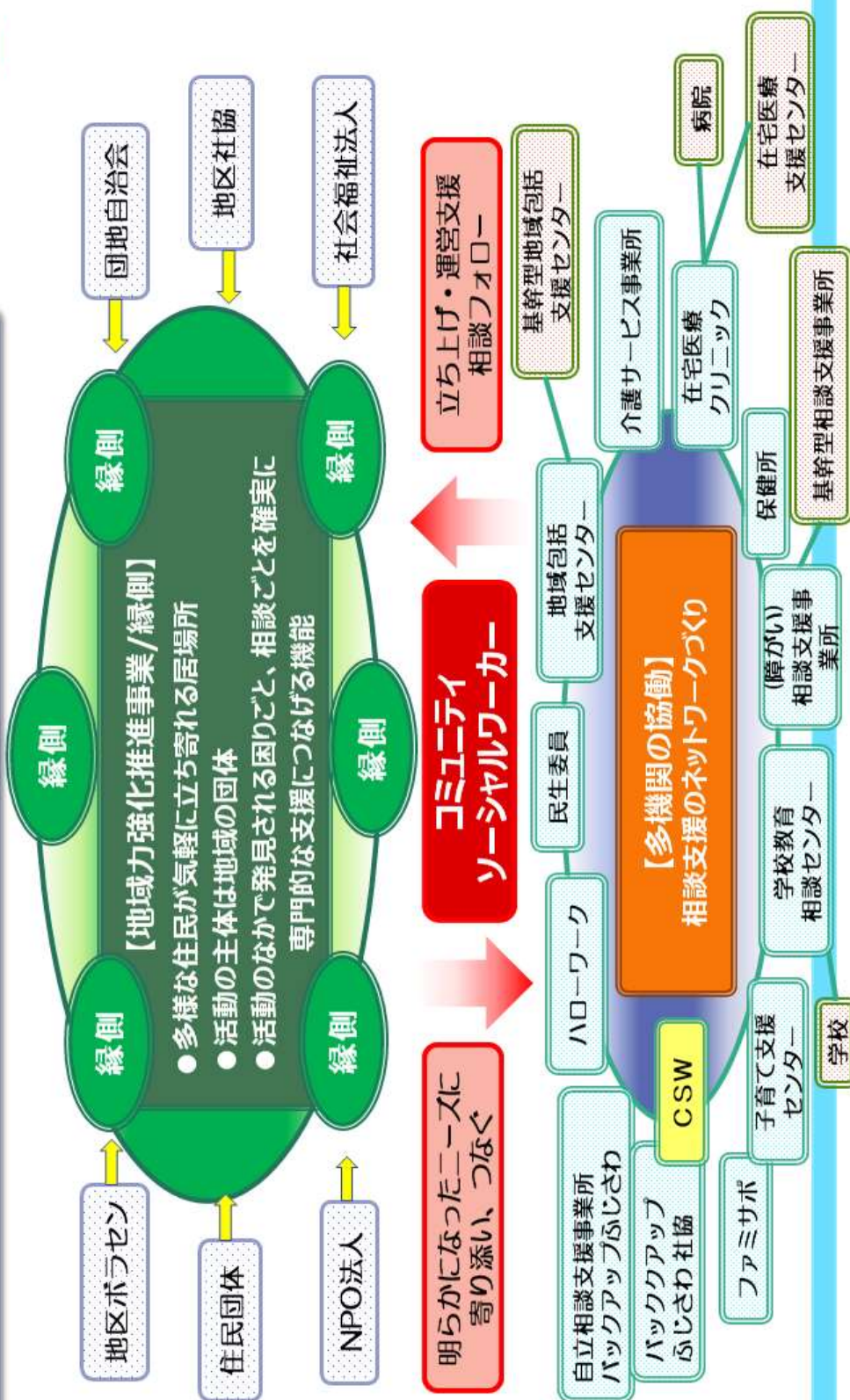
事業の成果目標
地域の縁側事業 3 か所新設予定。 研修実施回数:1 回／年 平均利用者数:14 人／日
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	藤沢市(委託)社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会
②事業名	藤沢市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	個別支援を行う中で、これまでは各関係機関が独自に支援体制を構築していたが、事業として位置づけることで複合的な問題に対して多機関が関わることにより制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。市内の多分野にわたる相談支援機関が連携体制を組むことで地域住民の困りごとを身近な地域の中で解決できる体制を構築していく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	直営:社会福祉士。生活保護ケースワーカー業務に 4 年半従事し、生活困窮者自立支援事業の主任相談支援員として 3 年半従事。 委託:社会福祉士。障がい者相談支援専門員に 2 年半従事し、生活困窮者自立支援事業の主任相談支援員として 3 年従事。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	直営:藤沢市福祉健康部地域包括ケアシステム推進室 委託:社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
コミュニティソーシャルワーカーが地域において様々な活動団体や福祉の事業所と顔の見える関係性を築き、各関係団体・事業所が連携することを目的に話し合いを持つ場を設定する。この話し合いの場を地域における多機関連携の場と捉える。コミュニティソーシャルワーカーを主体に各地区においても同様の場を展開していくことを目指す。この連携(ネットワーク)を構築することで、各団体・事業所が受け止めた相談ことが、その事業所の機能の中では対応できないことであっても、その解決に向けて適当な事業所に介入を依頼できるような相談支援の環境を作っていく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 担当課、生活保護担当課、委託事業所(就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業)と個別事例について毎月 1 回定期的に行っている。(支援調整会議を活用)	(既存の会議の名称) 支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 市長より委嘱された委員(医療機関・福祉関係機関・介護保険関係機関・子育て関係団体・地域で活動する市民団体・教育機関・学識経験を有する者・公募により選出された市民・社会福祉協議会・市)が年 4 回全世代型の地域包括ケアシステムの推進に向けた検討を行う。	(既存の会議の名称) 藤沢型地域包括ケアシステム推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組について検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
・農福連携事業:野菜の直売所で売れ残った野菜を、ボランティアを活用しながら市内の子ども食堂等で活用する仕組み ・社会参加支援事業:社会とのつながりが希薄している方に、自己肯定感などを回復するための社会貢献活動を通じて支援をすることで、社会(だれか)との「つながり」を感じることができる。	
オ その他	
⑨ 事業の成果目標	
○相談支援包括化推進会議:4 回／年 ○相談件数:60 件 ○コミュニティソーシャルワーカーを配置する地域を増やすことで、地域の現状や支援機関どうしのつながりを把握し、個別支援を行う上で、連携の必要性が生じる場合には関係性構築に向けた支援を行っていく。	
⑩地域力強化推進事業実施計画	

住民に身近な圏域

市町村域等



神奈川県 小田原市

都道府県名	神奈川県	市区町村名	小田原市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	190, 454(人)		世帯数	81, 444(世帯)		
高齢化率	29.65(%)	生活保護受給率	16.89(%)	面積	113.81(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		75.3(%)	公立小学校数	25(校)	公立中学校数	11(校)
地域包括支援センター		直営:なし 委託:12か所(社会福祉法人9、株式会社3)				
生活困窮者自立相談支援事業		直営:1か所(自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業) 委託:1か所(学習支援事業・NPO法人)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

小田原市は神奈川県西部に位置し、西は箱根連山、中心部を酒匂川が流れ、南は相模湾に面し、温暖な気候の地です。また新幹線をはじめ、鉄道5社が乗り入れ交通至便な街です。 小田原は戦国時代に北条氏が関東一円を支配する拠点となり、江戸時代には東海道の宿場町として栄えました。現在は、商工業、農業、漁業のほか、漆器などの伝統産業もあり、小田原城などを中心に観光地ともなっています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	小田原市は、支援を必要とする方々を制度的な枠組みを越えて支えるケアタウン構想を実現するため、従来から施策を進めてきているが、行政だけでなく、地域や団体、法人と連携の充実を図り、地域での課題や実情に対応することができる体制を構築していきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	行政だけ、団体だけ、地域だけといったばらばらの対応で、誰かがやってくれるものという意識ではなく、お互いに協働して、複雑な課題を解決していく意識を醸成し、困難なことにもみんなの力で対応していけるようにしたい。 多くの関係者を結びつけるとともに、具体的かつ実動的な協議の場を設けたい。 また、地域での取組を積極的にバックアップするとともに、地域において課題への対応を自主的に考え、行動できるように支援していきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	小田原市(小田原市社会福祉協議会・小田原市事業協会)		
②事業名	『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業		
③事業実施の必要性	少子高齢化の進展やコミュニティの機能低下を主因として、市民の生活課題は一層複雑多様化、また社会化する傾向にある。社会保障制度や行政の福祉政策が様々な拡充されてもそこから抜け落ちてしまう人々は存在し続け、複合的な課題を抱える人々に家庭や地域が対応していくことは極めて困難になるものと見込まれる。これに対して本市は平成 22 年度から、ケアタウン構想と銘打って地域コミュニティを核に多様な主体が連携協力する共生社会の実現を構想するが、地域における共助の担い手や事業財源が不足するため、地域生活課題のニーズに対応する社会資源は十分に整備・供給されていない状況にある。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
市内全域	26連合自治会の各区域	190,454(人)	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
自治会長、民生委員・児童委員、地区社協、地区ボランティア、PTA、老人クラブ、事業者、さらにそれらの連合体としての地域コミュニティ組織		サロンの開設、生活支援、見守り活動等に係る助成、助言、関係機関との調整等 地域生活課題の把握と解決策の検討のサポート	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
地域公民館や小学校の空き教室		地域コミュニティ組織(地区まちづくり委員会)ほか	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
民生委員児童委員、連合自治会長、地区社協役員ほか		当該事業の運営についての検討及び調整 先進的取組をしている地域の担当者を招聘しての研修会(講演会)の実施	
(エ)その他			
中間的就労事業として、地域の力を活用し、生活保護利用者、その他就労に係る支援を必要とする者に対し、就労の機会(軽作業、体験、ボランティア等の機会を含む。)等を多様な形態で提供し、当該利用者等の自立を支援する。(民間企業、社会福祉法人等、分野の異なる法人の協力を得ることで内容を多様化するとともに、その機会を増やす。)			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
社協による共同募金の地域配分、地域コミュニティに対する市の補助金の活用、社会福祉法人による地域貢献事業との連携による取組			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備事業の活用により、生活支援コーディネーターが地域における福祉的取組に関する会合や打合せに積極的に参画し、その地域において必要とされ、また実際に活動する住民の意向にマッチした活動が実施できるように支援する。 地域の課題把握・解決を検討する地域コミュニティ組織の会合に参画することで連携を図る。 また、地域ケア会議(地域ケア会議推進事業)における、地域包括ケアのあり方の議論に、介護分野だけに限らず、その他の領域のケアに係る事項を含めていくこととする。			
事業の成果目標			
生活支援コーディネーターは、市内26連合自治会単位の福祉関係会合等に月1回程度、参加し、地域において目指す新規の取組の支援及びこれまでの取組の改善の支援を行う。 コミュニティ組織における検討を踏まえた自主的な地域活動事業への支援(年間サロン、生活応援隊事業、その他事業)			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)		
市全域			

(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称) 福祉まるごと相談窓口	(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 市広報・ホームページ、社会福祉協議会広報・ホームページ、民生委員児童委員大会、連合自治会長会議など	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 民生委員・児童委員、自治会長等が受けた相談を地域包括支援センター又は福祉まるごと相談窓口において受け止めることで、地域における生活課題の早期把握に結びつける。 窓口を多様化することで、相談しやすい環境を整備する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談の内容に応じて、関係機関相互で情報を共有し、具体的な支援を検討し、各機関が主体的に役割を果たす体制を構築する。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員(福祉まるごと相談員)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター)が把握する多機関の連携が必要な相談事項(高齢者に係る相談以外の事項等)について、相談支援包括化推進員が受け止め、連携し、市、地域、その他関係機関とのケース検討会を開催するとともに、課題解決に向けての支援を役割分担し、実施する。	
事業の成果目標	
月10件程度の新規相談を受け止め、市や専門機関等との連携により、まず7割程度の解決を目指すとともに、すぐの解決に至らない相談等については、専門機関、地域へのつなぎにより、継続して見守り、解決の糸口を探っていく。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	小田原市(小田原市社会福祉協議会)
②事業名	「福祉まるごと相談」事業
③事業実施の必要性、体制等	支援を必要とする方の抱える課題が複合化・複雑化し、市の福祉担当所管や支援機関が個別にかかわるだけでは解決が難しいケースが増加している。 このようなケースに対応していくために、庁内各課で直接相談を受けるほか市社会福祉協議会に「福祉まるごと相談窓口」を設置して総合相談体制を整備するとともに、相談支援包括化推進員を配置することで、市の福祉担当所管はもとより、地域の多様な機関と連携を図りながら必要なサービスにつなげる包括的支援体制を構築し、市民に対する福祉サービスを向上させるものである。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士の資格を有し、実務経験がある者 ② 社会福祉士(小田原市社協職員9年目) ③ 社会福祉士、介護支援専門員(小田原市社協4年目、入職前他市社協・地域包括支援センターにて14年勤務)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	小田原市社会福祉協議会・「福祉まるごと相談」窓口

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
■複合的な課題を抱える者の把握方法 福祉まるごと相談事業として相談者の属性や相談内容などの対象を限定せずに、直接相談を受け付けていく。また、関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域関係者に事業周知を行い、複合的な課題を抱える世帯を把握した場合にはまるごと相談窓口につながりいただき、連携・協働して対応する。また、地域包括支援センター単位又は連合自治会単位ごとの自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等による会議の場で、相談支援包括化推進員、社協の地区担当者との連携を図り、地域の力を活用した支援体制を構築していく。 ■相談支援機関のネットワークの構築方法 関係機関の課長級職員によるネットワーク会議を開催し、本事業の共通理解を図るとともに、既存の会議体や個別の事例から抽出された課題等に対する解決策を検討するほか、支援者のスキルアップのための研修会の企画等を行う。 ■当該者に対する支援の方法 相談者の属性や相談内容などの対象を限定せず、まずは相談を受け止め、相談者の抱える課題の把握と整理に努める。関係機関と連携する必要がある場合には可能な限り同行し、伴走的な関わりをする。支援の過程で必要に応じて相談支援包括化推進会議を開催し、課題の共有や協働の方法について検討する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 8回/年 福祉健康部各課職員、市関係課職員、県の専門機関職員、地域包括支援センター職員、医療機関職員、相談支援包括化推進員等	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 3回/年 福祉健康部6課、子ども青少年部3課、社会福祉協議会、その他関係機関等	(既存の会議の名称) ケアタウン構想及び多機関協働に係る調整会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域にある社会福祉法人等と地域との交流を図るとともに、地域の課題について相談を受けることのできるような枠組みの構築を模索する。また、社会福祉協議会の市民福祉基金等への寄付を募り、地域の新たな活動に助成をする仕組みについても検討を図る。アクティブシニアポイントの地域への還元の方策を検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
日ごろの相談支援業務等から必要と思われる仕組み等について協議する場を、社会福祉協議会職員を中心に定期的に設け、関係部署や関係機関と連携しながら実現していく。以下、実施しているもの、又は開催を検討しているものの例。 ■生活支援資金貸付事業 ■生活家電リユース事業 ■ひきこもり家族会	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
・市内連携のためのネットワーク会議の開催(年2～3回) ・市内・関係機関向けに「我が事丸ごとの地域推進事業」強化のための研修会の実施 ・市内・関係機関の横断的支援が必要な事例の検討会の随時開催 ・相談支援専門職向け研修会の開催 ・地域向け事業周知の研修会の開催 市の窓口において相談として受け止められていない事項を、地域の民生委員、自治会役員、地域包括支援センター等から広く受け止め、その問題解決についても、行政だけでなく、地域の力を最大限活用できるよう支援していく。 福祉まるごと相談窓口において月10件程度の新規相談を受け止め、伴走的な関わりを通して相談者に寄り添った相談援助を行う。 また、今年度は市内の連携及び専門職・機関のさらなる連携強化を目標とし、随時事例検討を行い、まるごと受け止める意識を市全体として高めていく。 さらに、地域から相談しやすい窓口となるよう、連合自治会単位のまちづくり委員会・福祉部会や民児協地区ブロック会合等に参加し、相談受付・対応状況の周知や課題の把握を行うこととする。(各地区 年間2回)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	